

令和四年三月定例会

令和 4 年 第 1 回

# 菊陽町議会 3 月定例会会議録

令和 4 年 2 月 28 日～ 3 月 17 日

菊陽町議会  
会議録

熊本県菊陽町議会

令和4年第1回定例会議会会期日程

月 日	曜 日	内 容
2 / 28	月	開会・行政報告・施政方針・提案理由説明・当初予算内容説明（議案第13号～議案第19号）質疑・委員会付託
3 / 1	火	休会（議案調査）
3 / 2	水	議案審議（承認第1号）質疑・討論・表決、（議案第1号～議案第12号、議案第20号～議案第23号）質疑・討論・表決
3 / 3	木	休会（議案調査）
3 / 4	金	休会（議案調査）
3 / 5	土	休会
3 / 6	日	休会
3 / 7	月	休会（議案調査）
3 / 8	火	一般質問（4人）
3 / 9	水	一般質問（4人）
3 / 10	木	一般質問（3人）
3 / 11	金	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
3 / 12	土	休会
3 / 13	日	休会
3 / 14	月	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
3 / 15	火	文教厚生常任委員会
3 / 16	水	休会（議事整理）
3 / 17	木	委員長報告・質疑・討論・表決・発議・閉会

令和4年第1回菊陽町議会定例会一般質問表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
1	廣瀬 英二 (P100～)	1. TSMC誘致に伴う道路渋滞緩和策等について	(1)道路などの整備について、考え方及び計画を示せ。 ①菊陽空港線及び県道大津植木線の4車線化 ②原水駅周辺地域の市街化区域編入 ③生活道路の整備、通行帯白線の見直し (2)セミコンテクノパークへの通勤バス拡充などについて ①原水駅からの増便の考えはあるか。 ②役場等拠点からの通勤バスを運行する考えはあるか。それに伴う企業と町が連携し、補助金など検討する考えはあるか。 (3)JR原水駅舎付近の整備について町の考えを示せ。 (4)新駅設置について町の考え及び計画を示せ。
		2. 企業誘致について	今後も半導体企業等誘致の考えはあるか。
		3. 空港アクセス鉄道計画について	県は今年中に空港アクセス鉄道計画についての結論を出すとしているが、三里木ルートはどのようにアピールしていくのか。
2	西本 友春 (P112～)	1. おくやみコーナーについて	(1)御遺族の役場での手続きや負担を軽減し円滑に済ませられる事務の改善はどうなったか。 (2)おくやみハンドブックの見直しはどうなったか。
		2. 食品ロスについて	(1)フードドライブに対する取り組みはどのようになっているのか。 (2)菊陽町社会福祉協議会で実施しているフードバンク事業への連携をどのように考えているのか。 (3)子ども食堂が定着するための取組をどのように考えるのか。
		3. マイボトル運動について	(1)マイボトル運動についてどのように考えているのか。 (2)学校におけるマイボトル運動の取り組みをどのように考えているのか。

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
			(3)マイボトル普及のために、給水スポットを公共施設に整備することをどのように考えているのか。
		4. 暗所視支援眼鏡について	暗所視支援眼鏡の助成額19万8,000円を、原則として低所得者は無償で、所得のある方は1割負担とする検討はどのようになっているのか。
3	那須真理子 (P121～)	1. 大空港構想における町のビジョンのその後について	(1)これまでのビジョンの進捗状況はどうか。 (2)地域一帯にどのような効果をもたらすと考えるか。
		2. 不登校について	(1)町における不登校の児童・生徒の数はどれくらいか。 (2)不登校の背景には何があると考えられるか。 (3)不登校の児童・生徒の支援はどうしているのか。 (4)適応指導教室(すぎなみ教室)の現在の状況そして、今後の在り方を問う。 (5)2教室それぞれに、専用の電話とコピー機導入をどう考えるか。
		3. 男女共同参画について	(1)昨今の町民の意識や認識をどう見るか。 (2)今後の町の取り組みについて考えを問う。 (3)学校の教育現場における人権教育はどうか。
4	矢野 厚子 (P135～)	1. 第6期菊陽町総合計画の学校教育の充実について	(1)学校教育の充実の<主要施策1>子どもたちの「生きる力」を育む教育の充実とある。 ①企業や大学等と連携したプログラミング教育やキャリア教育の推進とあるが、どの企業・どの大学など具体的に動いているのか。 ②英語教育の一層の充実とあるが具体的にはどのような教育をおこなうのか。 ③私立のインターナショナルスクールの誘致について検討する考えはないか。 (2)同じく<主要施策3>学校教育施設・設備の環境整備とある。

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
			<p>①今後予想される児童・生徒の増加に対応するため、計画的な環境整備を進めるとあるが、年々増加する人口に対して何年後までを想定し、どのように計画準備していくのか。</p> <p>②私立では子どもの能力に合わせた授業が可能となるが、町立の中学校では厳しい面があると考えますが、私立の中高一貫校の誘致を検討する考えはないのか。</p>
		2. 第6期菊陽町総合計画の工業の振興について	<p>基本方針に雇用の場を確保するために、県や関係機関と連携して企業誘致を進めます。</p> <p>企業のニーズに対応するために新たな工業団地の整備に取り組みますとあるが</p> <p>(1) T S M C ( J A S M ) の雇用についてはどのように予想しているか。</p> <p>(2) 企業誘致が町民の働く場所として連動できているのか。</p> <p>(3) 高校生向けの地域企業の P R の実施とあるが具体的にはどのようにおこなうのか。</p> <p>(4) 関連企業が進出を打診していると思うが、新たな工業団地の整備についてどのように考えているのか。</p>
		3. 第6期菊陽町総合計画の広域連携などの推進について	<p>主要施策3で大学・企業などとの連携の中で、大学や民間企業などとの連携協定を進め、協定に基づく事業の実施に取り組むとあるが、具体的にはどのような連携事業をおこなうのか。</p>
5	甲斐 榮治 (P150～)	1. 白川河川改修について	<p>町域における白川の河川改修事業の進捗状況はどうなっているか。また今後の事業計画について、町は把握しているか。</p>
		2. 空港アクセス鉄道計画について	<p>(1) 熊本県における現在の検討状況を把握しているか。</p> <p>(2) 以下の件を町はどのように考えているか。</p> <p>① 三里木駅・原水駅・大津駅の3つの分岐ルート案について、町はそれぞれどのように評価しているか。</p> <p>② 町の考え方を明確にして、熊本県や J R に対して働きかける必要があると思うが、どうか。</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
			③町が構想している新駅設置と空港アクセス鉄道計画との整合性についてはどう整理しているのか。新駅実現の可能性はあるのか。新駅設置よりも空港アクセス鉄道への関与を優先すべきではないか。
		3. J A S Mの事業展開について	(1) 予想される交通渋滞の緩和のためには、大津植木線・大津西合志線の4車線化は必須条件である。関係する3市町の要望の調整やとりまとめは進展しているか。 (2) 町内の主要道路について、町は調査をおこなっているが、実態把握の結果はどうであったか。またその結果を今後の施策にどのように反映するのか。 (3) 関連産業には何があって、それらの展開にどう対処するか。 (4) 外国籍の従業員の住環境整備・教育や福祉についてどのような想定をしているか。
		4. 菊陽空港線の延伸事業について	(1) 進捗状況は怎么样了なっているか。 (2) 道路の沿線や道路が通過する長塚団地について、住民の納得は得られているか。 (3) 完成は令和8年度が予定されているが、J A S Mは令和6年度には稼働を始める。予定の前倒しはどの程度可能か。また人的能力は十分であるか。
		5. まちづくり条例設置について	建築・建設に関する認可権は町にはないが、開発行為の事前指導を可能にする「まちづくりについての条例」を制定する意思はないか。
6	渡邊 裕之 (P163～)	1. T S M C ( J A S M ) 進出による効果と取組みについて	(1) J A S Mに対する工場等立地促進に関する条例補助金交付について問う。 (2) 工場等立地促進に関する条例制定後の補助件数と交付額及び税込、従業員等の効果はどれくらいか。これらを踏まえ、J A S Mの効果をどう捉えているか。 (3) 令和6年末J A S M稼働後の町財政への影響は何年くらいからか、またどのくらい予測しているか。(・法人関連税・今後の財政計画・不交付団体など) (4) 町政への影響は。(総合計画、定住人口増加など)

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
			(5)進出に併せて、地域（近隣も含めた）全体の発展の為に、規制を緩和する国家戦略特区を申請すべきだと考えるが検討はしているか。
		2. 第5期総合計画検証について	令和3年3月議会で質した検証方法について、「これまでの基本構想・総合計画の検証方法は十分だったと考えるか」の問いに「外部の評価もしっかりやっていきたい。方針的にはそういう考えで取り組んでいる」との答弁だったが、どのような検証をしているのか。
7	小林久美子 (P178～)	1. 町立小学校の学級編成について	(1) 現行、文科省小学校学級編成上限は、1年35名、2年以上40名のところ、県の基準では1年、2年は35名となっている。町内の小学校の学級別人数はどうなっているか。 (2) 町内の小学校低学年の状況では、武蔵ヶ丘北小の3年生のみが、1組38名、2組39名である。さらに、特別支援学級の児童を加えると、40名を超える実態がある。町としては、この状況についてどう考え、対応しているのか。 (3) コロナ感染症の終息が見通せないなか、教室内の密な環境について、どのように対応しているのか。 (4) 武蔵ヶ丘北小3年生は、4月からも2クラスだと思うが、支援員を配置するなど何らかの対応が必要ではないか。
		2. 少人数学級について	熊本市では、国の上限より前倒しで、今年の4月から35人学級が小学5年生まで実現できるが、町では検討できないか。
		3. 教育環境整備について	(1) 町長の施政方針では、菊陽北小の給食室の新築、武蔵ヶ丘北小の校舎増築、給食室新築設計業務、菊陽中学の常設校舎建設を実施するという説明だったが、その規模と内容はどうか。 (2) 令和7年には小学全学年の上限が35人となるが、それにむけては、どの程度の教室の確保が必要となるのか。 (3) TSMC進出に伴って人口が増えると思うが、教育環境整備をどうしていくのか。

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
			(4)学校の教員不足が深刻になっている状況であり、今後の教員確保について、どう対応していくのか。
8	坂本 秀則 (P187～)	1. 町振興と発展について	(1)第三原水工業団地整備を早急に計画し着工できないか。 (2)第二原水工業団地での工場本体の建設が始まるが、工事で発生する騒音・振動・交通渋滞への町としての対応は充分か。 (3)原水駅付近から町営で鉄路又は、新交通システム等での通勤通学者の公共交通手段を設置できないか。
		2. 農業の振興と発展について	(1)農業共済の収入保険制度加入者へ町からの助成をするべきではないか。 (2)令和4年度の施政方針の中で中心経営体への農地の集積・集約化を推進するとあるが具体的にどのような施策をしていくのか。 (3)中心経営体育成の為積極的な支援が必要と考えるが支援施策をもうけられないか。
9	北山 正樹 (P202～)	1. 高齢者が生き生きと健やかに暮らせる日々に、e-sportsを取り入れる考えを問う	(1)認知症、運動機能等の改善を目的に、e-sportsの導入を図るべきではないか。 (2)高齢者と若年層との世代間交流を推進し、活力ある町の実現を図るべきではないか。 (3)ゲームソフト開発を通してプログラミングに秀でた人材の発掘に注力すべきではないか。
		2. 職員数と業務の関係を問う	(1)人口の増加や業務の複雑化により、業務量に比して職員数が追いついていない。対策を示せ。 (2)早期退職者に対する対策・方針を示せ。 (3)新規職員の教育係が必要になる。対応策を示せ。
		3. 道路渋滞の解消策について町の取り組みを問う	(1)県道大津植木線・県道大津西合志線の4車線化の実現の可能性の判断は。 (2)県道熊本大津線について、取り組みの具体的な方法と結果を示せ。 (3)本町は通過点になっている。渋滞解消には近隣自治体との連携が必要である。方針を示せ。



順位	質問者	質問事項	質問の要旨
			(4) 用地買収や他の自治体との交渉を担当する、専門の課を創設する意思はないか。
		4. JR新駅建設の要望をした。これによりJRが実施すると決めた場合の町の対応を問う	(1) 新駅の建設費、ランニングコスト等、負担に対する方針を示せ。 (2) 開通後の予想利用者の見積もり数を示せ。 (3) 人口増・交通渋滞の解消の根拠を示せ。 (4) 請願で建設された駅の場合、町の責任範囲はどこまでか示せ。
10	大久保 輝 (P216～)	1. 新型コロナウイルス感染症とワクチンについて	(1) 新型コロナウイルスワクチンの目的はなにか。 (2) 新型コロナウイルスワクチンの副反応についての状況は。 (3) 5～11歳の新型コロナウイルスワクチン接種が開始されるが、接種の推進をする必要があるのか。
		2. 第6期総合計画、令和4年度施政方針について	(1) ポストコロナを見据えた事業の展開とは具体的にどのようなことか。 (2) 工業の振興について、新たな企業の誘致についても体制を整えて進めていく、としているが具体的にどのような取り組みか。 (3) T SMC工場進出により、人口の見通しをどう考えるか。また、校区別の人口見通しは。 (4) 人口増加にともない、学校の新設について検討する必要があるのではないか。 (5) 光の森駅前横断歩道橋について今回施政方針では交通安全確保のためとなっているが、以前は渋滞緩和のためとの説明であったかと思う。渋滞緩和についての効果はどの程度か。また事業費は。 (6) 地域行事再開支援事業補助金による、区・自治会活動の支援とは具体的にどのようなことか。
11	布田 悟 (P231～)	1. 市街化調整区域の開発規制について	(1) T SMCの進出に伴い、原水地区の土地（主に山林）の売買の動きが盛んになっている。 無計画な用途や投機目的のみの売買取引は景観を損なうばかりでなく、地域住民の伝統文化に支えられた生活の安全と安心が脅かされる恐れがある。

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
			<p>そこで、菊陽町の土地売買取引における町独自の規制を設ける必要があると思う。どう考えるか。</p> <p>(2) 太陽光発電所として山林や農地の売買等に伴う開発もされている。樹木伐採による土砂崩れも懸念される。景観維持や災害防止のための規制を考える必要があるがどう思うか。</p>
		<p>2. 空港アクセス鉄道等の新設について</p>	<p>(1) 空港アクセス鉄道計画も三里木駅、原水駅、大津駅を経由する案が錯綜している。菊陽町としてはこの計画を必要とするのか、必要ならばどのようなルートを優先したいと考えるか。</p> <p>(2) 空港アクセス鉄道計画は、T SMCの進出に伴い県の大空港構想とからめた空港周辺地域や菊池市、合志市、阿蘇市との連携した公共交通機関の整備が必要である。菊陽町の置かれた中心的立場を考慮して、この問題をどう捉え、どう展開していくか。</p>
		<p>3. 質の高い教育について</p>	<p>(1) SDGs 目標4として「質の高い教育をみんなに」と設定してある。この設定をどう捉えているか。</p> <p>(2) 教育は幼少時と義務教育課程において特に重要であると思う。この教育は「教育勅語」にあるような家族愛や利他の心の醸成に伴う人を大切に、国を思う愛国心を持つ人間となる教育であると思うが、どのように考えるか。</p> <p>(3) この教育を町独自の教育プログラムとして取り入れる事はできるか。</p> <p>(4) スポーツ振興や道徳教育に独自のプログラムを取り入れる事で、将来の日本を背負う子どもたちの教育につながると思う。どう考えるか。</p>

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

令和4年2月28日（月）開会

（ 第 1 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (1日目)

(令和4年第1回菊陽町議会3月定例会)

令和4年2月28日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 町長提出承認第1号から議案第23号までを一括議題

日程第6 町長の施政方針及び提案理由の説明

日程第7 議案第13号 令和4年度菊陽町一般会計予算について

日程第8 議案第14号 令和4年度菊陽町土地取得特別会計予算について

日程第9 議案第15号 令和4年度菊陽町工業団地造成事業特別会計予算について

日程第10 議案第16号 令和4年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について

日程第11 議案第17号 令和4年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第12 議案第18号 令和4年度菊陽町介護保険特別会計予算について

日程第13 議案第19号 令和4年度菊陽町下水道事業会計予算について

委員会付託 (別紙 委員会付託予定表)

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 廣 瀬 英 二 君

2番 矢 野 厚 子 君

3番 大久保 輝 君

4番 阪 本 俊 浩 君

5番 西 本 友 春 君

6番 那 須 眞 理 子 君

7番 佐々木 理美子 君

8番 中 岡 敏 博 君

9番 北 山 正 樹 君

10番 布 田 悟 君

11番 坂 本 秀 則 君

12番 渡 邊 裕 之 君

13番 佐 藤 竜 巳 君

14番 甲 斐 榮 治 君

15番 岩 下 和 高 君

16番 小 林 久 美 子 君

17番 福 島 知 雄 君

18番 上 田 茂 政 君

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 東 桂一郎 君

書 記 吉 本 香 奈 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後 藤 三 雄 君  
 教 育 長 上 川 幸 俊 君  
 総 務 部 長 板 楠 健 次 君  
 健康保険部長兼  
 健康・保険課長  
 土木部長兼  
 都市計画課長  
 総 務 課 長 古 賀 直 之 君  
 介 護 保 險 課 長 井 芹 渡 君  
 下 水 道 課 長 矢 野 博 則 君  
 丸 山 直 樹 君

副 町 長 吉 野 邦 宏 君  
 教 育 部 長 平 木 元 宏 君  
 福祉生活部長兼  
 福祉課長 矢 野 信 哉 君  
 経済部長兼農政課長  
 山 川 和 徳 君  
 会 計 管 理 者 兼 長 川 上 一 弘 君  
 会 計 課 長 澤 田 一 臣 君  
 財 政 課 長 今 村 太 郎 君  
 商 工 振 興 課 長 小 泉 秀 和 君  
 総 務 課 総 務 法 制 係 長

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前10時0分

○議長（上田茂政君） ただいまから令和4年第1回菊陽町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（上田茂政君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番大久保輝君、4番阪本俊浩君を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（上田茂政君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

今定例会の会期は、本日から3月17日までの18日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、今定例会の会期は、本日から3月17日までの18日間とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（上田茂政君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査11月、12月、1月分の結果報告は、議席に配付のとおりです。

次に、本会議に出席を求めた説明員の職氏名は議席に配付のとおりです。

次に、今回受理した要望書は、配付のみとします。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 行政報告

○議長（上田茂政君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出があります。これを許します。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） おはようございます。

議員各位におかれましては、令和4年第1回菊陽町議会定例会をお願いしましたところ、大変御多用の中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、ただいま長年の議員活動ということで表彰を受けられました岩下議員におかれましては、誠におめでとうございます。

さて、北京で開催されていまして冬季オリンピックでは、多くの日本人選手の活躍もあり、大きな感動を与えてくれました。しかし、このオリンピック閉幕から4日後の2月24日、ロシア軍がウクライナに侵攻を始めました。両国に多くの犠牲者が出ていると伝えられており、一日も早く平和的な解決が図られることを願っておるところでございます。

それでは、町の最近の状況について報告いたします。

まず、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

熊本県内の新型コロナウイルスの新規感染者は、1月3日に新変異株オミクロンの感染が発表されて以降、第6波が急激に拡大し、1月21日から県全域がまん延防止等重点措置の適用となりました。本町においても新規感染者数が1月は364人、2月が昨日までで538人となっております。このため、引き続き町民の皆様へ基本的感染予防対策の周知を行うとともに、町民センターなど町の施設の利用を制限するなど、感染拡大の防止に向けての対策を実施しているところであります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種についてであります。

本町の住民向けワクチン接種については、接種を希望される方全員が、おおむね昨年11月末までに2回目接種を完了しました。3回目の追加接種については、2回目の接種日から原則8か月以上経過する医療従事者や高齢者施設入所者等の接種を、昨年12月から実施しております。

また、本年1月以降は、ワクチンの供給状況に応じて接種間隔が短縮され、2月以降は、65歳以上の一般高齢者の接種間隔が2回目接種日から6か月に前倒しして実施しております。2月14日の予約開始で65歳以上高齢者の3回目接種の予約がおおむね完了したことから、2月16日から64歳以下の方についても接種間隔を6か月に短縮して実施しております。

また、5歳から11歳までの小児ワクチン接種についても、国が示す3月からの接種開始に向けて準備を進めております。

次に、国の子育て世帯への臨時特別給付金についてであります。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援する取組の一環として、18歳以下の児童1人当たり現金10万円の給付を行う当該事業は、高校生等の養育者のほか、基準日以降に離婚し、給付金が受け取れなかった養育者などから申請を受け付け、順次給付金の支給を行っているところです。なお、給付金の支給額は、令和4年2月25日時点で4,575世帯、児童数8,195人の8億1,950万円となっております。

次に、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金についてであります。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が速やかに生活、暮らしの支援を受けられるように、住民税非課税世帯等を対象に10万円を支給する臨時特別給付金は、現在支給要件確認書を対象世帯3,411世帯、5,196人に送付しております。本給付金の支給につきましては、対象の方から支給要件確認書の提出をいただき、その内容の確認ができた方から、2月25日より順次進めております。そのほか、令和3年1月以降に新型コロナ

ウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯が住民税非課税相当になった家計急変世帯につきましても、現在申請を受け付けております。

次に、こども総合相談室についてであります。

昨年11月1日に防災センター3階に開設しましたこども総合相談室は、開設後約4か月となり、相談件数は2月25現在で実人数75人、延べで375人の方から相談がっております。町民の方々からは、近くに相談できるところがなく不安だった、このように相談できることができてありがたいといった声をいただいております。今後も町民が安心して暮らせるよう、不安を感じたときに気軽に相談ができる機関として、体制の充実を図っていきたいと考えております。

次は、第二原水工業団地整備事業についてであります。

昨年の12月27日に議会の議決をいただきました財産の処分についてに基づき、土地譲渡先となるジャパン・アドバンスト・セミコンダクター・マニュファクチャリング株式会社と契約の履行を進めまして、1月末には土地譲渡代金の17億3,000万円の入金がっております。今後は、本年中に開始される予定の工場建設の支援を行うとともに、本町の工業団地が、国が進める経済安全保障や産業競争力の向上に関わるような極めて重要な役割を果たすことを踏まえた上で、11月に設置しました半導体産業企業誘致推進本部と半導体産業企業誘致推進プロジェクトチームで、必要な施策の議論を進め、熊本県をはじめとする関係機関とも連携を図りながら、第二原水工業団地整備の企業立地について確実に進めてまいりたいと考えております。

また、熊本県に委託して進めております関連の下水道工事につきましては、工事区間を分け、段階的に進めることとしており、早い箇所工事発注が始まったところであり、工事実施に当たり交通規制等が伴うことから、関係地区及び工事箇所沿線の農地関係者の皆様に対し、工事説明会を熊本県と菊陽町の合同で2月17日と18日に実施し、御理解と御協力をお願いしたところであり、

次は、菊陽空港線延伸道路についてであります。

菊陽空港線延伸道路につきましては、本年度、令和3年度において道路の詳細な設計が完了し、道路を建設するために必要となる道路幅について、本年、令和4年2月中旬に熊本県都市計画審議会を開催するなど、都市計画決定の手续を実施しております。今後につきましては、関係企業及び地域住民にとって大変重要である菊陽空港線延伸道路を熊本県としっかりと連携しながら、できる限り早期開通を目指してまいります。

次は、交通渋滞対策についてであります。

新たに策定した第6期菊陽町総合計画の概要説明と、今後のまちづくりについて町民の皆さんと意見交換するために、昨年の12月14日から12月22日までの間に、小学校区単位で住民懇談会を開催しました。この住民懇談会の際、多くの町民の方からTSMCの工場進出による交通渋滞悪化、通学路の安全確保などについての御意見をいただきました。これを受け、12月下旬に本町半導体産業企業誘致推進本部及びプロジェクトチーム合同会議において、交通渋滞実態



調査の実施を決定し、1月28日と31日に調査を行いました。この調査結果に基づき、本町内で地域の実情に対応した効果的な対策を検討し、早急に実施するため、交通渋滞等対策費を本議会の補正予算に計上させていただいているところでございます。

また、昨年7月に設置されました菊池南部総合交通研究会では、熊本県及び本町、合志市、大津町の3市町が地域の渋滞緩和に向けた施策を検討するため、交通渋滞に関する実態の把握と課題の抽出に取り組んでおります。今月3日には、この研究会の報告を基に県と3市町の意見交換会が行われ、本町からは県道大津植木線、大津西合志線の4車線化や菊陽空港線の早期完了のほか、セミコン通勤バスの転回場の整備への支援の必要性などについて、田嶋副知事に意見を申し上げました。

次は、菊陽第二土地区画整理事業についてであります。

菊陽第二土地区画整理事業につきましては、平成7年の事業認可から約26年の期間を要し、事業費約76億円、面積93.1ヘクタールの整備を行い、2月25日の公告をもって事業完了となりました。国道57号を中心に数多くの商業施設等が立地し、住宅地におきましては一般住宅、マンション等の建設により人口増加につながり、にぎわいのある地域となりました。なお、事業の完了に伴いまして、事業区域内の住所地番が変更となります。また、3月22日には図書館ホールにおきまして、関係者の方々をお招きし、竣工式を開催する予定であります。

次は、菊陽町定住促進事業についてであります。

本事業につきましては、南小学校の児童数の増加と地域の活性化を目的に平成25年度から取り組んでいるところですが、南小学校東側の14区画と南部町民センター北側の11区画については、既に造成工事が完了し、住宅の建築が進められております。

また、南小学校東側の開発区域の隣接地においても、現在17区画と10区画の造成工事が行われており、完成が待たれるところであります。ちなみに、本事業の実施により、これまでに127名の子どもたち、小学生以下が増加しております。

次は、小学校の整備についてであります。

菊陽北小学校の校舎増築事業につきましては、学校の既存用地を含めた約3,800平方メートルの造成工事及び10教室増の増築工事は、計画どおりに進捗しております。

また、武蔵ヶ丘北小学校拡張事業につきましては、校舎用地拡張を3,000平方メートル及び運動場拡張約3,000平方メートルの造成工事も計画どおりに進捗しております。両事業とも令和4年3月末までに完成予定であります。

次は、菊陽町総合体育館についてであります。

防災避難拠点として整備を行う菊陽町総合体育館新築工事につきましては、建物1階の柱、壁などの躯体工事が完了し、現在建物2階の柱、壁などの躯体工事を進めております。町の防災力向上及び町民の健康増進につながる施設として、令和5年6月末の完成に向け、引き続き工事を進めてまいります。

次に、菊陽町燃油価格高騰緊急対策事業についてであります。

この事業は、異常な燃油価格の高騰を受け、その一部を支援し、経費負担の軽減を図るものでございます。昨今の不安定な世界情勢のあおりを受け、原油価格が高騰しており、加温を必要とする施設園芸など、農業経営の大きな負担となっております。あわせて、特産であるニンジンには、8月の長雨や10、11月の高温干ばつにより品質は低下し、その他の要因もあって価格が著しく低迷するなど、農業経営は大変厳しい状況にあることから、基準単価を上回る燃油経費の一部を支援しようとするもので、本議会において補正予算を計上させていただいているところでございます。

次に、公共交通関係についてであります。

菊陽町では、令和2年1月に巡回バス路線を再編し、利用の少ない路線の代替交通として乗合タクシーを導入し、試験運行を行っております。これまで出前講座の開催等により利用促進に努めてまいりましたが、利用者のさらなる利便性を確保するため、増便や時間変更、指定乗降場所の増設等の検討を進めています。関係機関と協議の上、5月上旬をめどに見直し後の運行を開始したいと考えております。

また、乗合タクシーの見直し後は、巡回バスの見直しに取り組み、利便性の高い公共交通体系を構築してまいります。

次に、JR新駅の設置についてであります。

第6期総合計画など主要な計画に位置づけ、以前から協議を継続してきた豊肥本線の三里木駅と原水駅の間の新駅設置について、今後のJASMの新工場建設による状況変化を踏まえ、先週24日にJR九州本社にて要望活動を行ってまいりました。

新駅の設置は、地域住民はもとより、通勤者や来町者の交通利便性の向上をはじめ、新駅を核とする周辺地域の市街地整備により、新工場の雇用者などの住居確保や渋滞緩和にもつながるものと考えております。公共交通を利用し、駅を中心としたまちづくりを実現するため、今後もJR九州と協議を進めてまいります。

最後に、豊後街道菊陽杉並木植樹祭についてであります。

菊陽町の豊後街道杉並木は、約400年前に屋久杉を取り寄せて整備されたと伝えられています。その杉並木の本数が年々減少しており、昨年3月に補植用として、屋久島森林管理署の御厚意により屋久杉地杉苗を頂いております。町の貴重な財産であります杉並木を後世に引き継ぐため、全国都市緑化くまもとフェアに合わせ、3月19日に菊陽杉並木公園で植樹祭を開催することとしております。当日は地域の方にも御参加いただき、それぞれの地域で植樹を行っていただく予定であります。

以上、最近の主なものについて御報告いたしました。今後も町民の皆様と共に協働によるまちづくりを進めてまいりますので、議員各位の御理解、御協力をお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（上田茂政君） 行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第5 町長提出承認第1号から議案第23号までを一括議題

○議長（上田茂政君） 日程第5、町長提出承認第1号から議案第23号までの24件について一括して議題とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第6 町長の施政方針及び提案理由の説明

○議長（上田茂政君） 日程第6、町長の施政方針及び提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それでは、令和4年度を迎えるに当たり、私の町政運営に対する基本的な考え方と、令和4年度の主な施策の概要を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

令和3年度は、令和2年から続く新型コロナウイルス感染症の拡大により、本町の町政や町民の皆様の生活に大きな影響を及ぼしました。現在もまだ感染が続き、全国ではこれまでに約500万人が感染し、2万3,000人以上の方が亡くなっています。本町でもこれまでに1,286人の方の感染が確認されています。引き続きワクチン接種をはじめ感染拡大の防止を進め、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた方々への支援等に取り組んでまいります。

一方、昨年は世界最大の半導体受託製造企業であるTSMCとソニーの共同による新工場建設が決定し、さらに今月に入り、自動車部品大手のデンソーも新会社への出資を発表され、設備投資額は約9,800億円に増額される見通しです。国の経済安全保障に関わる重要な役割を担う工場建設は、本町においても大きな税収増などが期待でき、非常に大きな好機であり、このことを町のさらなる発展につなげていくために、関連する様々な取組を積極的に進めてまいります。

それでは、新年度における国の動向及び町政運営について申し上げます。

我が国の経済は、内閣府による2月の月例経済報告によりますと、景気は持ち直しの動きが続いているものの、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残る中で、一部に弱さが見られるとしています。

また、先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動を継続していく中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって景気が持ち直していくことが期待される。ただし、感染拡大による影響や供給面での制約、原材料価格の動向による下振れリスクに十分注意する必要があります。

政府は、足元の経済の下支えを図るとともに、感染が再拡大している状況においても国民の暮らし、雇用や事業を守り抜き、経済も底割れを防ぐ、また新しい資本主義を起動し、成長と分配の好循環を実現して、経済を自立的な成長軌道に乗せるとしています。

また、令和3年度の補正予算を迅速かつ適切に執行するとともに、令和4年度予算及び関連法案の早期成立に努めるとしております。令和4年度の国の予算は、令和4年度予算編成の基本方針による基本的考え方に基づいて編成され、一般会計歳入歳出予算案の総額は107兆

5,964億円で、前年度比9,867億円、0.9%の増となっております。

本町の令和4年度の当初予算は、令和3年3月に策定しております第6期菊陽町総合計画前期基本計画や第2期菊陽町まち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえ、町のさらなる発展に向けた取組を計画的に実施し、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策やポストコロナを見据えた事業の展開、防災・減災対策としての防災機能強化に向けた整備、公共施設等総合管理計画に基づく施設の改修など、効率的で効果的な予算となるよう編成を行ったところであります。

それでは、令和4年度の施策と主要事業について、第6期菊陽町総合計画基本構想の4つのまちづくりの目標、都市像に沿って施策の方針を申し上げます。

初めに、まちづくりの目標の第1の柱、人が豊かに育つまちについて申し上げます。

政策分野の第1、教育・生涯学習・スポーツ・文化に基本施策の1から3を掲げております。

その中で、基本施策の1は、学校教育の充実であります。

特色のある学校教育の推進については、まず教育における情報化、ICT教育の一層の充実を図ってまいります。GIGAスクール構想の実現に向け、昨年2月末までに子どもたち1人1台のタブレットPCの整備を終えました。

また、町内全ての小・中学校が学校情報化優良校を昨年12月までに取得しております。今後、さらに教職員のICT活用能力を一層向上させ、タブレットを活用した学習を一層推進します。

また、コロナ禍により出席停止を余儀なくされている児童・生徒へのオンラインによる健康観察や学びの保障にもタブレットを効果的に活用してまいります。

次に、英語教育の充実を図り、国際化に対応したグローバル人材の育成を推進してまいります。令和3年度の中学3年生までの英語検定3級以上の取得率は、菊陽町では48.4%と、熊本県の令和5年度までの目標値である40%を既に上回っています。令和3年度からは、中学2年生及び小学校6年生にも英語検定に無償で挑戦させる取組も始めており、今後もグローバル人材の育成に向けた取組を一層支援してまいります。

さらに、社会的問題となっておりますいじめや不登校対策として、教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、さらには昨年11月に開設しましたこども総合相談室の専門職員が連携協力しながら、児童・生徒や保護者の教育的ニーズに対応した支援に一層努めてまいります。

教育環境の整備につきましては、児童数の増加が著しい菊陽北小学校の給食室新築工事と、武蔵ヶ丘北小学校の校舎増築及び給食室新築の設計業務に取り組むとともに、今後生徒数の増加が見込まれる菊陽中学校の常設校舎建設のための基本計画策定業務を、隣接する公共用地の土地利用計画も含めて検討してまいります。

基本施策の2は、生涯学習・生涯スポーツの充実であります。

生涯学習の充実につきましては、誰もが幾つになっても学び直し活躍できる社会の実現に向

け、中央公民館をはじめとする町民センターにおいて、それぞれの年代に対応した学習機会を提供し、町民の生きがいをづくりに取り組みます。

また、健やかな青少年の育成を目指し、主催講座による体験活動の充実に努め、学校を核とした地域づくりのため、地域学校協働活動を推進するとともに、菊陽町青少年健全育成町民会議の活動の充実と各小・中学校との連携を図ります。

生涯スポーツの充実ににつきましては、総合体育館の整備を進めるとともに、学校の運動部活動の受皿として、総合型スポーツクラブや各種スポーツ団体を育成、支援してまいります。

また、運動やスポーツを通して体力の維持向上や病気の予防を図るため、主催講座による健康づくりに取り組みます。

なお、総合体育館の建設につきましては、昨年7月に本体工事に着工し、現在建物2階の柱、壁などの躯体工事を進めております。町の防災力向上及び町民の健康増進につながる施設として、令和5年6月末の完成に向け、引き続き工事を進めてまいります。

基本施策の3は、文化・芸術の振興であります。

各町民センターや図書館ホールにおいて活動の場を提供するとともに、町民の皆様が優れた文化芸術に触れる機会の充実に努めてまいります。

また、町文化団体の活動を支援するとともに、地域で活躍する文化ボランティアなどの人材の育成と支援に努めてまいります。

熊本県史跡である馬場楠井手の鼻ぐりをはじめとする地域に残る貴重な文化財や伝統文化につきましては、適切な保護、保存に努めるとともに、その活用を図ります。

図書館は、開館以来18年余りが過ぎ、町民生活のパートナーとして、学び、暮らし、仕事を支えるサービスの充実に取り組んでおります。子どもや家族を対象とした読み聞かせや図書資料のリサイクル等の拡充を図り、誰でも気軽に楽しめるコミュニティーの場として、また図書館ホールは研修や生涯学習、芸術文化の発表や鑑賞の場として幅広く利用されています。令和4年度も図書館ホール自主文化事業やアウトリーチ活動などを通じて、町民の皆様が優れた芸術文化に触れる機会を提供してまいります。

次は、政策分野の第2、健康・子育て・福祉に基本施策の4から9を掲げています。

その中で、基本施策の4は、健康づくりの推進であります。

新型コロナウイルス感染症は、オミクロン株による第6波が急激に拡大しております。町では、関係機関との連携を密にして、町内感染者を最小限に抑え、感染予防に関する情報を提供するとともに、町民向け新型コロナワクチンの3回目追加接種及び小児用ワクチン接種の推進を図ってまいります。

健康づくりの推進については、子どもから高齢者まで生涯にわたり生き生きと健やかに暮らしていけるよう、本年3月に改定予定の第3期菊陽町健康増進計画・食育推進計画に基づき、町民自らが世代に応じた健康づくりに取り組む意識の啓発や、地域の健康づくり活動の支援に取り組み、町民の健康保持、増進を図ってまいります。

町民の健康づくりの取組をサポートするきくよう健康倶楽部については、会員数が令和4年1月末で2,420人となっております。今後も健康ポイントや歩数イベントなどの充実により、さらなる会員の増加を図り、健康づくりに取り組むきっかけとなる環境を推進してまいります。

基本施策の5は、地域福祉の充実であります。

本町では人口が増加する中、地域ごとの生活課題は多様化、複雑化しており、かつての伝統的な家庭や地域の助け合いの関係が弱まり、地域社会の連帯意識の希薄化などによる相互扶助機能の低下など、福祉施策を必要とする人々が今後さらに増加するものと予想されます。

こうした福祉ニーズに効果的で、よりきめ細やかな対応を行うためには、行政のみの取組ではなく、町民全てが福祉を身近な問題として捉え、様々な福祉活動に自主的、積極的に参加、協力していく地域福祉の推進が欠かせないものとなります。この地域福祉の充実のため、町民や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、関係機関、各種団体、行政などがそれぞれの役割を認識し、協働して取組を進めることにより地域力を高め、誰もが生き生きと暮らせる町を目指します。

なお、令和4年度は、次期計画である第4期菊陽町地域福祉計画及び第6期菊陽町福祉活動計画の策定を行い、さらなる地域福祉の充実を進めてまいります。

基本施策の6は、子育て支援の充実であります。

第2期菊陽町子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育、保育における量の確保や質の向上を図ることにより、施設とサービスの充実に取り組みます。令和4年度は、菊陽北小学校区の放課後児童クラブの施設整備に取り組むほか、武蔵ヶ丘北小学校区の放課後児童クラブ施設的设计業務にも着手します。

また、保育所において医療的なケアが必要な児童の受入れを可能にするため、看護師の配置に必要な費用を補助する事業を創設します。

昨年11月1日に防災センター3階に開設したこども総合相談室では、専門職を配置して、子どもとその保護者に関わる相談であれば何でも受け付け、相談から支援までワンストップで対応することをコンセプトとして掲げ、相談業務に取り組んでおります。

今後は、福祉と教育のさらなる連携の強化に努めるとともに、子どもの育ち、子どもの発達、親の子育て、親の心、支援者の心をサポートし、子どもをサポートするための相談室となるよう、関係機関とも連携し、相談業務、支援の充実を図ってまいります。

母子保健対策については、妊婦や乳幼児の定期的な健診を実施し、病気の早期発見・早期治療により健全な発達、発育の支援を行います。

また、法定予防接種の受けやすい体制づくりや養育医療給付による育児支援に努めます。

さらに、医療機関、保育所、学校等と連携した相談機会の充実を図り、不安や悩みの解消に努めてまいります。

また、令和2年4月から母子保健サービスと子育て支援サービスの両面から、妊娠期から子

育て期、特に3歳までの乳幼児期にわたり切れ目のない支援を行うため、拠点となる子育て世代包括支援センターを健康・保険課内に設置しました。昨年4月からは、産後ケア事業を外部委託して母子保健サービスの拡充を図っております。

子ども医療費の助成については、本年4月から助成対象年齢を、これまでの中学3年生から高校3年生まで拡大し、子育て世帯を、より一層支援してまいります。

基本施策の7は、高齢者福祉の充実であります。

本町における高齢化率、65歳以上は、令和3年12月末現在、人口4万3,335人に対し9,042人の20.87%となっています。これは県内市町村で最も低い率ですが、今後は加速していくことが予想されており、将来推計人口によると、令和22年度には65歳以上の人口が約1万3,000人となり、高齢化率は26%を超えると見込んでいます。

このような中で、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営み、できる限り在宅生活を維持できるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めてまいります。

生きがい対策の充実については、高齢者が生きがいや充実感を持って暮らしていけるよう、老人クラブやシルバー人材センターの活動を支援し、社会参加の促進を図ります。

介護予防対策の充実については、高齢者が地域の集会所等に自主的に集まり、介護予防活動に取り組むことができるよう、ふれあいサロン事業などを町内全域に拡充していくとともに、活動の担い手となる介護予防パートナーの育成、支援にも取り組んでまいります。

また、活動の場に参加していない高齢者の介護予防や生活習慣病等の重症化予防のため、医療、健診、介護情報などを活用し、保健師等の専門職が対象者を直接訪問することで健康状態を把握し、必要な支援を行ってまいります。

生活支援体制の充実については、福祉団体、ボランティア、介護事業所及び医療機関など、地域の様々な機関と連携し、ネットワークの強化に努めながら、高齢者を見守り、孤立を防止するとともに、必要なサービスが提供できるよう生活支援体制の充実を図ってまいります。

基本施策の8は、障がい者、障がい児福祉の充実であります。

障がいの有無にかかわらず、全ての人が相互に人格と個性を尊重し、支え合う地域共生社会の実現に向けた取組を推進するとともに、障がい者に対する理解を深め、不利益な取扱いをなくすための取組を推進してまいります。

また、障がいのある人の高齢化、重度化、複雑化が進む傾向にあるため、多様化するニーズに的確に対応することが求められています。住み慣れた地域の中で自立した生活を送り、社会活動に参加できるように支援していくために第3期菊陽町障がい者計画など、各種福祉計画に基づいた福祉施策を積極的に推進してまいります。

基本施策の9は、社会保障制度の適切な運営であります。

国民健康保険については、第2期保健事業実施計画、第3期特定健康診査等実施計画に基づき、特定健康診査や特定保健指導により、生活習慣病の改善や疾病の早期発見、早期治療を図

ってまいります。

また、熊本県や国保連合会などの関係機関と連携しながら、制度の安定的かつ円滑な運営と保険財政の健全化及び医療費の適正化に努めてまいります。

後期高齢者医療については、後期高齢者の健康保持のため、健康診査の推進や人間ドック費用の助成などを実施するとともに、熊本県後期高齢者医療広域連合と連携して、制度の安定的かつ円滑な運営に努めてまいります。

介護保険については、令和3年度から令和5年度までの第8期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に沿って、介護サービスの確実な提供及び健全な介護保険財政の確保と制度の安定運営に努めてまいります。

次に、まちづくりの目標の第2の柱、安全・安心で住みやすいまちについて申し上げます。

この中で、政策分野の第3、自然・環境に基本施策の10から12を掲げています。

その中で、基本施策の10は、環境保全対策の推進であります。

自然と地球環境に優しい生活を実現することを基本に、美しいまちづくりを進めているところであります。環境保全の推進やごみの不適正処理の監視体制の充実につきましては、関係機関との連携を密にしながら情報提供体制の整備を進めてまいります。

省資源、省エネルギーの推進としましては、個人住宅に設置する太陽熱温水器設置の助成制度を引き続き実施するとともに、再生可能エネルギーの利用や省エネルギー活動を促進し、持続可能な脱炭素社会のための施策を進めてまいります。

地球温暖化など環境問題の解決に向けた取組としましては、熊本連携中枢都市圏18市町村で令和2年、2020年1月に2050年温室効果ガス排出実質ゼロを表明し、脱炭素社会に向けた具体的な行動を示す熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画を令和3年、2021年3月に策定しております。今後は、この計画に基づき、熊本連携中枢都市圏一丸となって効果的に施策を推進してまいります。

ごみ処理につきましては、SDGsの理念に即した循環型社会を目指すため、食品ロス削減に向けた啓発活動を引き続き実施し、家庭ごみ及び事業所ごみの減量化と分別を徹底するとともに、地域のリサイクル活動の強化を進めてまいります。

また、菊池環境保全組合で整備を進めています菊池環境工場クリーンの森合志のごみ焼却場は、令和3年4月に供用開始しており、併設する埋立処分場についても本年4月の供用開始に向け、準備を進めております。この施設には環境学習の施設も充実しており、さらなるごみ減量化の啓発に努めてまいります。

これまで実施してきましたグリーンカーテンや緑化活動による温暖化防止対策については、環境活動が町全体に広がるよう、ボランティア組織の育成等に取り組んでまいります。

基本施策の11は、水の安定供給の確保であります。

熊本地域の豊富な地下水は、私どもの生活に欠かせない生活用水であり、経済活動にも幅広く利用されています。また、地域経済発展の源である企業誘致においても重要な戦略資源であ



ります。地下水涵養対策の大きな柱であります白川中流域の水田湛水事業についても積極的に支援し、今後も熊本県や関係市町村、おおきく土地改良区、くまもと地下水財団と連携し、熊本の宝であります良質な地下水を次の世代に引き継いでまいります。

上水道については、安全でおいしい水の供給ができるよう、大津菊陽水道企業団と連携し、計画的な施設整備や維持、運用に協力するとともに、災害時の対応や給水体制についても連携を強化し、節水意識の高揚に努めてまいります。

基本施策の12は、緑化の推進であります。

自然との共生の場の提供や良好な住環境の形成のため、花いっぱい運動や生け垣設置を継続してまいります。

次は、政策分野の第4、土地利用・都市基盤・公共交通などによる基本施策の13から16を掲げております。

その中で、基本施策の13は、均衡ある効果的な土地利用の推進であります。

将来にふさわしい都市づくりを目指して、昨年度策定した菊陽町都市計画マスタープランに基づき、均衡ある効果的な土地利用を進めていくために、市街化区域内の用途地域の見直しや低未利用地の活用、集落内開発制度などの適切な運用に取り組んでまいります。

菊陽町定住促進事業については、菊陽南小学校の児童の増加、地域の活性化を目的に取り組んでいます。現在曲手地区内の4つの開発工事のうち2つが完了し、残りの2つについても造成工事に着手しており、完成が待たれるところです。また、このほかにも13区画の新たな宅地開発の申請も上がっており、その効果が期待されます。

原水駅周辺の市街地整備については、今後予想される新たな人口増加の受皿として、事業化の実現に向けて引き続き関係機関との協議や調査等を進めてまいります。

基本施策の14は、都市基盤整備の推進であります。

道路は地域の発展を支える基本となるものであり、今後も計画に沿って整備を進めてまいります。基幹道路の整備といたしまして、菊陽空港線延伸のため、令和4年度は用地測量、建物等補償調査、用地取得を予定しており、熊本県としっかり連携しながら、早期開通に向けて進めてまいります。

また、杉並木公園線延伸につきましては、令和4年度において予備設計業務を予定しており、ルートの設定を行い、道路整備を進めてまいります。

生活道路の整備としましては、通学路等の交通安全確保のため、原水踏切の拡幅、光の森駅前横断歩道橋の整備等を進めてまいります。橋梁点検により、改修が必要となった下戸橋を大津町と連携し、令和4年度に工事を行う予定としております。

下水道につきましては、令和2年度末で汚水処理人口普及率は99.7%と県内市町村で最も高く、水洗化率も98.5%となっており、水洗化が進んでいる状況となっております。令和4年度におきましても、汚水は下水道処理区域内の未整備箇所の整備を行い、雨水については花立地区の整備を事業計画に基づき継続して実施してまいります。

また、第二原水工業団地に立地するJAS Mの新工場関連の下水道整備については、令和5年8月の完成を目指し、熊本県と共に整備促進に努めてまいります。

下水道施設の老朽化対策につきましては、下水道ストックマネジメント計画に基づき、調査及び改築更新工事を進め、施設の延命化を図ってまいります。

基本施策の15は、交通体系の充実であります。

町の公共交通については、巡回バスと乗合タクシーの利用状況や町民の御意見、御要望をしっかりと把握し、必要な見直しを行いながら、町民の皆様にとってよりよい公共交通を目指してまいります。

豊肥本線の三里木駅と原水駅間の新駅設置については、JR九州へ要望を行っているところですが、地域住民はもとより、通勤者や来町者の交通便利性の向上をはじめ、新駅を核とする周辺地域の市街地整備や渋滞緩和、地域経済の活性化のため、その実現に向けて、今後もさらなる取組を進めてまいります。

熊本県において取組が進められている空港アクセス鉄道については、現在県においてルート再検討が行われています。ルートが決まり、事業化の判断がなされ、事業計画等が明らかになりましたら、まちづくりのために必要な調査検討を進めて取り組んでまいります。

基本施策の16は、住宅・住環境の整備であります。

老朽化した町営住宅につきましては、町営住宅長寿命化計画に基づき快適な住環境を目指し、計画的な維持管理と改修整備を進めてまいります。

空き家等対策につきましては、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼす空き家については、所有者に適切な管理を促すとともに、地域住民、民間事業者、関係機関等とも連携し、空き家による問題の発生予防及び生活環境の改善に努めてまいります。

また、空き家バンク制度の開設に取り組み、空き家の利活用を推進してまいります。

次に、政策分野の5、防災・消防・防犯などに基本施策の17から20を掲げております。

その中で、基本施策の17は、防災対策の充実であります。

災害時等の町民の安全・安心を実現するために防災拠点として整備を進めてきた、光の森防災広場と菊陽町防災センターについては、昨年度までに完成し、運用を始めています。災害時の避難拠点として整備する防災公園は、菊陽杉並木公園を拡張し、災害時に指定避難所となる総合体育館や屋外避難場所を整備するもので、町民の健康増進につながる施設の充実と併せ、さらなる防災機能の強化を図るものであります。令和2年度から拡張工事に着手しており、引き続き体育館本体工事及び公園整備工事を進め、早期完成を目指してまいります。

また、平成30年度から取り組んでおります地域の避難拠点となる地区公民館について、耐震診断の結果、耐震工事が必要となる地区公民館への支援を引き続き行います。

さらには、地域防災の要である自主防災組織への支援を行うとともに、地域の防災リーダーとして活躍できるよう、防災士の育成や防災士連絡協議会の活動支援を引き続き行います。

また、菊陽町災害時要援護者避難支援計画に基づき、災害時に支援を要する対象者一人一人

の避難支援計画を作成し、地域での避難行動要支援者を区、自治会、民生委員等と共有し、地域ぐるみの避難支援体制の強化に努めてまいります。

基本施策の18は、消防・救急対策の充実であります。

常備消防の菊池広域連合消防本部と連携して、災害時に迅速に対応できる体制を確立するとともに、本町の西部地域を管轄する泉ヶ丘消防署の移転改築計画を支援してまいります。

非常備消防であります菊陽町消防団については、団員の技術向上を支援するとともに、消防団員の処遇改善を図り、団員の確保に努めてまいります。

基本施策の19は、防犯・交通安全対策の充実であります。

地域の犯罪抑制や治安維持のため、今後も大津警察署、光の森交番、津久礼駐在所、地域の防犯パトロール隊などと連携を図り、防犯力の向上を進めます。

また、スクールパトロール隊については、引き続き児童・生徒の登下校時の安全確保を図るとともに、不審者対策や危険箇所の点検などを実施します。

防犯対策としては、令和元年度から大津地区防犯協会連合会の防犯カメラ設置の補助事業を支援し、これまで町内の20か所に整備されておりますが、令和4年度も引き続き補助事業の支援を行います。

交通安全対策については、関係機関と連携し、飲酒運転の撲滅をはじめ、子どもから高齢者まで交通安全意識の高揚に取り組むとともに、交通安全施設の整備を進めてまいります。

また、令和元年度から実施しております高齢者の運転免許証自主返納支援事業も継続してまいります。

基本施策の20は、消費者保護の推進であります。

消費生活相談窓口は、大津町及び西原村と連携して開設しており、引き続き3町村が連携し、消費者保護対策の推進に取り組んでまいります。

次に、まちづくりの目標の第3の柱、産業が成長し続けるまちについて申し上げます。

この中で、政策分野の第6、産業（農業・工業・商業など）に基本施策の21から24を掲げております。

その中で、基本施策の21は、農業の振興であります。

認定農業者などの担い手が主体性と創意工夫を発揮し、経営の向上、安定化を図るとともに、地域農業がさらに大きく発展できるよう、菊陽町担い手育成総合支援協議会を核として、認定農業者連絡会をはじめとする各種団体と連携し、協力しながら各種研修会の開催や担い手の経営改善状況の巡回指導を通じて、担い手の育成、確保を図るとともに、農業後継者や新規就農者など次世代を担う農業者の育成支援を行ってまいります。

農業経営の安定化に向けた取組では、経営所得安定対策等については、JA菊池などの関係団体と構成する菊陽町農業再生協議会を中心として、着実に推進してまいります。

環境に優しい持続性の高い農業を目指し、高品質、低コストで、消費者のニーズに即した売れる農畜産物づくりを進めるため、認定農業者をはじめ各種農業団体の営農活動を支援すると

ともに、農作業のコスト縮減を目的に発足した菊陽町コントラクター利用組合の事業活動や、JA菊池の出資会社である株式会社きくようアグリなどの受託作業組織の活動を支援してまいります。

また、総合交流ターミナル「さんふれあ」を核として、町内で生産された農畜産物を町内で消費するという地産地消に取り組むとともに、大阪などの大消費地においてニンジンやスイートコーンなど人気の農畜産物を積極的にPRし、農畜産物の販路拡大に努めてまいります。

さらに、「さんふれあ」を拠点として、本町の魅力ある農業に関する情報発信や販路拡大、販売促進活動、特産品の開発支援などの活動を行う地域おこし協力隊員の募集も行います。

農業生産基盤の整備については、農作業の安全性、効率性を高めるため、土地改良区と連携して事業を進めます。

本町の農業用水の安定供給を図るため、新町井手及び南方井手の水路改修事業を継続して進め、白水台地の畑地かんがい施設については、パイプラインの老朽化等により漏水が頻発していることから、熊本県営事業によりパイプラインの更新事業、水利施設等保全高度化事業に取り組んでおり、令和4年度に工事着工を予定しております。

また、多面的機能支払制度、通称農地・水による農地、水路、農道等の保全管理や質的向上に係る地域の共同活動を支援してまいります。

農地の集積と集約化については、人・農地プランの実質化の推進として、5年後、10年後の本町の農業を担う中心経営体及び地域農業の将来の在り方などを明確化するため、集落座談会等を行い、地図化による見える化を図りながら、農地中間管理機構と連携し、中心経営体への農地の集積、集約化を推進してまいります。

基本施策の22は、工業の振興であります。

平成30年度に着手しました第二原水工業団地については、土地譲渡の手続が完了し、現在造成工事が行われております。今後、大規模な工場建設が行われることが予想され、本年の建築工事開始及び令和6年末までの生産開始に向けて、国家的プロジェクトと認識の上、JAS M、TSMC、ソニーグループ、デンソー、国、熊本県などの関係者と意思疎通を図りながら、全庁的に支援してまいります。

また、半導体関連企業も含めて、新たな企業の誘致についても体制を整え、しっかり進めてまいるとともに、既存の誘致企業に対しても、今後の工場の増設等について積極的な働きかけや必要な支援を行います。

基本施策の23は、商業の振興であります。

中小企業、小規模企業の振興については、町内事業者の人材の確保、育成のための研修、講習会の受講等に対する費用を補助する菊陽町中小企業人材育成事業や、設備資金の融資を受けた際に、その利子の補給を行う菊陽町中小企業近代化融資金利子補給金事業などを実施してまいりました。引き続き振興策を実施するとともに、令和3年度に制定しました菊陽町中小企業・小規模企業振興条例に基づき、新規創業、事業展開及び事業承継など、新たに必要な施策

を商工会と共に検討し、取り組んでまいります。

基本施策の24は、観光の振興であります。

本町の魅力の発信や地域のにぎわいを創出する菊陽まち遊び事業については、引き続き商工会と連携しながら、コロナ禍による環境の変化に合わせた上で、多くのニーズが取り込めるような内容で実施してまいります。

また、新型コロナの感染状況次第ではありますが、JR九州が主催する鉄砲小路生け垣などを散策するウォーキング企画と併せて、菊陽町スタンプラリーをJR九州や地域と連携して実施する予定としております。

歴史的文化財である馬場楠井手の鼻ぐり、豊後街道菊陽杉並木のほか、鼻ぐり井手公園、菊陽杉並木公園、「さんふれあ」など、観光資源の情報の発信に取り組んでまいります。

最後に、まちづくりの目標の第4の柱、みんなで楽しく協働して創るまちについて申し上げます。

この中で、政策分野の第7、住民参画・男女共同参画・人権に基本施策の25から27を掲げております。

その中で、基本施策の25は、住民参画の推進であります。

住民参画の推進については、町民参画・協働推進条例に基づき、情報の公開と共有を積極的に図りながら、町民と町が信頼関係を築いて、住みよいまちづくりに向けた町民参画・協働の推進に取り組んでまいります。

また、新型コロナの感染拡大により、区、自治会では、例年行われている行事が思うようにできないような状況にあり、地域づくりの意識や地域の連帯感の維持が課題となっています。このため、休止している行事が再開できるよう、新たに地域行事再開支援事業補助金を創設し、区、自治会活動を支援してまいります。

基本施策の26は、男女共同参画の推進であります。

菊陽町男女共同参画推進条例に基づき定めております菊陽町男女共同参画計画は、第2期の計画を令和2年度から進めているところです。この計画に基づき、引き続き子育て、教育、家庭、地域、職場や高齢者福祉など、あらゆる分野における男女共同参画の推進に取り組んでまいります。

基本施策の27は、人権尊重の社会づくりの推進であります。

本町では、菊陽町人権擁護に関する条例及び令和3年3月に改定した菊陽町人権教育・啓発基本計画に基づき、差別のない人権を尊重する社会の実現を目指し取組を進めています。

また、令和2年9月には菊陽町部落差別の解消の推進に関する条例を施行し、部落差別の解消に向けた取組を進めています。今後も部落差別をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人など様々な人権問題の解決を目指し、町民、学校、地域及び関係団体等と連携しながら、人権教育、啓発の推進に努めてまいります。

次は、政策分野の第8、行財政運営に基本施策の28から32を掲げています。

その中で、基本施策の28は、行財政運営の充実強化であります。

これまで効率的で効果的な行政運営、財政の健全化、町民と行政の協働による安全・安心なまちづくりなどに取り組んでまいりました。令和4年度においては、第二原水工業団地への企業進出に伴う事業や、新型コロナウイルス感染症収束後の地域活動再開に向けた支援など必要な事業を着実に実施しながら、菊陽町中期財政計画に基づき、長期的かつ持続可能な健全財政を堅持してまいります。

また、個人のふるさと納税や企業版ふるさと納税事業を積極的に進め、さらなる自主財源の確保に取り組んでまいります。

基本施策の29は、広域連携などの推進についてであります。

消防、救急業務やごみ・し尿処理業務、上水道事業などについては、広域連合や一部事務組合において効率的に実施しております。今後も構成市町と連携し、継続して事業を進めてまいります。

また、熊本連携中枢都市圏の関係自治体とも協定を結んでいる事業について、連携して取り組んでまいります。

さらに、大学や民間企業等との連携、交流を進め、町のにぎわい創出などにつなげてまいります。

基本施策の30は、情報化の推進であります。

自治体情報システムの標準化、共通化など、国が推進する自治体デジタル・トランスフォーメーションについては、国と歩調を合わせ、取組を進めてまいります。

また、行政手続のオンライン化の拡充やマイナンバーカードの普及促進など進め、行政サービスの向上と効率的で効果的な行政運営に取り組んでまいります。

なお、デジタル社会に不可欠なマイナンバーカードの本町における交付率は、本年1月末時点で41.69%となっており、さらなる交付率のアップに向けて取組を進めてまいります。

基本施策の31は、広報・広聴活動の推進であります。

町民の皆様に必要な行政情報を分かりやすく発信するため、広報きくようや町のホームページ、公式アプリなどの充実を図ります。あわせて、町民の皆様からの御意見や御要望を行政施策に生かせるような広報・広聴活動に引き続き取り組んでまいります。

基本施策の32は、推進体制の強化であります。

町民、議会に加え、地域社会を支える自治会等のコミュニティー組織と将来のビジョンを共有しながら計画の推進を図ります。総合計画に掲げる各種施策については、進捗、効果を検証し、さらなる推進に生かすことで、町の将来像の実現を目指してまいります。

以上、令和4年度における私の町政に臨む所信の一端と、主な施策の概要について御説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策にしっかりと取り組みながら、アフターコロナを見据えた事業も推進してまいります。

また、災害に強い菊陽町をつくるための事業も引き続き取り組んでまいります。

今後も、町民の皆様と共にさらなる町の発展に向け、様々な事業に取り組んでまいりますので、議員各位のより一層の御理解と御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます、私の令和4年度の施政方針といたします。

○議長（上田茂政君） 施政方針の説明を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時17分

再開 午前11時27分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それでは、令和4年第1回菊陽町議会定例会の付議事件について提案理由を申し上げます。

提案いたします付議事件は24件ございます。内容は、承認が1件、議案が23件であります。

それでは、付議事件の順に申し上げます。

最初は、承認であります。

承認第1号は、令和3年度菊陽町一般会計補正予算（第9号）について専決処分の承認を求めるものであります。

新型コロナウイルス感染症対策として、非課税世帯等に対する給付金の支給やワクチン接種のための体制確保など、急を要する予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年1月18日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に5億22万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を191億7,528万5,000円と定めました。

歳入は、国庫支出金を5億22万1,000円増額しております。

歳出の主なものは、民生費を4億6,791万8,000円、衛生費を3,199万8,000円増額しております。

議案第1号は、菊陽町議会議員及び菊陽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてであります。

内容は、公職選挙法が改正され、選挙公営の範囲が拡大されたことに伴い、本町において町議会議員及び町長選挙における選挙公営制度を実施するに当たり、条例を制定するものであります。

議案第2号は、菊陽町職員の定数条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、近年の急激な人口増加により、部課等または職員への事務負担が増加しており、複雑多様化する住民ニーズに応えるため職員定数の見直しを行うものであります。

議案第3号は、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のための措置に係る人事院規則等の改正等に伴い、非常勤職員の育児休業、介護休暇等の取得要件の緩和、及び育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を講じるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第4号は、菊陽町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、消防団員の処遇改善のため、年額報酬の改正及び出勤に応じた報酬制度を創設するため、改正するものであります。

議案第5号は、菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、人事院及び熊本県人事委員会が給与についての勧告を行ったことに伴い、本町の一般職の職員の給与について、期末手当の支給率を改定するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第6号は、菊陽町企業誘致環境整備基金条例の制定についてであります。

内容は、菊陽町の企業誘致の促進、産業の振興及び企業が立地する周辺も含めた環境の整備に要する経費に充てる財源を積み立てるため、本条例の制定を行うものであります。

議案第7号は、菊陽町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、審査の申出の手続における書面への押印及び署名を不要とするに当たり、条例の一部を改正するものであります。

議案第8号は、菊陽町農業振興地域整備促進協議会条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、集合方式による会議だけではなく、書面による審議を行うことができるように、菊陽町農業振興地域整備促進協議会条例のほか、6つの条例を改正するものであります。

議案第9号は、令和3年度菊陽町一般会計補正予算（第10号）についてであります。

内容は、既定の歳入歳出予算の総額に22億1,409万円を追加し、歳入歳出予算の総額を213億8,937万5,000円と定めるものであります。

歳入の主なものは、町税を2億9,155万3,000円、地方交付税を2億3,093万2,000円、国庫支出金を10億1,180万6,000円、町債を7億3,580万円それぞれ増額し、繰入金を1億7,010万3,000円減額するものなどであります。

歳出の主なものは、総務費を3億2,190万9,000円、民生費を2億7,969万4,000円、土木費を



15億3,236万7,000円それぞれ増額するものなどであります。

議案第10号は、令和3年度菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に5億8,885万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を19億4,549万6,000円と定めるものであります。

歳入では、第二原水工業団地関係の土地譲渡により、財産収入を17億3,885万7,000円増額しており、あわせて財源の調整で町債を11億5,000万円減額するものであります。

歳出の主なものは、事業費において一般会計への繰出金を2億8,500万円、公債費で借入金の償還金として2億1,950万円増額するものであります。

議案第11号は、令和3年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額から547万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を37億6,935万2,000円と定めるものであります。

歳入の主なものは、繰入金を422万4,000円減額し、歳出の主なものは、諸支出金を352万6,000円減額するものであります。

議案第12号は、令和3年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第5号）についてであります。

内容は、収益的収入及び支出の予定額において、収入の事業収益を2,919万4,000円増額し、14億2,317万8,000円と定め、支出の事業費用を1,200万円増額し、13億7,351万9,000円と定めるものであります。

また、資本的収入及び支出の予定額において、収入を4,865万6,000円減額し、21億798万5,000円と定め、支出を4,543万1,000円減額し、25億4,078万6,000円と定めるものであります。

議案第13号は、令和4年度菊陽町一般会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を170億2,129万5,000円と定めるものであります。

歳入の主なものは、町税を71億817万9,000円、国庫支出金を33億4,849万円、県支出金を16億693万3,000円、町債を16億6,260万円としております。

歳出の主なものは、民生費を66億4,583万8,000円、土木費を23億2,722万6,000円、教育費を21億7,538万円としております。

議案第14号は、令和4年度菊陽町土地取得特別会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を1億8,395万6,000円と定めるものであります。

歳入の主なものは、財産収入を1億8,375万1,000円としております。

歳出の主なものは、公債費を1億8,374万8,000円としております。

議案第15号は、令和4年度菊陽町工業団地造成事業特別会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を8,482万3,000円と定めるものであります。

歳入は、繰越金を8,482万3,000円としております。

歳出の主なものは、事業費を7,982万3,000円としております。

議案第16号は、令和4年度菊陽町国民健康保険特別会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を37億1,466万8,000円と定めるものであります。

歳入の主なものは、国民健康保険税を6億7,414万3,000円、県支出金を27億5,735万円、繰入金を2億6,431万9,000円としております。

歳出の主なものは、保険給付費を26億7,678万1,000円、国民健康保険事業費納付金を9億3,066万3,000円としております。

議案第17号は、令和4年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を5億5,440万4,000円と定めるものであります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料を4億696万9,000円、繰入金を1億2,141万8,000円としております。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金を5億3,051万5,000円としております。

議案第18号は、令和4年度菊陽町介護保険特別会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を26億4,573万1,000円と定めるものであります。

歳入の主なものは、介護保険料を5億7,945万8,000円、国庫支出金を5億5,321万5,000円、支払基金交付金を6億8,310万5,000円、県支出金を3億6,343万9,000円、繰入金を4億3,831万2,000円としております。

歳出の主なものは、総務費を3,490万8,000円、保険給付費を24億5,314万円、地域支援事業費を1億5,067万7,000円としております。

議案第19号は、令和4年度菊陽町下水道事業会計予算についてであります。

内容は、第3条で収益的収入予定額を14億120万8,000円、支出予定額を13億3,015万4,000円と定めるものであります。

第4条で資本的収入予定額を15億9,844万2,000円、支出予定額を20億2,366万9,000円と定めるものであります。

議案第20号は、公の施設の他の団体の利用に関する協定の一部変更についてであります。

内容は、下水道施設において、平成5年4月1日付で熊本市と菊陽町との間に締結した公の施設の他の団体の利用に関する協定の一部変更について、地方自治法第244条の3第2項の規定により協議するため、同条第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第21号は、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてであります。

内容は、宇城市が熊本県市町村総合事務組規約第3条第10号に規定する交通災害見舞金に関する事務から脱退するため、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、規約の一部を変更するものでございます。

なお、この議案につきましては、関係団体において同文での議会の議決を求めるものでございます。

議案第22号は、町道路線の廃止についてであります。

内容は、議案第23号の町道路線の認定と関連がありますが、現在認定しております光団地西線及び菊陽空港線の2路線について、終点または起点を変更するため、廃止するものであります。

議案第23号は、町道路線の認定についてであります。

内容は、菊陽空港線及び光団地西線のほか、町が帰属を受けました開発道路7路線を新たに町道として認定するものであります。

以上、議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に御説明いたしますので、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上田茂政君） 提案理由の説明を終わります。

これから令和4年度当初予算について各課長に説明を求めますが、この後、各常任委員会に付託を予定しておりますので、質疑については総括的、大綱的な質疑にとどめ、詳細については各委員会でお願ひします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 議案第13号 令和4年度菊陽町一般会計予算について

○議長（上田茂政君） 日程第7、議案第13号令和4年度菊陽町一般会計予算についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣君） おはようございます。

議案第13号令和4年度菊陽町一般会計予算について御説明申し上げます。

本議案につきましては、各常任委員会に付託される予定ですので、詳細につきましてはその際、各担当課から説明させていただきます。

本日、資料として一般会計予算（案）参考資料と概要説明資料を配付しておりますので、こちらも参考としていただきたいと思います。

なお、概要説明資料につきましては、各常任委員会において各担当課から説明する際に使用させていただく資料になります。

それでは、財政課からは、予算書と一般会計予算（案）参考資料により、全体的な予算や主な事業を中心に御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

令和4年度菊陽町一般会計予算は、第1条で歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ170億2,129万5,000円と定めています。令和3年度の当初予算額は160億5,068万1,000円でしたので、前年度比9億7,061万4,000円、6.05%の増になります。

第2条の債務負担行為は第2表の債務負担行為で、第3条の地方債は第3表の地方債でそれぞれ定めています。

第4条では、一時借入金の最高額を15億円とし、第5条で歳出予算の流用について定めてい

ます。

10ページをお開きください。

第2表の債務負担行為であります。10件の事項について期間と限度額を計上しています。

下の11ページを御覧ください。

第3表の地方債であります。起債の目的として20件の事業を計上しています。このうち、臨時財政対策債は3億6,340万円、施設等整備のための地方債を12億9,920万円計上し、地方債の限度額の合計を16億6,260万円としています。起債の方法、利率、償還の方法については記載しているとおりです。

13ページからは、予算に関する説明書になります。

予算に関する説明については、各常任委員会で各担当課から概要説明資料により詳細な説明をさせていただきますので、初めに本日配付しました一般会計予算（案）参考資料により全体的な説明をさせていただきます、後ほど予算書により主な歳出予算の内容を説明します。

それでは、一般会計予算（案）参考資料を1枚めくっていただき、1ページをお開きください。

歳入について、自主財源と依存財源の款別構成表になります。自主財源は85億5,907万円で、前年度比3億8,666万円の増、依存財源は84億6,222万5,000円で、5億8,395万4,000円の増となっています。自主財源と依存財源の比率は、自主財源50.3%、依存財源は49.7%となっています。

2ページを御覧ください。

歳出について、性質別と目的別の構成表になります。

まず、性質別の義務的経費は65億171万7,000円、前年度比2億2,281万8,000円の増となっています。

投資的経費は28億291万8,000円で、前年度比4億3,492万9,000円の増となっています。

その他経費は77億1,666万円で、前年度比3億1,286万7,000円の増となっています。主に物件費、補助費等が増額となっています。

次の目的別について、歳出合計に占める割合は民生費が一番高く、39%を占めています。増減額の大きなものでは、民生費、教育費などが増額となり、衛生費などが減額となっています。

3ページをお開きください。

歳入について、前年度との比較増減表になります。増減額の大きいものについて説明します。

款の1町税は、令和3年度当初予算において新型コロナウイルス感染症の影響を考慮していましたが、実績で影響が少なかったことを踏まえ、総額で71億817万9,000円、前年度比で3億9,065万5,000円の増となっています。

款の7地方消費税交付金についても、令和3年度当初予算において新型コロナウイルス感染

症の影響を考慮していましたが、実績で影響が少なかったことを踏まえ、総額で9億9,936万4,000円、前年度比で1億8,729万1,000円の増となっています。

4ページを御覧ください。

款の17国庫支出金は、国庫補助金で菊陽北小学校放課後児童クラブ整備補助金などが増となりましたが、国庫負担金で新型コロナウイルスワクチン接種事業国庫負担金などが減となったため、総額33億4,849万円、前年度比3,272万1,000円の減となっています。

款の18県支出金は、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金や菊陽北小学校放課後児童クラブ整備補助金などの増により、総額16億693万3,000円で、前年度比1億5,079万2,000円の増となっています。

款の19財産収入は、第二土地区画整理事業地内の土地売払いなどで、総額1億2,166万6,000円で前年度比1億1,427万4,000円の増となっています。

5ページをお開きください。

款の21繰入金は、財政調整基金繰入金の減などで、総額5億3,135万8,000円、前年度比3億1,988万6,000円の減となっています。

款の23諸収入は、第二土地区画整理事業に係る精算金の増などで、総額1億5,085万6,000円、前年度比1億1,034万3,000円の増となっています。

款の24町債は、道路新設改良事業や武蔵ヶ丘北小学校整備事業の増などで、総額16億6,260万円、前年度比2億4,190万円の増となっています。

6ページを御覧ください。

歳出の目的別について、前年度との比較増減表になります。増減額の大きいものについて説明します。

款の2総務費は、6ページから7ページにかけて、防災センター建設に伴うネットワークサーバーなどの移設費や地区公民館整備費、衆議院議員選挙費などで減となりましたが、町所有地の第二土地区画整理事業精算金、ふるさと寄附金事業、参議院及び町長選挙費などの増により、総額16億8,907万4,000円で、前年度比8,462万4,000円の増となっています。

8ページを御覧ください。

款の3民生費は、介護基盤緊急整備特別対策事業、障害者福祉費、老人福祉センター改修、菊陽北小学校放課後児童クラブ整備や私立保育園施設型給付費などの増により、総額66億4,583万8,000円で、前年度比6億6,106万9,000円の増となっています。

9ページをお開きください。

款の4衛生費は、子ども医療費助成などで増となりましたが、新型コロナワクチン接種体制確保事業や菊池環境保全組合負担金などの減により、総額13億4,149万2,000円で、前年度比1億5,014万7,000円の減となっています。

11ページをお開きください。

款の8土木費は、杉並木公園拡張整備事業などで減となりましたが、菊陽空港線延伸などの

道路新設改良費、下戸橋補修、（仮称）原水駅周辺土地区画整理事業などの増により総額23億2,722万6,000円で、前年度比1億499万1,000円の増となっています。

12ページを御覧ください。

款の10教育費は、武蔵ヶ丘北小学校施設整備事業や菊陽北小学校施設整備事業などの増により総額21億7,538万円で、前年度比2億3,758万7,000円の増となっています。

14ページをお開きください。

歳出の性質別内訳表になります。区分ごとの構成比と前年度との比較増減表になります。

15ページをお開きください。

第3表地方債関係の表になります。臨時財政対策債を除く地方債について、事業名ごとに特定財源を含めて整理しています。

参考資料での全体的な説明は以上になります。

予算書に戻っていただき、歳出の主な新規事業や建設事業などについて御説明します。

予算書の79ページをお開きください。

款の2総務費、項の1総務管理費、目の23新型コロナ対策事業費、節区分の18負担金、補助及び交付金、説明欄の地域行事再開支援事業補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止していた地区行事の再開を支援する事業として600万円計上しています。

87ページをお開きください。

項の4選挙費、目の4参議院議員通常選挙費で1,941万2,000円計上しています。

89ページをお開きください。

目の7町長選挙費で1,977万2,000円計上しています。

98ページをお開きください。

款の3民生費、項の1社会福祉費、目の2高齢者福祉費、節区分18負担金、補助及び交付金、ページの一番上になりますが、説明欄の介護基盤緊急整備特別対策事業補助金は、地域密着型グループホームの整備に係る補助で4,870万2,000円計上しています。

108ページをお開きください。

目の8老人福祉センター・福祉支援センター管理費、節区分の14工事請負費、説明欄の施設改修工事は、老人福祉センターの屋根、外壁等の改修工事で9,607万9,000円計上しています。

112ページをお開きください。

項の2児童福祉費、目の1児童福祉総務費、節区分の14工事請負費、説明欄の放課後児童クラブ建設工事は、菊陽北小学校放課後児童クラブ施設の工事費で2億2,488万3,000円計上しています。

123ページをお開きください。

款の4衛生費、項の1保健衛生費、目の1保健衛生総務費、節区分の19扶助費、説明欄の子ども医療費助成は、対象年齢を15歳までとしていましたが、令和4年度から18歳までに拡大するため、前年度比2,436万4,000円増の2億5,689万4,000円を計上しています。

142ページをお開きください。

款の6農林水産業費、項の1農業費、目の8土地改良費、節区分の14工事請負費、説明欄の水路等工事は、南方井手及び新町井手改修工事で7,300万円計上しています。

144ページをお開きください。

目の17農業構造改善事業費、節区分の12委託料、説明欄の指定管理委託料は、総合交流ターミナル「さんふれあ」の指定管理の委託料として1,942万円計上しています。

154ページをお開きください。

款の8土木費、項の2道路橋梁費、目の2道路橋梁維持費、節区分の14工事請負費、説明欄の橋梁補修工事は下戸橋補修工事で2億2,000万円計上しています。

155ページを御覧ください。

目の3道路新設改良費は、節区分の12委託料、説明欄の測量設計業務委託料は、杉並木公園線延伸や南方大人足線改良に係る予備設計で7,350万円、節区分の14工事請負費、説明欄の歩道橋整備工事は、光の森駅前横断歩道橋整備で1億8,500万円、節区分の16公有財産購入費、説明欄の土地購入費1億1,000万円及び、次のページの節区分の21補償補填及び賠償金、説明欄の支障物件移設補償費5,000万円は、菊陽空港線延伸計画道路事業費としてそれぞれ計上しています。

157ページを御覧ください。

項の3都市計画費、目の1都市計画総務費、節区分の12委託料、説明欄の調査等委託料は、(仮称)原水駅周辺土地区画整理事業に係る調査業務委託などとして、1億3,912万5,000円計上しています。

159ページをお開きください。

目の2土地区画整理費、節区分の21補償補填及び賠償金、説明欄の第二土地区画整理事業精算金は、換地処分後の精算金として1億560万3,000円計上しています。

162ページをお開きください。

目の4公園管理費、節区分の14工事請負費、説明欄の公園整備工事は、菊陽杉並木公園拡張整備工事で2億5,083万3,000円、施設建築工事は、菊陽町総合体育館建設工事で3億9,450万円計上しています。

164ページをお開きください。

款の9消防費、項の1消防費、目の2非常備消防費、節区分の1報酬、説明欄の非常勤職員報酬は、次のページにかけて、消防団員報酬の改定や出動報酬の追加で、前年度比1,234万3,000円増の2,269万9,000円計上しています。

185ページをお開きください。

款の10教育費、項の2小学校費、目の5学校建設費、節区分の14工事請負費、説明欄の土地整備工事は、武蔵ヶ丘北小学校拡張用地の整備費として4,040万円、説明欄の給食室整備工事は、菊陽北小学校給食室の整備費として3億8,000万円、節区分の16公有財産購入費は、土地

取得特別会計において先行取得した武蔵ヶ丘北小学校拡張用地の買戻しで1億8,374万8,000円、節区分の17備品購入費は、新しく増築する菊陽北小学校給食室の備品で1億350万円計上しています。

221ページをお開きください。ここからは給与費明細書をつけております。

232ページをお開きください。ここには継続費についての調書、次のページからは債務負担行為に関する調書をつけておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

238ページをお開きください。

地方債の年度末現在高の見込みに関する調書になります。

区分1の普通債は、令和4年度の起債見込額12億9,920万円に対し、元金償還見込額が8億9,666万3,000円のため、令和3年度末現在高見込額の124億4,466万9,000円から4億253万7,000円増加し、令和4年度末現在高見込額が128億4,720万6,000円となる見込みです。

区分2の災害復旧債は、令和4年度末現在高見込額が1億2,546万8,000円減の10億485万9,000円、区分3その他の(1)臨時財政対策債は、令和4年度末現在高見込額が8,631万5,000円減の45億1,278万4,000円となる見込みです。

地方債の令和4年度末現在高見込額の合計は、1億7,961万3,000円増の184億8,943万5,000円となる見込みとなりました。

239ページを御覧ください。

引上げ分の地方消費税収入の使途について記載しております。消費税率引上げ分の地方消費税交付金5億3,161万5,000円について、表の右から2番目の欄の地方消費税交付金の欄のとおり使用することとしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） 1点だけお願いいたします。

150ページ、商工費ですが、工場等立地促進補助金5,000万円、これは項目として計上されるのか、具体的にTSMCも含めてそれらに対する補助額なのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田茂政君） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君） では、今いただきました御質問についてお答えさせていただきます。

工場等立地促進補助金につきましては、納税額に対して補助するというものになっておりまして、工場稼働後に支給する補助金ということになっております。ですので、今御質問にあったようなJASMさん、新しい工場等をまた含んだところでは予算計上はしておりません。工場稼働後の予算計上となりますので、令和6年度以降になるかなということで想定しておりま



す。

以上となります。

(12番渡邊裕之君「これの項目として……」の声あり)

こちらの分につきましては、既存の企業様の投資に対する補助ということになりますので、現在既に誘致企業で立地いただいている企業様の分ということになります。

○議長(上田茂政君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(上田茂政君) 質疑なしと認めます。

これで議案第13号についての質疑を終わります。

昼食休憩とします。

午後は1時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時10分

再開 午後1時0分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(上田茂政君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 議案第14号 令和4年度菊陽町土地取得特別会計予算について

○議長(上田茂政君) 日程第8、議案第14号令和4年度菊陽町土地取得特別会計予算についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長(澤田一臣君) 議案第14号令和4年度菊陽町土地取得特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億8,395万6,000円と定めております。

8ページをお開きください。

2の歳入です。主なものを御説明申し上げます。

款の1財産収入、項の2財産売払収入、目の1不動産売払収入は1億8,374万8,000円で、先行取得した武蔵ヶ丘北小学校拡張用地の一般会計への売払収入となります。

10ページから3の歳出になりますが、主なものを御説明申し上げます。

11ページをお開きください。

款の3公債費、項の1公債費、目の1元金は、令和2年度に取得した武蔵ヶ丘北小学校拡張用地の償還分で、土地売払いに伴う繰上償還を含め1億8,270万円計上しています。

12ページをお開きください。

地方債の年度末現在高の見込みに関する調書になります。令和4年度に繰上償還分も含め全

額償還予定としておりますので、令和4年度末現在高見込額は0円となる見込みです。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで議案第14号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 議案第15号 令和4年度菊陽町工業団地造成事業特別会計予算について

○議長（上田茂政君） 日程第9、議案第15号令和4年度菊陽町工業団地造成事業特別会計予算についてを議題とします。

商工振興課長、説明を求めます。

○商工振興課長（今村太郎君） それでは、議案第15号令和4年度菊陽町工業団地造成事業特別会計予算について御説明申し上げます。

早速ですが、議案書をめくっていただき、予算書の1ページをお開きください。

令和4年度菊陽町工業団地造成事業特別会計予算については、第1条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ8,482万3,000円と定めております。

予算内容につきましては、予算に関する説明書の8ページから御説明させていただきます。

それでは、8ページをお開きください。

まず、2の歳入について御説明させていただきます。

款の3繰越金、項の1繰越金、目の1繰越金は、令和3年度からの繰越金で8,482万3,000円としています。令和4年度の本特別会計の財源は全て繰越金となります。

下の9ページを御覧ください。

3の歳出の主なものについて御説明いたします。

款の1事業費、項の1事業費、目の1工業団地造成事業費は、工業団地に関係する経費として7,982万3,000円を計上しています。節区分12委託料として、第二原水工業団地関係の登記費用や、今後の経済や企業の投資意欲などを踏まえ、状況に応じて企業誘致に関する必要な調査を迅速に行うための調査委託費を計上しています。節区分18負担金、補助及び交付金では、上水道工事負担金として6,900万円を計上しています。第二原水工業団地への上水道供給に関しては、大津菊陽水道企業団の給水区域とすることで関係機関と協議を進めており、その前提として、町の負担で第二原水工業団地まで大津菊陽水道企業団において上水道管を整備していただく必要があることから、そのための整備費用の負担金となります。そのほか、業務に必要な経費を計上しております。

ページをめくっていただき、10ページをお開きください。

款の3予備費、項の1予備費、目の1予備費につきましては、500万円を計上しています。

なお、下段の公債費に関しては、令和3年度において、第二原水工業団地の土地譲渡代金を財源として借入金償還、つまり返済が完了していますので、令和4年度は必要ない予算項目となることから、歳入の地方債と同様、説明に記載してあるとおり、廃款となっております。

最後に、11ページ、12ページには、それぞれ会計年度任用職員の給与明細書及び債務負担行為に関する調書を添付しております。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで議案第15号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 議案第16号 令和4年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について

○議長（上田茂政君） 日程第10、議案第16号令和4年度菊陽町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

健康保険部長、説明を求めます。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 議案第16号令和4年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ37億1,466万8,000円と定めております。前年度に比べて4,576万4,000円の減となっております。

第2条で、一時借入金の最高額を2億円とし、第3条で、歳出予算の流用について定めております。

8ページをお開きください。

歳入の主なものについて御説明いたします。

款の1国民健康保険税、項の1国民健康保険税、目の1一般被保険者国民健康保険税は6億7,411万3,000円で、前年度に比べて2,506万5,000円の増を見込んでおります。

下の9ページを御覧ください。

款の6県支出金、項の1県補助金、目の1保険給付費等交付金は27億5,735万円で、前年度に比べて3,806万6,000円の減であります。節区分1の普通交付金は、保険給付費等に要する費用について、県から全額が交付されるものであります。

10ページをお開きいただき、款の10繰入金、項の1他会計繰入金、目の1一般会計繰入金は2億6,431万9,000円で、保険基盤安定繰入金や事務費繰入金など法定内の繰入金になります。

下の11ページを御覧ください。

項の基金繰入金は、令和4年度当初予算において、国民健康保険財政調整基金からの繰入金を予定しておりません。

13ページをお開きください。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費は1,741万円、15ページをお開きいただき、項の2徴税费、目の1賦課徴収費は325万9,000円で、国民健康保険税の賦課徴収事務に要する経費を計上しております。

16ページをお開きください。

款の2保険給付費、項の1療養諸費、目の1一般被保険者療養給付費は22億8,400万円で、前年度に比べて1,300万円の増を見込んでおります。

下の17ページを御覧ください。

項の2高額療養費、目の1一般被保険者高額療養費は3億4,900万円で、前年度に比べて500万円の減を見込んでおります。

18ページをお開きください。

項の4出産育児諸費、目の1出産育児一時金は1,680万9,000円を計上しております。

19ページを御覧ください。

款の3国民健康保険事業費納付金は、財政運営の責任主体である県に納付するもので、項の1医療給付費分、目の1一般被保険者給付分は6億4,181万5,000円で、前年度に比べて3,347万4,000円の減となっております。

20ページをお開きください。

項の2後期高齢者支援金分、目の1一般被保険者後期高齢者支援金等分は1億9,605万2,000円を計上しております。

項の3介護納付金分は9,279万6,000円を計上しております。

22ページをお開きください。

款の6保健事業費、項の1保健事業費、目の2疾病予防費は、節区分12の委託料で人間ドック委託料1,412万5,000円を計上しております。

項の2特定健康診査等事業費、目の1特定健康診査等事業費は、23ページを御覧いただき、節区分の12委託料で特定健診費用委託料として1,672万7,000円を計上しており、特定健康診査受診者を1,800人、特定保健指導受診者を170人見込んでおります。

25ページをお開きください。

款の9諸支出金、項の3繰出金、目の1一般会計繰出金は517万7,000円を計上しております。これは、きくよう健康倶楽部事業費に対する国民健康保険被保険者分の繰出金であります。

最後に、款の10予備費は1,989万円を計上しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで議案第16号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11 議案第17号 令和4年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（上田茂政君） 日程第11、議案第17号令和4年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

健康保険部長、説明を求めます。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 議案第17号令和4年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5億5,440万4,000円と定めております。前年度に比べて1億1,201万7,000円の増となっております。

8ページをお開きください。

歳入の主なものについて御説明いたします。

款の1後期高齢者医療保険料、項の1後期高齢者医療保険料は、目の1特別徴収保険料と目の2普通徴収保険料を合わせて4億696万9,000円で、前年度に比べて8,393万円の増を見込んでおります。

款の4繰入金、項の1一般会計繰入金は、目の1事務費繰入金と目の2保険基盤安定繰入金を合わせて1億2,141万8,000円としております。

款の6諸収入、項の5受託事業収入、目の1後期高齢者医療広域連合受託事業収入は1,178万7,000円で、健康診査と人間ドック、歯科口腔健診に対する受託事業収入になります。

項の6雑入は、制度改正による一部負担金区分変更に伴う保険証発送費用補助金として170万円を計上しております。

10ページをお開きください。

歳出の主なものについて御説明いたします。

款の1総務費は、項の1総務管理費を660万5,000円、下の11ページを御覧いただき、項の2徴収費を136万2,000円で、事務に要する経費を計上しております。

款の2後期高齢者医療広域連合納付金は5億3,051万5,000円で、前年度に比べて1億770万8,000円の増であります。この納付金は、保険料収納分や保険基盤安定繰入金を後期高齢者医療広域連合に支払う納付金になります。

款の3保健事業費、項の1健康保持増進事業費は1,541万2,000円を計上しております。内容は、12ページをお開きいただき、健康診査、歯科口腔健診、人間ドック補助金など、被保険者の健康保持増進に必要な事業を行うための経費であります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで議案第17号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第12 議案第18号 令和4年度菊陽町介護保険特別会計予算について

○議長（上田茂政君） 日程第12、議案第18号令和4年度菊陽町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（渡辺博和君） 議案第18号令和4年度菊陽町介護保険特別会計予算について御説明いたします。

令和4年度の当初予算につきましては、令和3年度から令和5年度までの3年間を対象期間とします第8期菊陽町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づいて、介護給付費等の見込額を計上した予算編成としております。

まず、予算書の1ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ26億4,573万1,000円と定めており、前年度に比べて1,168万1,000円の増となっております。

第2条は、一時借入金の最高額を5,000万円と定めて、保険給付費等の不足が生じた場合に備えるものであります。

第3条は、歳出予算の流用について定めております。

次に、10ページをお開きください。

歳入の主なものについて御説明いたします。

まず、款の1保険料、項の1介護保険料、目の1第1号被保険者保険料は、65歳以上の方の保険料で5億7,945万8,000円、前年度に比べて669万8,000円の増としております。

次に、款の4国庫支出金、項の1国庫負担金、目の1介護給付費負担金は、介護給付及び予防給付に要する国の負担分で4億5,422万4,000円、前年度に比べて500万円の増としております。

次に、11ページを御覧ください。

項の2国庫補助金、目の1調整交付金は、財政調整のために国が交付するもので6,132万

7,000円、前年度に比べて650万4,000円の減としております。

目の2と3は地域支援事業交付金で、合わせて3,766万4,000円、前年度に比べて51万9,000円の増としております。

次に、款の5支払基金交付金は40歳から64歳までの方の保険料で、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、目の1と2を合わせて6億8,310万5,000円、前年度に比べて227万4,000円の増としております。

款の6県支出金、項の1県負担金、目の1介護給付費負担金は3億4,265万5,000円としております。

12ページをお開きください。

項の2県補助金、目の1と2は地域支援事業交付金で、合わせて2,078万4,000円としております。

次に、款の9繰入金、項の1一般会計繰入金、目の1介護給付費繰入金は3億649万2,000円としております。

下の13ページを御覧ください。

その他、一般会計からの繰入金として、目の2から7で事務費分、地域支援事業分、介護予防支援分、低所得者保険料負担分を合わせて9,182万円としております。

また、その下、項の2基金繰入金、目の1介護給付費準備基金繰入金は4,000万円としております。

14ページをお開きください。

款の12諸収入、項の5予防給付費収入、目の1介護予防サービス計画費収入は960万円としております。

下の15ページを御覧ください。

歳出の主なものについて御説明いたします。

款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費は、介護保険事務に必要な経費として232万4,000円を計上しております。

16ページをお開きください。

項の3介護認定審査会費は、目の1介護認定審査会費と目の2認定調査等費を合わせて2,855万1,000円を計上しております。

18ページをお開きください。

款の2保険給付費、項の1介護サービス等諸費は23億7,396万円で、前年度に比べて840万8,000円の増としております。

下の19ページを御覧ください。

項の3高額介護サービス等費は6,660万円、項の4高額医療合算介護サービス等費は850万円を計上しております。

20ページをお開きください。

款の4地域支援事業費、項の1介護予防・生活支援サービス事業費、目の1介護予防・生活支援サービス事業費は4,098万8,000円を計上しております。

22ページをお開きください。

項の2一般介護予防事業は、地域住民グループ事業などで2,854万4,000円を計上しております。

次に、項の3包括的支援事業・任意事業費は、目の1から7まで、27ページまでになりますが、合計して5,726万8,000円を計上しております。これは、総合相談、権利擁護、包括的・継続的マネジメント支援、任意、在宅医療・介護連携推進、生活支援体制整備、認知症総合支援などの事業を実施するための予算となります。

次に、28ページをお開きください。

項の6介護予防支援事業費は要支援者のケアプラン作成事業費で、1,463万3,000円を計上しております。

次に、30ページをお開きください。

款の9予備費は500万円を計上しております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで議案第18号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第13 議案第19号 令和4年度菊陽町下水道事業会計予算について

○議長（上田茂政君） 日程第13、議案第19号令和4年度菊陽町下水道事業会計予算についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○下水道課長（丸山直樹君） 議案第19号令和4年度菊陽町下水道事業会計予算につきまして御説明いたします。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

第1条、総則でございますが、令和4年度菊陽町下水道事業会計予算は、公共下水道事業と農業集落排水事業との連結であります。

第2条、業務の予定量につきましては、当該事業年度の活動の基本的な目標として、公共と農集でそれぞれ下記のとおり定めております。

次に、2ページをお願いします。

第3条、収益的収入及び支出の予定額でございますが、事業収益を14億120万8,000円とし、



事業費用を13億3,015万4,000円としております。内容につきましては、この後、実施計画で御説明いたします。

次に、3ページをお願いします。

第4条、資本的収入及び支出の予定額でございますが、資本的収入を15億9,844万2,000円、資本的支出を20億2,366万9,000円としております。内容につきましては、この後、実施計画で御説明いたします。

また、資本的収入額が資本的支出額に不足する額、4億2,522万7,000円についての補填内容は、上段に括弧書きで記載のとおりであります。

次に、4ページをお願いします。

第5条、企業債は、下水道事業分で限度額8億6,510万円を予定しております。

次に、第6条では、一時借入金の限度額を10億円としております。

次に、第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用についてであります。消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用額を1,000万円と定めるものであります。

次に、5ページの第8条、議会の議決を経なければ流用することができない経費としまして、職員給与費6,032万8,000円を計上しております。

次に、第9条、他会計からの補助金としまして、汚水処理などに関する一般会計からの繰入金で4,528万4,000円を計上しております。

続きまして、8ページの実施計画をお願いいたします。

ここからは附属書類になりますが、主なものを説明いたします。

まず、収益的収入の款の1事業収益、項の1営業収益、目の1下水道使用料につきましては、前年度当初予算と比べ約1.5%増の8億6,064万円を見込んでおります。

次に、目の2他会計負担金1億2,253万9,000円は、雨水処理に係る一般会計からの繰入金であります。

次に、項の2営業外収益、目の2他会計補助金3,282万8,000円は、汚水処理に関する維持管理費及び企業債の元利償還分に対する一般会計からの繰入金であります。

次に、目の4長期前受金戻入3億6,962万円は、現金を伴わない収入で、償却資産の取得、改良のために交付された補助金等につきまして、資産の減価償却に対応させて収益化を行うものであります。

以上、収益的収入予定額の合計は14億120万8,000円であります。

次に、9ページの支出ですが、款の1事業費用、項の1営業費用、目の1管渠費4億1,383万6,000円は、汚水及び雨水処理施設等の維持管理に要する経費であります。

次に、目の5総係費6,099万1,000円は、事業全体の運営、管理に要する経費であります。

次に、目の6減価償却費6億9,523万7,000円は、現金を伴わない支出で、有形、無形の固定資産減価償却費であります。

次に、項の2 営業外費用、目の1 支払利息1億903万1,000円は、企業債償還利子予定額であります。

以上、収益的支出予定額の合計は13億3,015万4,000円であります。

続きまして、10ページをお願いします。

資本的収入の款の1 資本的収入、項の1 企業債につきましては、4ページの第5条で示しています予定額8億6,510万円で、このうち5億730万円は第二原水工業団地関連の公共下水道事業債であります。

次に、項の2 出資金9,872万5,000円は、企業債元金分の償還に要する経費で、一般会計からの繰入金であります。

次に、項の3 負担金、目の2 受益者負担金2,032万円は、開発や住宅建設などによる賦課見込額であります。

次に、項の4 補助金、目の1 国庫補助金は、委託及び工事に対する社会資本整備総合交付金の予定額5億9,100万円で、このうち4億7,400万円は第二原水工業団地関連の交付金であります。

次に、目の3 他会計補助金1,245万6,000円は、農業集落排水事業分の企業債償還等に対する一般会計からの繰入金であります。

以上、資本的収入予定額の合計は15億9,844万2,000円であります。

次に、11ページの支出の款の1 資本的支出、項の1 建設改良費、目の1 施設費14億8,317万2,000円は、工事に関する実施設計などの委託料と、汚水及び雨水管渠築造工事等で、このうち10億7,856万円は、第二原水工業団地関連の県委託料で令和4年度の実施協定の予定額であります。

次に、項の2 企業債償還金は企業債償還元金で、予定額5億3,829万2,000円であります。

以上、資本的支出予定額の合計は20億2,366万9,000円であります。

次の12ページからは、令和4年度予定キャッシュフロー計算書等の予算関連資料を掲載しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで議案第19号についての質疑を終わります。

これから委員会付託についてお諮りします。

会議規則第39条の規定により、議案第13号から議案第19号までは、議席に配付しました委員会付託予定表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありま

せんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託予定表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後1時40分

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

令和4年3月2日（水）再開

（ 第 2 日 ）

菊 陽 町 議 会

## 1. 議 事 日 程 (2日目)

(令和4年第1回菊陽町議会3月定例会)

令和4年3月2日

午前10時開議

於 議 場

- 日程第1 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度菊陽町一般会計補正予算(第9号))
- 日程第2 議案第1号 菊陽町議会議員及び菊陽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第2号 菊陽町職員の定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第4号 菊陽町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第5号 菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第6号 菊陽町企業誘致環境整備基金条例の制定について
- 日程第8 議案第7号 菊陽町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第8号 菊陽町農業振興地域整備促進協議会条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第9号 令和3年度菊陽町一般会計補正予算(第10号)について
- 日程第11 議案第10号 令和3年度菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第12 議案第11号 令和3年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第13 議案第12号 令和3年度菊陽町下水道事業会計補正予算(第5号)について
- 日程第14 議案第20号 公の施設の他の団体の利用に関する協定の一部変更について
- 日程第15 議案第21号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第16 議案第22号 町道路線の廃止について
- 日程第17 議案第23号 町道路線の認定について

## 2. 出席議員は次のとおりである。

- |    |         |    |        |
|----|---------|----|--------|
| 1番 | 廣瀬英二君   | 2番 | 矢野厚子君  |
| 3番 | 大久保輝君   | 4番 | 阪本俊浩君  |
| 5番 | 西本友春君   | 6番 | 那須真理子君 |
| 7番 | 佐々木理美子君 | 8番 | 中岡敏博君  |

9番 北山正樹君  
11番 坂本秀則君  
13番 佐藤竜巳君  
15番 岩下和高君  
17番 福島知雄君

10番 布田悟君  
12番 渡邊裕之君  
14番 甲斐榮治君  
16番 小林久美子君  
18番 上田茂政君

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 東桂一郎君  
書記 吉本香奈君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 後藤三雄君  
教育長 上川幸俊君  
総務部長 板楠健次君  
健康保険部長兼  
健康・保険課長 古賀直之君  
土木部長兼  
都市計画課長 井芹渡君  
危機管理防災課長 梅原浩司君  
子育て支援課長 和田征君  
建設課長 矢野和幸君  
総務課総務法制係長 小泉秀和君

副町長 吉野邦宏君  
教育部長 平木元宏君  
福祉生活部長兼  
福祉課長 矢野信哉君  
経済部長兼農政課長 山川和徳君  
総務課長兼選挙  
管理委員会書記長 矢野博則君  
財政課長 澤田一臣君  
商工振興課長 今村太郎君  
下水道課長 丸山直樹君  
施設整備課長 荒牧栄治君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（上田茂政君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度菊陽町一般会計補正予算（第9号））

○議長（上田茂政君） 日程第1、承認第1号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度菊陽町一般会計補正予算（第9号））を議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣君） おはようございます。

承認第1号の専決処分の承認を求めることについては、令和3年度菊陽町一般会計補正予算（第9号）についてです。

新型コロナウイルス感染症対策として、非課税世帯等に対する給付金の支給やワクチン接種のための体制確保など急を要する予算について、地方自治法第179条第1項の規定により令和4年1月18日付で専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

内容につきましては、主なものについて御説明申し上げ、詳細は質問に応じお答えしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、2枚めくっていただき、1ページをお開きください。

令和3年度菊陽町一般会計補正予算（第9号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に5億22万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を191億7,528万5,000円と決めました。

次に、第2条で、繰越明許費の補正を第2表で計上しているところです。

4ページをお開きください。

第2表の繰越明許費補正は、1の追加で、年度内での事業完了が見込めない2件の事業について繰越明許費としたものです。

8ページをお開きください。

2の歳入について、補正額の大きなものを御説明します。

款の17国庫支出金、項の1国庫負担金、目の2衛生費国庫負担金、節区分の5新型コロナウイルスワクチン接種事業国庫負担金、説明欄の新型コロナウイルスワクチン接種事業国庫負担金は、追加接種に対する負担金で2,481万9,000円、項の2国庫補助金、目の2民生費国庫補助金、節区分の10新型コロナ対策事業費補助金、説明欄の子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金は、住民税非課税世帯等に対する給付金で4億6,791万8,000円それぞれ計上しています。

下の9ページから3の歳出になります。

補正額の大きなものを御説明します。

10ページをお開きください。

款の3民生費、項の1社会福祉費、目の13新型コロナ対策事業費、節区分の19扶助費、説明欄の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金は、住民税非課税世帯や家計急変世帯に対して1世帯当たり10万円給付するものとして4億6,000万円計上しています。

下の11ページを御覧ください。

款の4衛生費、項の1保健衛生費、目の6新型コロナ対策事業費、節区分の12委託料、説明欄の予防接種委託料は、追加接種に係る委託料として1,935万5,000円計上しています。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第1号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第1号 菊陽町議会議員及び菊陽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

○議長（上田茂政君） 日程第2、議案第1号菊陽町議会議員及び菊陽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題とします。

選挙管理委員会書記長、説明を求めます。

○選挙管理委員会書記長（矢野博則君） おはようございます。

議案第1号菊陽町議会議員及び菊陽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について説明させていただきます。

まず、提案理由でございます。

公職選挙法が改正され、選挙公営の範囲が拡大されたことに伴い、本町において町議会議員及び町長選挙における選挙公営制度を実施するに当たり条例を制定する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。



令和2年6月に、町村の選挙における立候補の環境を改善し、候補者間の選挙運動の機会均等を図るため公職選挙法が改正され、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成について、新たに選挙公営の対象とされました。選挙公営制度につきましては、それぞれの地方公共団体が条例で定めることにより実施できるとされているため、本町においても法改正の趣旨に鑑み、改正法と同様の事項を定めるものでございます。

なお、公費負担の限度額は、公職選挙法施行令に準じた金額としております。

それでは、条文の説明をさせていただきます。

1枚お開きください。

まず、第1条で本条例の趣旨として、公職選挙法第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15号の規定に基づき、菊陽町議会議員及び菊陽町長の選挙における同法第142条第1項の自動車の使用、第142条第1項第7号のビラの作成及び第143条第1項第5号のポスターの作成の公費負担に関し、必要な事項を定めるものとするとしております。

第2条は、選挙運動用自動車の使用の公費負担に関し、候補者1人当たりの公費負担の限度額を定めるとともに、ただし書において供託物が没収をされる候補者には適用されない旨を定めております。

第3条は、選挙運動用自動車の選挙公営制度の適用を受けようとする者は、道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業者またはその他の者との間において選挙運動用自動車の使用に関する有償契約を締結し、その旨を町選挙管理委員会に届け出なければならないと定めております。

第4条は、選挙運動用自動車の使用に係る公費負担額及び支払い手続について定めており、選挙運動用自動車の使用において、第1号で一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約、いわゆるハイヤー契約方式の場合は1日当たり6万4,500円まで、第2号でハイヤー方式以外の契約である場合は自動車の借入れ1日当たり1万5,800円まで、燃料代1日当たり7,560円まで、運転手の報酬1日当たり1万2,500円まで支払うことを定めております。

1枚お開きください。

第5条は、選挙運動用自動車の使用の契約が同一の日に複数ある場合は、候補者の指定するいずれか一方の契約が締結されているとみなし、前条の規定を適用すると定めております。

1枚お開きください。

第6条は、選挙運動用ビラの作成の公費負担について、第2条と同様に候補者1人当たりの公費負担の限度額を定めるとともに、ただし書において供託物が没収をされる候補者には適用されない旨を定めております。

第7条は、選挙運動用ビラの作成の公費負担の適用を受けようとする者は、第3条と同様にビラの作成を業とする者との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、その旨を町選挙管理委員会に届け出なければならないと定めております。

第8条は、選挙運動用ビラの作成に係る公費負担額及び支払い手続について定めており、1

枚当たりの作成単価の上限額を7円51銭と定め、作成枚数の上限は公職選挙法で町議会議員選挙では1,600枚、町長選挙では5,000枚となっております。

第9条は、選挙運動用ポスターの作成の公費負担について、第2条と同様に候補者1人当たりの公費負担の限度額を定めるとともに、ただし書において供託物が没収をされる候補者には適用されない旨を定めております。

第10条は、選挙運動用ポスターの作成の公費負担の適用を受けようとする者は、第3条と同様にポスターの作成を業とする者との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、その旨を町選挙管理委員会に届け出なければならないと定めております。

1枚お開きください。

第11条は、選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担額及び支払い手続について定めており、1枚当たりの作成単価525円6銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万500円を加えた金額をポスター掲示板の数で除した金額を1枚当たりの単価の限度額としております。本町のポスター掲示場の数は、現状で76か所でございます。

第12条は、委任規定でございます。

最後に、附則において、この条例の施行期日は第1項で令和4年4月1日から施行するとしており、第2項でこの条例はこの条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例によるとしています。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） 先日も全協で説明いただいているので、制度自体は理解しておりますが、1点確認とお尋ねをいたします。

第6条のビラでございます。今説明がありましたとおり、町長は5,000、議員は1,600と。この根拠ですね。町長選におきまして5,000票というのは、恐らく落選ラインであろうと思えます。昨今見ても7,000票以上。すなわち、その票を取るためには、1万8,000世帯ですから少なくとも倍以上は必要かなというふうに思います。だから、そういうことを考えると、5,000枚というのは少ないのではないかと。さらに、1,600というのは特に少ないと。近隣に配ったらすぐ終わるものであります。それと、これは有権者数等々の関係もあると思えますけれども、今後の人口増等の場合はこの数が変わるのか。2点お尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（矢野博則君） お答えいたします。

まず、町長選挙、町議会議員選挙のビラの数根拠でございますけれども、こちらにつきま

しては条例ではなくて公職選挙法で規定されておりまして、本町ではこちらのほうを準用させていただいてるところでございます。

(12番渡邊裕之君「有権者数で変わるのか」の声あり)

そういったところもございますので、人口、有権者数で変わるということではございませんで、基本的にその法律に基づいて今回条例のほうで制定させていただいてるところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之議員。

○12番（渡邊裕之君） 公職選挙法で決まっているということで。ということはこの5,000と1,600というのは、町村議会では人口比じゃなくて固定ということですかね。これは法律の問題ですね。分かりました。ありがとうございました。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議案第2号 菊陽町職員の定数条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田茂政君） 日程第3、議案第2号菊陽町職員の定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（矢野博則君） それでは、議案第2号菊陽町職員の定数条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

まず、提案理由でございますけれども、本町における近年の急激な人口増加により事務負担が増加しており、複雑化、多様化する住民ニーズに迅速に的確に応えるため職員数の見直しを行うことに伴い、菊陽町職員の定数条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、参考資料の新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

第2条第1項第1号の町長の事務部局の職員「194人」を改正後は「207人」とし、第3号の

教育委員会の職員「40人」を改正後は「45人」とし、第4号の農業委員会事務局の職員「2人」を改正後は「3人」とし、第7号の公営企業の職員「9人」を改正後は「10人」とするものでございます。職員の定数は、申し上げました各部局と変更がない3部局の総数で、改正前は250人でございますが、改正後は270人となり、20人の増員となります。

1枚目にお戻りいただきまして、附則で、この条例は令和4年4月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 議案第2号の定員の人数ですね。特に町長部局が13人ですよね。僕は近年菊陽町の役場の各部、各課、担当課の皆さんを見てると全然人が足りないと思っておりますが、この20人に増やしたという根拠と申しますか、20人で足ると思っておりますその判断についてお尋ねをいたします。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（矢野博則君） お答えいたします。

先ほど申しましたけれども、本町においては人口増加傾向が続いておりまして、そういう中で職員のほうの負担、そのあたりが増えていくというところもございまして。

それで、北山議員のほうから言われましたその根拠ということでございましてけれども、こちらについてはそれぞれの課の状況についてを総務課のほうでいろいろと話を聞かせていただいた上で、人口増、それから今現在話がありますTSMCの進出、それから新型コロナウイルスへの対応と、そのあたりのほうを勘案いたしまして今回20人の増員というところで提案させていただいてるところでございまして。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田茂政君） 日程第4、議案第3号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（矢野博則君） それでは、議案第3号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

まず、提案理由でございます。

妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための措置に係る人事院規則等の改正に伴い、地方公務員法第24条第4項の規定の趣旨に従い必要な措置を講じるに当たり、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されることを受けまして、必要な条例の一部改正を行うものでございます。法律の主な改正点は、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、育児休業の取得回数の制限を緩和するとともに非常勤職員の取得要件を緩和する内容となっております。

それでは、内容の説明をいたします。

参考資料の新旧対照表1ページをお開きください。

まず、第2条第1項第3号アの（ア）の文を削除するものでございます。これに伴い、（イ）及び（ウ）はそれぞれ（ア）及び（イ）に改め、また現行（ア）の「任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）」は、改正後の（ア）の下線部に挿入し改めるものでございます。

第2条は、育児休業をすることができない職員について規定するものでございますけれども、引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員以外の職員は取得できない制度でございましたが、今回の改正により、非常勤職員の育児休業の取得要件のうち「引き続き在職した期間が1年以上」との要件を廃止し、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和を行うものでございます。

次に、2ページを御覧ください。

第19条第1項第2号の「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して任命権者が定める」に改め、3ページを御覧ください、同じく第19条第1項第2号のア及びイを削るものでございます。

第19条は、部分休業をすることができない職員について規定するものでありますが、引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員以外の職員は取得できない制度でございましたが、先ほど申しました第2条の改正と同様、「引き続き在職した期間が1年以上」との要件を

廃止し、非常勤職員の部分休業の取得要件の緩和を行うものです。

次に、新たな第22条の2として「(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)」、第22条の3として「勤務環境の整備に関する措置」を加えるものでございます。

これは、職員が育児休暇を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等について新たに定めるものでございます。改正後の第22条の2は、妊娠、出産等を申し出た職員に対する個別の周知、意思確認について定めております。また、申出をしたことを理由として当該職員が不利益な取扱いを受けることがないように定めております。

第22条の3は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるよう、研修の実施や相談体制整備等について定めております。

このほか、2ページをもう一度よろしくお願いたします。

第11条では、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」とございますけれども、こちらを「菊陽町職員の勤務時間、休暇等に関する条例」とするものでございまして、題名を改めております。

以上が改正内容の説明ですが、1枚目に戻っていただき、附則を御覧ください。

この条例は、令和4年4月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長(上田茂政君) 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

西本友春君。

○5番(西本友春君) 育児休暇というのは、これは国を挙げて取り組んで、特に男性の方が取りやすいようにということで取り組んでいるところでございます。今回第22条の3のところ職員に対する育児休業に係る研修の実施というふうなうたわれておりますが、これは今後のことでございますので今後どのような計画をされるのかというのと、2番目に育児休業に関する相談体制の整備というふうになっておりますので、今後どの部署にそういう相談体制を整備されるのか、お伺いをいたします。

以上です。

○議長(上田茂政君) 総務課長。

○総務課長(矢野博則君) 御質問にお答えいたします。

まず、研修についてでございますけれども、こちらについては改正後になりますけど、次年度におきまして計画的に実施してまいりたいと考えてございます。それから、相談体制についてでございますけれども、こちらにつきましても恐らく総務課が主となってという形になるのかと思っておりますけれども、こちらについてもしっかりと庁内で検討いたしまして、体制を整えていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第5 議案第4号 菊陽町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（上田茂政君） 日程第5、議案第4号菊陽町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

危機管理防災課長、説明を求めます。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） おはようございます。

議案第4号菊陽町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

提案理由は、消防団員の処遇改善のため、消防団員の年額報酬の改正及び出勤に応じた報酬制度を創設するに当たり、菊陽町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

4枚目の参考資料の新旧対照表を御覧ください。

非常勤職員の報酬及び費用弁償の金額を定める別表の区分の消防団員の欄になります。

今回の改正では、大きく分けると2つの改正がございます。1つ目が消防団員の年額報酬を改正するもので、2つ目が出勤時間に応じて支給する出勤報酬を創設するものです。

まず、1つ目の年額報酬の改正については、現在の金額を消防団員の階級別に国が示す標準単価に合わせることであります。しかし、標準単価より現在の金額が大きい階級は、原則として改正しないこととしてあります。具体的には、階級別に団員の年額報酬を現在の2万円から3万6,500円に増額、班長を年額3万2,000円から3万7,000円に増額、副分団長を年額4万4,000円から4万5,500円に増額します。

なお、分団長については、年額6万9,100円を6万9,000円に減額することとしておりますが、これは国が示す標準単価が6万9,000円であること、また同じ菊池広域連合消防本部管内

である菊池市、合志市、大津町の金額が6万9,000円であることから、統一するために100円減額しております。

次に、2つ目の出動報酬の創設について説明します。

出動報酬は、消防団員が火災や災害などで出動した場合に出動時間に応じて支給するもので、1日当たりの出動時間が2時間以内の場合は2,000円、2時間を超え4時間以内は4,000円、4時間を超え6時間以内は6,000円、6時間を超えた場合は8,000円を支給するものです。

なお、今回の年額報酬及び出動報酬の金額については、菊池広域連合管内の2市2町で協議を行い、統一した金額としております。

2枚目の議案書にお戻りください。

附則において、この条例の施行期日は令和4年4月1日からとしております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） この出動の定義ですね。出動は今火災や台風とかの水害も含めた災害。この場合、団長命令、分団長命令がありますが、台風とか水害の後は区長さんの要望で消防団が後片づけする場合もあります。それも当てはまるのか。それと、この出動の時間ですね。これは今防災無線で出動命令も出ますが、今我々はLINEで出動命令が分団長から来る場合もあります。その出動の始まりと終わりはどこなのか。分団長が解散命令を出したときなのか、警防班長が出したときなのか。2点お尋ねをします。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） お答えします。

出動報酬がどのような場合に出るかなんですけれども、出動報酬については火災や災害対応で出動した場合、また災害時の警戒、各種訓練、捜索活動に対して支給されます。支給されないものとしましては、幹部会議や警防班長以上会議などの会議への出席、研修会、各班で行われている水利や機械器具などの点検、出初め式や辞令交付式などの式典関係には支給されません。

それと、次の出動時間の考え方なんですけれども、出動時間については出動内容により異なり、例えば火災による出動の場合は、火災発生サイレンが鳴ったときから鎮火後の団長による解散までの時間とします。また、災害時や災害への警戒、捜索活動の場合は、団長による出動の指示から団長による解散までの時間としたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。



○11番（坂本秀則君） まず、1点目を聞いた中で、区長さんや地元の要望で台風や水害の後片づけ、その場合に出動した場合は出るのか。それと、今の時間ですね。終わりは団長の解散命令とおっしゃいましたが、火災の場合は地元分団は残れとか、団長は解散命令を出したが地元の分団は残って最終的には分団長で解散命令が出るんですが、その点はどうなんですか。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） まず、1点目の地域での活動に対してなんですけども、あくまでも消防団としましては団長が認識して活動というふうに考えておりますので、その地域の活動がそれに当たるかどうかを判断して、報酬が出るのかどうかということになるかと思いません。

火災時の地元班の解散が遅れる場合などですけども、地元班が残って火の見回りとかそういったのをさせていただくことがございますけども、そういった場合は当然地元班についてはそういった活動が終わるまでの時間ということで考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） すいません。1点目の質問で今の説明では分からないんですが、地元の区長さんや地元の人から片づけを手伝ってくれと、そして消防団に出動要請があって出動した。でも、それは団長命令じゃないからその点が出ないんですか。それは、災害の後片づけだけ、災害での出動と同じでしょう。でも、団長命令じゃないからその場合は出ないということなんですか、いかがですか。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） 先ほども言いましたように、消防団として活動するならば団長あたりも認識しておく必要がありますので、そういったところでお答えしたところなんですけども、それが地域の活動に該当するのか消防団の活動として該当するのかは、その状況によって判断したいというふうに思います。

以上です。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） すいません。隣で坂本議員のを聞いていて、今のはよく分かります。例えば団長の命令だと消防の災害を受けたときにしっかり出ると。ただ、地域の場合は地域のボランティアかどうか分からないというのはよく分かります。ただ、そういった災害や台風の片づけというのが依頼があった場合、消防団長が把握してないということですよ。であれば、そこはしっかりとまず消防団長に依頼を上げていただいて、そこから例えば坂本議員のいらっしゃる班に依頼をすとか、さっきの分団長が解散後もするということであれば、それを団長に報告をしていついつまでというふうにするれば、全て団長の指揮下、団長の命令下となりますよね。だから、そこを明確にしないと、今の課長の答弁では、その時々に応じてやるというのは法律の制定の場合はおかしいと。だから、そこは曖昧にせずに、今回の改正とはまた

別の問題だと思いますので、どういうルートでやるかというのはしっかり現場の団員さんがそういった不満や疑問が残らないような制定をしていただきたいと思います。いかがですか。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） 御意見ありがとうございます。

今後そういった運用をするに当たって、きちんとそういった取決めを行いながら運用していきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

中岡敏博君。

○8番（中岡敏博君） 大まかなところは坂本議員と同じような質問内容であったんですが、1点質問いたします。

これも消防団員の出動報酬についてなんですけども、高齢者の行方不明者捜索等、広域連合を組んでいる構成市町とまた私たちの菊陽町の状況は山があったり川があったり状況は違うと思うんですけれども、その部分での最近の行方不明者捜索について、消防団が出動したとか、どれぐらいの時間を要したとか、そういう最近の事案について分かる範囲で教えていただけますか。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） お答えします。

例えば行方不明者の捜索につきましては、基本的に警察のほうにまずは相談をしていただいて、警察から消防団なり町に協力の依頼があった場合に、消防団員にお願いして捜索活動に当たるかというのは判断しております。

最近の事例ということなんですけども、基本的には夕方暗くなってからはちょっと捜索活動も活動が落ちますので、基本的には依頼があって出動ができる準備ができてから日没までを一旦区切りまして、また引き続き次の日の朝から活動しているような状況です。

以上です。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第5号 菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

○議長（上田茂政君） 日程第6、議案第5号菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（矢野博則君） 議案第5号菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

まず、提案理由でございます。

人事院及び熊本県人事委員会が給与改定の勧告を行ったことに伴い、本町の一般職の職員においても給与を改定するに当たり、菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

また、今回の改正に合わせまして、文言の整理等も行わせていただいております。

改正内容につきまして、参考資料により説明させていただきます。

多いですけれども、9枚目以降に参考資料をつけております。参考資料の新旧対照表1ページをお願いいたします。

まず、第1条は、2行目の「第24条第6項」を改正後は「第24条第5項」とするものでございます。これは、現行の地方公務員法と本町の条例において引用する項のずれが生じておりましたので改正するものでございます。

第2条は、給料ですが、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」を「菊陽町職員の勤務時間、休暇等に関する条例」とするものでございまして、題名を改めるものでございます。

第4条は、昇格及び昇給の基準ですが、2ページをお願いいたします。

第3項の1行目、「1年間」を「直近の人事評価の結果」に改めるものでございます。これは、現在本町で取り組んでおります人事評価についてを具体的に明記させていただいております。

第11条は、通勤手当ですが、第4項の1行目「地方公営企業労働関係法第3条第2項」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律第3条第4項」に改めるものでございます。これは、現行法と本町の条例において引用する項のずれが生じておりますので改めるものであります。あわせて、題名も改めるものです。

第11条の2は、単身赴任手当ですが、第3項の1行目「地方公営企業労働関係法第3条第2項」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律第3条第4項」に改めるものでございます。これは、先ほど第11条で述べました同様の改正をさせていただいております。

下段の3ページをお願いいたします。

第19条は、期末手当についてですが、2行目の第2項は支給率について定めていますが、左

側の現行第2項の下線部「100分の127.5」を右側の改正後は「100分の120」に改めるものでございます。

また、6行目第3項は、再任用職員についての規定ですが、下線部の第2項の引用部分について、第2項の改正に合わせて「100分の72.5」を「100分の67.5」に改めるものでございます。

なお、この第19条第2項及び第3項の改正は、令和3年度の支給については既に済んでございますので、令和3年度の引下げに相当する額については、令和4年6月に支給する期末手当から減額することで調整を行うこととしております。

次に、3ページの下から2行目から10ページは、別表第1の改正でございます。

こちらは、行政職給料表の改正でございますけれども、左側の現行を右側の改正後に改めるものでございます。額の改正はございませんけれども、8ページをお願いいたします。下線部の部分を削るものでございます。これは、国の給料表に合わせるための改正でございます。

それでは、最初に戻っていただきまして、申し訳ございません、7枚目に戻っていただきたいと思っております。

こちらは附則で、施行期日は第1条で、この条例は公布の日から施行するとしております。

第2条は、令和4年6月に支給する期末手当に関する特別措置についてでございます。令和3年12月の期末手当について、令和3年の人事院勧告どおりに改定した場合と同様の結果となるよう措置するための規定でございます。

具体的には、令和3年12月の実際の期末手当支給額と令和3年12月の期末手当について人事院勧告どおりの改定が行われていたとした場合の当該期末手当の額との差額を、令和4年6月に支給する期末手当の額から減ずるものとなっております。減ずる額は、令和3年12月に支給された期末手当の額に所定の割合を乗じて計算いたしますので、令和4年度の新規採用職員など令和3年12月に期末手当の支給を受けていない職員は減額されず、令和3年12月の期末手当の基準日後に昇給した場合であっても減ずる額が昇給の影響を受けないものとなっております。

なお、一般職の職員以外の期末手当につきましては、菊陽町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、それから菊陽町長等の給与及び旅費に関する条例、また菊陽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例において、期末手当は一般職の例によるまたは一般職の給与条例を準用するとされていますので、議員、町長、副町長、教育長、それから支給の対象となる会計年度任用職員も一般職の職員と同様の引下げとなり、差額分については附則第2条で述べましたとおり、令和4年6月に支給する期末手当から減ずるものとなります。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 議案第6号 菊陽町企業誘致環境整備基金条例の制定について

○議長（上田茂政君） 日程第7、議案第6号菊陽町企業誘致環境整備基金条例の制定についてを議題とします。

商工振興課長、説明を求めます。

○商工振興課長（今村太郎君） おはようございます。

議案第6号菊陽町企業誘致環境整備基金条例の制定について御説明申し上げます。

まず、提案理由でございます。

菊陽町の企業誘致の促進、産業の振興及び企業が立地する周辺も含めた環境の整備に要する経費に充てる基金を設置するに当たり、地方自治法第241条第8項に基づき本条例を制定する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、条例の内容について御説明させていただきます。

議案書の2枚目となります。

第1条の設置では、菊陽町の企業誘致の促進、産業の振興及び企業が立地する周辺も含めた環境の整備に要する経費に充てるためと、基金の設置目的を明示しております。

第2条では、積立額として、基金の積み立てる額を予算において定める額としております。

第3条から第7条においては、管理、運用益金の処理、処分、繰替運用、委任として、本基金の管理に必要な事項として金融機関における預金での保管や本基金は第1条にあるような目的に合った経費に充当する旨などを定めています。

最後に、附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

本基金を設置することによりまして、今後必要となる可能性がある工業団地整備に関する調査や検討の事業及び工業団地周辺道路の環境整備など、企業誘致に関する様々な経費が必要となった際、基金で財源が確保されることから、財政への影響を最小限に抑えるとともに迅速に必要な事業に取り組むことができると考えております。

以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

布田悟君。

○10番（布田 悟君） 条例の、今のところは案でしょうけど、第1条の企業が立地する周辺も含めた環境の整備ってありますけど、今道路の整備とかを言われましたけど、そのほかに想定されている環境整備など、今分かる点がありましたらお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君） 今いただきました御質問についてお答えします。

周辺の環境整備には、今議員のほうがおっしゃったような道路整備なども含めておりまして、そのほかにつきましては、また道路に関することなんですけど、道路の修繕とか少し拡幅とかそういったことにもこの基金は充当できるだろうというふうに思っております。必ずしもこの基金を充当するのではなくて、そのときの町の財政事情を見ながらこの基金の充当が必要だと判断された場合、柔軟に対応していきたいというふうに考えております。

以上となります。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第7号 菊陽町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田茂政君） 日程第8、議案第7号菊陽町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（矢野博則君） それでは、議案第7号菊陽町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを説明いたします。

まず、提案理由でございます。

審査の申出の手續における書類への押印及び署名を不要とするに当たり、菊陽町固定資産評価審査委員会条例を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本町では、行政手續等の簡素化及び町民の利便性の向上並びに今後のデジタル化を推進しやすい環境づくりを図るため、段階的な押印の見直しに取り組んでいるところでございます。今年度は、町民が町へ提出する書類について押印、署名の見直しを進めております。今年度の見直しを進める中で、押印、署名の根拠が条例上にあり、条例の改正を伴うものは、菊陽町固定資産評価審査委員会条例のみでございます。また、そのほか規則や要綱の改正も今後必要ですが、条例の改正は議会の議決が必要であるため、今回条例の改正を先行して行うものでございます。

それでは、内容の説明をいたします。

参考資料の新旧対照表1ページをお開きください。

まず、第4条第4項の下線部を削るものでございます。第4条は、審査の申出についてでございますが、現行では審査申出書には審査申出人が押印しなければならないとしておりますが、削ることにより押印の見直しを行っているところです。

また、第4項を削りましたことで、第5項を第4項に、第6項を第5項にそれぞれ繰り上げた改正を行っております。

次に、第8条第5項の下線部「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改めております。第8条は、口頭審理についてですが、当該委員会が口頭審理を行う場合の口述書について署名押印の見直しを行うものであります。

以上が改正内容の説明ですが、1枚目に戻っていただきまして、附則におきまして、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

[賛成者起立]

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第8号 菊陽町農業振興地域整備促進協議会条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田茂政君） 日程第9、議案第8号菊陽町農業振興地域整備促進協議会条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（矢野博則君） 議案第8号菊陽町農業振興地域整備促進協議会条例等の一部を改正する条例の制定についてを説明いたします。

まず、提案理由でございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、集合方式による会議だけではなく書面による審議を行うことができるように、菊陽町農業振興地域整備促進協議会条例のほか6つの条例を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本条例は、条例を根拠として設置されている附属機関で、条例に会議に関する規定がある7つのものを一括して改正するものでございます。

それでは、内容の説明をいたします。

1枚お開きください。

菊陽町農業振興地域整備促進協議会条例等の一部を改正する条例の本則でございます。

第1条で菊陽町農業振興地域整備促進協議会条例について、第2条で菊陽町下水道事業運営審議会条例について、第3条で菊陽町国民保護協議会条例について、第4条で菊陽町情報公開・個人情報保護審査会設置条例について、第5条で菊陽町スポーツ推進審議会条例について、1枚お開きください。第6条で菊陽町子ども・子育て会議条例について、第7条で菊陽町空家等対策協議会条例について、それぞれの審議会等について定めた条に新たに1項、もしくは2項加えた改正を行っています。

1枚お開きください。

こちらは参考資料でございますけれども、改正する条例の新旧対照表をつけておりますので、そちらで説明させていただきます。

まず、参考資料の1ページを御覧ください。

菊陽町農業振興地域整備促進協議会条例の新旧対照表でございます。

第6条は、当該協議会の会議についてですが、改正では下線部のとおり、新たに1項を加えた改正を行っています。これは、会長が緊急の決議を要しかつ会議の招集が困難なとき、またはやむを得ない事由があるときは、書面による審議をもって会議の議事を決定することができるとしております。



2 ページを御覧ください。

こちらは菊陽町下水道事業運営審議会条例の新旧対照表でございます。

3 ページをお願いいたします。

こちらは菊陽町国民保護協議会条例の新旧対照表でございます。

4 ページを御覧ください。

菊陽町情報公開・個人情報保護審査会設置条例の新旧対照表でございます。こちらのほうは第7条第4項に追加のほうを行っております。

5 ページを御覧ください。

菊陽町スポーツ推進審議会条例の新旧対照表でございます。こちらについては、第5条に5項を新たに追加いたしております。

6 ページを御覧ください。

菊陽町子ども・子育て会議条例の新旧対照表でございます。こちらについては、第7条に4項、5項、この2項を追加しております。

7 ページを御覧ください。

菊陽町空家等対策協議会条例の新旧対照表でございます。こちらには、第6条に4項を追加しております。

それぞれ先ほど述べました1ページの菊陽町農業振興地域整備促進協議会条例と同様の改正内容となっております。会議についての条にそれぞれ新たに1項もしくは2項を加えた改正を行っております。

3枚目に戻っていただきたいと思えます。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第8号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時2分

再開 午前11時13分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第9号 令和3年度菊陽町一般会計補正予算（第10号）について

○議長（上田茂政君） 日程第10、議案第9号令和3年度菊陽町一般会計補正予算（第10号）についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣君） 議案第9号令和3年度菊陽町一般会計補正予算（第10号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の執行見込みによる補正や国の補正予算に関連する事業の補正などをお願いするものです。

内容につきましては、主なものについて御説明申し上げ、詳細につきましては質問に応じお答えしますので、よろしく願いいたします。

それでは、1枚めくっていただき、1ページをお開きください。

令和3年度菊陽町一般会計補正予算（第10号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22億1,409万円を追加し、総額を213億8,937万5,000円と定めるものです。

次に、第2条で継続費の補正、第3条で繰越明許費の補正、第4条で地方債の補正を、第2表から第4表でそれぞれ計上しているところです。

6ページをお開きください。

第2表の継続費補正は、菊陽杉並木公園拡張整備事業の総合体育館建設に係る事業費について、令和4年度予定していた事業費が令和3年度に前倒しとなったため継続費の補正を行うものです。

下の7ページを御覧ください。

第3表の繰越明許費補正は、1の追加で、8ページにかけて26件の事業について繰越明許費とするものです。2の変更で、1件の事業について金額を変更するものです。

9ページを御覧ください。

第4表の地方債補正は、1の追加で、2件の事業について新たに追加するものです。2の変更で、4件の事業について限度額を変更するものです。

地方債の補正額は、合計で7億3,580万円増額となり、総額を26億9,530万円とするものです。

14ページをお開きください。

2の歳入について、補正額の大きなものを中心に御説明申し上げます。

款の1町税、項の1町民税、目の2法人は、現年課税分を2億3,655万3,000円増額するもので、内訳は説明欄に記載のとおりです。

項の2固定資産税、目の1固定資産税は、現年課税分を3,500万円、滞納繰越分を2,000万円増額するもので、内訳は説明欄に記載のとおりです。

15ページを御覧ください。

款の12地方特例交付金、項の5新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、目の1新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、中小事業者等に対する軽減措置に伴う減収分について全額補填されるもので、7,023万8,000円増額しています。

項の1地方交付税、目の1地方交付税は、国税収入の増加に伴い普通交付税を増額交付することとなったため、2億3,093万2,000円増額しています。

16ページをお開きください。

款の17国庫支出金、項の1国庫負担金、目の1民生費国庫負担金、節区分の5児童福祉費負担金、説明欄の施設型給付費負担金は、実績により1億5,376万8,000円増額しています。

17ページを御覧ください。

項の2国庫補助金、目の6土木費国庫補助金、節区分の6公園費補助金、説明欄の社会資本整備総合交付金は、菊陽町総合体育館建設について国の補正予算により措置されたもので、7億5,500万円増額しています。

20ページをお開きください。

款の21繰入金、項の1特別会計繰入金、目の1特別会計繰入金、節区分の1特別会計繰入金、説明欄の工業団地造成事業特別会計繰入金は、第二原水工業団地の売却分を企業誘致環境整備基金の財源として繰り入れるもので、2億8,500万円計上しています。

21ページを御覧ください。

項の2基金繰入金、目の1財政調整基金繰入金は、町税及び地方交付税の増などにより繰入金を減額するもので、3億5,000万円減額しています。

22ページをお開きください。

款の24町債、項の1総務債、目の1総務債、節区分の1総務債、説明欄の臨時財政対策債は、普通交付税において令和3年度借入予定の臨時財政対策債の一部が交付されるため、1億6,300万円減額しています。

項の2民生債、目の1民生債、節区分の1民生債、説明欄の放課後児童クラブ施設整備事業は、菊陽北小学校放課後児童クラブ整備に対するもので、1億3,000万円計上しています。

23ページを御覧ください。

項の7土木債、目の1土木債、節区分の1土木債、説明欄の菊陽杉並木公園拡張整備事業は、国の補正予算で措置される菊陽町総合体育館に対するもので、7億5,500万円計上してい

ます。

24ページからは3の歳出になります。

補正額の大きなものを中心に御説明いたします。

26ページをお開きください。

款の2総務費、項の1総務管理費、目の8財政調整基金等費、節区分の24積立金、説明欄の企業誘致環境整備基金積立金は、本会議で提出し可決いただいておりますが、菊陽町企業誘致環境整備基金条例に基づく基金で、2億8,500万円計上しています。

30ページをお開きください。

款の3民生費、項の2児童福祉費、目の1児童福祉総務費、節区分の14工事請負費、説明欄の土地整備工事は、菊陽北小学校放課後児童クラブ用地の造成工事で、1億5,400万円計上しています。

目の4保育園費、節区分の12委託料、説明欄の私立保育所保育委託料は、実績見込みにより8,695万8,000円増額しています。

節区分の18負担金、補助及び交付金、説明欄の保育士等処遇改善臨時特例事業は、保育士等の処遇改善として賃金の引上げを目的として実施するもので、4,123万1,000円計上しています。

32ページをお開きください。

款の6農林水産業費、項の1農業費、目の3農業振興費、節区分の18負担金、補助及び交付金、説明欄の担い手確保・経営強化支援事業補助金は、農業経営の発展に向けた農業用機械等の導入支援のため3,000万円計上しています。

34ページをお開きください。

款の7商工費、項の1商工費、目の4新型コロナ対策事業費、節区分の18負担金、補助及び交付金、説明欄の熊本県営業時間短縮要請協力金事業負担金は、熊本県の営業時間短縮要請に応じた事業者に対する協力金で、これまでに確定した町負担分を3,411万5,000円増額しています。

36ページをお開きください。

款の8土木費、項の3都市計画費、目の4公園管理費、節区分の14工事請負費、説明欄の公園整備工事は、国の補正予算で措置されるもので、菊陽杉並木公園拡張整備地内の擁壁等工事として1億6,940万円、説明欄の施設建築工事についても、国の補正予算で措置されるもので、総合体育館の建築工事として13億4,150万円増額しています。

最後に、41ページをお開きください。

款の14予備費は、調整のため904万3,000円増額するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 32ページの項の1 農業費の中の節区分の負担金、補助及び交付金で、その中で燃油高騰緊急支援対策事業費補助金とあります。これについて質問いたします。

まずは、これは対象の燃料の種類ですね。それと、対象期間。それと、種類によって助成額が変わるのか。また、軽油が対象ならば軽油については軽油免税を受けて購入されている方もおられます。それに対してどう対応するのか。

以上、質問いたします。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） 質問にお答えします。

この事業は、新たな緊急対策事業です。御承知のとおり異常な燃料高騰、ましてや世界情勢が非常に厳しい中、それと併せてカーボンニュートラルという施策的な部分の要因もありまして、非常に価格が高騰しております。この価格の高騰は今後も続くんじゃないかというふうな見通しがあってる中でございます。

こういった中で、まずは園芸作物ですね。ハウス栽培、今は冬でございますのでこういったところで非常に燃油をたかれます。こういった中で、高騰部分だけで大体25万円から60万円の負担が増えてるというところでございます。あわせて、特産のニンジンにつきましては、御承知のとおり8月の長雨、そしてこれは長雨が明けたとしたら10月、11月の干ばつによりまして品質が非常に低下したということで、非常に二重苦のような状況になっているということから、この緊急対策事業を組んだところでございます。

御質問のありました対象につきましては、まず軽油、それとハウスあたりの重油、それと一部では灯油も見られるということで、A重油、灯油、軽油を対象としております。残念ながらガソリンにつきましては、汎用性が高いということで今現在のところ見送ってる状況でございます。

それと、期間につきましては、ちょうど燃料が高騰したのが11月ぐらいから。今冬場の期間ということで、11月から3月末までという期間を設けております。

施設によつての助成額の相違なんですけど、まず施設園芸につきましては上限額を30万円と設定しております。一般的な露地野菜担当の農家の方々につきましては15万円、それと菊陽町の特産としまして、農作業受託組織で大きな組織がございまして、これを対象としまして行つてる部分が、上限としまして30万円を予定をしております。それからまた、税金の免税部分、これはもちろん対象にはしておりません。

あと、これは方策につきましては、申告と併せて確認を取つて助成をしていきたいというふうに思っております。内容的には繰越事業で行いますので、3月までの経費について青色申告されるとお思いますので、この青色申告の状況を確認させていただいて支援していくという形です。ちなみに単価につきましては、基準価格がA重油で84.8円、軽油が110.9円、これは令和

2年度の1年間の平均の単価を算出しております。これを超えた分の30円を上限としまして対象としていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 今おっしゃった軽油免税を受けて購入された方に対しては対象外と。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） ええ、もちろんです。

価格の差がございます。減税がどのくらいかというのがございますものですから、基準価格ですよね。免税を受けられた分の軽油の場合で、免税を受けた上で110.9円を超えた場合、これはもちろん対象になります。その超えた分が対象になるということになります。

以上です。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） すいません。110.9円ってどこから出てきたのか、その説明と、これは町長に質問いたしますが、今ウクライナ情勢が大変なことになってますよね。これからが一番農業者にとっては、肥料も高くなっている。1袋1,200円ぐらいしたのが今は3,000円以上になってる肥料があります。11月からの支援は大変ありがたいんですが、これからどうなるか本当に不安でたまらないと思うんですよね。昨年11月から今年の3月末までということですが、せめて1年間ぐらいは支援していただけないか。そこは町長に質問いたします。まずは、部長、お願いします。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） すいません。110.9円の部分ですけども、これは基準としましたのが、経済産業省資源エネルギー庁より公表されております単価ですね。1年間分のやつの平均を出しているというところでございます。

あと、ウクライナ情勢を見て、肥料あたりの高騰、これは当然高騰が続いております。もちろんこれは国の支援を期待するわけではございませんけども、もちろんこういった情勢でございますので、農業に関しての助成支援というものを考えられるのではなかろうかと思えます。ただ、町単体でこれを一般財源でやるとなると非常に厳しい状況がございますものですから、そういったところは御考慮いただいて、御理解をいただきたいと思えます。できる範囲の中で今やっているとございます。

もう一点、特に1年間ということでございますものですから、こういった部分につきましてはまず基本に据えたのがハウス、この暖房機器に対する支援というのが、一番の大きな負担になっているということでこれを基本的に据えたところでございます。それと併せて、昨年度のエンジンの不作、こういった部分も併せましたところで考えたところでございますので、御理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今回のロシアのウクライナへの侵攻によっていろんなものが値上がりするということが想定されますけども、これについては農業だけではなくいろんなところに影響すると思いますので、国や県がどう対応していくか、その中での町としてどう対応するかは十分見極めながら、対応策が必要であればまた町としてできる範囲内はどういうことかということをも十分検討しなければならないというふうに今の段階では考えてるところです。

○議長（上田茂政君） ほかにありませんか。

小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 30ページの保育園費の中で、18の負担金、補助及び交付金で保育士等処遇改善臨時特例事業4,123万1,000円ということで計上されていますが、保育士1人当たりは幾らになるのかが分かれば教えていただきたいのと、公立保育所の保育士もこれに含まれるのかどうか、2点についてお尋ねをします。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） お答えします。

まず、保育士1人当たり幾らになるかという御質問ですけれども、この予算額につきましては、国が算定根拠を示しておりまして、その算定根拠を基に積算しておるんですけれども、その算定根拠自体が保育士1人当たり幾らというような出し方ではなくて、保育所の定員ごとあるいは児童の年齢ごとで算出するというようになっておりますので、現段階において1人当たり幾らになるかというところは分からないというのが一つ。

それと、公立保育所が今回含まれているかどうかにつきましては、結論から言いますと、含まれていないということになるんですけれども、理由としましては民間との比較ということになりますけれども、公立保育所の保育士については十分に処遇が保障されているというのが1点目、2つ目が会計年度職員をどうするかということも考えたんですけれども、会計年度職員につきましては導入時に一時金が新たに導入されるなどしましてある程度改善がなされているということ。それと、今回の国のこの財源措置につきましては令和4年の9月分までになっていまして、10月以降については町の一般財源持ち出しになるというようなことがありまして、公立保育所の分については今回は含めていないということになっております。

以上になります。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

布田悟君。

○10番（布田 悟君） 2点あります。

資料でいきますと、まず22ページですね。

これは町債のところですけど、地方債の説明でもありましたけど、町債の農林水産業債のところですね。総合交流ターミナル施設整備事業ということで680万円補正されておりますけれども、新しい支配人、副支配人が来られてから少しずつ中も整備されてるようですけど、この

内容ですけど、サウナ室も今改装されておりますし、入ったところのロビーに案内板もできておりますけど、その辺のところでしょうか。これが一つですね。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣君） こちらの起債の内容については、総合交流ターミナル「さんふれあ」の施設改修に関わるもので、温泉施設等の改修に係るものを起債として借り入れるものでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） すいません。内容の分でしたら、これは12月補正でお願いしてあった分の部分です。11月に調査をしましたところ、大体建屋、建具ですね。大規模改修でやってない部分です。これがあそこのサウナの入り口の扉だとかそういった部分のやつ。これは常任委員会の中では御説明させていただいた点でございます。あとは、温泉設備の設備機器ですね。こういった分が非常に悪いということで、合計の3,300万円ぐらいの改修が必要だということで見積りをいただきました。その中で、建具につきましては、12月補正、それと4月の補正予算で半分ずつぐらい予算措置をさせていただいております。それと、設備備品につきましては、これは使えるだけ使っていこうという考え方で、壊れたら適宜替えていくというふうなところで予算措置を最低限の部分でいただいて措置をさせていただいております。この分は12月補正の分の充当ということであります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） 2点目が34ページの商工費、新型コロナ対策事業費で、営業時間短縮要請協力金ということで3,411万5,000円上がっておりますけれど、居酒屋とか飲食を伴う料理店でも夜の営業はしてないというところもありますけれど、どれぐらい菊陽町でその要請に協力をしているのか、形態まで分かれば、アルコールは出してないとかその辺のところをお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君） 今いただきました御質問についてお答えいたします。

今回予算計上している分につきましては、もともと予算を上げていた分等を含めまして、4月から6月にあった第4波と、それと7月から10月までの第5波の協力金の分を計上しております。本町におきましては、協力した店舗は大体155店舗前後が御協力いただいているということでお聞きしております。どういった業種かと言われますと、先ほど議員がおっしゃったようないわゆる飲食店、店内で飲食を提供されるようなお店について協力いただいているというふうに聞いております。

以上となります。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。



渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） 地方交付税の件でございます。先ほど説明がございました国税が増えたということで、最初この交付税が増えたということで本町の収入が減ったのかなと思っておりましたら、そのような説明がございました。地方財政計画で考えると、臨時財政対策債も減っておりますし、これはまともな方向かなと思います。ただ、問題はこの国税がどのように増えたかということでございまして、昨今の情勢から税収が増えるというのはあまり考えられないので、これは国債なのかどうか。もし国税が増える分というのが分かれば教えていただきたいと思っております。お願いいたします。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣君） こちらについては、交付税はもともと地方財政計画というものを作成しまして、その中で見込んだ税収等を基に普通交付税というのを算定しているわけでございますけれども、もともと当初予算で国のほうが見込んでいた税収に比べて実績として上振れしたということでございますので、すいません、個別の税収についてはここで具体的に申し上げることはできませんけれども、もともと予想していた税収に比べて実績で税収が増えたので改めて交付税の算定について費目、基準財政需要額のほうを見直して、その増額分に対する交付をするというものでございます。その中には一部臨時財政対策債に代わる部分が含まれますので、今回臨時財政対策債を減させていただいてるところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） ほかにありませんか。

西本友春君。

○5番（西本友春君） 6ページの継続費の補正で杉並木公園拡張工事、総額は変わってないんですが、3年度に27億円ということで4年度の事業が前倒しをされたというような御説明があったんですが、その点、どういうのが前倒しされたかが分かれば教えていただければと。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣君） すいません。こちらにつきましては杉並木公園拡張整備事業ということで、もともと令和4年度に予定していた事業について国の補正予算により令和3年度で措置されることとなったために令和4年度事業から令和3年度事業に前倒しをして実施するというところで、継続費の変更を行ったものでございます。こちらについては、繰り越して実施していくこととなりますので、実質的には令和4年度で進んでいく形になると思っておりますけれども、そういったことで継続費の補正をしているものでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） 行政報告の中で、交通渋滞対策については本議会の補正予算に計上しているという話がございました。その対策というのは、26ページの一番上ですかね。ソフト事業な

のか工事なのか、内容について説明していただきたいと思います。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） 26ページの交通安全対策費の工事費について説明をさせていただきます。

今回の交通渋滞対策につきましては、ハード面につきまして建設課でやる箇所と危機管理防災課で担当するものということで、分けて計上しております。今回の危機管理防災課で行うものの内訳としましては、カーブミラーの設置等が6か所、速度落とせなどの路面標示に係るものが6か所、同じく速度を落とせなどの看板設置2か所分ということで、400万円を計上させていただきます。ところでございます。

以上です。

（4番阪本俊浩君「工事じゃないわけですね」の声あり）

（危機管理防災課長梅原浩司君「一応工事で計上しています」の声あり）

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） 御質問にお答えします。

ページで申し上げますと、35ページでございます。

項の2道路橋梁費、それから目の2道路橋梁維持費の工事請負費、こちらに交通渋滞等対策工事で1,900万円計上いたしております。これは町内全域での交通実態を把握するため、64地区の自治会長から渋滞状況の聞き取り後、大体延べ職員40人体制で1月28日と31日の朝7時から大体8時半ぐらいの間ですけれども、それと夕方17時半から19時くらいに調査のほうを行っております。その結果に基づき、短期的に対応可能で渋滞緩和への効果もあると考えられるライン引き直し、路面補修、カラー舗装などの工事19件分の予算を計上いたしております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第9号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 1 議案第 1 0 号 令和 3 年度菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）  
について

○議長（上田茂政君） 日程第11、議案第10号令和3年度菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

商工振興課長、説明を求めます。

○商工振興課長（今村太郎君） それでは、議案第10号令和3年度菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

早速ですが、議案書をめくっていただき、令和3年度菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）をお開きください。

ページ番号は1となります。

歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に5億8,885万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を19億4,549万6,000円と定めるものです。

第2条では、地方債の廃止を第2表地方債補正で定めています。

次の2ページ、3ページは第1表歳入歳出予算補正であります。ここでの説明は省略させていただきます。内容につきましては補正予算に関する説明書において御説明させていただきます。

続いて、4ページをお開きください。

第2表地方債補正として、工業団地整備事業の地方債を表の左上にあるように廃止としています。これは、12月27日の臨時議会において財産の処分の議決をいただきまして、第二原水工業団地の土地譲渡が成立したことから、その土地売払金の収入により令和3年度の起債借入れが不用となりましたので廃止としております。

それでは、補正予算の内容について御説明いたします。

8ページをお開きください。

明細書の2歳入につきまして御説明申し上げます。

款の1財産収入、項の1財産売払収入、目の1不動産売払収入は、全て第二原水工業団地に関する土地売払金で、17億3,885万7,000円を計上しています。

第二原水工業団地の区域の一部を臨時議会での財産の処分についての議決分とは別にソニーセミコンダクタマニュファクチャリングに対して土地譲渡した箇所があるため、この金額となっています。

あわせて、先ほど地方債の説明で申し上げたとおり、土地譲渡代金での財源確保により起債借入れが不用となりましたので、款の4町債、項の1町債、目の1土木債を全額である11億5,000万円を減額しています。

下の9ページを御覧ください。

3の歳出につきまして御説明申し上げます。

款の1事業費、項の1事業費、目の1工業団地造成事業費は、節区分27繰出金で、一般会計

繰出金として2億8,500万円を計上しております。

この繰出金の原資としては、大きく3つあります。

1つ目は、第二原水工業団地の区域内にあった道路等の町所有地分の土地代金分。2つ目は、事業開始当初は起債借入れを行わず、既存原水工業団地、いわゆる第一原水工業団地の土地売払金を財源として一般会計からの繰入金を本特別会計の財源としていましたので、その繰り入れしていた分。3つ目は、私も含めまして工業団地整備を担当した職員の人件費などは一般会計より支出していますので、そのような工業団地整備事業に関して一般会計が負担してきた経費となります。

12月の臨時議会で御説明しましたとおり、第二原水工業団地の土地譲渡価格には工業団地整備に必要となった用地取得費、補償費、測量や設計に要した委託費などと併せて、先ほど申し上げたような第二原水工業団地内の町有地の土地代金や、これまで事業を進める中で町の財源で負担してきた人件費の分などの経費も当然含んでおり、全て特別会計で収入しております。そのため、町有地の土地代や一般財源で負担してきた経費は特別会計で収入していますので、一般会計に繰出金として戻すというような形になります。

なお、先ほど財政課長の一般会計補正予算の説明にもあったとおり、今回の繰出金は一般会計において先ほど議決をいただいた菊陽町企業誘致環境整備基金に積立てを行い、今後の基金の目的に沿った企業誘致関係事業の財源とする予定としております。

続いて、款の2公債費、項の1公債費、目の1元金は、節区分22の償還金等で第二原水工業団地整備事業に要した経費の財源として借り入れしておりました起債を全額償還するため、2億1,950万円を計上しております。

最後に、款の3予備費につきましては、8,435万7,000円を増額し、計を8,607万6,000円としております。

これは、ほぼ全額を令和4年度に繰り越す予定としており、令和4年度の本特別会計の当初予算の財源としている繰越金に充当されることとなります。

以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第11号 令和3年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（上田茂政君） 日程第12、議案第11号令和3年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

健康保険部長、説明を求めます。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 議案第11号令和3年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

令和3年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額から547万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を37億6,935万2,000円と定めるものであります。

8ページをお開きください。

2の歳入について御説明いたします。

款の5国庫支出金、項の2国庫補助金、目の3災害等臨時特例補助金は93万7,000円を増額し、款の6県支出金、項の1県補助金、目の1保険給付費等交付金を218万8,000円及び款の10繰入金、項の1他会計繰入金、目の1一般会計繰入金を422万4,000円減額するものです。

この増減額は、新型コロナウイルス感染の影響により世帯所得が減少したことによる令和3年度国保税減免額が確定したため、予算を調整しております。

なお、町が決定した減免額は、国が10分の6、県が10分の4で補填されます。

10ページを御覧ください。

3の歳出について御説明いたします。

款の9諸支出金、項の1償還金及び還付加算金、目の6保険給付費等交付金償還金は、令和2年度特定健康診査等交付金確定に基づく清算金として208万4,000円計上しております。

項の3繰出金、目の1一般会計繰出金は、国保事務処理標準システム導入費用の確定に基づき561万円減額しております。

款の10予備費は、調整のため194万9,000円減額するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第12号 令和3年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第5号）について

○議長（上田茂政君） 日程第13、議案第12号令和3年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○下水道課長（丸山直樹君） 議案第12号令和3年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第5号）について御説明いたします。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

詳細につきましては、この後、補正予算実施計画で御説明いたします。

まず、第2条、収益的収入及び支出の補正につきましては、収入の第1款事業収益を2,919万4,000円増額し、14億2,317万8,000円としております。また、下段の支出の款の1事業費用を1,200万円増額し、13億7,351万9,000円としております。

続いて、2ページをお開きください。

第3条、資本的収入及び支出の補正につきましては、収入の第1款資本的収入を4,865万6,000円減額し、21億798万5,000円としております。また、下段の支出の第1款資本的支出を4,543万1,000円減額し、25億4,078万6,000円としております。

御覧のように、資本的収入額が資本的支出額に対し4億3,280万1,000円不足しておりますので、その補填財源についての内容を上段に記載しております。

続いて、3ページを御覧ください。

第4条、企業債の補正につきましては、流域下水道事業分の限度額を740万円減額し、1,710万円とし、流域関連公共下水道事業分の限度額を4,360万円減額し、9億1,570万円としております。企業債全体合計の限度額としては5,100万円減額し、10億4,220万円とするものです。

次に、6ページの補正予算実施計画をお開きください。

ここからは附属書類になりますが、主なものを御説明いたします。

まず、収益的収入及び支出で、収入の款の1事業収益、項の1営業収益、目の1下水道使用

料につきましては、水道企業団委託徴収分と井戸水使用の企業等の直接徴収分共に汚水量が増加しておりますので2,919万4,000円増額し、8億8,355万1,000円とするものであります。

次の7ページの支出で、款の1事業費用、項の2営業外費用、目の3消費税及び地方消費税につきましては、下水道使用料の増額などにより納税額が増える見込みであるため1,200万円増額し、2,750万円とするものであります。

次に、8ページをお開きください。

資本的収入及び支出で、収入の款の1資本的収入、項の1企業債、目の1企業債につきましては、先ほど第4条で御説明しました流域下水道事業分と流域関連公共事業分を合わせたものであります。

備考欄の流域下水道事業債は、熊本北部流域下水道建設事業において、国の経済対策である事業が令和3年度から2年度へ前倒しになったことなどにより本年度の事業が縮小になり、建設負担金が740万円減額になったものです。また、備考欄の公共下水道事業債は、令和3年度に起債で予定していた汚水の未整備区域の工事につきまして令和4年度の補助金対象工事として要望していることから、工事を1年先送りしたことなどにより4,360万円減額したものです。あわせて、5,100万円減額し、10億4,220万円とするものであります。

次に、下段の項の7その他資本的収入、目の1その他資本的収入、備考欄の派遣職員負担金につきましては、第二原水工業団地関連で県に派遣している2名分の昨年9月から今年の3月までの職員給与分であります。派遣職員の時間外手当以外の給与等につきましては、派遣協定で町が支払うこととしております。しかし、実施協定に基づく県への委託費にはその人件費も含まれているためその2名分の給与等について町へ還付されるもので、414万6,000円を増額し、499万9,000円とするものであります。

次に、9ページの支出で、資本的支出の項の1建設改良費、目の1施設費で、備考欄の公共下水道事業は、先ほど資本的収入の企業債で御説明しました汚水未整備区域の工事につきまして令和4年度の補助対象工事として要望していることから、工事を1年先送りしたことなどにより4,543万1,000円減額し、19億5,828万4,000円とするものであります。

次の10ページからは、補正後の令和3年度予定キャッシュフロー計算書等の予算関連資料を掲載しております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第20号 公の施設の他の団体の利用に関する協定の一部変更について

○議長（上田茂政君） 日程第14、議案第20号公の施設の他の団体の利用に関する協定の一部変更についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○下水道課長（丸山直樹君） 議案第20号公の施設の他の団体の利用に関する協定の一部変更について御説明いたします。

菊陽町津久礼、杉の本地区につきましては、熊本市に隣接した住宅地であることから、下水道施設の利用について平成5年4月1日付で熊本市と菊陽町との間で公の施設の他の団体の利用に関する協定を締結しており、今回その一部について変更するものです。

1枚めくっていただき、変更協定書を御覧ください。

今回流入区域の変更を行うことから、原協定書の位置図を変更し、令和4年4月1日からの効力発生として取り交わすものです。

もう1枚めくってください。

こちらが変更後の位置図になります。

詳細につきましては、2枚めくっていただき、参考資料の位置図により御説明いたします。

場所は、熊本市に隣接した九州自動車道付近の杉の本地区であります。横線のハッチングが菊陽町から熊本市への流入区域であり、斜めの網かけが熊本市から菊陽町への流入区域となります。

今回の変更は、赤の着色の⑧について、現在浄化槽により処理されている宅地で、下水道整備の要望があったことから流入面積0.06ヘクタールを菊陽町から熊本市へ追加するものであります。また、水色の着色の②については、熊本市の公共下水道の整備が0.12ヘクタール完了したことにより、熊本市から菊陽町への区域を一部削除するものであります。このことにより、変更後の全体面積は、左下の表に示しています変更協定案の菊陽町から熊本市へは2.66ヘクタール、熊本市から菊陽町へは0.13ヘクタールとなります。

以上が概要の説明となりますが、この変更協定につきましては、地方自治法第244条の3第2項の規定により熊本市と協議するため、同条第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。



○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第20号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第15 議案第21号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について**

○議長（上田茂政君） 日程第15、議案第21号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（矢野博則君） それでは、議案第21号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを説明いたします。

提案理由ですが、地方自治法第286条第1項の規定により、令和4年6月30日限りで熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する必要がありますので、地方自治法第290条の規定により関係団体において同文での議会の議決を求めるものでございます。

内容について説明いたします。

2枚めくっていただき、参考資料として規約の新旧対照表をおつけしております。

別表第2は、組合の共同処理する事務で、第3条第10号に関する事務は交通災害見舞金に関する事務でございますが、左側の現行の1行目の「宇城市」がこの交通災害見舞金に関する事務から脱退するため、「宇城市」を削除するものでございます。

1枚目にお戻りいただき、附則の第1項で、この規約は令和4年7月1日から施行するとしております。

また、附則の第2項で経過措置を設けておりまして、改正後の熊本県市町村総合事務組合規約別表第2の規定は、この規約の施行の日以後に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理について適用し、施行日前に発生した交通事故によ

り災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理については、なお従前の例によらしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第21号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第16 議案第22号 町道路線の廃止について

○議長（上田茂政君） 日程第16、議案第22号町道路線の廃止についてを議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（矢野和幸君） それでは、議案第22号町道路線の廃止について御説明いたします。

提案理由であります。道路法第10条第1項の規定によりまして町道路線を廃止するため、同法第10条第3項において準用します同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

今回廃止認定をいただきたい道路は、光団地西線と菊陽空港線であります。

内容につきましては、参考資料の位置図により御説明いたします。

参考資料の次のページをお開きください。

赤線で示しました番号①が光団地西線であります。

今回廃止をお願いするこの路線は、光団地西線の一部を青線で示しました区間が光団地2号線と重複してありまして、その重複する区間を減長し終点の位置を変更するため、路線延長233.57メートルを一度廃止するものであります。

次のページをお開きください。

赤色で示しました番号②が菊陽空港線であります。

今回廃止認定をお願いする路線は、都市計画道路菊陽空港線整備事業に合わせて起点を県道熊本菊陽線から県道大津植木線まで延長し起点の位置を変更するため、路線延長1,250.11メー

トルを一度廃止するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第22号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第17 議案第23号 町道路線の認定について

○議長（上田茂政君） 日程第17、議案第23号町道路線の認定についてを議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（矢野和幸君） 議案第23号町道路線の認定について御説明いたします。

提案理由であります。道路法第8条第1項の規定によりまして町道路線を認定する必要があるため、同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

路線の内容については、参考資料の次のページをお開きください。

位置図により御説明いたします。

位置図(1)の路線は、菊陽空港線であります。先ほど議案第22号町道路線の廃止についてで御説明いたしました番号②の菊陽空港線であります。

この路線につきましては、認定路線の終点の県道瀬田竜田線につきましては変わりませんが、起点の県道熊本菊陽線につきましてがセミコンテクノパーク地区へのアクセス強化、周辺道路の渋滞緩和や歩行者及び自転車の安全確保といった課題に対応することを目的とした都市計画道路菊陽空港線整備事業の延伸に合わせ、起点の位置が県道大津植木線になり、変更となります。したがって、県道大津植木線と県道瀬田竜田線を結ぶ道路を菊陽空港線として新たに町道認定をお願いするものであります。

赤線の単線が現在供用している区間であり、赤線の二重線は新しく認定する区間であります。赤の二重線はこれから整備を行う区間であります。起点側から町施工区間が680.9メートル、県施工区間が1,171.0メートルで、それ以外が692.6メートルであります。新たに認定をお

願いする新起点の県道大津植木線からJR豊肥本線、県道熊本菊陽線を高架でまたぎ、国道57号を交差し、本町役場東側を通り、終点の県道瀬田竜田線へ接続する道路の延長は2,544.5メートルでございます。

次に、位置図の(2)をお開きください。

赤線で示しました番号②の路線は、光団地西線であります。先ほど議案第22号町道路線の廃止について御説明いたしました番号①の光団地西線であります。

この路線につきましては、県道曲手原水線接続部である起点の位置は変わりませんが、終点側の町道重複区間を減長し、終点の位置が町道光団地2号線に変更となります。したがって、県道曲手原水線を起点とする赤線の路線、延長195.11メートルを新たに町道認定をお願いするものであります。

赤線で示しました番号③の路線でございます。光団地7号線であります。

場所は、光団地区にある町営光団地の北側に位置し、起点が県道熊本菊陽線接続部を起点として民間住宅地開発により築造され、町に帰属された道路であります。延長は31.15メートル、幅員は5メートルでございます。

次の位置図(3)をお開きください。

赤線で示しました番号④の路線は、中尾6号線であります。

場所は、中尾区の東側、大津町との境になりますけど、菊池広域連合南消防署の南側に位置し、民間住宅地開発により築造され、町に帰属された道路であります。延長は142.41メートル、幅員は6.0から8.9メートルでございます。

また、赤線で示しました番号⑤の路線は、中尾7号線であります。

場所は、先ほどの中尾6号線と同様に民間住宅地開発により築造され、町に帰属された道路であります。延長は99.6メートル、幅員は4.2から4.6メートルでございます。

次のページ、位置図(4)をお開きください。

赤線で示しました番号⑥の路線は、下原32号線であります。

場所は、下原区内、国道57号と菊池地域農業協同組合菊陽中央支所の間に位置し、民間住宅地開発により築造され、町に帰属された道路であります。延長は35.40メートル、幅員は6.0から9.9メートルであります。

次に、赤線で示しました番号⑦、⑧の路線は、下原33号線、下原34号線であります。

この2つの路線についても、先ほどの下原32号線と同様に民間住宅地開発により築造され、町に帰属された道路であります。⑦の路線下原33号線の延長は54.29メートルで、幅員は4.0から6.0メートルであり、⑧の路線下原34号線の延長は108.35メートル、幅員は6.0から9.0メートルであります。

次のページ、位置図(5)をお開きください。

赤線で示しました番号⑨の路線は、馬場9号線であります。

場所は、馬場区内、町立みどり園の北側に位置し、民間住宅地開発により築造され、町に帰

属された道路であります。延長は131.78メートル、幅員は6.0から10.0メートルであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） すいません。ちょっと素朴な疑問がありましたので、一点だけ。

中尾6号線と7号線、ここは重なってますね。何か過去にもあったかもしれませんが、重なった場合、この修繕とかなんとかという場合の、もちろん何かあった場合の優先は若番号、この場合は6号というふうになるのか。この重なった部分というのは、災害のときとか何というときかは分かりませんが、ここの重なった部分はどっちを優先されるかということを確認をしたかったのでお尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） お答えします。

一応同じ町道ではございますので、やはり番号が若い順が優先になるかと思ひます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

中岡敏博君。

○8番（中岡敏博君） 位置図(5)、馬場9号線についてお尋ねいたします。

余裕を持って幅員は広いように見えるんですけども、路線の東側にある黄色の線、里道との接続はあるのかなのか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） 東側に南北に黄色っぽい色で表示してございますけれども、こちらの里道のほうに接続されております。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第23号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後0時22分

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

令和4年3月8日（火）再開

（ 第 3 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (3日目)

(令和4年第1回菊陽町議会3月定例会)

令和4年3月8日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |         |     |        |
|-----|---------|-----|--------|
| 1番  | 廣瀬英二君   | 2番  | 矢野厚子君  |
| 3番  | 大久保輝君   | 4番  | 阪本俊浩君  |
| 5番  | 西本友春君   | 6番  | 那須真理子君 |
| 7番  | 佐々木理美子君 | 8番  | 中岡敏博君  |
| 9番  | 北山正樹君   | 10番 | 布田悟君   |
| 11番 | 坂本秀則君   | 12番 | 渡邊裕之君  |
| 13番 | 佐藤竜巳君   | 14番 | 甲斐榮治君  |
| 15番 | 岩下和高君   | 16番 | 小林久美子君 |
| 17番 | 福島知雄君   | 18番 | 上田茂政君  |

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 東 桂一郎 君

書記 吉本香奈 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                    |       |                 |       |
|--------------------|-------|-----------------|-------|
| 町 長                | 後藤三雄君 | 副 町 長           | 吉野邦宏君 |
| 教 育 長              | 上川幸俊君 | 教 育 部 長         | 平木元宏君 |
| 総 務 部 長            | 板楠健次君 | 福祉生活部長兼<br>福祉課長 | 矢野信哉君 |
| 健康保険部長兼<br>健康・保険課長 | 古賀直之君 | 経済部長兼農政課長       | 山川和徳君 |
| 土木部長兼<br>都市計画課長    | 井芹渡君  | 総 務 課 長         | 矢野博則君 |
| 総合政策課長             | 吉本雅和君 | 子育て支援課長         | 和田征君  |
| 町民課長               | 内藤優誠君 | 商工振興課長          | 今村太郎君 |
| 建設課長               | 矢野和幸君 | 環境生活課長          | 鍋島二郎君 |
| 施設整備課長             | 荒牧栄治君 |                 |       |



~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（上田茂政君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（上田茂政君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、順番に発言を許します。

廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） 皆さんおはようございます。

議席番号1番の廣瀬英二でございます。今から一般質問を行います。議席に登壇せずにごこの質問席から質問いたします。

まず初めに、TSMC誘致に伴う道路渋滞緩和策について質問します。

昨年11月9日、菊陽町に大きなニュースが飛び込んできました。半導体受託生産最大手のTSMCが菊陽町に進出することが決まったということで、内容について本日の質問全部に共通しますので、流れをひもといてみたいと思います。

TSMCの進出は、世界で3か国目であり、戦略物資として日本経済の安全保障を担う国家事業として重要な位置づけとされています。

設備投資が東証の8,000億円、これは国が4,000億円を投資ですけれども、から約9,800億円、また雇用は1,500人から1,700人に拡大、内容は高性能の半導体製造をするために自動車部品大手のデンソーがJASMに約400億円出資し、10%超の株式を取得するというものでございます。また、1,700人雇用のうち300人が台湾のTSMC本社から赴任し、残りは中途採用や新卒採用、一部を外部委託するという内容になっておるようです。

物づくり世界一と言われた日本、1980年代後半には日本企業は半導体シェアの5割を占めていたものが、2019年には1割まで低下して、半導体不足で自動車の減産が広がるなど半導体確保は日本の大きな課題となっているのが現状です。このような状況から、菊陽町を皮切りに半導体の企業誘致に向けた陣取り合戦は目まぐるしく活発になっています。

菊陽町第二原水工業団地にTSMCの工場が決定した理由として、ソニーなど関連企業の集積や半導体に欠かせない良質な水資源が選ばれた最大の決め手になったと言われております。これまでに企業誘致に尽力されてきた先人たち、全国から注目される発展の菊陽町を築いてこられた後藤町長の強いリーダーシップと優秀なスタッフの取組が、具現化した要因だと感じております。町長をはじめ、この事業に関わるスタッフの皆様に敬意を表したいと思います。

JASMへの第二原水工業団地の土地譲渡契約が昨年末の臨時議会で可決され、現在造成工事が進み、今年の4月頃から工場建設が始まる予定で、令和6年中の生産開始予定となっていることは周知のとおりだと思います。TSMCの進出によって、菊陽町はさらなる発展をする

でしょう。ビジネスチャンス、そして多くの雇用が生まれ、固定資産税などの税収も大きく増えることでしょう。その反面、人材の確保、道路渋滞問題、また菊陽町に移り住む社員や家族を受け入れるための住環境の整備、インターナショナルスクールなど課題はたくさんあります。

特に交通渋滞問題は、現在でも各路線で渋滞は深刻なものがあり、それに1,700人の雇用と家族を合わせると3,000人以上が加わり、さらに深刻さが増すと思われます。道路を有効活用するために何か抜本的な対策はないかと日頃考えております。このままだと朝夕の深刻な交通パニックが起こる可能性が十分にあります。公共交通機関であるバスと鉄道の有効な結節と総合的対策が急務であると考えています。そういう面から、本日の質問をしたいと思います。

幸福度、住み心地などで県内一番の評価を受けている菊陽町が、TSMCの進出を受け、課題についてどう対応していくのか注目されていると思います。

それでは、道路等の整備についてお尋ねをします。

①の菊陽空港線及び県道大津植木線の4車線化、②の原水駅周辺地域の市街化区域編入については、昨年12月の同僚議員の一般質問に対して、都市計画道路菊陽空港線の準備を前倒して進める、県道大津植木線の4車線化も県に訴えると答弁がありました。また、従業員の定住促進のため、原水駅周辺の市街化区域編入を急ぐ考えを示されました。

県においても、全庁的横断組織が設置され、対策会議も始まっていますが、現時点で何か進展はあったのでしょうか。分かる範囲で①、②併せてお答えいただければと思います。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） おはようございます。

それでは、菊陽空港線及び県道大津植木線の4車線化についてお答えいたします。

2車線で都市計画決定しております菊陽空港線延伸事業につきましては、町長の行政報告にもありましており、令和3年度において道路の詳細な設計を完了し、道路を建設するために必要となる道路幅について、令和4年2月14日に熊本県都市計画審議会において最終的な案が了承され、3月1日に決定しました。

今後については、本事業を加速化させるために、用地測量及び建物調査に速やかに着手し、令和4年度から用地買収を実施し、用地買収完了区間から随時工事を進めてまいります。熊本県の事業区間についても、同様のスケジュールで実施すると聞いております。

次に、県道大津植木線の4車線化については、地域の交通安全対策、渋滞緩和、経済道路として極めて重要であり、4車線化に向けた早急な整備が必要であると考えており、毎年の県への道路改良の要望に加えて、熊本県町村会から県へ要望を行っており、さらに2月3日には熊本県と本町、合志市、大津町の3市町による意見交換会が行われ、本町からは、地域の交通渋滞緩和のため県道大津植木線の4車線化に向けた整備の必要性などについて県に意見を申し上げたところであります。

今後ともこれまで以上に強く県に要望してまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長兼都市計画課長（井芹 渡君） おはようございます。

②の原水駅周辺地域の市街化区域編入の質問について私のほうからお答えいたします。

昨年度に策定した町の都市計画マスタープランでは、将来の人口増加や高齢化の進展に備え、町内に複数ある鉄道駅を中心に交通結節拠点としての機能強化や都市機能の誘導を図り、生活と雇用が町内で賄える職住近接を進めていくことで、温室効果ガス排出量などの削減が期待される環境に優しい脱炭素まちづくりを目指しています。

セミコンテックパークや原水工業団地には多くの企業が立地し、人口や通勤車両の増加により周辺の交通渋滞が恒常的なものとなっております。また、J A S Mの工場建設により道路などのアクセス改善が喫緊の課題となっているため、原水駅周辺地域を新たな人口の受皿として住環境を整備し、交通渋滞の緩和を図ることとしております。

これまで町では、平成30年度に原水駅周辺まちづくり基本調査、令和3年度に土地区画整理事業調査や環境アセスメント調査を発注し、区画整理事業区域などを検討しており、令和4年度にはその成果に基づいて区域内の現況測量や権利者関係などの調査を行うこととしております。

さらに、今回の計画地が現在市街化調整区域であるため、市街化区域への編入を目指して引き続き県と協議を進めてまいります。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） 菊陽町の工事受持ち分が約700メートル菊陽空港線にはあります。これを県に先駆けて工事を急がれるのか、また同時並行で進められるのか、それについてお尋ねをします。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） 先ほどお答え申し上げましたけれども、この菊陽町の施工区間と熊本県の事業区間、こちらは同様のスケジュールで進めてまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） それでは、空港線、これは大体いつ頃の完成を目指されるのか。今の時点では分からないところがあると思いますが、大まかなスケジュールというか、それを分かったら教えてください。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） 12月の議会でお答えしておりますけれども、令和8年度を目標ということでありますけれども、それをできる限り早期の開通を目指してまいりたいと、県と連携をしっかりと取りながら進めてまいりたいというように考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） では、次の③の生活道路の整備、通行帯白線の見直しについてお尋ねをします。

生活道路の整備については、都市計画マスタープランアンケート調査結果が出ていますが、全工区とも生活道路の整備充実を望む意見が圧倒的に多いことと、昨年末に行われた小学校校区単位での住民懇談会の中でも、TSMC進出による道路渋滞に関するたくさんの御意見があったと聞いております。そのことから、私、2月9日に一般質問の通告をしておりますが、3月の本会議で白線の引き直しなど交通渋滞対策費として1,900万円の補正予算が示されました。大まかな内容については理解をしておりますが、白線の引き直し以外にどんな対策を考えていらっしゃるのか、この1,900万円の内容について分かる範囲で結構です、教えてください。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） それでは、御質問にお答えいたします。

まず、生活道路の整備についてですが、新たに策定した第6期菊陽町総合計画の概要説明と、今後のまちづくりについて町民の皆さんと意見交換するために、昨年12月14日から12月22日の間に小学校区単位で住民懇談会を開催しました。この住民懇談会の際、多くの町民の方からTSMCの工場進出による交通渋滞悪化、通学路の安全確保などについての御意見をいただきました。

これを受け、12月下旬に本町半導体産業企業誘致推進本部及びプロジェクトチーム合同会議において、交通渋滞実態調査の実施を決定し、本年1月28日と31日に調査を行いました。この調査の結果に基づき、本庁内で地域の実情に対応した効果的な対策を検討し、早急を実施するため、交通渋滞等対策費を本議会の補正予算にて3月2日可決いただいたところであります。

交通渋滞等対策費1,900万円の内容については、町内全域において工事19件を予定しており、主に既存区画線の経年劣化に伴う再設置を実施し、車道の明確化を図ります。また、道路面の損傷に伴う舗装の打ちかえ工事を行い、通行性の向上を図ります。そのほかに多くの交通弱者の通行が想定される道路路肩をカラー舗装により際立たせるとともに、車両に対して注意喚起を図るため文字表示や破線の設置なども実施することとしております。

今後スピード感を持って実施することで、渋滞緩和対策として効果を上げられるものと考えております。

次に、通行帯白線の見直しについてであります。

従来の渋滞対策は、道路を拡幅する大規模な工事が中心ですが、多くの事業所や店舗、住宅などが道路沿いに立つ市街地等では、多額の費用と長い期間がかかり、実現が見通せないケースもあります。

右折車線の追加など交差点の改良で交通渋滞を緩和する取組として、車線の見直しは、道路

拡幅をせず車線の割り振りを見直すだけで済み、比較的短期間に安価で容易にできます。渋滞を少しでも改善するためには、今後はこれまで以上に国道、県道の道路管理者及び交通管理者である警察と情報を共有し、通行帯白線の見直しを含めた路面標示等について検討してまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） ありがとうございます。

私、今交通の流れを見てみますと、従来は熊本市内に行く車が多かったんですけど、最近は大津方面に行く車が非常に多くて、従来からすると車の流れが変わったんじゃないかなというふうに考えております。そういう部分で、その通行帯そのもの見直しも必要じゃないかなというふうに思っております。それは、もうおいおいその辺を調査をされて、そういうところがあれば改善を行っていただきたいというふうに思います。

それでは次に、(2)番のセミコンテクノパークへの通勤バス拡充について。

まず、①の原水駅からの増便についてお尋ねをします。

現在朝夕8往復の通勤バスが運行されています。増便について町の考えをお尋ねをします。

○議長（上田茂政君） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君） おはようございます。

では、今いただきました原水駅からの増便の考えはあるかという点について御答弁させていただきます。

セミコン通勤バスについては、菊陽町、合志市、熊本県、セミコンテクノパーク協議会で構成するセミコン交通対策協議会が運営主体となり、運行を熊本電気鉄道、いわゆる電鉄バスが通常の乗合バスとして運輸支局の許可を取得の上、運行しております。なお、セミコン交通対策協議会は、設立当初より本町が事務局を務めており、主体的な役割を果たしてまいりました。

平成27年度の試行運転開始当初は、1日の利用者数が90人と厳しい状況でしたが、平成29年度より急激に利用者数が増加し、令和元年度には1日平均542人の利用実績を記録しています。昨年度はコロナ禍の影響によるテレワークの増加などにより、出勤者自体の減少で利用が低迷したものの、本年度は再び利用者が1日500人を超える日も出てきております。

現在、セミコン通勤バスは、先ほど議員もおっしゃったように朝8便、夕8便を運航しています。朝はバス2台での運行体制を確保しておりまして、午前7時頃から午前9時前までJR豊肥本線の熊本方面からの電車とダイヤを合わせており、電車が到着するとバスがすぐに来るという、待ち時間の短い、利用者の利便性の高いダイヤを実現しております。

今後、第二原水工業団地におけるジャパン・アドバンスト・セミコンダクター・マニュファクチャリング株式会社、JASMEの工場立地により、セミコン周辺においても従業員数が約1,700人増加すると想定されます。町としましても、従業員数が増えることから、御質問にあ

ったセミコン通勤バスの輸送力強化は必要と考えており、セミコン交通対策協議会の構成団体及び熊本電鉄バスとしっかり議論を行い、さらに利用者を伸ばすため、工場稼働に合わせた適切な時期に増便をしたいと考えております。

以上となります。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） 今お話をいただきました。当初は平成27年度は、これは7月から3月までの実績で90人ということでございますけれども、その後それが浸透するに従って、どんどんお客様の数も増えて、先ほどありましたように1日平均542名、これを1台当たりに平均します大体34名の方が1台のバスに乗るとするという勘定になっております。ありがとうございました。

それでは、②の役場拠点からの通勤バスを運行する考えはあるか、それに伴う企業と町が連携し、補助金等を検討する考えはあるかについてお尋ねをします。

○議長（上田茂政君） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君） では、ただいまの御質問についてお答えさせていただきます。

御質問の役場付近などの各拠点からの通勤バスについて、パーク・アンド・ライドと組み合わせでの実施など、その可能性は承知しております。しかしながら、限られたバス台数、運転手の確保など朝夕の通勤時でのバス運行はコスト面も含めて多々課題があり、町としては、まずは実績が上がっている原水駅からのセミコン通勤バスの輸送力の強化に取り組むことが、将来に向けて大きな効果があると考えております。

今後、セミコン周辺の渋滞等を議論する中で、企業から貸切りバスなどを活用した通勤バスの自主運行について提案や要望があった場合、そのルートや可能性をしっかりと協議しまして、将来的に大きな効果が得られると見込まれる場合は、熊本県や関係機関と情報を共有の上、補助金等による支援の可能性も検討する必要があると考えております。

以上となります。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） これは、全国道路街路交通情報調査によりますと、菊陽町の主要道路の交通量について、15路線あるわけですが、混雑が発生している地点が8か所あります。特に混雑がひどい路線が県道熊本大津線、県道大津植木線、それから県道熊本菊陽線、それから県道住吉熊本線と、こういう箇所がもう渋滞がひどいということになっております。

私は、この混雑している路線にJR経由の通勤バス運行は絶対必要だと思います。大型バス1台に50人は乗るんで、単純に考えても自動車50台分が渋滞緩和になるわけですね。可能な限り多くの通勤バスの運行が私は必要ではなかろうかというように考えております。私は、この通勤バスの運行というのが大きな渋滞対策になるんじゃないかなあというふうに考えています。また、バス事業者にとっても、もちろんバスの運用の関係はございますけれども、増収の絶好のチャンスです。公共交通機関を最大限に活用すべきだと思います。もちろん会社内での利用調

査、どこから今現在来ていらっしゃるのか、そういう利用調査もしながら、そしてこれはもう要するにやってみることで、まず。そして、定着するまでには、先ほど話がありましたように、時間はかかるかもしれませんが。だから、そういうところもちろんありますけれども、これはぜひ取組を深度化してやっていただきたいなというふうに思っております。

また、通勤バスを利用しやすいように、駐輪場とか、駐車場はちょっとスペースの関係もありますんで無理な部分もございますけども、まずサイクル・アンド・ライド、こういうやつを進めていくべきではないでしょうか。

それと、菊陽町第6期総合計画の人口推計で、企業誘致は住宅開発などにより令和7年度で約4万6,000人となっている。TSMCの人口増加で、家族を含め少なく見積もって1,700人の雇用と言われてますけど、その雇用が菊陽だけには限りません。それは合志、それから大津、熊本市内からもあると思いますけども、少なく見積もって約2,000人増えるんですね。そうすると、約4万8,000というふうに人口はなります。現在の人口から約5,000人増える計算になるわけですね。そうすると、菊陽町の車所有台数とそれから人口から割り出すと、約3,400台の車が増える格好になるんですね。このことから、やはりこの交通渋滞対策というのは、もう要するに抜本的な改善をしないとこれは本当改善はできないというふうに思っております。これは、国家事業として誘致した国、それから菊陽町も、また進出する企業も渋滞対策に対するリスクは当然負うべきではないでしょうか。渋滞対策に対して国の補助金、町、企業の補助金も必要だと考えています。

私のこの通勤バスの質問についてはこれで終わりますけども、次に(3)番のJR原水駅駅舎付近の整備についてお尋ねをします。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長兼都市計画課長（井芹 渡君） 原水駅舎付近の整備についてお答えいたします。

菊陽北小学校児童と歩行者の安全確保のため、令和元年度からJR九州と協議を進めてまいりました原水駅東側の原水踏切拡幅工事につきましては、昨年9月にJRとの委託協定を締結し、令和4年度末までの工事完了を予定しております。

次に、セミコン通勤バスの転回広場の整備につきましては、現在の転回所が菊陽空港線の延伸に伴い、令和4年度末までには使用できなくなることが予想されることから、乗客の新たな待機場所として原水駅北側に雨よけ用の屋根や照明施設などを備えた整備を計画しており、引き続き通勤車両による交通渋滞の緩和を図るため、JRとセミコン通勤バスの利用促進を進めてまいります。

次に、駐輪場の整備につきましては、現在原水駅には297台分の駐輪場があります。JAS Mの工場建設や現在協議を進めております原水駅周辺の市街化編入が実現化しますと、駐輪場が不足することが予想されますので、サイクル・アンド・ライドやパーク・アンド・ライドなどを含めました原水駅広場の整備構想を区画整理事業の計画の中で検討してまいります。

以上です。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） ありがとうございます。

原水駅については、駅前のほうの表のほう、非常にロータリー化されて、駐輪場もきれいに整備をされております。また、トイレにおいても水洗トイレということで非常に都市圏の輸送駅として私はすばらしいなというふうに思っております。裏側の、北側のほうを見てみますと、駐輪場が今説明ありましたがもいっばいになっております。これをもうちょっと広くして、利用しやすいような格好にしていいただければ、また利用者にとっても非常に便利なものになるのかなというふうに思っております。

そうしますと、先ほどバス待機所の確保という部分で、4年度末にもうのかんといかんということですね。4年……。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長兼都市計画課長（井芹 渡君） まだはっきりとはしておりませんが、先ほど菊陽空港線の質問の中で建設課長がお答えしたように、県のほうも用地をもう4年度から入りまし、4年度には工事も入るといふふうに聞いておりますので、4年度末には使えなくなる可能性があるということで早めに進めるということでございます。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） ありがとうございます。

次に、(4)の新駅設置について町の考え方及び計画についてお尋ねをします。

新駅設置については、早期実現に向けてこれまでも必要性についてる質問をしてきました。今回が3回目の新駅設置についての質問となります。

来年10月に総合体育館がオープン予定であることとT SMCの企業進出により、公共企業への需要や期待もさらに高まり、特にメディアも新駅設置について関心も高く、新聞、テレビが取り上げられる機会が多くなってきております。

町長におかれましては、2月24日、J R九州本社に新駅設置の要望書を提出され、J Rから協議を重ねていこうという返事があり、好感触を受けたと、請願駅なので町が費用負担することを原則に協議を進めていきたいと書かれています。

その内容について、2月28日の議員連絡会で説明を受けましたが、新駅設置周辺の将来ビジョン、イメージ図の添付により、J Rとしては新駅設置により、より広がりがあると受け止め、納得されたのではないのでしょうか。新駅設置の歴史が物語るように、駅の設置により周辺はにぎわいが創出され、周囲の価値も上昇すると思います。また、今後計画のある区画整理事業も進めやすくなるのではないのでしょうか。

それでは、新駅設置についての考え方については前回の議員連絡会で説明をいただきましたので、あとこのスケジュール、このT SMCの開業に間に合わせるお考えなのか、その辺についてお尋ねをします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。



○総合政策課長（吉本雅和君） おはようございます。御質問にお答えします。

新駅設置は、第6期総合計画、都市計画マスタープラン、まち・ひと・しごと総合戦略などの主要な計画に明記しております。

新駅設置の要望につきましては、生活機能と生産機能を併せ持つ生活都市を目標に掲げ取り組んでおり、町の中・長期的な発展を見据え、平成11年からJR九州に要望を続けてまいりましたが、これまでは十分な乗降者数が見込めないなどの理由で実現には至っておりませんでした。

その後、新駅の設置予定場所の南側は、菊陽第二土地区画整理事業により高層マンションや大型商業施設などの立地が相次ぎ、人口増加が著しいエリアとなりました。また、北側は、図書館、杉並木公園、総合交流ターミナル「さんふれあ」などの公共施設が集積し、交流人口が多いエリアです。さらに、現在総合体育館も建設中です。

こうした周辺地域の市街化状況の変化に加え、TSMCの進出という大きな情勢の変化を捉えて、2月24日にJR九州に対して改めて要望書を提出し、新駅設置の実現に向けての協議を始めました。

要望に対しては、JR九州から、今後町の新駅の構想を基に来年度から現地での立会いなどを行い、駅の機能や場所、概算費用などを一緒に検討していきたいとの回答がありました。

新駅の設置が実現すれば、子どもたちの通学や通勤など町内外の住民の利便性が向上するだけでなく、駅と一体的に周辺整備を行うなど駅を中心とするまちづくりを進めることができ、地域経済の発展に大きく貢献するものと考えております。

また、将来この新駅を起点として原水駅北側までの一帯に市街地を整備する構想もありますので、自転車や通勤バスの運行など自動車以外の通勤の選択肢を増やすことができ、ひいては渋滞緩和にもつながるものと考えております。

今後は次年度の早い時期をめどに新駅の機能や場所などに関する構想イメージを作成し、出来上がった構想を基にJR九州と現地確認などを行いながら具体的な協議を進めていく予定としております。

なお、新駅の設置にはJR九州の合意が前提となることから、具体的なスケジュールなどを示すことはできませんが、本町としましては菊陽町の将来のさらなる発展の起爆剤になると考えておりますので、一日も早く実現できるよう今後の取組をしっかりと進めてまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） ありがとうございます。

駅設置の中で駅の行き違い設備、これは列車本数を増やす中で非常に大切であると思いますが、あそこの立地条件を見ますと、行き違い設備が取れるのかなという部分は心配しております。

それとあと、今後進めていく中でかなりのお金がかかるとは思いますけども、これは地方創生交付金の活用をされていくんでしょ、当然。はい。私の昨年6月の一般質問の回答で、ソフト事業については地方創生推進交付金、それからハード面については地方創生拠点整備交付金を使っていくということでしたよね。それでよろしいんですよね。はい、ありがとうございました。

それでは、大きい2番の企業誘致について質問をします。

まず、(1)で、今後も半導体企業等の誘致の考えはあるのかについてお尋ねをします。

あっ、すいません。ちょっとその前に前段がありました。

今後、菊陽町に続く半導体企業誘致に当たっては、受皿となる用地は少ないとされています。菊陽町をはじめ工業団地は大半が販売されており、残されていた菊池テクノパーク用地12.9ヘクタール、これも半導体材料の東京応化工業ですか、が取得をして、菊陽町テクノパークの12.1ヘクタールの1か所しか残ってないのが現状です。

一般的には工業団地は計画から分譲まで約5年から6年かかると言われています。新たな県の最近の情報では、関連企業集積の受皿となる大規模な県営工業団地2か所、約合計で50ヘクタールを整備する方針が明らかにされています。22年の当初予算に盛り込んでいくというふうに報道では聞いております。また、推進本部を立ち上げ、誘致に積極的な市町村も複数あるようです。

T S M Cの事業予定が24年の末とされていますけれども、事業開始を支える関連企業の用地確保は必要ないのでしょうか。また、将来を見据えた新たな工業団地計画を町は考えていらっしゃるのでしょうか。お尋ねをします。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それでは、御質問にお答えいたします。

第二原水工業団地においてJ A S Mの工場が立地することによりまして、さらに熊本県への半導体関連企業の進出が増えると県内各自治体においても期待が高まっているところであります。

今廣瀬議員からも言われましたけども、先日熊本県が整備しました菊池市の菊池テクノパーク内の約12.9ヘクタールが半導体製造用材料大手の企業にこの売却されるとの報道があったところであります。

そのような半導体関連企業の進出等も出てきておりますが、これはJ A S Mだけではなくそのほかにも熊本県内に多くの半導体製造企業が立地しており、その集積が進んでいる成果によるものと考えております。

本町としましても、今後の経済状況や企業の投資意欲を注視しつつ、半導体関連企業をはじめとする企業誘致を引き続き進めるためには、新たな工業団地も含めて用地確保の必要性が高いという認識しております。

町としましては、様々な状況に迅速に対応するため、先日の議会で可決いただきました菊陽

町企業誘致環境整備基金条例を設置するとともに、さらに令和4年度の当初予算においては、工業団地造成事業特別会計に調査費を計上させていただいております。

企業誘致の用地確保には、新しい工業団地の整備のほかにも民間の遊休土地やまた開発可能な土地などを活用する方法があります。町の財政状況や今後の企業の動向、さらには経済状況等を見極めて、その必要性や手法を判断して取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） 日本政府が2020年に発表した2050年カーボンニュートラル宣言により、2030年代にはガソリン車の販売禁止が言われております。そういう中で電気自動車の覇権争いが今から非常に激しくなるというふうに予想されております。TSMCと提携したソニーも自動車産業に参入を検討していると言われております。また、最近の情報では、ホンダと提携し、自動車参入を進めていくとされています。デンソーがJASMに約400億円を投資し、10%超の株式を取得したのも、その狙いがあるのではないかと私は考えております。

ガソリン車から電気自動車へと、脱炭素社会に向けたエネルギー革命が今後どんどん進んでいくと思います。工業団地計画については、利権絡みがありますので、それはもう具体的には言えないと思いますけれども、菊陽町として将来を見据えた新たな工業団地計画などは必要と考えます。

そのためにも、今問題としてある交通渋滞対策を万全なものとして、そして企業誘致に取り組まれることを提案して、次の質問に参ります。

それでは、大きい3番の空港アクセス鉄道計画についてお尋ねをします。

県は、三里木駅での分岐を軸に検討を進めてきました。しかし、TSMCの菊陽町への進出決定を受け、新工場建設地に近い原水駅、肥後大津駅の方角も俎上にのせ、乗客数や整備コスト、採算性を細かく比較し、本年中に結論を出すとしています。

菊陽町としては、三里木ルートを大津に持っていかれるのではないかと、その行方を町民としては固唾をのんで見守っているところでございます。大津町では、肥後大津駅分岐駅の実現に向けたまちづくりを県に働きかけているようでございますが、菊陽町として三里木ルートを町はどのようにアピールされていくのか、それについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 御質問にお答えします。

空港アクセス鉄道につきましては、開会中の県議会2月定例会において知事が、TSMCの進出に伴う空港周辺の状況の変化を可能な限り反映させる必要があることから追加の調査を行うこととした、セミコンテクノパークへのアクセス改善、沿線住民の利便性の向上、ひいては県内全域の交通ネットワークの強化につながるよう最も効果的なルートを選定したいと答弁されております。

本町としましては、これまで県の検討委員会や特別委員会において様々な案の中から三里木ルート案が最適と判断されておりましたので、事業が実現すれば県内における本町の拠点性が

格段に高まり、将来の発展につなげることが期待できるとし、事業化が判断された際には速やかに三里木駅周辺の整備を検討するための構想が策定できるよう令和4年度予算にも計上しているところです。

御承知のとおり空港アクセス鉄道は、県において事業化に向けての検討が進められているものであり、また三里木ルート案も選択肢の一つとして残されていることから、現時点では追加調査の進捗を見守るとともに、この間の検討状況を注視してまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） 県は空港アクセス整備に向けた取組を平成9年以降ずっと調査をし続けてきております。改善に関わる調査を断続的に実施して、鉄道延伸とそれから三里木ルートにたどり着くまで約20年以上をかけて一応結論が出た話でございます。多額の調査費用とそういうものまで今まで費やしてきた経緯がございます。県民総合運動公園のアクセス改善も図れる三里木ルートを軸に、JR九州と空港アクセス鉄道整備に関する基本的方向性について基本的な同意が、平成31年2月20日に熊本県となされておりまして。これも大きな事柄ですよ。もうJR九州とそういう同意をしたと、それが一つ。また、県議会でもいろんな一般質問の中でもこの空港アクセス鉄道については質問がっております。そういう中でも、県とそれから県議会がオーソライズをされた内容だと私は理解をしております。

私は、このTSMC進出による空港アクセスへの影響は少ないと考えてます。ほとんどないと言ったらちょっと語弊がありますが、非常に影響は少ないと考えています。理由として、まず、①番の現在肥後大津駅から運行をしている阿蘇くまもと空港ライナーの利用実績を見ますと、コロナ前の令和元年度の実績で1日平均325人で、熊本駅の方面からJRに乗ってきて、そして降りて空港ライナーに乗るお客様がほとんどなんです。だから、肥後大津駅には、本田技研とかソニーとか東京エレクトロンとか1万人以上の従業員がいらっしゃいますけれども、ほとんどが直接車で空港まで行っておるとというのが実態のようです。やはり私どもも一緒に、わざわざ肥後大津に車をとめて、それで乗り換えて空港まで行くということは恐らくしないと思うんですよ。だから、そういうのは、TSMCが近くにきたからといって、今までずっと積み上げてきたものが覆されるというのは、私はちょっと違うんじゃないかなというふうに思っております。

これは、またコロナ禍前の阿蘇くまもと空港利用実績で、国内線、国際線合計で1日平均8,976人という利用実績があります。肥後大津駅から空港ライナーの利用割合は、僅か3.6%なんです。残り94.6%は、マイカーや熊本駅から出とるリムジンバス、このお客様が94.6%の利用率になっておるわけですね。先ほど言いましたように、全然そのソニー、東京エレクトロン何とかがあっても、空港ライナーの利用はもうほとんどないということで、これはもう一つ、あまり熊本県の知事が言われた、また3つ見直してまた今年度中に決めるというのは、私はどうしても筋違いじゃないかなというふうに思っております。

やはり三里木ルートは、どうしてもメリットとすれば運動公園のアクセス、それから渋滞緩和等の利点はもちろんで、もうあそこは非常に渋滞をします。私も何回か行ったことがございますけども、もう車が渋滞で身動きできないときもあります。だから、それは交通アクセスの部分がよくないからそういう状態になるんですよね。そして、今たしかあそのスタジアムでロアッソあたりが試合をするのは年間23試合ぐらいあるんですかね。それは少ないんですよ。だから、そういうのがアクセス改善ができれば、まだまだその回数も増えるでしょうし、これは三里木ルートというのは絶対必要だと思います。そして、熊本を中心とした熊本都市圏人口、これは110万人と言われておりますけど、その人たちを対象にした空港利用を考えていくべきじゃないかなと思っています。すると熊本駅に近い駅が一番いいんで、三里木ルートがそういう面では私は理にかなったルートかなと思っています。

それから、三里木ルートの優位性については、これまで学識経験者、それから交通事業者、それと経済団体、それから観光関係者との議論を積み上げてきた結論がこの結果なんです。このことを強く町長にはアピールしていただきたいというふうに思っています。三里木駅の分岐のアクセス鉄道は、50年から100年を考えた菊陽町まちづくりに欠かせないものであるというふうに考えております。

これで私の一般質問は終わります。時間が残りましたが、これで終了させてください。ありがとうございました。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時54分

再開 午前11時4分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

西本友春君。

○5番（西本友春君） おはようございます。議席番号5番、公明党の西本友春です。

3月6日が期限だった新型コロナウイルスのまん延防止等重点措置は、全国の18都道府県で再び延長となり、残念ながら熊本県も対象となり、期間は3月21日までとなっています。

塩野義製薬は新型コロナの軽症者用の飲み薬について25日厚生労働省に承認を申請し、承認されれば国内の製薬会社が開発した初めての軽症の段階で使える新型コロナの飲み薬となります。一刻も早い承認で社会の安心・安全の回復を望みます。

一方、世界に目を向けると、2月25日にロシアがウクライナに対する軍事侵攻に踏みきり、罪もない民間人や子どもたちに多くの犠牲者が出ています。本当に悲しい出来事です。大国の1人の指導者の判断で、このようなことが起こることは到底許すことはできません。世界に安全と平和を取り戻せることを強く念じています。

今回は、以前質問したことの進捗状況を含めた確認と提案を行います。

なお、質問は質問席にて行います。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 令和3年3月の一般質問で、おくやみコーナーの設置とおくやみハンドブックの作成を提案いたしました。必要なデータを入力し、サーバー上に保存をして、情報共有することを紹介いたしました。

答弁では、各種申請書に氏名、住所などの基本情報をあらかじめ印刷した申請書を出力できるなど、関係課と協議するとのことでした。御遺族の役場での手続や負担を軽減し、円滑に済ませられる事務の改善はどうかお伺いいたします。

○議長（上田茂政君） 町民課長。

○町民課長（内藤優誠君） おはようございます。御質問にお答えします。

これまで死亡後の手続につきましては、御遺族の方が手続に来られた際に各種申請書ごとに氏名、住所などを記載していただいていた。その後、前回の一般質問で回答しましたとおり、各種申請書に氏名、住所、被保険者番号などあらかじめ判明している項目について印刷された申請書をそれぞれの課で前もって作成するように事務の改善を行っています。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 内閣官房情報通信技術総合戦略室は、令和2年5月、遺族が必要となる手続を抽出できる新システム、「おくやみコーナー設置自治体支援ナビ」を開発、作成し、希望する自治体に提供を始めたことを紹介いたしましたが、現在事務処理を改善をしているということですが、それとの比較検討は行ったかお伺いいたします。

○議長（上田茂政君） 町民課長。

○町民課長（内藤優誠君） 御質問にお答えします。

内閣府の「おくやみコーナー設置自治体支援ナビ」につきましては、関係する各課で協議を行い、現在実施している事務処理との比較検討を行いました。

氏名・住所など基本情報をあらかじめ印刷した申請書の作成など、「おくやみコーナー設置自治体支援ナビ」の利点の一部を取り入れ、事務の改善を行っています。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） できるだけ分かりやすいシステムで、町民の方が来られたときに簡単に済ませられるように再度進めていただきたいというふうに思っております。

おくやみハンドブックは、死亡届を出されたときに火葬許可証と一緒に渡している死亡後の手続を案内する窓口御案内を、おくやみハンドブックとして他の行政を参考にし、見やすく分かりやすいものとしてさらに充実してまいります、とのことでしたが、おくやみハンドブックの見直しはどのようになったのかお伺いします。

○議長（上田茂政君） 町民課長。

○町民課長（内藤優誠君） 御質問にお答えします。

当町では、死亡後の手続きを御案内する説明書として、これまで後日持参していただく書類を記載した文書を渡していました。その後、内閣府から示されているおくやみハンドブックを参考に内容の見直しを行い、死亡後の手続きについて窓口で必要となる手続きの内容やお問合せ先などについて詳しく説明を記載した案内文書、死亡後の手続きについてを作成し、御遺族の方にお渡ししています。

以上です。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 現在渡されている様式を確認すると、多くが役場内での手続きの案内となっているが、おくやみコーナー設置ガイドラインでの紹介では、役場以外でおこなう手続きも詳しく紹介しております。そのことについてはどのように考えているかお伺いいたします。

○議長（上田茂政君） 町民課長。

○町民課長（内藤優誠君） 御質問にお答えします。

内閣府から示されているおくやみコーナー設置ガイドラインでは、法務局、税務署、金融機関、電気等ライフライン事業者などでの手続きをおくやみハンドブックに盛り込むことが示されています。今後おくやみハンドブックを参考にして、役場以外で行う手続きについての説明を追加するなど、死亡後の手続きについて内容を充実したものにまいります。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） ぜひそのような形で見直しをしっかりとっていただきたい。

防災センターの開設に伴って、こども総合相談室も新たに設けられ、各組織もスペースの見直しが行われました。大津町では新庁舎におくやみコーナーを設置していますが、1つの受付スペースで内容に応じて担当者がコーナーまで出向いて対応することですので、広いスペースは必要ないのでおくやみコーナーの設置を検討すべきと提案するが、どのように考えているのかお伺いします。

○議長（上田茂政君） 町民課長。

○町民課長（内藤優誠君） 御質問にお答えします。

おくやみコーナーの設置につきましては、御遺族の手続きに負担をかけないためにも有効な方法の一つとして現在検討を進めているところです。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 私も実際大津町のおくやみコーナーのほうにお伺いし、担当の方とお話をさせていただいて、時間的には若干短いぐらい短縮はできるけどということで、ただ庁舎に来られた、手続きに来られた人があちこちに行かなくても済むということが非常に喜ばれているということでしたので、しっかりとそこの検討もよろしく願いをしておきます。

続いて、食品ロスについてお伺いをいたします。

フードドライブ事業は、自宅や商店などで使い切れず冷蔵庫や収納庫に残っている食品を持ち寄ってもらい、それを子ども食堂や福祉施設に届ける活動で、多くの自治体がこの活動に取

り組んでいます。

ももとは食品ロス対策として始まったが、自治体は子どもの貧困やコロナ禍で生活が苦しくなった人たちへの支援という福祉政策の面も強く意識していると考えられます。

熊本県も平成30年11月9日、第1回を実施しており、菊陽町も平成31年1月25日、第2回から参加自治体に名を連ねていますが、フードドライブに対する取組はどのようになっているのかお伺いをいたします。

○議長（上田茂政君） 環境生活課長。

○環境生活課長（鍋島二郎君） おはようございます。御質問にお答えいたします。

食品ロスによる食品廃棄物の発生量は、事業系、家庭系を合わせて全国で年間570万トンが発生しており、食品ロスの削減の推進においては、日々の生活の中でできること一人一人が考え、行動することが求められています。

御質問のフードドライブでの取組につきましては、平成31年度から県下自治体一斉に行われているフードドライブ事業に合わせ、庁舎内の職員等をお願いをする形で取り組んでおるところでございます。

昨年度は新型コロナウイルスの感染拡大により実施されませんでした。本年度につきましては熊本連携中枢都市圏の取組の中で食品ロス削減月間を10月に実施し、集まった食料品を福祉団体に提供しているところでございます。

なお、フードドライブへの取組は、食品ロスの削減と併せて誰一人取り残さないというSDGsの趣旨へもつながるものでございます。

今後は、町民の皆様へ向け、通年によるフードドライブの実施の検討を行うとともに、各種イベント開催時に啓発活動を行い、食品ロス削減に向けた取組と併せて広く町民の皆様を取組の実施及び情報の発信を行いたいと考えております。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 今、まずは庁舎内からということで、今後フードドライブ事業を広く町民にもということの回答ではございますので、今後そのフードドライブ、町民の方に広く求めるとなれば、各種町民センターとかそういうところにしっかりとフードドライブコーナーみたいなものを設けて、いつからいつまでというような形でしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思っております。

フードバンクは、安全に食べられるのに処分されてしまう食品を企業などから寄贈してもらい、食べ物に困っている施設や人に提供する活動で、地域のフードドライブで集まった食品が地域の子ども食堂やフードバンクに提供されています。

菊陽町社会福祉協議会で実施しているフードバンク事業への連携をどのように考えているのかお伺いをいたします。

○議長（上田茂政君） 環境生活課長。

○環境生活課長（鍋島二郎君） 御質問にお答えいたします。



菊陽町社会福祉協議会で実施されているフードバンク事業につきましては、個人及び企業から寄せられた食品等を生活に困窮されている方々や独り親家庭の皆様に対して支給されているものでございます。

御質問のフードバンク事業への連携につきましては、現在その取組は行っておりませんが、生活に困っておられる方々の支援が継続的に行えるよう、社会福祉協議会と共同して町内企業等に生活必需品の寄附を依頼するとともに、先ほどお答えしましたフードドライブ事業により得られた食料品を社会福祉協議会に提供することにより、フードバンク事業が円滑に行えるよう関係部署と連携してフードドライブを活用した生活支援を実施していきたいと考えてるところでございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 実際私も社会福祉協議会の方とお話をさせていただき、このフードバンク事業で一番今社会福祉協議会さんが困っているというか、行政の手助けが必要というところは、先ほどおっしゃったように、社会福祉協議会から企業さんへの声かけをしても今のところそういうのが提供がなかなか厳しいということでしたので、先ほど連携をしていただいてしっかりとそういう事業が進むようお願いをしておきます。

食品ロス削減総合対策事業として、令和4年度の国の予算として1億2,300万円計上しており、その一部としてフードバンク活動の支援として設立初期のフードバンク活動団体の人材育成の取組や生鮮食品の取扱量の拡大に向けた取組等に対して、研修会開催、倉庫の賃貸料等を支援するとしていますが、2022年1月1日現在、都道府県を含まない、いわゆる基礎自治体の数は1,747です。全国のフードバンク活動団体となるとかなりの数となると想定されます。

菊陽町社会福祉協議会では、今まではコロナ対策としての補助があり、フードバンク事業の下支えになっていたと聞いております。社会福祉協議会で行っているフードバンク事業のための支援をどのように考えているのかお伺いをいたします。

○議長（上田茂政君） 福祉生活部長。

○福祉生活部長兼福祉課長（矢野信哉君） おはようございます。御質問にお答えします。

菊陽町社会福祉協議会では、現在町民からの寄附などによりフードバンク食材を確保されています。しかし、今後長期的に事業展開していくには企業から食品を寄贈していただくなど各種団体との連携が必要不可欠と思われまます。町としましては、先ほどの環境生活課の答弁にもありましたが、食品提供に協力していただける事業者等への協力依頼を社会福祉協議会と共同して行うなど、連携してフードバンク事業を支援していきたいと考えております。

なお、先ほど議員の御質問にありましたが、新型コロナウイルス感染拡大による影響の長期化により、生活困窮者等への食糧支援が課題となっており、フードバンクの役割が重要となっていることから、町では菊陽町社会福祉協議会へのフードバンク事業へ国からの補助金を活用して支援を行っております。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 今お答えがありました。今は新型コロナの補助がありますが、今後それがなくなったときにはしっかりと下支えをしていただきたいというふうに提案をしておきます。

現在、菊陽町では子ども食堂を実施している団体等はありません。町も過去に食べ物の提供を行ったことがありました。また、菊陽町地域女性の会の皆様が1月8日にキャロッピー食堂を武蔵ヶ丘小学校で武蔵ヶ丘小学校の全児童を対象として開催いたしました。子どもたちの食育と交流を図ることを目的として、食材の一部を菊池地域農業協同組合菊陽中央支所から提供していただき、150食を用意したとのことでした。

今後は校区ごとの開催を予定しているとのこと、ほかにも子ども食堂を考えている団体もいると聞いていますが、子ども食堂が定着するための取組をどのように考えているのかお伺いをいたします。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） おはようございます。御質問にお答えします。

本町では、子ども食堂の運営を継続的に行う民間団体の確保が課題となっておりましたが、令和4年度には新たに2団体が、子ども食堂の運営も含む、貧困状況にある子どもたちの支援の取組を行う意向を示しておられます。

この2団体のうち1団体は、社会福祉協議会と協力して、ほっとステーション武蔵ヶ丘において月1回の子ども食堂の運営を4月から行うところで、準備を進めていらっしゃいます。

議員御質問の子ども食堂が定着するための取組については、民間団体に対する食材の提供のほか、対象児童等への活動の案内、活動資金となる補助事業の予算確保、活動場所の提供などが想定されますが、まずはこの2団体がどのような支援を町に求めているのかお聞きすることが肝要であると考えます。

町としては、そのお聞きした内容を踏まえた上で、どのような支援が可能なのかを検討し、子ども食堂等が継続して運営できる環境づくりに努めてまいります。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 私、1団体は知ってたんですが、もう一団体いらっしゃるということで、逆に言うと非常に安心したというか。また、私、以前長崎のほうの子ども食堂を見学させていただいたときに、基本的にはもう貧しいところとかというのではなく、子育て世代の親御さんが来て、そこで意見交換、そういう子育てで悩んでいることがそこでいろいろ相談されて解決ができたとかというような声も聞いておりますので、子ども食堂が定着して子育て世代のころの苦しんでいる方が一刻でも早く解消できていけばというふうに思っておりますので、課長の答弁で支援策も聞いて、するということだったので、しっかりと取組をお願いしたいというふうに思っております。

それでは、続いて、すいません、マイボトル運動について質問をいたします。すいませんでした。

各地で異常気象が発生する中、気候変動という地球規模の課題の解決に向けて、日本は2050年、カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指しています。

脱炭素社会の実現には、一人一人のライフスタイルの転換が重要として、ゼロカーボンアクション30を設け、その中でリデュース、リユース、リサイクルの項目で4つのアクションが紹介されています。

使い捨てプラスチックの使用をなるべく減らすマイバッグ、マイボトル等を使うアクションも、そのうちのひとつとなっております。

こうした取組としてマイバッグの利用は広く普及してきており、近年では飲食店やイベント会場等で使い捨て飲料容器を使わない取組が着実に広がりを見せ、さらに一歩進んで、個人がマイボトルやマイカップ、自分の水筒、タンブラー、コップ等を持参した場合にも、飲料等のサービスを提供する動きも出てくるなど、皆さんの間でも徐々にマイボトル、マイカップを使う取組が見られるようになりました。

マイボトル運動についてどのように考えているのかお伺いをいたします。

○議長（上田茂政君） 環境生活課長。

○環境生活課長（鍋島二郎君） 御質問にお答えいたします。

ペットボトルをはじめとするプラスチックは、あらゆる分野で日常生活に大きく貢献している便利な素材ですが、その一方で、適切に処理されなかったプラスチックごみが身近な水路から河川へ、そして海へと流れ出ることによって海洋プラスチックごみとなり、海洋に影響を与えるマイクロプラスチックとして近年世界的な問題となっております。

このような環境問題を背景として、地球温暖化防止とペットボトルなどの使い捨てプラスチックごみの削減を目的に、多くの自治体、民間企業においてマイボトル運動が行われているところでございます。

本町におきましては、プラスチックごみの削減対策といたしまして、町民の皆様には買物時に使用していただきますようマイバッグを配布し、プラスチックごみ削減に取り組んでいるところでございますが、マイボトルの利用につきましてもプラスチックごみ削減への有効な手段の一つでございますので、広報、ホームページ等を活用いたしましてマイボトル運動を町民の皆様にご紹介していきたいと考えております。

なお、プラスチックごみに限らず、事業所及び家庭から排出される廃棄物につきましても、ポイ捨て等をなくし、適正に処理することによりリサイクルされ、有効な資源となりますので、廃棄物の適正な処理についても引き続き周知を行っていくところでございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 浜松開誠館中学校・高等学校では、SDGsの取組に賛同し、グローバル教育を通してSDGsの推進に取り組んでおり、廃プラスチック問題に対する取組としてマイ

ボトル活用の推進を目的に、生徒のデザインによる浜松開誠館オリジナルマイボトルが作成され、デザインは全校生徒の公募と投票により決定したとのことです。生徒や保護者、教職員、地域の方々が利用しており、現在も廃プラスチックに学校を挙げて取り組んでいるとのことです。

浜松開誠館では、マイボトルを持っている生徒がいつも清潔な水が飲めるように、各階にウォーターサーバーを設置しているとホームページで紹介されていました。

学校におけるマイボトル運動の取組をどのように考えているのかお伺いをいたします。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（平木元宏君） 失礼いたします。御質問にお答えします。

現在、町内の全ての小・中学校において、特にマイボトル運動と銘打ってはございませんが、児童・生徒一人一人が家庭から水筒を持参する取組を行っており、全員が自分の水筒を持参しております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 今お答えがあったように、かなり学校ではもうマイボトルという、水筒持参という形が増えてきているのが実態として分かりました。町としても、こういう学校の動きも含めてやはりマイボトル運動というのはしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思っております。

給水スポットを広げることで環境負荷の低減と魅力的なまちづくりを推進する主体間の共同プラットフォーム、Refill Japanは、全国をリードする取組を表彰するRefill Japan給水スポット大賞2020での受賞団体は、大賞に奈良県の生駒市、自治体の最優秀部門にも同じく生駒市が選ばれております。自治体の大規模部門の最優秀賞は東京都、コミュニティ部門の最優秀は香川県のNPO法人となっております。

ネットで検索すると幾つもの自治体で公共施設への設置が紹介されています。現在建設中の総合体育館には2基設置されると聞いています。災害時の避難場所として指定されている菊陽中学校の体育館には、空調設備が整備されました。そのような施設は特に災害時の対策としても給水スポットの整備が必要と考えています。マイボトル普及のために給水スポットを公共施設に整備することをどのように考えているのかをお伺いをいたします。

○議長（上田茂政君） 環境生活課長。

○環境生活課長（鍋島二郎君） 御質問にお答えいたします。

給水スポットにつきましては、様々な企業、自治体によるマイボトル運動の普及により全国的に少しずつ広がってきている状況でございます。

本町におきましては、給水スポットとして設置しているものではございませんが、菊陽町図書館の自販機コーナーの隣と光の森町民センターキャロピアの健康増進室前に、直飲みタイプのものではございますが、マイボトル等へも給水できるものがそれぞれ1台設置されている

ところでございます。

マイボトル運動の普及のためには、町民の皆様が気軽に給水できる給水スポットの整備が必要ですが、整備に際しましては各施設の管理者と設置場所やその効果、運用方法等を協議して進めていく必要があると考えております。

なお、給水スポットの設置につきましては、自治体と民間企業が連携して設置している事例もございますので、今後調査いたしまして参考にしていきたいと考えております。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 一気にはできないとは思いますが、先ほど学校は生徒が全部持ってきているというのもございますので、そういうところからでも少しずつ改善をして整備をしていただきたいというふうに思っております。

熊本市は、冷水機3か所、水道水4か所、Refill Japanの給水スポットマップで紹介されています。菊陽町も、住み心地ランキングで1位となっているので、町のアピールとしても取り組むべきと考えているが、どのように考えているのかお伺いをいたします。

○議長（上田茂政君） 環境生活課長。

○環境生活課長（鍋島二郎君） 御質問にお答えいたします。

給水スポットが紹介されているサイトは、議員が申された給水スポットのサイトもございますし、my Mizuアプリなどもございます。現に給水スポットとして登録できるものがあるかどうか含めまして、調査して取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） ぜひ町のアピールにもなりますので、しっかり調査してアピールできるところはしっかりとアピールをしていただきたいというふうに思っております。

それでは、最後の質問に移ります。

令和3年9月議会での一般質問に対し、県内の状況、あと菊池管内の周辺市町の状況を勘案しながら、また財政状況を勘案して今後考えてまいりたいとの回答でした。

夜盲症の症状を抱える当事者が多く加入している熊本県網膜色素変性症協会の山本悟会長に令和2年10月6日にお会いし、話をお伺いするとともに、明かりを消した会議室で実地を体験させていただきました。

暗所視支援眼鏡が日常生活用具の給付対象となれば、就労の可能性をはじめ社会とのつながりを持ち続けられます。また、災害時の対応など患者さんの生活の質が向上するとともに患者さんたちの希望ともなりますとの声でした。

しかし、就労の厳しい患者さんは1割負担でないと購入もできないので、何とかして1割負担を実現してほしいとの声を山本会長から一月ほど前に頂戴をいたしました。

暗所視支援眼鏡の助成額19万8,000円を、原則として低所得者は無償で、所得のある方は1割負担とする検討はどのようになっているのかお伺いをいたします。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 御質問にお答えいたします。

暗所視支援眼鏡につきましては、令和3年4月から購入費用の助成を日常生活用具給付等事業実施要綱の給付品目にある視覚障がい者用読書器の一部とみなして同等の金額である19万8,000円を助成額としておりましたが、その後検討しました結果、本町におきましては令和4年4月1日、いわゆる令和4年度から暗所視支援眼鏡の助成額を39万5,000円とすることにしたところであります。

なお、御質問にありますように、原則として費用の1割は自己負担となりますが、町民税非課税世帯等にあつては自己負担はありません。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） ありがとうございます。

今年の4月から所得のある方は1割負担ということで、この病で苦しんでいらっしゃる方がしっかりと購入できる体制をつくっていただいたことに関しましては感謝をいたします。

以上をもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君の一般質問を終わります。

ここで昼食休憩といたします。

午後は1時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時40分

再開 午後1時0分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

那須真理子さん。

○6番（那須真理子君） 皆さんこんにちは。

いつもしていますマスクが黒でしたけれども、今日はコスモスに行きましてなるべくしゃべりやすいマスクをくださいということでお願いしましたら、これをいただきました。でも、どうしてもしゃべりにくいですね、マスクをしていると。ですから、聞こえにくいかもしれませんけれども、どうぞよろしくお願いします。

本当に今世の中を考えますと大変な世の中になりました。ロシアの侵攻によりウクライナの人たちの命が日に日に亡くなる数が増え、我が事のように不安が募ります。それとともに平和のありがたさを身にしみて感じています。

さて、それでは質問できる幸せをかみしめながら、お昼過ぎの睡魔が襲ってくる時間帯ですので、元気に質問したいと思います。

今回の質問は3項目です。

1 番目が、大空港構想における町のビジョンのその後について。

ここにおられる議員の皆さんの記憶からはもう随分薄らいでいるかもしれませんが、私は今でもとても印象深く残っています。あれはたしか平成29年だったと記憶します。渡辺前議長の時空港周辺4か町村の議員研修があり、グループごとに分かれて空港までのアクセスをどうしたらよいかなどの意見交換会がありました。全ての議員が子どもに返ったみたいに目を輝かせ、自分の熱い思いを発言していたのが今でも鮮明によみがえります。それほど災害からの復興ということで、未来に向けて熱い思いがあったのです。あれから5年が過ぎ、そういえばそういう構想があったなと思い起こすぐらいの希薄なものになったような気がします。今日はそれを思い起こし、現状などについて質問したいと思います。

2 番目は、不登校です。これは、今や社会問題です。この問題をみんなで共有し、支援をどうすべきかなど質問したいと思います。

3 番目は、男女共同参画についてです。この問題については、40年以上の長い間私も活動してきましたが、長い歴史の上に横たわっていますので根が深いです。しかし、それを少しずつでもよくしていくために、町の今後の取組などについて質問します。

以上、3項目、よろしくお願いします。

それでは、質問は質問席にて行います。

○議長（上田茂政君） 那須真理子さん。

○6番（那須真理子君） それでは、1番目の大空港構想における町のビジョンのその後についてを質問します。

これまで平成29年6月と平成30年12月に大空港構想について一般質問させていただきました。これまでの経過を少しお話しさせていただきます。

平成28年に熊本大地震が起きました。当時は熊本県人みんなが地震による復興にどう取り組んでいくのか模索している真ただ中でした。そのような中で、県が平成24年度から始めた構想がありました。それが大空港構想です。これは、九州の中央に位置する阿蘇くまもと空港とその周辺地域を一体のものとして、その地域のポテンシャル、つまり潜在能力とか可能性、そして将来性などの最大化を考えていくというものでした。それが、さきの大地震を受け、創造的復興の象徴へと変わり、その引き金として復興を推し進めるために壮大な図案であったり、具体化した設計を長期間にわたってやり遂げていく、つまりグランドデザインという言葉で作成されました。

そして、その後平成30年12月の一般質問の答弁では、町も阿蘇くまもと空港の民営化に伴い、応募事業者との意見交換会に参加しており、観光PRや幹線道路の改良など取り組み可能な項目を要望しているが、新たな空港引受け者がどこに決まるかを今は注視しているということでした。

それが令和2年の阿蘇くまもと空港周辺4か町村議会議員研修では、既に令和元年3月に新たな運営権者の選定が行われ、MSJA・熊本コンソーシアム11社が決まり、その代表企業に

三井不動産株式会社が選定されていました。

そして、その年の令和元年4月には、特別目的会社SPC、熊本国際空港株式会社が設立され、7月にはそのSPCによる空港ビル事業運営が開始されました。そしてまた、その10月には、地方空港では初の国際線ラオス直行便が週に月、水、金、土曜日と4便が就航される予定になっていました。

地震からの創造的復興として現実味がやっと見えてきた矢先に、今回の新型コロナのパンデミックです。結局国際線は封鎖され、これまでに一便も就航されていません。空港会社の疲弊はもちろん、多種多様の業者の経営が危機を招きかねない昨今です。

そこで、これまで町はそのグランドデザインとして5項目を提案されています。その1として、災害時に空港北側から進入を可能とする2本目の主要な道路の整備、2に空港北側にエプロンと荷さばき場を設置、3に白水台地に新たな物資の集積を可能とする施設を誘致する、4に広大な防災公園の整備、5に北熊本駐屯地から空港へのアクセス道路の整備、以上の5項目です。

その当時答弁をいただきました総合政策課長だった中島秀樹さんはお亡くなりになりました。ですから、その後の動きがとても気になっていました。確かにこれは県の構想ではありますが、町もグランドデザインとして一生懸命考えて提案されたと思います。

それでは、質問に入ります。

1番に、町のビジョンである提案がその後どうなったのか、進捗状況についてお答えください。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 御質問にお答えします。

熊本県が大空港構想、ネクストステージを策定する際に本町から提案しております5つの提案の進捗状況についてお尋ねかと思いますが、現在大空港構想そのものが災害復興や新型コロナウイルス感染症などの影響を受け、進捗していない状況ではないかと思っています。

大空港構想につきましては、策定から5年が経過し、構想期間の半ばに差しかかったことやTSMCの進出が決まったことなどから、令和3年12月に県知事が見直しに着手すると表明されました。

そこで、本町としましては、今回の県の構想の見直しを機に本町の提案も見直し、改めて県へ提案してまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 那須真理子さん。

○6番（那須真理子君） 私が課長のところに行ったときは、もう県のほうは出来上がっているというふうなお話でしたので、その旨で私は回答を考えておりました。しかし、今の御答弁を聞くとまだ何か進行中ということですので、おやおやと思ったんですけども、でもやはり5つの提案がありますので、今後はそれを少しでも県においては反映していただくような方向に持



っていただくと重要ではなからうかと思えます。この提案は、災害を経験し、これらの部分が不十分だったからこそ提案されたと思えます。ですから、ぜひその方向で進んでいただきたいと思えますけど、いま一度答えをお願いします。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） じゃあ、私のほうから答弁いたします。

今的那須議員が言われましたように、この本町から、これは熊本地震がありました平成28年12月に県のほうといろいろやり取りをした中での要望した事項になっておりまして、これは、言われますように、熊本地震の際に地震後に熊本空港のほうに、特に自衛隊関係の方が物資関係のほうで来ておられましたけど、道路事情、そのときは非常に地震で傷んでおりましたので、そういうこともありましたけども、非常に問題があるということで、うちのほうでいろいろいわゆる大空港構想に係るものであるということでしたので、実際この経験した中から5つの項目を出したところであります。

この災害時に有効活用ができる施設の誘致やそれから防災公園を整備することによりまして防災機能を強化することとともに、この道路を整備することによりまして地域振興や開発のポテンシャルが一気に高まって、周辺地域の産業集積率も高まるものということで要望したところであります。特にグランメッセのほうがいろんな全国から来る支援物資等をあそこでさばいておりましたけども、あそこも被害もあったかと思えますけども、この運動公園のほうまで持ち込んでおられた、そういう現実を見ておりましたので、菊陽のほうにそういう、さっき言いましたような大量の白水台地のほうに新たな物資の集積を可能とする施設の誘致、そして県北東部への物資の配給拠点とする、そういう場所をとということで提案したところであったものであります。

ただ現実的には、先ほど担当課長が申し上げたようなのが現状であります。

また、そういう事情にありますけども、今回T SMCの進出などの新たな局面も出ておりますので、さらなる効果が生まれるように、これまでの提案に付け加えまして、県のほうとのそういう意見の交換とか、そういう話し合いをする場があればまたやりたいし、またそういうこともやっていただきたいということも申し上げながら、取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（上田茂政君） 那須真理子さん。

○6番（那須真理子君） あれはたしか24年度から始まりましたから、10年間ということだったと思うんですけど、それは変わってないわけですね。10年間という、もう今年は終わりですよ。

（「5年間で……」の声あり）

○議長（上田茂政君） 町長。

○町長（後藤三雄君） あの構想、5年間で経過しておるということで、また県のほうでも見直しをかけるということになってるかと思えます。

○議長（上田茂政君） 那須真理子さん。

○6番（那須真理子君） 分かりました。それでは、さっきの5つのビジョンが立派なビジョンがありますので、災害を受けてのこれはビジョンですので、もう具体化していただくことが一番の願いです。ですから、期待を込めて今後もそういう交渉でやっていただきたいと思います。

それでは、そのビジョンが地域一帯にどのような効果をもたらすと考えられるかお答えください。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 御質問にお答えします。

先ほども町長のほうが申されましたように、もし本町の提案が実現された場合は、災害時に有効活用できる施設の誘致や防災公園を整備することにより防災機能が強化されるとともに、道路を整備することにより地域振興や開発のポテンシャルが一気に高まり、周辺地域の産業集積率が高まるものと思います。また、TSMCの進出など新たな局面もありますので、さらなる効果が生まれるよう、本町のこれまでの提案についても見直してまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 那須真理子さん。

○6番（那須真理子君） ありがとうございます。

一番最初の打合せのときは、それはもう全然町とはもう切り離されてますということでしたので、もう却下されましたので本当残念で仕方ありませんでした。それで、もう私の思いを大分吉本課長のほうにお話ししましたが、那須議員のことは分かりますけれども、もうこういうことになってますのでということでしたけれども、私としてみれば、もう5つの提案を少しでも前に進めていただきたいという願いがありましたので今回の質問になりました。効果は、今聞きましたらすごいものがありますね。

災害は忘れた頃にやってくると言います。あれから5年が過ぎ、少し皆さんの気持ちの中にも希薄になっているところがあるように見受けられます。このビジョンは県の構想ではありましたが、今後はこの中の一つでも実現化し、いざというときに備えてほしいと願います。

以上で大空港構想における町のビジョンのその後については終わります。

次は、2番目の不登校についてです。

それでは、2番目の不登校について質問します。

今や全国で20万人はいるという不登校。我々が育った時代は、夏はそうめん、冬はだご汁と夜の献立が大体決まっていた。時たまカレーや地鳥の入ったのっぺい汁があると、それだけで幸せを感じたものです。ですから、栄養不足で、冬になるとポケットティッシュも持っていませんので、袖口で鼻をすする、拭うわけです。でも、ここの席にいらっしゃる方でも、町長、議長、教育長、それぐらいか分からないと思います。それで、冬になると鼻をすすりますので、袖口が青ばながついて、かっぱかっぱするわけですね。そのかっぱかっぱになったまま登校してくる子どもたちがたくさんいました。しかし、誰もそれを嫌がったり仲間外れにする

ことはありませんでした。誰もが未来にある幸せに向かって一生懸命生きていたように思います。学校に行くということは、学びに行くということよりも、先生や友達に会える喜びと一緒に何かをしたいというわくわく感でした。

それが、最近は学校に行きたくない、また行けないという不登校の児童・生徒が年々増加しています。

そこで質問です。

現在町における不登校の数はどれくらいいるのでしょうか、お答えください。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（平木元宏君） 失礼いたします。御質問にお答えします。

不登校について文科省は、年度間に連続または断続して30日以上欠席した児童・生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にある者、ただし、病気や経済的理由によるものを除く、と定義しております。

令和2年度の全国の小・中学校における不登校児童・生徒数と割合は、小学生が6万3,350人、割合にして1.0%、中学生が13万2,777人、4.09%となっており、過去8年連続で増加し、過去最多となっております。

議員お尋ねの菊陽町の小・中学校における令和2年度の不登校児童・生徒数と割合は、小学生が15人、割合にして0.49%、中学生が26人、1.88%となっており、全国平均に比べると低いものの、小・中学生ともに増加傾向がございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 那須真理子さん。

○6番（那須真理子君） そうしますと、今の数字を聞きましたら、やはり中学生のほうが小学生より多いということになるわけですね。分かりました。ありがとうございます。

びっくりしました。そんなにたくさん子どもたちが不登校なんですね。確かに子どもたちを取り巻く環境は私たちの時代とは雲泥の差がありますし、吸収する学問の量も随分違うと思います。しかし、年齢による心の発達は今も昔もそう変わらないような感じがします。ただ、別の側面から見れば、昔の人のほうが周りの環境が厳しかったり、寿命が今より短かった分、早く精神が成長していたようにも感じます。この質問をするに当たり、どうしてだろうと考えてみました。

肉体と精神のバランスが取れないのか、急激に進む世の中の流れにストレスをためているのか、親も子もスマホに一生懸命で親子の絆が不十分なのかなど、考えれば考えるほど大きな壁が立ちはだかります。

そこで質問です。

年々増える不登校の子どもたちの背景に何があると考えられるかお答えください。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（平木元宏君） 御質問にお答えします。

全国の小・中学校における主な不登校の要因につきましては、小学校では無気力・不安が46.3%で最も多く、次いで親子の関わり方が14.6%、生活リズムの乱れが14.0%となっております。また、中学校におきましては、小学校同様に無気力・不安が47.1%と最も多く、次いでいじめを除く友人関係をめぐる問題が12.5%、生活リズムの乱れが11.0%となっております。

なお、本町の小・中学校における主な不登校の要因につきましても、全国と同様の傾向にあり、小・中学生ともに学習に対する無気力や対人関係に関する不安、これが最も多く、次いでゲーム依存やスマホ依存も含めました生活リズムの乱れとそれに伴う体調不良となっております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 那須眞理子さん。

○6番（那須眞理子君） 今話を聞きまして、本当に大変な世の中になったなとつくづく昔を感じております。これは、子どもだけの問題ではなく、社会全体につながる大きな問題として考えるべきだと感じました。そして、不登校の子どもの中でも千差万別で、学びたい子、遊びたい子、部活だけでもしたい子、いろいろ求めているものが違うのかもしれない。ということは、支援も、ただ学習させるということだけではなく、多岐にわたって支援し、そこから少しずつでも周りに溶け込む糸口が見つければいいのかなと思いました。

それでは、現在不登校の子どもたちにどのような支援がなされているのかお答えください。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（平木元宏君） 御質問にお答えします。

本町では児童・生徒が安心して過ごせるための魅力ある学校づくりを目指すとともに、不登校児童・生徒への支援として具体的に大きく3つの取組を行っております。

まず1つ目に、適応指導教室であるすぎなみ教室及び中学校の心の相談室での支援体制の整備を図っております。

すぎなみ教室には、主任教育相談員1名と教育相談員3名の計4名を配置し、菊陽中学校区の児童・生徒は菊陽町中央公民館で、武蔵ヶ丘中学校区の児童・生徒は武蔵ヶ丘コミュニティーセンターで不登校児童・生徒を支援しております。

また、2つの中学校には心の教室相談員をそれぞれに1名ずつ配置し、学校施設内に設けられた心の相談室で、教室へ入れない生徒の支援を行っております。

2つ目に、昨年11月に子ども総合相談室が開設され、教育と福祉の連携強化を図っております。

教育委員会では、スクールソーシャルワーカーを3名、スクールカウンセラーを1名配置しており、県による菊池教育事務所配置のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーも活用しながらケース会議を開催するなど、不登校児童・生徒への支援を行っております。

子ども総合相談室開設後は、2月14日現在で70件の相談があっており、そのうち10件が不登

校に関する相談があつています。臨床心理士や精神保健福祉士といった専門職がそれぞれの相談をワンストップで受け付け、継続的な支援が必要な相談につきましては、学校と連携し、共同で支援を行っております。また、来年度からは療育相談員を2名配置し、小・中学校への巡回支援もスタートさせる予定でございます。

3つ目に、「陽光とかがやく みらっ子 マップ」を作成し、家庭と連携した基本的な生活習慣の確立を目指しております。

先ほど申し上げましたように、全国でも本町でも不登校の大きな要因に生活リズムの乱れが上げられます。そこで、本町では、菊陽町幼・保・小・中連携協議会が中心となり、ゼロ歳から15歳までの発達段階に応じた子育ての要点を示した子育てマップを作成いたしました。

今後は、広報きくよう4月号で町民の皆様へお知らせするとともに、来年度5月までには各小・中学校及び町内の幼稚園、認定こども園、保育園を通じて各家庭に配布する予定でございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 那須真理子さん。

○6番（那須真理子君） 今支援員の先生方はいろいろスクールソーシャルワーカーとか心理相談員ですか、人数をお伝え願いましたけれども、果たしてそれだけの人数で今から増える不登校の子どもさんに対応ができるものでしょうか。どうですか。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（平木元宏君） 先ほど人数のほうを申し上げましたが、これは増加傾向にございますので、今後増えないように学校と連携して取り組んでいきたいとは思いますが、全国の状況を見ますと増加傾向に歯止めがかかっておりません。そのことも踏まえながら増員も検討していきたいとは思いますが、現時点では今の人数で精いっぱいに対応をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（上田茂政君） 那須真理子さん。

○6番（那須真理子君） ありがとうございます。それぞれの立場で一生懸命支援されているのがよく分かりました。

今回の質問に当たり、支援の一つである武蔵ヶ丘コミュニティーセンター内に設置されていますすぎなみ教室を見学させていただきました。正式名称は適応指導教室といいます。そこでその教室を利用している数人の子どもさんに会うことができました。二言、三言ではありましたが、言葉を交わしましたが、ああ、普通の子どもさんだなという感じでした。1人の子は、午後の6時間目から学校に入るらしく、その前に教室に立ち寄り指導員の先生と談笑して校庭のほうへ立ち去りました。それを見た私は、あと一時間くらいなら家にいたほうがいいのかと思いましたが、違うんですね。その子にはその子の6時間目から入る目的、考えがあつての行動だと指導員の先生から聞きました。そのように子ども一人一人が自分の思いで自分のスタイルに合った時間帯でこれらの教室を利用し、ワンクッション置いて社会に入っていく

のがよく分かりました。

そこで質問です。

これら2教室の現在の状況、そして今後の在り方をお答えください。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（平木元宏君） 御質問にお答えします。

先ほども申し上げましたが、すぎなみ教室に教員免許を持った会計年度任用職員を4名配置し、2か所の教室に利用状況に応じて勤務していただいております。

現在の利用者数は、菊陽中学校区が中学生6名、小学生1名の計7名、武蔵ヶ丘中学校区が中学生10名、小学生2名の計12名となっております。

主な活動内容としましては、悩み事などへの教育相談、ドリルやタブレットを使った学習支援、軽スポーツなどの体験活動といった児童・生徒への支援に加え、適宜保護者との面談も行っております。

なお、それぞれの児童・生徒が在籍する学校へは、個別支援カードを用いまして、児童・生徒の活動の様子を共有するとともに、定期的なケース会議を通して関係機関との連携を図っております。

今後は、各学校の先生方ができるだけ多くすぎなみ教室を訪問し、相談員との連携をさらに深めるとともに、すぎなみ教室における不登校児童・生徒の学力保障と学校復帰を支援する役割の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 那須真理子さん。

○6番（那須真理子君） 今の御答弁を聞いて改めて思いましたが、やはりそれぞれの先生が連携することが一番必要じゃなかろうかと思えます。そうすることによって一人一人を全部が把握できるということになりますので、ぜひ今後もその点でよろしく願いいたします。

この問題は本当に難しいと思えます。なぜなら、一人一人の子ども達の心の中に入っていかなければならないからです。これまで以上の支援の在り方、そして充実が、これからの不登校の子どもたちに大きく跳ね返ってくると思われまます。

そこで、支援の充実の一つとして備品があると思われまます。現在は教室において何か問題が生じたりお尋ねの際は、午後5時30分までは学校のほうへつながりますが、それ以降は教育委員会への連絡となるそうです。これは、働き方改革だと聞いています。そのようなとき、現在は武蔵ヶ丘コミュニティーセンター内のすぎなみ教室には専用の固定電話もしくはスマホはなく、施設の電話を借用して連絡するということでした。

これらの施設は、皆さんも御存じのとおり、住民のためにつくられたものですから、いろんな人たちが出入りします。ということは、連絡の内容によってはちゅうちょされるような内容があるのではないかと想像します。ですから、このような教室には、専用の固定電話もしくはスマホが必要ではないでしょうか。それに伴い、大事な情報の流出を防ぐためにも、文章とし

で残るコピー機は専用のものが必要と考えます。

そこで質問です。

これらの備品を即刻導入していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（上田茂政君） 教育長。

○教育長（上川幸俊君） お答えいたします。

まず、議員御質問の児童・生徒の不登校の問題というのは、これは学校教育の重大な課題の一つだというふうにしっかりと認識をしております。今後ともこれは家庭支援も念頭に入れながら、福祉と一体となって支援を続けてまいりたいというふうに思います。

すぎなみ教室につきましては、これは教育委員会が行う不登校対策の要だというふうに思っております。そこで、昨年度からは相談員を1名増員をいたしまして、コーディネーターとしての役割を果たしていただいております。今後ともこのすぎなみ教室の機能の強化については取り組んでまいりたいというふうに思います。

お尋ねの専用の電話とコピー機につきましては、これは菊陽中学校区のすぎなみ教室には2つとも整備をいたしておりますけれども、武蔵ヶ丘中学校区ではコミュニティーセンターの電話や印刷機をお借りしておるといような状況にありまして、これは保護者からの御相談でありますとか、あるいは子どもたちの学習課題の印刷など大変不自由しておるといような報告を受けております。そこで、早速専用の固定電話とコピー機の設置については、急ぎ進めてまいりたいというふうに思います。ありがとうございます。

○議長（上田茂政君） 那須真理子さん。

○6番（那須真理子君） 教育長、ありがとうございました。

もうやっぱり専用のコピー機と電話ぐらいいはないと、指導をされる先生方も大変だと思いました。

最初のほうで申し上げましたが、この問題は全国で起こっています。ということは、今の社会情勢が子どもたちに悪影響を及ぼし、このような状態をつくり出していると思われまます。つまり、学校、家庭、地域社会などにおいて人間関係に不審を抱き、ほかの幾つもの理由が絡み合ってストレスを蓄積させ、前に進むのが怖いのかもかもしれません。怖いのであれば、それを少しでも取り除いてやらなければなりません。十把一からげのではなく、一人一人に寄り添ったきめ細かな支援が必要です。そのためには、支援するたくさんの人材が必要です。一人一人を見守り、安心感を与えられ、ともに寄り添えるような人材を一人でも多く確保して対応を行えば、少しは明るい兆しが見えてくるような気がします。

何はともあれ、みんなで手を差し伸べ、子どもたちに社会とのつながりの門を大きく広げて、いつでも入ってこられるようにしなければならないと今日の質問を通して切に思いました。そして、菊陽町の全ての子どもたちから明るく楽しい笑い声がどこからともなく聞こえるような町にしていきたいと心を新たにしました。ありがとうございました、不登校については以上です。

次は、最後の男女共同参画について質問に移ります。

○議長（上田茂政君） 那須真理子さん。

○6番（那須真理子君） それでは、最後の男女共同参画について質問します。

最近はこの男女共同参画という言葉を出しても、いい意味でも悪い意味でも反応が鈍くなったと感じています。いい意味で言えば、若い人を中心にこれは当たり前といった考えが浸透してきたものと思われます。悪い意味からすると、過去の生活によって蓄積された価値観や習慣、そして思い込みなどが心のどこかにくすぶり続ける潜在意識がある人でも、現代の風潮に合わせて分かったような言動を取る人が多くなったためかもしれません。

思い起こせば、私が昔々若かりし頃、嫁ぎ先の独特な男尊女卑の地域の中で疑問を感じ、どうにかしてこの毎日の生活を生きやすいものにしてしようと始めたのが男女共同参画の活動でした。その当時は、男女共同参画という言葉さえも知りませんでした。そして、よく言われたのが、おなごんくせにとか、男ば立てにゃんとか、婿どんが先たいとかという言葉でした。ましてや、年配の女性からもそのような声が出てきたことにとっても驚きました。

人というのは、学校教育、家庭教育、そして地域社会の慣習や風習などの時代の背景の中で人間性がつくられ、考え方も定着していくものだと実感しています。ですから、昨年夏に開催されました東京五輪・パラリンピック委員会の元会長の発言は、やっぱりあなたもかという思いでした。

そこで質問です。

町は平成28年、菊陽町男女共同参画条例を策定しました。あれから5年経過しましたが、昨今の男女共同参画についての町民の意識や認識をどう見ているかお答えください。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（矢野博則君） 御質問にお答えいたします。

町民の男女共同参画に関する意識につきましては、平成20年と平成30年に住民意識調査を実施しております。

この住民意識調査の主な結果を少し申し上げたいと思います。

まず、社会のいろいろな面において男女の地位は平等になっていると思いますかの問いに對しまして、家庭生活ではの問いに、平等であると答えた人は平成20年は28.2%、平成30年は33.9%となっています。次に、職場ではの問いに、平等であると答えた人が平成20年は22.7%、平成30年は25.9%となっています。また、法律や制度上ではの問いに、平等であると答えた人は平成20年は34.9%、平成30年は35.1%となっています。最後に、全体としての問いに、平等であると答えた人が平成20年は13.3%、平成30年は22.0%で、男性の方が優遇されている、またはどちらかといえば優遇されていると答えた人が平成20年は75.4%、平成30年は62.2%で、女性が優遇されている、またはどちらかといえば女性が優遇されていると答えた人が平成20年は4.2%、平成30年は2.6%となっています。

次に、男は仕事、女は家庭などと性別によって役割を固定する考え方についてどう思います



かの問いに、同感しない、またはどちらかといえば同感しないと答えた人は平成20年は53.0%、平成30年は65.9%となっており、同感する、またはどちらかといえば同感すると答えた人は平成20年は34.8%、平成30年は26.5%となっています。

このように意識調査の結果からは、10年間で男女共同参画に対する意識は全体的には高まっていると言えますが、年代による考え方の差、男女による考え方の差も見られます。

男女共同という意識は若い年代には浸透していると思われませんが、現実の社会生活においては古い習慣やしきたりが優先されてしまうという認識をお持ちの方が多いようです。また、男女間においては、男性の方が平等と考えている割合が高くなっている状況もあります。

御質問の町民の意識や認識についてですが、このような住民意識調査の結果から、男女共同参画についての意識の変化は見られますが、多くの方が社会の分野によってまだまだ男女共同参画社会が実現されていないという認識をお持ちのようです。

家庭、地域、職場など社会のあらゆる場面で対等のパートナーという意識を醸成するための取組を進めていくことが重要であると考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 那須真理子さん。

○6番（那須真理子君） 統計、アンケートからも、年々少しずつはよくなってきているという御答弁だったと思います。その点からも、毎年、毎年期待したいと思います。

この男女共同参画は、長い歴史の上につながれてきたものですから、とても難しいです。一挙手一投足にはいきません。元東京五輪・パラリンピック大会委員会会長は、軽い気持ちで言ったと答えられたみたいですが、この軽い気持ちというのがくせ者で、人間軽い気持ちで言った言葉ほど本音はないんですね。つまり、軽い気持ちということは、無意識の本音なんです。

言葉にアンコンシャスバイアスというのがあります。これは無意識の思い込みとか無意識の偏見と訳されていますが、まさにこれだと思えます。ですから、この人に限らず、今でも同じような意識の人がまだまだたくさんいると思えます。

また、社会のいろんな分野の中でもそのような傾向が見られます。近年ではある大学の入試において合格定数であるにもかかわらず女性を不合格にして、その分男性を水増しして合格させていたということもありました。理由は、女性は結婚したら辞める確率が高いからだと言います。これは言語道断です。なぜなら、辞めなければならない根本的な問題には触れずに、その後の結果論だけで決めつけるのは問題外です。そして、企業においては、男女間に同一労働同一賃金がいまだに改善されていないところがありますし、男性側から見れば長時間の仕事を強いられ、心身ともに疲れ果て、究極に達している人もいます。要するに、この男女共同参画は、まだまだ根が深く、問題が山積みで、水面下で起こっていることを少し早く水を取り去り、見える形にして、改善策を図る必要があると思います。

それでは、国や県はもちろんですが、我が町の今後の取組について考えをお答えください。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（矢野博則君） 御質問にお答えいたします。

町では、令和2年3月に第2期菊陽町男女共同参画計画を策定いたしました。この計画は、先ほど申しあげました住民意識調査の結果も踏まえて策定したところでございます。

この計画は、「一人ひとりの違いを認め合い パートナーシップで未来を創るまち きくよう」を基本理念としており、計画の基本目標に、1つ目に対等のパートナーという意識の醸成、2つ目に誰もが社会に参画できる環境整備、3つ目に誰もが自立し、能力を発揮できるまちづくり、4つ目にあらゆる暴力・ハラスメントの根絶を掲げ、そして10の主要施策と22の施策の方向を定めております。

この計画に基づき、町としての取組を進めているところでありますが、特に重要なことは、町民の皆さんの男女共同参画に対する意識を高めていくことではないかと思っております。男女共同参画社会についての理解を深めていただけるようしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

具体的には、菊陽町男女共同参画「さんさんの会」と連携して開催しておりますよかつれフェスタ、川柳とフォトのコンテストといったイベントの開催など、これまでの取組を継続しながら、新たな啓発活動の実施も検討してまいりたいと思っております。

また、附属機関である菊陽町男女共同参画審議会において、第2期計画の進捗状況等を定期的に報告し、御意見等をいただきながら企画を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 那須真理子さん。

○6番（那須真理子君） 矢野課長を中心にしっかり頑張ってくださいますようによろしくお願ひします。

それでは、これは直接、男女共同参画ということまでは言えないかもしれませんが、教育の現場ではどうでしょうか。この問題の根本は人権です。人権とは、人間が人間らしく生きる権利です。そして、これは老若男女問わず全ての人に当てはまる問題です。人権とは、自分と他人との差を認め、受け入れることだと言われております。初めのほうで申しあげましたが、小さいときに構築された価値観は大人になってもそう変わりません。つまり、偏見を持ったまま大人になってしまうのです。ですから、学校教育、家庭教育はとても重要になってきます。

それでは、現在学校教育現場ではどのような教育がなされているのでしょうか、お答えください。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（平木元宏君） 御質問にお答えします。

男女共同参画につきましては、小学校5年生及び6年生の家庭科で、家庭には家庭生活を支える仕事があり、互いに協力し分担する必要があることを学び、道徳や特別活動で、異性のよさを見つけ、違いを尊重しながら人間関係を築いていくことを学んでおります。中学校では、

技術家庭科や道徳等で、小学校での学びをより一層深めるとともに、3年生の社会科で、1985年に制定されました男女雇用機会均等法や1999年に制定されました男女共同参画社会基本法についての学習も行われております。

また、各学校では、日常の教育活動の中で男女平等についての人権教育を行っており、具体的には男女ともに、さんづけでの名前の呼称や男女混合名簿などといった取組も行われております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 那須真理子さん。

○6番（那須真理子君） 先生に質問したいんですけども、今男女平等とおっしゃいましたよね。そうしますと、男の人は平等だから俺ができることはおまえもしろというふうな感じで言います。例えば石を持ったりそういうことをするときにはです。そういう、これは平等だという人たちがいますけれども、これについてはどうですか。学校内でもやっぱり男の人、女子学生、男の人もいますけれども、そういうときにおいて、やっぱりそれは平等としてすべきだと思われませんか。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（平木元宏君） 御質問にお答えします。

男女平等と申し上げましたが、これは何も全て同じことをしなさいということではございませんで、男性、女性それぞれの特徴、それぞれの違いを尊重しながら助け合っていくということだと考えております。今男性、女性と申し上げましたが、現在はいろんな男性、女性に限らない性差もございますので、そのことも含めまして違いを尊重する、そして協力をするというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 那須真理子さん。

○6番（那須真理子君） ありがとうございます。

それが一番肝腎だと思います。これは、男、女、生まれ持って全く違った生き物ですので、もう男女平等と言われても、やっぱり違ってくるんです。考え方、それから生き方、いろんなもので。人間には右脳と左脳がありますけれども、右脳と左脳の間には脳梁というのがあります。この脳梁の管の太さが男と女は違います。この太さの違いによって、男も女も生まれておぎゃあと言うたときから全然違う生き物として生きてくるわけです。ですから、その点を肉体的な違いをちゃんと知った上で、男女共同参画を進めていかなきゃならないと私は思っていますので、そういうことでよろしく願います。ありがとうございます。

真っ白で純粋な子どもの心を大人社会の間違った偏見や差別で真っ黒に染めることは阻止しなければなりません。なぜなら、それは次の世代へと受け継がれてしまうおそれがあり、その分また長い年月をかけて修正していかなければならないからです。ぜひ力を注いで取り組んでいただきますようお願いいたします。

私が活動を始めた四十数年前までは、男性と女性の間にある差別が一番の焦点でした。しかし、今は全ての人々の人権に関わる大きなテーマになってきました。そして、昨今の急激に進む社会情勢の変化を受け止めるには、この問題はちゅうちょしてはいられません。喫緊の課題です。なぜなら、これは全ての人々の生活に関わってくるからです。これまで以上に視野を広げ、問題意識を持たないと行き詰まってしまう気がしています。行政のリーダーシップの下、自分と他人との差を認め、尊重し合い、受け入れられる菊陽町でありたいと思います。そのために、微力ではありますが、これからも私も自分らしく活動を続けていきたいと思っています。

質問に際しましては、一生懸命御答弁された皆様、本当にありがとうございました。全ての質問をこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（上田茂政君） 那須真理子さんの一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後 1 時 53 分

再開 午後 2 時 3 分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 皆様こんにちは。議員番号2番矢野厚子です。

3月を迎え、少しはコロナも収まるかと期待しましたが、期待は見事に裏切られ、さらに世界ではウクライナ情勢の緊迫が燃料や食料品の値上がりに影響を及ぼし、春は遠くにあります。一日も早くコロナの収束とウクライナに平和が戻ることを祈りつつ、今回の一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、TSMCの進出により変化していく菊陽の未来像を考えて、今私たちが考えて準備すべきことを中心に質問したいと思います。

質問事項は、1番、第6期菊陽町総合計画の学校教育の充実について、2番、第6期菊陽町総合計画の工業の振興について、3番、第6期菊陽町総合計画の広域連携などの推進についてを行います。

質問は質問席で行います。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 1番の第6期菊陽町総合計画の学校教育の充実についてお尋ねします。

1番の学校教育充実の主要施策1、子どもたちの「生きる力」を育む教育の充実とありますが、その中の1番、企業や大学等と連携したプログラミング教育やキャリア教育の推進とありますが、どの企業、どの大学など具体的に動いているかをお尋ねします。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（平木元宏君） 御質問にお答えします。

まず、プログラミング教育につきましては、平成29年度に公示された学習指導要領の改訂により、小学校は令和2年度から、中学校は令和3年度から必修化されております。

本町では、令和元年度に町内の小学6年生が熊本県立技術短期大学校を訪問し、プログラミングの講習を受けております。また、令和2年度には株式会社インテルの協力の下、町内の教職員を対象としたプログラミング教育に関するワークショップを開催したり、プレイステーションを開発したソニー・インタラクティブエンタテインメントによるプログラミング教材であるキューブ型ロボット「トイオ」を全小学校に整備し、本町の立地企業であるソニーセミコンダクタ熊本テクノロジーセンターと連携したプログラミング教室、トイオワークショップを今年度まで毎年定期的に開催しております。

次に、キャリア教育につきましては、中学校において日本航空やニュースカイホテルなどの約30の企業や事業所から講師をお招きし、望ましい勤労観や職業観の育成を目的とした校内ハローワークを実施しております。

なお、大学との連携につきましては、平成22年にルーテル学院大学と連携協定を、平成27年に尚絅大学と、平成28年熊本県立技術短期大学校と包括連携協定を結び、キャリア教育や英語教育の充実に資しております。

今後も引き続き企業や大学等との連携を深め、プログラミング教育やキャリア教育をさらに推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 数々の企業や大学と具体的に連携を取られているという回答で、この教育の成果というか、そういうものはどういうふうに検査するとか、見ていくのでしょうか。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（平木元宏君） 御質問にお答えします。

現在プログラミング教育、キャリア教育の成果の検証ということでは具体的な数値とはなっておりませんが、一つの指標としましては、現在情報教育にとっても力を入れておまして、本年度、町内8つの小・中学校全てが情報教育の優良校の認定をされております。これは、そのプログラミング教育もその一役を買っているのではないかというふうには感じております。

また、キャリア教育の推進につきましては、現在中学校卒業後、ちょうど先日卒業式があったばかりですが、両校長からそれぞれ子どもたちが自分の進路に向けてしっかりと話し合い、そして胸を張ってここを巣立っていったというふうには伺っております。全ての子どもたちが、町と母校に誇りを持って今後も活躍してくれるものと確信しております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 本当に具体的な成果が見えてるということで、私たちもその将来を託すの

に安心してできるのではないかというふうに感じました。

それでは、2番の英語教育の一層の充実とありますが、具体的にはどのような教育を行うのかお尋ねします。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（平木元宏君） 御質問にお答えします。

英語教育の充実に向けての具体的な取組を3つ御説明申し上げます。

まず1つ目に、本町では英語検定試験の受験料を補助しており、昨年度までの中学3年生に加え、今年度から中学2年生と小学6年生も無料で英検を受検できるようにしました。

なお、本年度の中学3年生までの英検3級以上の取得率は菊陽町では48.4%と、熊本県の令和5年度までの目標値である40.0%を既に大きく上回っております。

また、中学校では1、2年生を対象に実施されます県の学力調査の結果でも、本町の英語の平均正答率は県の平均正答率と比べて中学1年生でプラス2.9ポイント、2年生でプラス6.9ポイント高いという好成績を残しております。

2つ目に、昭和63年から毎年、外国語指導助手、略称ALTを町内に2名配置しており、現在は2つの中学校を拠点に小学校や町立保育園も巡回しながら、外国語の指導を行っております。

各学校や保育園からは、英語や外国文化に関する子どもの興味・関心が高まっているや、様々なアイデアで子どもを引きつける授業をしてくれて助かっているなどといった声が寄せられております。今後もこの取組を一層充実させてまいります。

3つ目に、中学生の海外派遣事業を実施しております。

毎年、中学生を対象にオーストラリアのバックスマーシュ・グラマー校での生徒との交流やホームステイを経験することで国際理解を深め、グローバル人材の育成を図っております。しかし、コロナ禍により昨年度から2年間、残念ながら本事業が実施できておりません。来年度はオンラインでの交流も視野に入れて実施方法を検討しているところでございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 中学校の子どもたちの英語のレベルが県の平均よりも高いことを聞きまして、本当に菊陽の未来が明るいのかなというふうに感じました。ただ英検3級以上の取得率の目標値、県より高い55%と設定されています。子どもたちは通常の英語の授業の中で、ALTの方とかもいらっしゃいますけど、学校だけの勉強の中でその英検の受検対策をしているのか、それとも個人的に英会話スクール、語学スクールのようなところで学習して検定試験を受けている子が多いのか、その辺はどうなっているんでしょうか。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（平木元宏君） 御質問にお答えします。

現在英検の3級以上の取得率は、先ほど申し上げましたように県と比べましても好成績を残

しております。この力をどこでつけているのかということでの御質問かと思いますが、基本的には英語の授業を中心に放課後の時間等も活用しまして希望者には個別の英検対策の学習も進めております。

なお、今議員がおっしゃいました学校外での学習の場、学びの場につきましては調査を行っておりませんので、英検3級以上を取得した子どものうち何人の子どもが学校外でそういった学びをしているのかということについてはお答えすることができません。

よろしく申し上げます。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 英検3級以上の取得者がどのような形で学習しているかについては調査がまだされていないということなんですけれども、今、町の主催講座とかいろんな形の中でも子どもたちの、もう保育園のときから英語を習ってる子どもたちってたくさんいるんですよね。ただ一方では、親の経済的な余裕がなくて、そういう学習する機会がなく、英語が逆に勉強してる子たちに比べると劣ってるということで、その英語に対する学習意欲に対するその遅れとかいろんなことを気にして、英検3級そのものを受けることすらちゅうちょする子どももいるのではないかとちょっと心配をしております。今後、受検者が学校以外で勉強してるかということ調査されると同時に、子どもたちの家族、家庭環境で平等な学習ができるような環境づくり、放課後に希望者にはちゃんとしてるとおっしゃってるんですけど、今子どもたちが家のこともしなきゃいけないという子どもたちがたくさんいるという話も聞いております。なので、その辺もフォローしていただければと思います。

○議長（上田茂政君） 教育長。

○教育長（上川幸俊君） 英語教育の充実についてのお尋ねでございます。

T SMCの進出もございますけれども、まさにグローバルな社会が菊陽町にも押し寄せてきているということで、またデジタル社会の進展に伴ってその世界では英語が公用語というふうにも言われておりまして、英語教育の充実は必須だろうというふうに考えております。

どこで子どもたちが力をつけるのかということでございますが、学校教育の中で一番大切なことは、子どもたちがその英語に対する学習意欲、モチベーションをしっかりと高めてくれること、これが一番大切だというふうに思っています。その点、町のほうで予算を通していただきまして、議会のほうでも、子どもたちに無料の英検受検の機会を与えていただきました。全ての子どもがこの機会を得ることが出来たというふうに思ってます。

4年前は10%に満たなかった英検の取得率が、この三、四年で40%を大きく超えるところまで来ております。これはひとえに、子どもたちの学習意欲の高まりと、その子どもたちの学習意欲に必死になって応えようとしている学校の教職員の力だというふうに信じております。

過去の英検の問題等を子どもと一緒に説きながら、放課後の時間を使って懸命に指導している教師の姿がございます。どうぞ御理解をいただきたいというふうに思います。

また、子どもたちが民間のいろんな教育機会の中で自分の英語力を伸ばしていこうというふ

うに考えてくれることは大いに結構なことだと思いますし、ただ、どこで学んでいるかという調査を今後もする予定はございません。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） ちょっと私がどこで学んでいるかという表現もあったんですけど、学校以外でお金を出してわざわざ習っているのかという状況だけは分かってもらえるのかなということとで質問の中に入れさせていただきました。

もう次に、3番に移らせていただきます。

新聞の報道では、今回のTSMC、JASMの進出に伴い、台湾から約3割の技術者が来ると書かれています。また、関係者の話では、家族を日本に連れてくる場合、子どもたちのレベルの高い学習環境が必要なので、家族は福岡に住ませ、本人のみ熊本に居住するという声があります。

今後、関連企業を含め海外からの従業員が増えた場合を考え、将来の町の在り方も考えて、私立のインターナショナルスクールの誘致について検討する考えはないかをお尋ねします。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（平木元宏君） 御質問にお答えします。

インターナショナルスクールとは、主に外国人子弟を対象にその所在する国や地域の教育システムに基づいて就学前、初等、中等教育を行う学校のことであり、インターナショナルスクールの中には、学校教育法第1条に規定されている学校、いわゆる小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等として認められたものもございますが、多くは学校教育法第134条に規定されております各種学校とされております。

また、学校教育法第17条には、学齢児童・生徒の保護者に係る就学義務について規定されておりますが、保護者が日本国籍を有する子どもを一般のインターナショナルスクールに就学させたとしても、法律で規定された就学義務を履行したことにはなりません。

なお、議員お話がありました外国籍の子どもの保護者に日本の公立小・中学校への就学義務はございませんが、希望があれば居住地の公立学校で受け入れる必要がございます。

また、TSMCの事業展開に伴う海外からの技術者の子どもを対象としたインターナショナルスクールの必要性に関しましては、当事者の希望などの情報収集を迅速に図り、県と連携しながら今後の対応を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 一応熊本には帯山に小学生を対象としたインターナショナルスクールがあると聞いております。そこでは小学校の授業を、生徒は日本人の子どもも多いんだと思いますが、小学校の教育を受けたと認定されるというふうに話をちょっと聞いているんですけども、その学校は新しいグローバルな世界でたくましく生きる力をつける教育というのを目指していて、より高いレベルを求める保護者には注目されているということでした。



近隣の自治体もインターナショナルスクールについていろいろと動きもあるような話も聞かれています。地元が近隣に越されることがないように、早めの検討を、1年、2年、あつという間に過ぎていきますので、今すぐにはもちろん無理ですけれども、長い目で見て考えていただければと思います。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 2番の同じく主要施策3、学校教育施設・設備の環境整備とあります。

今後予想される児童・生徒の増加に対応する計画的な環境整備を進めるとありますが、年々増加する人口に対して何年後までを想定し、どのように計画、準備していくのかお尋ねします。

○議長（上田茂政君） 施設整備課長。

○施設整備課長（荒牧栄治君） 御質問にお答えします。

児童・生徒数の将来予測につきましては、毎年5月1日現在の住民基本台帳を基に、新たな宅地開発による新築戸数、世帯向けの集合住宅の新築戸数などによる転入を見込んで、児童・生徒数の推移について試算を行っております。

小学校では、生後6歳までの就学前の人口構成を基に、6年先までの児童数を想定しており、中学校では、さらに小学6年生までの人口構成を加え、12年先までの生徒数を想定しております。

計画的な環境整備としましては、令和2年3月に策定した菊陽町学校施設の長寿命化計画に基づき、施設整備の優先順位づけと実施計画を作成しております。

その計画では、事業量及び事業費の平準化を図るため、敷地拡張・増築を行う学校と長寿命化を行う学校にグループ分けを行い、おおむね10年間の詳細計画を定めておりますが、児童・生徒数の増加に対応するため、まずは敷地拡張や校舎の増築を優先して行っております。

今後、宅地開発の動向と児童・生徒数の推移を注視するとともに、関係課と連携し、情報収集、共有しながら計画的に環境整備を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 以前教育長とお話をさせていただいたときに、菊陽町のように毎年毎年学校建設の予算が組まれる自治体はないとおっしゃいました。少子化が進み、学校統合が多い中、子どもたちが増えることはうれしく、ありがたいことです。しかし、建設費の増加のために町の負担が大きいことも事実です。

そこで、2番の私立校の誘致です。

私立では子どもの能力に合わせた授業が可能となる。町立の中学校ではどのクラスも均一の授業にならざるを得ない。私立の中高一貫校の誘致を検討する考えはないかお尋ねします。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（平木元宏君） 御質問にお答えします。

現在、町内2つの中学校では、少人数授業や個別の補充学習等を取り入れ、習熟度に応じた個別最適な学びに力を入れております。

その成果が県の学力調査の結果にも表れており、町の平均正答率は全国や県の平均正答率を大きく上回っております。

私立の中高一貫校につきましては、熊本市を中心に通学可能な学校が8校ございます。また、過去5年間の私立中学校への進学者数は、約500人の卒業生がいる中で20人前後であり、県下全域から生徒を募集する私立の中高一貫校を町内に積極的に誘致する状況にはないと考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 近隣の大津町、菊池市には公立高校がありますが、既に定員割れが起きています。今年の後期の志願倍率を見てみると、大津高は0.76、これは体育科の活躍で昨年の0.54から上昇、菊池は0.42、就職率のよい翔陽高校は1.09です。

昨年の12月県議会の一般質問で地元の中村県議が、定員割れしている高校の救済策として中高一貫校に変更し、生徒のレベルアップの成果が出ているという発言をされていました。

今、熊本県は、マイスター・ハイスクール事業を昨年からはじめています。「くまもとからはじまる産業人材育成エコシステム」というタイトルがつけられています。

現在、熊本の高校生の多数が県外に就職し、県外の大学に進学した子どもたちもそのまま都会で就職し、熊本県の人口は年々減少しています。企業誘致を頑張って熊本に企業が進出しても、企業が求める人材を提供できていない現状があり、その現状を改善するために育成すべき人材像の育成に必要な学科や年限の改編も含めた教育課程の刷新の方向性を検討、決定するとしています。

今、地元の菊陽の子どもたちの未来を考えたとき、地元で優良な企業が次々と進出しても、将来果たして何人の地元菊陽の子どもたちが採用されるのでしょうか。今回のTSMC、JASAMの雇用は地元からという表現になっていますが、熊本県内または九州内を指すと考えられます。

先日、このマイスターハイスクール事業の中心に関わっている方とお話をする機会がありました。その中で、英語の語学力はもちろん、正確な日本語、意思を正確に伝えるコミュニケーション能力などを伺いました。ただ知識を習得するのではなく、実際に展開していく能力は、通常の授業だけでは国際力の必要なこれからの企業の求める水準には厳しいものがあるなどでした。

能力の高い子どもたちには早くにその能力に応じた授業を受けることが可能となる私立の中高一貫校の誘致をし、この菊陽の地元からたくさんの人材を輩出できるようにすることを強く提案させていただきます。

次のもう2番の第6期菊陽町総合計画の工業の振興についてお尋ねします。

基本方針に、雇用の場を確保するために県や関係機関と連携して企業の誘致を進めます、企業のニーズに対応するために新たな工業団地の整備に取り組みますとありますが、T S M C、J A S Mの雇用についてどのように予想されていますか。

○議長（上田茂政君） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君） 今いただきました御質問についてお答えさせていただきます。

一部報道にもあっておりますが、第二原水工業団地におけるJ A S Mの工場立地により約1,700人の雇用が見込まれており、そのうちT S M C本体から300人、ソニーグループから200人の合計500人がJ A S Mに勤務されると想定しています。

そのため全体のうち約1,200人は新規雇用となりますので、現在お住まいの町民の方からの雇用もあれば、町外の方で雇用され、その後転入により町内に居住される方など様々な形で町民の雇用が促進されると考えております。

以上となります。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 先ほどの中高一貫校の誘致でもお話ししたように、地元には企業が求めるレベルの人材が少ないと思われます。県内でも熊大が研究センターを設置し、5年後に100人を目指すとしています。現在の状況では、県外、国外からの雇用が多数だと予想されます。

また、近隣の市町に住居を求める方が多くならないように、町外から来られる方が求める住みたいと思うまちづくりが早急に必要だと考えています。

次に行きます。

前の質問でも聞いたように、大きな企業の求める人材を現在の町内に多く求めることは困難だと思われるので、企業誘致が町民の働く場所として連動できているかということをお尋ねします。

○議長（上田茂政君） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君） それでは、御質問についてお答えいたします。

企業誘致の大きな目的の一つは、雇用の場の確保であり、企業を誘致することにより町民の皆様が働く場所の提供につながっていると考えております。

企業への聞き取りや交通関係のアンケート結果からは、セミコン周辺企業の従業員の方のうち約30%が菊陽町内に居住されていると推計しています。セミコン周辺で約1万人の従業員の方が働かれていると想定しており、計算いたしますとそのうち約3,000の方が町民の方ということになります。

これまでの誘致企業の状況から、企業が立地した直後は15%程度の方が本町にお住まいいただいと想定しています。その後、誘致企業で勤められていて町外に居住されていた方が徐々に町に転入されている場合も多いようです。

セミコン以外の地域にも富士フィルムさんをはじめ多くの誘致企業に立地いただいとおり、さらに誘致企業と取引されている事業所や従業員の方の経済活動によるサービス業等の雇用も

合わせると、企業誘致は幅広く町民の雇用に効果があると考えております。

以上となります。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 本当にその大企業と関連する関連企業の存在や進出がより多数の雇用につながると思います。地元の商工会ともしっかりと懇談して、現在の地元の企業が大手の企業の業務の一部にでも絡んでいくことが地元の企業の育成発展につながります。

県内の商工会、法人会の会員数は減少する傾向がある中で、地元の法人会、商工会の会員数は僅かながらも増加していると聞いています。しっかりと地元の商工会、法人会と情報交換を行ってほしいと願っています。

続いて、3番に行かせていただきます。

町内には高校はなく、多数の生徒は熊本市、大津町に通っているのが現状です。

中学校では、先ほどもお話があったように、時々社会人を招き、具体的な仕事の内容、話を聞くことによって自分の将来の夢を描くきっかけにされています。

高校生向けの地域企業のPRの実施というふうにあります。具体的にはどのように行うのでしょうか。

○議長（上田茂政君） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君） それでは、御質問についてお答えさせていただきます。

平成26年度に菊池市、合志市、大津町、菊陽町で菊池地域企業誘致推進プロジェクト協議会を設立しまして、さらにオブザーバーで熊本県も加わっていただき、企業誘致に関する広域事業を展開しております。

その協議会で平成28年度より地域の高校生向けに菊池郡市内の企業のPR事業を実施しております。

具体的には、高校と企業のマッチング事業として、菊池郡市の高校生や就職担当の先生に集まってお話いただき、地元企業から会社の特徴や雇用内容を直接PRできるイベントの実施や高校生向けの地元企業紹介の冊子を作成しまして県内の高校に配布する事業を実施しています。

引き続き、近隣市町と連携しまして幅広い範囲で事業を行うことにより、高校生の皆さんに菊陽町にも素晴らしい企業はたくさんあることを知っていただくよい機会をつくることができていると考えております。

以上となります。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 高校生の場合は、各高校が卒業生を招いて実際の懇談が行われている高校はたくさんあると思います。先ほどもお話ししたマイスター・ハイスクールのモデル校である八代工業高校では、企業に協力を依頼し、バーチャルで作業を行ったり、実際に現地に実習に行ったりして、自分の未来像を具体的に体験させています。コロナ前に行われていた菊陽のすきなみフェスタでは、地元の企業が参加して物づくりの体験コーナーや企業の商品の紹介が行

われていました。

来年はいよいよ総合体育館が完成します。総合体育館の活用は運動だけではありません。その場所を利用したイベントで、中高生に対して商工会や法人会と協力して地元の企業の説明、体験会を行うこと提案しますが、いかがでしょうか。

○議長（上田茂政君） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君） 今いただきました御質問についてお答えさせていただきます。

今議会から御質問いただいたような内容は、先ほど私のほうから答弁させていただいた菊池郡市で協力してやっているイベントを総合体育館でできないかということ、その範囲を中学生に広げてはどうかというような御提案かと思います。先ほど申し上げた高校のイベントにつきましては、菊池市の体育館や合志市のヴィーブルや翔陽高校で行うとかといった、そういったところで行っております。そういったことを今後総合体育館で行っていくということは検討していきたいというふうに思っております。

また、対象を中学校に増やすということに関しましては、町の教育委員会と相談しまして進めていきたいと思っておりますし、中学生に対するイベントとしては、例えばソニーさんとかが半導体の内容を中学生の皆さんに説明する機会を設けたり、そういった形の社会貢献という形で企業様にお願いすることもできるかと思っておりますので、そういったことは教育委員会と相談しまして検討してまいりたいというふうに考えております。

以上となります。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） ぜひ実現していただきたいと思えます。

では、4番の今回予想外のTSMCという世界的な企業が進出し、土地の買収、整地に大慌てで、周辺環境整備もいまだ途中です。新聞には連日のように熊本県内にTSMCにつながる企業が進出予定という記事が掲載されています。

工場に近い地元の土地が一番求められていると考えます。関連企業が進出を打診していると思いますが、新たな工業団地の整備についてどのように考えてらっしゃいますか。午前中も廣瀬議員の質問に答えられとると思えますが、お願いします。

○議長（上田茂政君） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君） では、ただいまの御質問についてお答えさせていただきます。

先ほど今議員がおっしゃったように、本日の廣瀬議員の御質問でも町長が答弁いたしました。JASMの工場立地をはじめとする半導体関連企業の進出は、大変期待されております。

御質問の新たな工業団地の整備につきましては、その半導体関連企業の進出の可能性も踏まえ、今後の経済状況などを見極めつつ、工業団地の必要性も十分認識しておりますので、今後しっかり検討してまいりたいと考えております。

以上となります。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 町長にお尋ねします。

町長自身が「くまもと経済」の2月号に、新しい工業団地の整備を明言されています。

町長の今期の任期は今年秋までで、半年しかありません。可能なら御自身が候補地選定を考えられるのか、次の後継者に託されるのかも伺いたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今は任期のあるうちは一生懸命やりますけど、あとの問題についてはまだ熟慮中ですので、そういう答えをしておきます。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 答えにくいことをお聞きしてすみません。

ぜひしっかりと新しい工業団地の構想を練り、地元にとって利益をもたらす企業の誘致ができるように検討をお願いしたいと思います。

3番目の主要施策3で、大学・企業などとの連携の中で、大学や民間企業などとの連携協定を進め、協定に基づく事業の実施に取り組むとありますが、現在防災計画の中で災害時の燃料提供、食料品の提供、避難場所の提供など数々ありますが、それ以外ではどのようなことが具体的にありますでしょうか。

○議長（上田茂政君） 総務部長。

○総務部長（板楠健次君） お答えをいたします。

第6期菊陽町総合計画前期基本計画の基本施策29、広域連携などの推進、主要施策3、大学・企業などとの連携では、施策の方向性として、大学や民間企業等との連携協定を進め、協定に基づく事業の実施に取り組むとしております。

具体的には県内の大学と包括連携協定を結び、総合計画、都市計画、地域福祉計画、教育大綱などの策定委員や農産物のPRなどまちづくりの様々な分野で高い専門性を生かし連携して事業の実施に取り組んでおります。

また、企業との連携では、応援協定に基づき災害時の物資提供や復旧活動、情報連携、福祉活動などについて26の企業と協定を結んでおります。

本町としましては、引き続き大学や企業との連携や交流を深め、町のにぎわい創出や町民の安全・安心な暮らしにつながるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 現在の世界情勢の中では、今まで気にもしなかった危険が私たちの周辺にも影響を及ぼすようになっていきます。

今回のTSMCという世界的な企業の進出は、先日トヨタで起きたサイバー攻撃も考えられ、役場が対象になる可能性がゼロではありません。エネルギーも、供給不足を補うために用水路を利用した発電などたくさんの方が考えられます。

菊陽町には現在高校はありませんが、狭い町内の中に県立技術短期大学、尚絅大学、そして

崇城大学の航空学部もあります。ぜひ町内多種多様な英知を募って、10年後、20年後の菊陽町の姿をつくり上げる連携推進を願って私の一般質問を終わります。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さんの一般質問を終わります。

これで本日の一般質問は終わります。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後2時48分

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

令和4年3月9日（水）再開

（ 第 4 日 ）

菊 陽 町 議 会



1. 議 事 日 程 (4日目)

(令和4年第1回菊陽町議会3月定例会)

令和4年3月9日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |         |     |        |
|-----|---------|-----|--------|
| 1番  | 廣瀬英二君   | 2番  | 矢野厚子君  |
| 3番  | 大久保輝君   | 4番  | 阪本俊浩君  |
| 5番  | 西本友春君   | 6番  | 那須真理子君 |
| 7番  | 佐々木理美子君 | 8番  | 中岡敏博君  |
| 9番  | 北山正樹君   | 10番 | 布田悟君   |
| 11番 | 坂本秀則君   | 12番 | 渡邊裕之君  |
| 13番 | 佐藤竜巳君   | 14番 | 甲斐榮治君  |
| 15番 | 岩下和高君   | 16番 | 小林久美子君 |
| 17番 | 福島知雄君   | 18番 | 上田茂政君  |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 東 桂一郎 君

書記 吉本香奈君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                    |       |                 |       |
|--------------------|-------|-----------------|-------|
| 町 長                | 後藤三雄君 | 副 町 長           | 吉野邦宏君 |
| 教 育 長              | 上川幸俊君 | 教 育 部 長         | 平木元宏君 |
| 総 務 部 長            | 板楠健次君 | 福祉生活部長兼<br>福祉課長 | 矢野信哉君 |
| 健康保険部長兼<br>健康・保険課長 | 古賀直之君 | 経済部長兼農政課長       | 山川和徳君 |
| 土木部長兼<br>都市計画課長    | 井芹渡君  | 総 務 課 長         | 矢野博則君 |
| 総合政策課長             | 吉本雅和君 | 財 政 課 長         | 澤田一臣君 |
| 税 務 課 長            | 村上健司君 | 商工振興課長          | 今村太郎君 |
| 建 設 課 長            | 矢野和幸君 | 施設整備課長          | 荒牧栄治君 |

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（上田茂政君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（上田茂政君） 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 皆さんおはようございます。議席番号14番甲斐榮治、一般質問を行います。

まず、2022年2月は悪い意味で忘れられない月になりました。れっきとした主権国家に対するむき出しの侵略が公然と行われてまいりました。想像だにできなかったことです。ウクライナ政府と国民に連帯するとともに、ロシア政府とプーチン大統領に対して満腔の怒りと抗議を表明するものであります。

それでは、一般質問に移させていただきます。

今回は5つの大項目を用意いたしました。1番目は、数回にわたって一般質問を重ねてきた項目であります。既に河川改修の事業が動き出しております。私も現場を何回か確認いたしましたけれども、これはもう今日は情報共有のための質問として、町からの報告を聞き放しとするということでありたいと思います。それから、5番目は、次回以降の課題として予告的な質問として設定をいたしました。これも町からの答えを聞き放しというふうなことで進めてまいりたいと思います。2、3、4が今回のメインの質問であります。30年、40年先の菊陽町に関わる質問であり、熊本県のエンジン部分をこの地域にどうつくり上げるかに関わる質問であります。従来から指摘してきましたように、鉄道による空港アクセス、鉄道計画と菊陽空港線の延伸事業はその発展の双璧をなすものであると考えます。さらに、TSMC、実際はJASMになりましたけれども、JASMの進出がこの発展要素にさらに規模と勢いを加えるものとなりました。過日、熊本日日新聞の宮下論説委員が新生面で指摘されたとおり、これらの事業や計画は、昭和55年以来進められてきた菊陽町政の遠大な見通しと実践の延長線上にあるものと考えます。私たちは、これを正しく引き継ぎ、発展させる使命を持つ者としての自覚が必要であると思います。そういう自覚の下に質問に移ります。

まず、1番目、白川河川改修について。町域における白川の河川改修事業の進捗状況はどうなっているか。また、今後の事業計画について町は把握しているか。よろしくお願いします。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） おはようございます。

それでは、御質問にお答えします。

県では現在、堆積した土砂の河川掘削工事を実施しておりますが、白川河川改修について

は、令和2年1月に策定された白川水系河川整備計画に基づき、昨年度から河川管理者である熊本県において、下流の熊本市から上流の大津町までの整備手順を検討されております。あわせて、菊陽町内の白川については、みらい大橋下流から津白橋上流までの約2.3キロメートル区間と、鼻ぐり大橋から空港大橋までの約2.6キロメートル区間の2か所で工事实施に向けた測量設計が進められております。近々、整備手順と、みらい大橋下流から津白橋上流までの約2.3キロメートル区間の工事实施に向けた設計内容について、説明会が実施される予定と聞いております。町としては、令和3年10月に熊本市、大津町と共に整備促進の要望で県庁に行ったところであり、皆様の安心・安全な暮らしが確保できるよう、今後も県と連携して整備促進に努めてまいります。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 河川改修というのは、前から申し上げておりますように、長大な計画を必要とします。それに従って進められるものというふうに確信をいたします。

それでは、2番目に移ります。

空港アクセス鉄道計画について。

1番目、熊本県における現在の検討状況を把握しているか。

2番目、以下の件を町はどのように考えているか。

①として、三里木駅、原水駅、大津駅の3つの分岐ルート案について、町はそれぞれどのように評価しているか。

2番目、町の考え方を明確にして、熊本県やJRに対して働きかける必要があると思うが、どう考えるか。

以上について、まず一括して質問いたします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） おはようございます。

まず、1番目の熊本県における現在の検討状況を把握しているかについてお答えします。

本件につきましては、12月議会でも御質問いただいておりますので、その後の動向などについて御説明いたします。

御承知のとおり、県議会12月定例会において、知事が、TSMCなどの進出に伴い、三里木ルートに加え、原水ルートと肥後大津ルートについても追加調査を実施し、より効率的で効果の高いルートの比較検討を行う方針を表明されました。この方針に沿って、本年1月に、県は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に業務委託し、追加調査を開始しています。なお、この調査結果は令和4年中に報告予定とされています。

その後、2月8日に開催された第4回空港アクセス検討委員会では、県から令和2年度調査結果の課題への対応状況について報告があった後、ルートの追加検討について説明が行われました。委員からは、TSMCなどの進出により人や物の流れが増えるといった意見が多く出され、委員長が、TSMCなどの進出という外部環境の変化を考慮すると、本委員会としても空

港アクセス鉄道のルートに係る追加調査が必要とまとめられました。

12月議会後の熊本県における検討状況については以上でございます。

次に、(2)以下の件を町はどのように考えているかの①三里木駅、原水駅、大津駅の3つの分岐ルート案について、町はそれぞれどのように評価しているか。②町の考え方を明確にして、熊本県やJRに対して働きかける必要があると思うが、どうかという御質問についてお答えします。

昨日、廣瀬議員からの御質問に答弁しましたように、本町としましては、これまで県の検討委員会や特別委員会において様々な案の中から三里木ルート案が最適と判断されておりましたので、事業が実現すれば、県内における本町の拠点性が格段に高まり、将来の発展につなげることができる期待し、事業化が判断された際には速やかに三里木駅周辺の設備を検討するための構想の策定ができるよう、令和4年度予算にも計上しているところです。しかしながら、現在、TSMCなどの進出に伴い、3つのルート案を比較検討するための追加調査が行われており、その結果を踏まえて今後検討が進められていくものと承知しておりますので、今は町として評価できる段階ではないと考えております。

次に、町の考え方を明確にし、JR九州に働きかけを行ってはどうかのことですが、こちらも昨日廣瀬議員からの御質問に答弁しましたとおり、県において事業化に向けての検討が進められているものであり、現時点では追加調査の進捗を見守るとともに検討状況を注視してまいります。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） この件についてはずっと変わらない答弁だというふうに思います。要するに、県の調査結果がどうなるかということのを待ってしか動けないと。それは一理あると思いますが、もうこの段階に来れば、ある程度町の意見をはっきり言っているではないか。もちろん、県の事業ですから、言ったからといってそれが変わるわけではありませんけれども、町民の中には、これは3案になった状況の中では大津に持っていかれるんじゃないか。大津の熱意のほうが勝ってるというふうな意見を私は耳にしております。その辺の危惧も胸に置きながら今日の一般質問をしてるわけです。

3つの駅の評価はできないと、今の段階ではですね。そういう段階じゃないということなんですが、後藤町政はなかなか慎重ですので、堅いところをきちっと踏まえながらというふうなことであるかと思いますが、この計画の本来の目的というのは、御承知のとおり、空港の最大の需要地は熊本市であります。この熊本市と空港を最短距離で結ぶこと。それから、定時性ですね、決まった時間をきちっと運行できる。それから、大量輸送能力を持つと。そういったことで鉄道が選択をされて、特に県民運動公園、県の免許センターへのアクセスの手段を飛躍的に改良するということが当初の目的であったというふうに思います。さらに、県知事の構想としては、中間駅周辺を開発をして、シリコンバレー化して住宅や商施設を集中させれば、県経済の浮揚策にもなるし、同時にJRの安定的運用にも貢献するという考え方を表明さ

れておりました。

昨日も廣瀬議員からも出ましたが、T S M C、J A S Mとの関係というのではないとは言いませんけれども、極めて間接的であるというふうに私は思います。通勤の利便性というのも、これはもう原水駅でしょうしですね、降りるとすればですね。そうすると、これも非常に間接的になります。それから、資材とか製品の運搬、これも非常に小さな製品になりますし、あそこに鉄道を、第二原水工業団地に引き入れない限り、これはトラックによる運送になるというふうに考えられます。そうしますと、これも非常に間接的な話になってしまう。で、この計画については、これは県の考え方ですけれども、元に返るべきじゃないかと。県民、市民、町民、その辺のいろんな利便性というのが発想のもととですから、そこに返るべきじゃないかと私は考えます。

既に1億円を超える調査費が使われております。その中で、3案というのはいろんな事情があつてそういうふうな発想をされたんだと思いますけれども、私はやっぱり原点に返るべきだと。空港アクセス計画というのは、当初の考え方ですね、長年かけて検討されて、しかるべき費用もかけて調査をされた三里木駅分岐案に返るべきじゃないかというふうに考えます。

同じ答えになるかもしれませんが、私は、町としては三里木駅を強く押して県に意見を言うべきじゃないかと考えますが、町長、その辺はいかがでしょう。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいま担当課長のほうから申し上げましたけども、この件については、甲斐議員も言われましたように、いろいろ専門の方々が入られた中での、大津駅、原水駅、三里木駅の中から、三里木駅から、運動公園の利用も含めた上での中間駅をつくって、そうすることによって鉄道の利用者も増えるというようなところから決定されたということであつたかと思います。これがなぜ進まないかというのは、私は財源の組立てが非常に厳しいのではないかというふうに思っております。県のほうでは、国からは3分の1の補助金を出していただいて、それとJ R九州のほうからは開通後の利益が出た分からの3分の1の支援をするというような組立てであつたかと思つております。それができれば県の負担は3分の1ということになりますけども、事業費が500億円ほどかかるということでもありますけども、現状では国が持つとる補助制度というのは18%ということを知っておりますけども、それで国のほうからの支援というのがなかなか厳しいところもあるんじゃないかと思つておりますけども、そこは県のほうで精いっぱいいろいろな要望等もやっておられますから、今回の見直しは3つの案の中からということになりますので、町としてはこれは県が事業化、まだ事業化まで至ってないわけですので、その辺が非常に課題ということで県は3つの案をつくりながら今取り組んでおられるというところに見ておりますので、その状況を注視しておきたいというのが私の考えであります。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 大体そういうふうに答えられるだろうというふうに予想はしましたけれども、これをここで問答し合つても押し問答になるだけだというふうに思います。この段階に

来れば、私としては、町としてもある程度腹を決められて、そして県ともその決心に基づいた交渉の展開をすべきじゃないかということをお願いしておきたい。

その中で、3番目に移りますが、新駅構想というのが、これは前から総合計画に載ってるのは知っていましたが、実際の計画として動き出す段階まで来てるというふうなことでちょっとびっくりしておりますけれども、3番目に移ります。

町が構想している新駅設置と空港アクセス鉄道計画との整合性についてはどう整理したのか。新駅実現の可能性はあるのか。新駅設置よりも空港アクセス鉄道への関与を優先すべきではないか。この点について町の見解を承りたいと思います。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 御質問についてお答えします。

新駅の設置につきましては、第6期菊陽町総合計画をはじめ町の主要な計画に位置づけており、平成11年からJRへ要望し続けておりました新駅設置について、近年の周辺地域の市街化状況の変化に加え、TSMCの進出といった大きな変化を捉えて、2月24日にJR九州に対して要望書を提出し、新駅設置の実現に向けての具体的な協議がようやく始まったところです。また、アクセス鉄道との整合性につきましては、町から県に対して新駅設置の構想や要望方針を事前に説明しており、機会を捉えて情報共有してまいりましたので、県では町の新駅構想や動向も把握されており、整合性を図る必要があれば対応されるものと考えております。

次に、新駅の実現性につきましては、先ほど申したとおり、JR九州と具体的な協議を始めたところです。なお、2月22日のJR九州の定例会見では、青柳社長が新駅設置の候補地の一つと発言されており、24日の要望の際にも、JR九州から、今後、町の新駅の構想を基に、来年度から現地での立会いなどを行い、駅の機能や場所、概算費用などを一緒に検討していきたいとの回答をいただいているところです。本町としましては、一日も早く新駅の設置を実現できるよう関係機関と連携し、今後の取組をしっかりと進めてまいります。

最後に、空港アクセス鉄道への関与を優先すべきではないかとのことでしたが、先ほどもお答えしましたように、新駅設置については町の主要事業でありますので、実現を目指し、設置について努めてまいりたいと考えております。一方、アクセス鉄道は県より主体的に進められているものですので、現時点では追加調査の進捗を見守るとともに検討状況を注視してまいります。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） この前の全協での説明であったかと思いますが、光の森駅から三里木駅まで1.2キロメートルですかね、距離がですね。それから、三里木駅からいわゆる新駅までの距離は約1キロ。それから、その新駅から原水駅まで約1キロ。それから、原水駅から大津駅まで約2キロですかね。そういう説明がありましたが、もしも仮にこれまでの計画のとおり三里木駅から空港アクセス鉄道が分岐されるとしますと、どうも計画からすると、当時の計画です、からすると、三里木駅を通り過ぎて、そしてその先から分岐をするというふうな計画に

なっておったようです。そうしますと、新駅と三里木駅との整合性といいますかね、全く取れない。だから、今の段階で新駅を、県に言っておるとおっしゃいましたけれども、それを強調するということは、三里木駅ルートはもう諦めた、町としてはですね。というふうにとられかねない。私はそういう気がいたします。

もしも、三里木駅を移動させて、今の新駅と言われるところまで移動させて、そして分岐と一緒に考え合わせるというならまだしも分かりますけれども、新駅をつくって、そして三里木駅から分岐させるというのはほとんど不可能に近い。三里木駅からの分岐を否定するに等しいんじゃないか。そういう感じを持ちます。

それで、私のLINEのほうにも幾つか町民の方からの意見がありましたので、少し紹介しておきたいと思います。たくさん来ましたが、代表的なものを。

通勤の動態理論やマーケティングからの検討はしたのだろうか。要するに、車でない通勤者、非車通勤者が何%くらい想定され、そのうち何%がこの駅を利用すると想定しているのだろうか。新駅のことです。それくらいのシミュレーションはすぐできるはずだが、ちゃんとやったのだろうか。しかも、時間帯による利用者想定もやるべきで、朝の通勤時間帯と夜間以外で中間の利用者は何人くらいいると想定しているのだろうか。それに対する費用対効果はどれくらいなのか。何か大きな工場ができるから駅があったほうがいいんじゃないか程度の発想では困ると。こういう意見ですね。

新駅をつくったところで、基本、車通勤だよ。まず豊肥線を複線化して便数も増やし、高速化、ついでに空港アクセスもよくして利便性が高まらない限り利用客は増えない。利用客が望めないなら新駅なんてつukらないほうがいい。何でもかんでもTSMCを理由にするのはどうか。より近いのは原水駅だし、そこでは周辺のごく一部にしか恩恵はないのでは。利便性を全体的に考えると、道路環境を改善する設備投資がよいと考えます。通勤に使う人も、阿蘇への観光にも道路整備のほうが懸命だと思います。

もう一点だけ。新工場まで新しく開通する道路が原水駅横を通るのだから、新工場まで菊陽町無料シャトルバスを出したら済む話で、新駅とは何ぞやという思いである。現状の渋滞緩和策として理にかなっていないのは明白。県道341号線の車線増加と高規格道路の整備を最優先すべきです。ほかにまだ意見ありますけども、こういった意見も町民から寄せられております。

それで、幾つか質問もあるんですが、町としては駅の形態をどういうふうと考えていらっしゃるのか。多分、無人駅だろうと思いますけれども。

それから、今、意見にありました乗降客の推定ですね。この辺はなさっておるのか。

それから、周辺の整備、それから出てきました道路ですね。今、図書館の横を通る、あれ何号線か忘れましたが、横を通って鉄砲小路に突き当たる道路がありますですね。これを、大津植木線ですか、そこに結びつけるほうが先ではないか。その辺が済んだ後での新駅ならまだしも理解できるという気がします。

それから、大きな一つの疑問は、駅を仮につくるとすれば、申請駅ですから、これはほとんど町が負担することになります。そうすると、その額がどのぐらいになるのか。費用対効果はどうか。そういったことが非常に気になることです。

今申し上げたところで町が答えられる部分があれば、答えていただきたい。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 費用や利用者推計などは、これからJR九州と協議しながらしていくこととなりますので、費用など、どういう構造になるのかとかはこれからJR九州と詰めていくこととなります。

それと、新駅をつくる周辺の人口は、三里木駅を使われる圏域と原水駅を使われる圏域とあまり変わらない今人口増になっておりますので、そのぐらいは見込まれるということで考えております。

○議長（上田茂政君） 副町長。

○副町長（吉野邦宏君） 今の質問に少し付け加えさせていただきますけれども、三里木駅からの分岐の件なんですけれども、空港アクセス鉄道は三里木駅から分岐するというふうなところで計画をされていっております。したがって、豊肥本線はそのまま大津方面に向かって続いていくと。三里木から空港アクセス鉄道は分岐するというような計画でございました。

それと、いろんな内容について町のほうも想定してる部分はございますけれども、これからJRと、駅舎あるいは乗降客、そういった部分についてもJRのほうとしっかり協議を進めてまいるといようなことでございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 今、私が質問してるのは、これに賛成とか反対とか、そういうことを明確にして言ってるわけじゃありません。こういうことが危惧されますよと。こういう点は検討されましたかという意味での質問です。誤解されないようお願いしたいと思いますが、やはりこれだけ、新聞発表もなされましたですね。ということは、そこでの乗降客の推定とか、あるいは駅舎にどのぐらいかかるのか、費用がどのぐらいになるのかと。その辺は当然町の中では共有されているものというふうに僕は考えますが、それはされてないんですか。

○議長（上田茂政君） 副町長。

○副町長（吉野邦宏君） いろんな想定はやっておりますけれども、ただ、駅の形態、あるいは線路が離合できるような状態になるのか、あるいは駅前をどのように整備していくのか、そういった部分をしっかりと詰める必要がございますので、いろんな想定はやっておりますけれども、そのことをはっきりした基礎となるような計画をつくりましてJRと協議していくと。基礎的計画をつくっていく分といたしましては、せんだって議会の皆様にも御理解いただきましたように、アクセス鉄道の調査費を用意しておりましたけれども、その予算を使わせていただいて新駅設置に向いての構想を作成してまいりまして、協議していくというふうな御説明をしてまいったかというふうに思っております。



○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 新駅の設置というのは、そのことだけを取り出してみますと、これは消極的なものではなくて積極的なものであるというのは理解できます。が、今さっき、これまで申し上げましたように、豊肥線からの分岐の問題とか、それから後から質問しますが、菊陽空港線の延伸の問題とか、そういったものと密接に絡んだ上での、その辺を整理した上での新駅ではないかというふうには私は考えます。それから考えたときに、今の町のお答えでは全面的に承服しかねる。もう少しきちんと検討していただきたいということも申し上げておきたいと思えます。

既存駅から分岐する空港アクセス鉄道計画というのは、これは県費で賄われます。しかし、新駅は申請駅でありますので、町独自の費用にならざるを得ません。もちろん、補助金等をつくかもしれませんが、私がざっと聞きました話では、駅のみで5億円は下らないんじゃないかというふうなことをおっしゃった方もいらっしゃいます。この問題については、費用の検討、それから乗降客の検討、それから周辺の整備ですね。道路とか、あるいは住宅とか商業施設とか、その辺との絡み。それを十分検討した上で事業にするなりしていただきたいということを指摘して、この段階ではそれでこの質問は終わりたいと思えます。

3番目に移ります。

JASMの事業展開についてということで、予想される交通渋滞の緩和のためには大津植木線、大津西合志線の4車線化は必須条件である。関係する3市町の要望の調整や取りまとめは進展しているか。

町内の主要道路について町は調査を行っているが、実態把握の結果はどうであったか。また、その結果を今後の施策にどのように反映するのか。

これは、この質問をつくった後でいろいろ確認ができましたけれども、町としては40人体制で調査をしてらっしゃいますね。それから、補正予算では1,900万円を計上されて、ライン引きとか路面の補正に充てるということもはっきりしております。それから、町長としては県道大津植木線、大津西合志線の4車線化と菊陽空港線の早期完成、それからセミコン通勤バス転回場整備への補助、援助ですね、こういったことを県に要望されてると。そして、菊池南部総合交通研究会を合志市と菊陽町と県とで立ち上げられたという、そういう展開は知っておりますけれども、その辺は踏まえながら今の質問に対してお答えをいただきたいと思えます。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） まず、最初に御質問があった点についてお答えいたします。

JASM進出に伴うセミコンテクノパーク周辺道路の交通渋滞緩和については、菊陽空港線の整備を実施することに併せて、県に県道大津植木線、県道大津西合志線の4車線化の整備を実現していただくことで、道路ネットワークの拡充が図られ、交通渋滞緩和に寄与するものと考えております。県道大津植木線、県道大津西合志線に関係する3市町の要望の調整や取りまとめについては、菊池南部総合交通研究会において熊本県及び本町、合志市、大津町の3市町

で地域の渋滞緩和に向けた意見交換を行っており、隣接する市町とも連携を図っているところであり、2月3日には、菊池南部総合交通研究会での熊本県との3市町との意見交換会において、町長から県道大津植木線、県道大津西合志線の4車線化を県に意見を申し上げたところであり、今後も3市町の連携を取りながら県に要望してまいります。

続きまして、町内の主要道路について町は調査を行っているが、実態把握の結果はどうであったか。また、その結果を今後の施策にどのように反映するのかについてお答えいたします。

交通渋滞実態調査については、昨今の人口増加や企業立地等に伴い、町内全域で朝夕の通勤時間帯をはじめとして交通渋滞が発生していることから、今後の渋滞対策の基礎資料とするため調査を行いました。調査については、自治会長から各地区の渋滞状況や道路に対する御意見を聞き取りした上で調査路線を選定し、令和4年1月28日、同31日の2日間で朝夕2回、調査箇所延べ57か所、調査職員延べ72名で渋滞状況や住宅内の通り抜け車両の状況等を調査しました。調査結果としましては、コロナ禍でテレワークが多い状況の中ではありましたが、セミコンテクノパーク周辺及び光の森周辺の幹線道路の交差点を起点とした交通渋滞は顕著であり、さらには渋滞を避けた車両が住宅地内道路へ通り抜ける状況も併せて確認することができました。この調査結果に基づき、本町で地域の実情に対応した効果的な対策を早急に実施するため、交通渋滞等対策費を本議会の補正予算にて3月2日可決いただいたところであり、対策を実施することで渋滞緩和対策として効果を上げられるものと考えております。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 今のお答えの中で、補正予算で1,900万円計上されて、それが認められました。お答えによると、ライン引きとか路面の補正、これを1,900万円の中で行うということで、それは大変結構なことだと思いますが、ただこれだけでは、もちろん御存じと思いますが、渋滞の抜本的な解消にはならないと。どうしても路幅の問題とか幅員の問題とかあります。ただ、これは家が立て込んで市街化しているところなどは非常に難しい問題で、一挙手一投足にはどうにもならないところがあります。が、その辺についてもどうぞ国とか県とかその辺と連携をされて、そして先ほど申された菊池南部総合交通研究会とかも活用しながら、抜本的な解決といいますか、それに向けて努力をしていただきたいということを申し上げておきたいと思えます。

それから、3番目に移りますが、JASMの関連産業には何があって、それらの展開にどう対処しようとしてるか。これも分かる範囲内で結構ですから、知らせていただきたい。

○議長（上田茂政君） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君） おはようございます。

では、今いただきました御質問についてお答えさせていただきます。

JASMは半導体製造において前工程を行われる事業者であり、本町の重要な誘致企業であるソニーセミコンダクタマニュファクチャリングも同様の企業となります。その関連企業となりますと、一般的には、半導体装置、検査装置メーカー、半導体の基板となるシリコンウエハ

一などの素材メーカー、半導体製造には非常に特殊な液体も使用しますので、そのような消耗品メーカー、そのほか、製造に必要な産業ガス等を提供するメーカーやメンテナンスを行うメーカーなど、多くの企業が存在します。

このように、半導体産業にも関連企業は多くありますが、自動車産業とは異なり、必ずしも協力企業としてサプライヤーを近隣に立地させるということが必須ではないようです。しかしながら、本町も含めた本地域を中心に、熊本県内に半導体関連企業の集積が進むことは当然期待されることです。町としましては、これまでの取組どおり、企業訪問などを通じまして積極的な情報収集を行い、本町は、今回立地するJ A S Mだけでなく、高い技術力で半導体を製造しているソニーグループも立地いただいていますので、その地の利も最大限生かして、半導体関連企業の誘致にしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

以上となります。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 9,800億円の投資があつて、それに伴っているいろんなことが出てくるというふうに想定されて、ただ私たちにはそれを想定するような資料もあまりないし、今おっしゃったこと、そういったことが今後展開されていくというふうに思いますけども、これは菊陽町だけではなくて、一番冒頭に申し上げましたように、熊本県の経済の心臓部、エンジン部分をどうつくり上げるかという問題ですので、町だけではとても対処できないとは思いますが。

よその、ほかの団体の動きを見てみますと、熊本商工会議所は半導体産業集積に関する情報連絡会というのをつくってます。それから、肥後銀行は地域産業の支援グループというのを今まで持ってましたが、これを支援室に格上げして対応する。いろんな引き合いが来てるという話も聞いております。熊本銀行はプロジェクトチームをつくと、これに関するですね。それから、コスギ不動産ホールディングスはプロジェクトチームをつくって対応すると。それから、熊本県としては工業団地をあと2か所整備をします。半導体のエンジニアを1,000人育成するという計画を立てるという取組をしてるようですね。その中での菊陽町の取組ということになるわけで、しっかり情報収集をして、周りの状況もつかみながらいろいろ考えていただきたいと。

できれば、菊陽町の体制、これが今2つできてますね、庁舎内にですね。それだけでいいのか。それから、我々の議会も何ができるのかですね。これはもう議会だけで判断できることじゃなくて、行政と話し合いをしながらどうするかというふうに持っていかにかんと思いたいますが、その辺もどうぞ頭の中に入れていただきたいと思います。今後の受皿について、これについては我々にも、議会のほうにも情報を十分提供いただいて、一緒に考えていける状況をつくっていただきたい。そういうことを述べておきたいと思えます。

次に移ります。

外国籍の従業員の住環境整備、教育や福祉についてどのような想定をしているか。お尋ねします。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長兼都市計画課長（井芹 渡君） おはようございます。

まず、住環境の整備について私のほうからお答えいたします。

J A S Mは、2月28日に、新工場で働く約1,700人のうち約300人が台湾のT S M C本社から赴任すると明らかにされました。その中で、台湾から赴任する従業員の住宅の確保が課題の一つと挙げられております。本町においては、土地利用の制限等の課題はありますが、住宅の確保については民間との連携によりできる限り対応したいと考えております。しかし、赴任される方の生活スタイルはどうか。戸建て住宅を希望されるのか、マンションを希望されるのか。また、単身で赴任されるのか、家族で赴任されるのかなどの情報がございません。今後は、J A S Mとの情報交換を密にして情報収集に努めてまいります。

以上です。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（平木元宏君） おはようございます。

続いて、私から教育分野についてお答えします。

J A S Mの本町での事業展開に伴い、去る2月4日に、熊本県教育委員会並びに関係市町村教育委員会合同の半導体産業集積に係る第1回熊本県教育行政連絡会議がオンラインで開催されました。その中で、海外からの技術者の子どもが公立学校での教育を望まれる場合の就学機会、受入れ体制の確保についても協議がなされました。しかし、現段階では、果たして何人の学齢期の子どもが本町に居住するのか、また何人の保護者が公立学校への就学を希望されるのかについての情報が全く入っておらず、具体的な議論にまでは至りませんでした。

県では、令和3年度末までに県内在住の小・中高生外国人の教育環境に関する実態調査を行う予定であることが報告され、去る2月18日に県企画課から、本町の武蔵ヶ丘中学校と武蔵ヶ丘小学校への学校訪問による聞き取り調査が行われています。今後、教育委員会としましては、町の半導体産業企業誘致推進本部並びにプロジェクトチームの取組の中で迅速な情報収集を図り、取組の方向性を明確にする必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 福祉生活部長。

○福祉生活部長兼福祉課長（矢野信哉君） おはようございます。

次に、福祉分野における対応についてお答えします。

まず、菊陽町にお住まいになる際には、町民課の窓口での転入手続をはじめ、関係課での手続が必要になります。その際の言葉の問題や、医療、福祉、子育てなど生活に関わる様々な事項について対応できるよう、福祉サービスに係る環境整備を進めることが必要になると考えております。今後、外国籍の方の転入動向がどのような状況になるか、迅速な情報収集を図り、福祉に係る対応を図っていく必要があると考えております。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 鍵は情報のようですね。まだ今、必要な情報が集まってないと。これから先の検討課題というふうなことで捉えておきたいと思います。

また、これから先、この問題は深められていくというふうに考えますので、今日はこの辺で止めておきたいと思います。

次に移ります。

菊陽空港線の延伸事業についてです。

進捗状況はどうなっているか。

道路の沿線や道路が通過する長塚団地について、住民の納得は得られているか。

完成は令和8年度が予定されているが、J A S Mは令和6年度には稼働を始める。予定の前倒しはどの程度可能か。また、人的能力は十分か。

先日の廣瀬議員の質問と多分かぶるところもあると思いますが、要点を簡単にお答えいただきたい。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） それではまず、進捗状況はどうなっているかについてお答えします。

昨日の廣瀬議員への答弁をしましたとおり、2車線で都市計画決定しております菊陽空港線延伸事業につきましては、町長の行政報告にありましたとおり、令和3年度において道路の詳細な設計を完了し、道路を建設するために必要となる道路幅について、令和4年2月14日に熊本県都市計画審議会において最終的な案が了承され、3月1日に決定しました。今後については、本事業を加速化させるため、用地測量及び建物調査に速やかに着手し、令和4年度から用地買収を実施し、用地買収完了区間から随時工事を進めてまいります。熊本県の事業区間についても同様のスケジュールで実施すると聞いております。

続きまして、道路の沿線や道路が通過する長塚団地について、住民の納得は得られているかについてお答えします。

長塚地区については、これまでに5回の説明会を行ったところであります。その説明会では、道路計画ルートや道路幅員構成及び道路が通ることによる騒音対策等についての内容説明を行い、これまでの説明会を通して現計画での一定の御理解をいただけたと認識しているところであります。今後については、用地測量、建物調査に着手してまいります。これまで同様に丁寧な説明を行い、御理解をいただきながら誠意を持って事業推進に努めてまいります。

それから、完成は令和8年度が予定されているが、J A S Mは令和6年度には稼働を始める。予定の前倒しはどの程度可能か。また、人的能力は十分であるかについてお答えします。

本事業については、今後、本事業を加速化させるため、用地測量及び建物調査に速やかに着手し、令和4年度から用地買収を実施いたします。用地買収に当たり、関係者の皆様には個別に丁寧に説明し、御理解と御協力をいただくことで、円滑に用地買収を終え、早期に工事着手し、工事完成の前倒しが図られると考えております。また、できる限り早期に工事が完成でき

るように、令和4年度当初予算において物件移転補償に伴う発注者支援業務の委託料を計上しています。この委託業務は、補償コンサルタントが物件移転補償における補償内容の精査や、説明会に出席し、専門的な見地から助言を行うものであります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 1点だけ。マンパワーの問題ですが、完成を前倒しするということになれば当然マンパワーが必要になりますが、先日、第2日目に職員の定員増が提案されて可決されましたですね。その中にこの件のことも入ってますか。

○議長（上田茂政君） 総務部長。

○総務部長（板楠健次君） 組織体制の件ですんで、私のほうからお答えをさせていただきますけれども、TSMC関連で町の業務が非常に複雑というか、多くの業務量が発生してまいりますけれども、それにできるだけ対応するような体制を整えてまいりたいというふうに思っております。また、今後数年間もこういった業務の増加、多様な業務が発生するかと思います。そのために定員の条例改正を提案させていただいたところでございますので、今回の土木関係の業務につきましてもできる限り対応していきたいというふうに考えておりますが、早急に、一遍に多くの増員というのはなかなか難しいところもございまして、できるだけそういった考えで進めていきたいというところでございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 常々、役場の状態を、詳しく見てるわけじゃありませんが、お見かけしておると、相当無理がきてらっしゃるんじゃないかという部分もあるようです。ですから、定員増については、私はむしろ歓迎したいというふうに思っているところです。ただ、総務部長がおっしゃったように計画的にやらないと、無駄な人員は雇えないので、その辺は押さえながら、今後、仕事がスムーズにいくような定員増はやっていただきたい、提案していただきたいというふうに思います。

それでは、時間があと4分しかありませんが、最後のまちづくり条例の設置についてです。

建築、建設に関する認可権は町にはございません。県が全部握ってますですね。ただ、町民の中には、行き止まり道路の問題であるとか水路の問題であるとか、小さなそういったことに対する不満も多少は出てきているようですので、そういったことを県の許認可の前に少し町として整理できるというか、事業者と話し合いができるというふうな、そういう基になるような条例ができないかという発想です。これは、私もまだ詳しく勉強したわけじゃありませんので、今後、少し勉強して一緒に考えていきたいと思っておりますので、お願いします。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長兼都市計画課長（井芹 渡君） 開発許可制度において、都道府県知事は都市計画法第33条に規定されている技術基準に適合している場合は許可をしなければならないとされていま

す。また、技術基準を適用するに当たっての必要な技術的細目については政令で定められており、地方公共団体は、地域の実情を勘案してある程度柔軟性のある運用を行うことができるように、政令で定める基準に従って、技術的細目において定められた制限を条例で強化し、または緩和することができるかとされております。しかしながら、これまで宅地開発指導要綱などで行政指導を行っていた制限内容について、政令の基準を超える、いわゆる行き過ぎた制限内容もあったことから、国からは是正の徹底が求められる通知が発出されているところであります。

現在、開発行為における技術的細目に当たっては、政令に基づいて、熊本県土木部が都市計画法による開発許可制度と開発許可申請の手引を定めており、都市計画区域を有する本町はこれに従って適切な指導や運用を行っておりますので、新たな条例を制定することは考えておりません。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） という答えであります。今後、また私もしっかり勉強して考えていきたいと思えます。町をつくっていくについて、今申し上げました道路の問題であるとか、あるいは建物の在り方、広場、緑地、上下水道、水利関係、それから行政の責任や事業者の責務、そういったところも考えていかなきゃいけないというふうに考えておりますので、これはこの次からの宿題ということで、今日はこの程度に止めておきたいと思えます。

私の一般質問を終わります。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時59分

再開 午前11時9分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） 皆さんおはようございます。渡邊裕之でございます。

今日は3月9日でございます。あと2日たちますと3月11日、東日本大震災から11年を迎えます。改めまして、お亡くなりになられた方に哀悼の誠をささげ、そして今なお行方不明の皆様が一日も早く見つかりますように、そして東京電力の原発によって今なおふるさとに戻れない皆様が一日も早くふるさとに戻れるように、そして完全なる復興を願うところであります。

そして、先ほど来、昨日もですが、同僚議員からも御挨拶ありましたウクライナの主権に対するロシアによる一方的な侵略、現状変更ということで、今、国際の我々自由主義社会の国家において制裁を加えております。為政者の言葉、そして国連大使の言葉があまりにも詭弁で、こういうものが国を動かすと、つかさどると、こういう政治体制になってしまうということが

分かります。私たちも小さな町の行政と議会の関係でありますけども、自由と民主主義はもちろんでありますが、誠実で、そして包み隠さず町民に真実を伝える、情報統制のない、そういった政治をやっていかなければならないと思います。いずれにしろウクライナに一日も早い平和が訪れることを祈念いたしまして、本日の一般質問を行います。

通告では、T S M C 関連 1 本と総合計画について、検証方法についてお尋ねをしております。T S M C については、昨日と先ほどの甲斐議員、そしてこの後も皆さんお尋ねになりますが、私はちょっと視点を変えて、今後の T S M C、私は T S M C が来る前と来た後の菊陽町の政治体制、行政はごろっと変わると思っておりますので、そういう視点で少し質問をいたしたいと思います。

まず、1 点目は、町にございます菊陽町工場等立地促進に関する条例というものであります。これは、言わば町内に立地した企業さんにインセンティブとしてお支払いをするという、簡単に言うと、そういう制度かと思えます。12月議会の後だったですかね、休憩中に部長と課長と立ち話で、この条例に基づいて T S M C さんには交付金が出るのかと。出ますという答えだったので、まだそのときは J A S M が完全にできていたかどうか記憶にありませんけども、一応制度にのっとって出ますということだったので、確認の意味で御質問いたします。

この条例を読みますと、第 4 条に補助対象事業者というので、このいずれにも該当しなければならぬということなので 1 号から 5 号までございます。投下固定資産額が 2 億円以上。17 億円ですから、これはクリアでございますが、問題は第 3 号の、本町の誘致企業としてというふうでございます。これは国家レベルの誘致であって、町の担当課の皆さんももちろんいろいろと御努力されたかと思えますが、我々の理解でいると、これは県や町でもなくて国家レベルの誘致であろうと。国ですとかソニーさんとか、そういう形での経済安全保障の観点から、ですから 9,800 億円の半額を出すというような大きな投資であろうかと思えます。まず、この 4 条の第 3 号、本町の誘致企業としてというものに対しての該当するのかどうかをお尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君） それでは、いただきました御質問にお答えします。

4 条の件については、御質問を追加でいただいたというような認識ですので、最後に触れさせていただきたいと思えます。

工場立地促進に関する補助金は、平成 18 年に制定しました菊陽町工場等立地促進に関する条例に基づき交付しております。内容としましては、誘致企業の投資による固定資産税額に対して、その 25% を施設整備補助金として交付するものであります。また、用地取得額に対しても 25% 補助する用地取得補助金も設けております。補助対象基準としましては、先ほど議員がおっしゃったように、投資額が 2 億円以上、新規雇用が 10 人以上、新規立地の場合は用地取得 3,000 平米以上などとしており、一定規模の経済効果が期待できる製造業に対するものとしております。また、誘致企業と本町、そして立会人として熊本県の 3 者での立地協定を前提とし



ております。御質問のJASMに対する補助金交付については、協定締結が前提ではありますが、その規模、内容からも該当するものと考えております。

なお、補助開始は工場操業後となりますので、令和6年度以降を想定しております。

(12番渡邊裕之君「令和何年」の声あり)

令和6年度以降、はい。

で、先ほど御質問いただいた4条というのは、町の誘致企業である前提ということになっております。先ほど申し上げましたとおり、立会人として県も協定に入りまして、これによりまして県も補助の対象になるというふうに聞いております。国の9,800億円の補助については、申請して交付するということになっておりますので、協定締結が必要かどうかというのは承知しておりませんし、国の中で誘致企業という概念があるのか、定義があるのかということも承知しておりませんので、その辺はまた後々、補助金交付の中で分かってくるのかなというふうに思っております。

以上となります。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） 分かりました。それで、今、交付の話がありました。今度は第3条の話です。1号から3号まで、今お話しありました工場等用地取得補助金が2億円、これはいいですね。我々はこれだけかなと思っておりましたら、今度、施設整備補助金がありますね。100分の25、今お話しになったかな。限度1億円で3か年、3億円ですね。それと、雇用促進補助金で新規雇用者に30万円、3,000万円ですから100人分。当然、これは全てクリアされると思います。その場合、これは全部それぞれでTSMCに交付になるのか。これいかがですか。

○議長（上田茂政君） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君） 今おっしゃっていただいた全ての補助金に対しては、JASMの申請があれば、該当するようであれば補助するような形になってまいります。

以上となります。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） これは反対するとか問題があるということではありませんし、町民の皆さんにも、こうやってインセンティブをつけながら担当課の職員が企業を誘致してこられて、そしてソニーさんですとか富士フイルムさんとか大きな企業が立地し、その効果がTSMCということにつながったかなと思いますので、ぜひこの制度も御理解いただきたいし、この規定にのっとなって、また新たな企業の誘致を進めていただきたいと思います。

それでは、次に移ります。

今お尋ねいたしました条例制定後に、今申し上げましたとおり、皆さんの御努力でいろんな企業が立地をされておりますが、どれぐらいの件数とか補助額、またそれに対する効果、税収もどこまで入れるか分かりませんが、従業員というのは、これはとても大きな工場立地の要因でございます、従業員が多いというのはですね。その効果がどれぐらいあったのかお尋ね

をいたします。

○議長（上田茂政君） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君） じゃ、今の御質問についてお答えさせていただきます。

最初に補助金に関してですが、先ほど申し上げた菊陽町工場等立地促進に関する条例制定後、11社の誘致企業に対しまして13億8,547万7,000円を今まで交付してきております。先ほど議員もおっしゃったように、本補助金という企業誘致の優遇策があることによりまして、他の自治体との誘致競争の際、本町の優れた立地環境に加えて企業にアピールできる大きな要素と考えております。

税収に関してですが、条例制定後の平成18年度から令和2年度までの累計で、町全体の法人町民税が約84億円、誘致企業からの納税が多くを占めると思われる固定資産税のうちの償却資産分が197億7,000万円となっております。景気の動向で年度により変化しますが、補助金申請の資料から、誘致企業が法人税や土地、家屋、償却資産を含めた固定資産全体の4割程度は占めていると考えておりまして、税収だけでも非常に大きな役割を果たされていると考えております。あわせて、町内居住の誘致企業の従業員の皆様も、町民税、お住まいの自宅や土地の固定資産税など、幅広く多くの税収につながっていると考えています。

また、昨日の矢野議員の御質問の際にも答弁しましたとおり、本町の企業誘致は働く場所を提供することにつながっており、本町だけでなく、地域圏内にもよい経済効果を生み出していると考えています。

J A S Mの効果も続けてよろしいですか。

（12番渡邊裕之君「はい、お願いします」の声あり）

御質問のJ A S Mの効果についてですが、その立地に伴い、1,700人の雇用が発生いたします。これまでの誘致企業の実績から、立地当初の町内居住者は約15%から20%と予想され、その後、将来的に増えていくと考えています。セミコン周辺の企業に対するアンケートの結果から、将来的には約30%が町内に居住いただけると仮定いたします。従業員の1,700人の雇用のうち、30%で約500人。あわせて、令和2年の国勢調査結果である本町の1世帯当たり人員2.44人で算出しますと、J A S M関係で御家族も含めて約1,200人程度の方が将来的に町に住んでいただける可能性があると考えています。

具体的な町内に絞った消費動向の統計調査はありませんが、本町には小売店、飲食店、サービス業をはじめ多くの店舗等が立地しておりまして、町内で衣食住の経済活動が完結するというよい循環が構築できておりますので、企業誘致による人口の増加では、本町は他の自治体よりも経済波及効果が大きいというふうに考えております。

J A S Mをはじめ誘致企業の従業員の皆様に町内に居住いただくことは、町内での衣食住の経済活動から町民税、固定資産税の増収など、町に幅広くよい効果があるというふうに考えております。

以上となります。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） 効果の部分で、企業からの数字というのは出せないでしょうから、今、従業員というところですよ。これ以上出せない。もちろん、一企業の情報で、まだ工場も建っていない中で幾らということは言えないので、この後も続きます。どれぐらい税収があつてということ、なかなかこれはお答えになれないと思いますけども、内々には、ここでは言えないけども、大体こういう効果があるかということ、想定されてると思います。それは公には出せないということで、お尋ねはしませんけども、それを踏まえて御答弁をいただきたいというふうに思います。

それでは、次に移ります。

6年末にJASMが稼働いたします。今、申し上げましたとおり、それによってどういう効果、影響があるかということでございます。当初は、大きな投資でございますので、プラスで出さないのかもしれませんが、固定資産税等に入るかと思えます。そういった効果が何年ぐらいから菊陽町の財政に関わってくるのか。まずはそこですね。その後、3つ括弧してありますが、それぞれにお尋ねしますが、まずは、町財政に対して影響が出てくるというのが、6年稼働ですから、その末でしょ。だから、7年から動いて、7年の末なのか。もしくは、それらは赤字で、8年なのか。どのぐらいと予測されてるのかお尋ねをいたします。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣君） おはようございます。

それでは、御質問にお答えいたします。

現在、TSMCなどの公式発表では、投資額が約9,800億円、雇用が約1,700人で、建物の完成が令和5年9月、生産開始が令和6年末と計画されているところでございます。第二原水工業団地の建設が進んでますJASMの工場に関連した税収としましては、個人町民税、法人町民税、固定資産税というのが見込まれるところでございますが、時期としましては、公表された内容から考えますと、令和6年度以降から町税収入が大きく増加することと見込んでおります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） 分かりました。要するに、建物が建つたということの固定資産税も出てくるということですね。はい、分かりました。

一応、括弧の中で書いております。今、課長もお答えになりました。法人関連税って、別に法人関連税という言葉があるわけじゃないですけども、この法人に対する関連でどういう税収があるかというお尋ねでしたけども、今お答えいただきました。法人住民税と固定資産税、それと従業員の皆さんの住民税とか、その他付随するものもあります。下水道使用料ありますけど、これはもう特定で、下水道ですから、投資に対する、もちろんありますので。ですから、今、商工振興課長からの答弁では1,200人ぐらいの増ということでございますので、こちらを

確実に本町に住んでいただくことでのさらなる効果が出てくるのかなと思います。

それでは次に、今後の財政計画ですね。今、2年度から令和6年度までの中期財政計画がございます。これを読みますと、これは毎年見直しをしてということで、財政計画をですね。それぞれの年度の様々な影響を反映させて計画を立てておられます。まず、これは6年度まででございますが、6年度まででどのような影響が出てくるのかお尋ねをいたします。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣君） それでは、財政計画についての御質問にお答えいたします。

町では、渡邊議員からもお話しありましたが、菊陽町中期財政計画を策定しておりまして、計画期間については令和6年度までとなっております。令和7年度以降の計画につきましては令和6年度中に策定することとなりますが、そのときには今回の工場建設に伴う税収等の内容も含めた計画が策定できるものと考えております。

また、財政収支見通しについては、毎年度、財政状況を見ながら作成していきますということでしております。ただ、現在、TSMC、JASM進出、工場等の建設につきましては、投資額が9,800億円というものは公表されておりますが、その内容についてが不透明な状況でございますので、具体的な内訳が分からないと税収の見込みというのは非常に難しいものでございますので、そういったものが分かり次第、収支見通しについても町としては作成していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） もちろん、少し質問の内容からすると早かったかなと思いますけど、我々も任期が1年、町長は半年しかありませんので、聞く機会がないので早めにお尋ねしておりますし、早めに取り組まなければならないという意味合いがございます。

中期財政計画、6年度以降の影響ということでございますが、私が一番気にしているのは、税収よりも、それを反映した後の本町の財政スキームでありまして、いわゆる交付税ですね。いつも交付税のことをお尋ねしておりますが、補正予算で6億円ぐらいになってますけども、緊急といいますか、臨時のがあったというような課長からのお話でございました。ただ、例年見ると4億円程度ということで、この計画の報告によれば、平成30年度は地方交付税が1億6,700万円と普通交付税は1,500万円と。もう不交付団体ですよ、こうなると。こういう状況になっていると。

もちろん、これには収入が増えてるというようなことがあろうかと思えます。これは喜ばしいことであって、何もこれを否定するものではありませんが、すなわちお尋ねしたいのは、これだけ大規模の投資額がある企業が来る。さらには、それに付随した様々な企業の誘致も見込める。そして、従業員増、さらにはそれに関連したお店も来る。そういうようなプラスの効果というのは今後期待されます。まだ4年ですから、7年度以降の予測なんていうのはされてないと思いますけども、可能性としてですね、この2番目に書いてある。本町が不交付団体に転

ずるという可能性というのはどのぐらいあるのでしょうか。また、あるとすれば、もちろん今予測はできませんけども、どのぐらいから不交付団体になる可能性というのは出てくるのかお尋ねをいたします。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣君） それでは、御質問にお答えいたします。

不交付団体につきましては、普通交付税の算定におきまして基準財政収入額が基準財政需要額を上回った場合に、普通交付税が交付されない不交付団体ということになります。近年の菊陽町の財政力指数につきましては0.9後半で推移しておる状況でございます。これは不交付団体になることは確実というふうに考えております。先ほど、令和6年度以降に町税収入が大きく増加する見込みというふうにお話しさせていただきましたが、そのことからいきますと、令和6年度には不交付団体になる見込みがあると。これは確定したことでお話しはできませんが、そういった見込みがあるというところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） お隣、大津町が本田技研の影響ですね。本県では、あと苓北町ですかね、九州電力の火力発電所でございます。収入額も増えますけど、需要額、これは地方財政の勉強になりますけど、基準財政需要額も本町は増えてますよね。それは人口だけなのか。例えば、下水道ですとか橋梁、こういうのも算定の中に入りますよね。これらは、需要額は本町としては人口だけですかね、上がってるのは。今、現状どうなんですか。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣君） 基準財政需要額につきましては、単位費用とかそういったものについてはいろんな要素が含まれますので、それは国の算定に応じて単位費用が増えていると。特に社会保障費関連なんかも増えておりますので、そういったものが増えているというものもございます。ただ、本町の一番の要因は人口の増加。こちらは国勢調査の人口で算定していきますので、令和2年国勢調査がありましたけども、その人口で町のほうも大きく増加しておりますので、それで需要額が伸びている。一番大きな要因はそこでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） 不交付団体で、私ども委員長のとときに福岡県の荇田町、北九州の下あたりですね、に行きました。こちらが不交付団体で福岡でございます。その資料を見ると、分かりやすくメリット、デメリットと出ております。不交付団体というと、財政が豊かで何かとてもいいというイメージがありますけども、その中で、税収が増加すれば増加した分、私どもの町で使えるというのが不交付団体の一番のよさですよ。今の交付団体だと、増えた分だと、また交付税が減るということで、自治体の努力というのが実らないという理不尽なところもございます。そういったところで、不交付団体になった後の税収というのが上がれば、本町

は自由にその使い道があるということでございます。

ただ、一方でデメリットでございます。私も今まで同じような質問を課長にしてきましたけども、要は負債に対する返還、償還ですね。今までは、いつも答弁いただいております臨時財政対策債や地方債は、臨時財政対策債は全額、地方債はその割合によって交付税の措置に算定されて、毎年度償還されていくということでもございましたけども、不交付団体になりますと、それらが全部町の負担ということになっていくと。今、160億円程度、先日の報告では180億円程度の町の、これは臨時財政対策債も入ってますね、全額ということで。1年前に質問したときに、30年度の残額が、借金の中の残額で交付税で措置される金額は97億円という答弁いただきました。これ間違いないですかね。当時です。97億円は交付税で措置されるという理解でよろしいですか。はい。で、今も180億円の負債と申しますか、借金をしてるわけでもございまして、本町が不交付団体になった場合の借金返済、国からの交付税、いわゆる交付税で来ると、それは償還金に充てられるということでもございますが、その財源がないということで、恐らく現在は100億円を超えた借入金を、今の課長のお話だと6年度から不交付団体になる可能性があるということで、こういったデメリットもあるということです。

私は、前回は公共施設の800億円のこれからの更新費の話もいたしましたし、臨時財政対策債は財政のいいところはできるだけ借りないほうがいいと。これは、私どもが研修で受けたときの先生からのお話でした。そういう話をしてまいりましたが、今後、不交付団体になっていく可能性がある中で、そういった財政スキームですね。今のように交付税ではない中での、町で返していかなきゃならないということを想定して、今後の財政計画をどのように、今の可能性の段階ですけど、どのように考えてらっしゃるのかお尋ねをいたします。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 後でまた詳細は担当課長が答えると思いますけども、私のほうからも言っておきたいと思います。

今、菊陽町は、さっき担当課長が言いましたように、財政力指数というのが0.98、令和2年度では小数点第2まで見た場合は1.0ということでしたので、不交付団体と同程度になっただけということでもあります。といいますと、基準財政需要額の中には臨時財政対策債とか、いつも言っておりますように借金をする場合は交付税措置になるものということで、それを利用しておりますけども、これはやはりいつ、企業等の税の落ち込みとかあった場合には、その分が今度は、基準財政収入額が減ると需要額の分で交付されることになるということで、現実的にはほとんど、1.0を超えたときは全ての需要額の分で交付されるものはありませんので、全部町の負担ということになります。

そういうことはありますけども、そういった面で保育所の民営化あたりも、これも民間の場合は国のほうの措置がありましたけども、町でする場合は全部交付税の需要額で見てることでもありますので、例えば交付額が1,000万円のとときには、需要額では保育園の分が何億円分かあってもほとんど来ないというのが、今でもそういうことが現状にあるわけでありま

す。ただ、今の段階でもやがて1.0になるということでありますが、令和2年の国勢調査でその前の調査よりも、4万3,337人と4万984人でしたので、3,250人ぐらいは人口が増えとるといことで、交付税は人口で出る需要額の分が大きいといことで今はある程度来てますけども、これもやがて収入のほうが増えれば出らなくなるといことであります。

そういう意味で、今回、J A S Mの関係については、ほとんど収入額と需要額が変わらないような状態に来てますので、J A S Mの分で出る税金については全て町の収入として捉えることができ、いわゆる1.0を超えてくると思いますので、その分は交付税のほうで引かれる要素のほうに入っていきますので、大きな期待といえますか、将来的にはよくなっていくといことで見てるところであります。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣君） それでは、普通交付税につきまして、制度的なものも含めまして財政的なお話からさせていただきたいと思います。

まず、普通交付税というものにつきましては、地方公共団体が一定の行政サービスを提供するために必要な財源を保障するといことから、国が税を徴収して地方公共団体に再配分しているといものでございます。先ほどお話がありました公債費に係る交付税措置分については、単年度の地方債の償還額に対して、一定の行政サービスを地方公共団体が提供するに当たって財源を保障する額が幾らかといところで、基準財政需要額で見るとあるところがございます。その中に公債費も含まれているものでございます。今回、基準財政収入額が1.0を超えるといことになりますと、この公債費の償還も含めて町は一定規模の収入があるとみなされるので、普通交付税が来ないといことになりますので、財政的に考えますと、不交付団体になるから財源的に不足するといことじゃなくて、普通交付税が来ないといことは財源的に豊かであって、公債費を償還する、その分についての普通交付税措置分までも町の税金によって賄えてるといふうな考え方もできますので、財政的には非常にいい方向に向かっているといふうにご考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） 財政の勉強もできました。ありがとうございました。ありがとうございます。いかにですね。いや、今のはちょっと。

分かりますよ。不交付団体をマイナスで見たわけではありません。こういうふうなデメリットもあるとい話であります。ここからは、町長もおっしゃいましたけども、不交付団体になると、J A S Mが来て税金が豊かになることは大いに歓迎だといことでございますので、要は1.0ぐらいのぎりぎりだと、これまでの計画ができないと。これからJ A S Mの進出によって、それらも含めて、そのほかも含めて突破して、先ほど申しましたメリットの一番大きなところ。税金が入れば、それだけ自由に使えるといような自治体。すなわち、菊陽町のような自治体は全国を見ても少ないし、県内ではうちだけです。ですから、それだけ人口増でこうい

う企業の立地をしている自治体は、私は議長時代も挨拶で申し上げてきましたけど、その役割と責任があると。だから、1つの町のレベルではなくて、熊本県全体にその影響をもたらすような、そういう行政運営をしていかなければならないという提案であります。

次が、町政への影響ということで、財政以外ですね。総合計画や定住の増などということにしております。3月に策定をされて約1年間。ちょうど策定をされた7月にソニーが発表されて、年末にJASMCの締結ができたということでありまして、この計画前に情報があったのかもかもしれません。よく見ると、第二原水工業団地に半導体関連事業のというものを書いてありましたので、多少はそういうところの目標はあったかと思えますけども、まずはその影響について想定されるもの、お尋ねをいたします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 御質問にお答えします。

現在、TSMCなどの発表では、投資額が約9,800億円、雇用者数が約1,700人、令和6年末までに稼働するとされています。TSMCの進出は、人口増加、企業の進出、商業施設の立地、新たな雇用の創出、税収の増加など、菊陽町に様々な影響を及ぼすと考えております。第6期菊陽町総合計画については、計画期間における町の4つのまちづくりの目標、8つの政策分野、32の基本施策を示すものであり、菊陽第二原水工業団地の企業誘致、今後の人口増加、都市化、交通渋滞対策などについても想定しながら策定しているところです。

なお、今回のTSMCの進出の決定により、取組の加速化が求められてくると考えております。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） 計画を遂行しながら、これ後段の2番の質問でします、検証はですね、第6期の。ただ、影響で、昨日からの質問の中で多くあった部分で、基本施策13の均衡ある効果的な土地利用の推進ということで、規制緩和ですとか、先ほども答弁ありました土地利用の制限があつてというお話もございますけども、こういうとこですね。市街化調整区域のバランスの取れた土地利用の推進ということも文言がございますし、聞き慣れない、多角連携型コンパクトシティを目指すということもございます。本町は、TSMC前にも、町の形として基本施策の13でこういうことをうたわれております。また、基本施策の22では工業の振興ということで、昨日も質問ありましたが、立地協定事業者数を50から60でしたかね、という目標を置かれております。今後、影響として、これらも上方修正すべきですし、この後の質問に、5番の質問で尋ねますけども、これらの取り組む、もちろん計画が遂行するように取り組むべきじゃないかと思えます。これは後で質問しますので、置いときます。

次に、人口増ですけども、先ほど1,200人ぐらいがというようなお話でしたけども、それを入れなくても、本町は2030年には4万8,000を目指すという、これは基本構想ですかね、の中で数字を掲げております。仮にこれが、単純に4万8,000で1,200だと4万9,200ですよ。5万が目前でございます。今、町長から、不交付団体になって財政が豊かになってという話で



すけど、次は市制移行です。ここまでうたって、さらに投資を生む。市と町にはどうしても差がある。例えば、市長は毎日動向が新聞に出ます。議員でも一般質問は誰々がこういう、出ます。しかし、うちの町は4万3,000いてもそういうものにはならない。どうしても市と町村には壁があるというふうに感じております。本町に住む元法務省のキャリアの方がお話しになりました。渡邊君、国は市までしか見てないよっておっしゃいました。これが現実だろうと思います。ですから、住みよい市ナンバーワンが合志市になるんですよ。本来は菊陽町ですよ。でも、やっぱり合志市になるんだらうというふうに思います。

ですから、上方修正をして、市を目指すということを明確にうたわれるべきではないかと思えます。その辺については、なかなか課長は答えられないと思えますけど、町長いかがでしょう。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 市になる要件としては、本町の場合は単独でありますので、国勢調査の人口がベースになります。今、4万3,337人というのが令和2年で出るところであります、渡邊議員が言われるように、県内の市町村の市の中で見ますと14市がありますけども、これは合併して市になったところがかかなりあって、合併した直後が一番人口が多かったんですけども、あとはだんだん減少しておるということで、市の中で人口が唯一増えとるのは合志市だけということでもあります。町のほうも今の人口で、市も含めまして10番目に人口の規模では位置してるところであります。

そして、これから、今度JASの進出によって増えていくかと思えますけど、また一方では、これまで、一番人口が減少した昭和40年以降は人口がずっと増え続けておりますので、5万になれば市になれるということでもありますけども、これはこれからの人口の伸びの中で近いうちに市になるところまで来ると思いますが、5年に1回の国勢調査、次の国勢調査のときにどこまで行っとなるかということでもあります、国勢調査で5万人を超えたら市になるということ国の方が認めるということになってますので、当然、まちづくりとしては、今の段階でも10番目の位置であるということ、それも特に都市化しとるもんですから、どこの取り組んでおられる市と同等のまちづくりは進めているところでもありますけども、次期の国勢調査の結果では、その時点で、ま、令和2年にやっておりますので、今度は令和7年ですかね。そのときにどこまで増えとるかによって、はっきりと市になるというふうなことは明言できるんじゃないかと思えます。

熊本県全体の人口で見ると、どんどん減少しておりますので、そういう中にありますけども、今度は海外からもそういう人たちが入ってくるということになりますので、ほかの市にも負けないような、そこを目指したところの都市づくりというのは非常に大事になってくるかと思っております。今まではいろんなところがありましたけども、また今回、原水駅周辺のところの市街化区域への編入、この辺りがきちんと国に市街化区域として認めていただくことになれば、非常に加速化して、いろんなところで市を目指すんだということになってくるかと思

ます。過去の例を見ると、市になるということで、国勢調査の人口が達しなかったということで、そこで調査を改ざんしたようなところがあって、非常に問題になったところもありますけども、本町の場合は市を目指したところのまちづくり、これはまちづくりの大きな柱にもなってくるかと思います。

以上です。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） 要は、4万8,000人が最終目標、僕は35から議員しておりましたけど、当時2万7,000ぐらい、2万それだけだったですかね。そして、合併の話ができて、光の森ができてきて、2万8,000は超えないだろう。で、3万になりましたですね。前町長が構想してたのを覚えてます。で、3万になったらこれ以上行かないだろう、3万8,000が終わりだろうと言ってたら、簡単に4万を超えたと。恐らく、予測を、皆さんが基本構想とかで想定されたものの全部上回ってますよね。だから、4万8,000は上回ると思います。これに拍車をかけたのが今回のTSMCの進出だと思いますので、総合計画の見直しの部分で人口のこれらも見直しながら、要は5万で市を目指すというのは町民に対しても何か、うちの町が市になるんだということでのさらなる町政への関心であったり、さらなる集約といいますかね。よそからの町に対しての定住というのでも深まるかなと思います。それだけの価値はある町で、本町は県内では唯一単独で市制になれる町であります。それらも県全体にも影響してくると思いますので、後でお話をしますが、今後の計画の進め方の中でぜひそういったところも加味していただければと思います。

それでは、次に移ります。

さらなる今の発展、人口もそうです。企業もそうです。住環境の整備等もそうです。今日も答弁ありました。部長からありましたけども、土地利用の制限があつてというようなことで、昨日からそういった話が出ております。7月にソニーのお話があつて全協がありました。11月にJASMの話があつて全協があつて、2回町長に質問といいますか、御意見申し上げております。それは、国家戦略特区、または構造改革特区というのを目指されたいかがという話です。

町長は、11月の私の質問には、同じように考えてますということで、道路の4車線化を、国土交通省の部長さんですかね、道路の、とお話をしたという話をされました。言わばこれは国家レベルの事業でありますので、今の農振とか都市計画とかという今のルールにのっとったものを一つ一つ変えていくようなスピードでは恐らく追いつかないのではないかと。もう募集始めましたよね、TSMCは。新聞出てましたね。募集をされて、まず台湾の本社か何かで研修をなさるんじゃないですかね、新しい方々も。そして、6年の末から完全に始まるということで、思ってるほど時間はないんです。近隣自治体も、新規採用者の方々の住居地も含めて、また企業誘致も取り組んでおられる。もちろん、町長を本部長として推進本部で取り組んでおられると思いますが、やはりインパクトある開発のためには、町には、先ほど申し上げました基

本施策の均衡ある効果的な土地利用の推進。市街化調整区域のバランスの取れた土地利用の推進。東部や南部の方とお話ししますと、西部ばかりと。光の森ばかりと。こっちは何もないということをよく言われます。大体、この18人の中には南小校区、白水台地の議員さんがいらっしゃって、質問の中でもそういう規制緩和の話毎回されております。今回、議員さんいらっしゃらないので、その方々の気持ちも代弁しながらお尋ねしますが、本町にある様々な規制を突破して、さらなる企業の誘致、住環境の整備などを含めた、そういった国家戦略特区、これを検討して推進すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 御質問にお答えします。

国家戦略特区制度は、経済社会情勢の変化の中で、自治体や事業者が創意工夫を生かした取組を行う上で障害となってきたにもかかわらず、長年にわたり改革ができていない岩盤規制について、規制の特例措置の整備や関連する諸制度の改革などを総合的かつ集中的に実施する制度です。なお、岩盤規制とは、役所や業界団体などが改革に強く反対し、緩和や撤廃が容易にできない規制のことであり、国家戦略特区の認定を受けるためには、何の岩盤規制をどのように緩和する必要があるのか、自治体や事業者が国に具体的に提案する必要があります。本町としましては、今後、規制による具体的な支障が出てきた場合に制度の活用を検討していく必要があると考えております。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） 検討をしてください。僕は、県のほうで出てくるかなというふうに思っております。というのは、空港アクセスの質問がございましたけど、中間駅に熊本版のシリコンバレーという話を知事が想定されましたですね。午前中の答弁でも半導体産業の集積という話もございましたけども、TSMCの進出によってさらに加速される。それを菊陽を中心とした近隣に集積するためにも、この特区、今の先ほど申しました土地利用の制限というところが一番大きいかなと思いますので、それらを県レベルではなくて国家レベルとして取り組むために、これは町長、1町だけではなかなか難しいのであれば、県や近隣市、合志や益城町と、本町も市街化調整区域活性化協議会でしたかね、私も副会長を務めてましたけども、そういった自治体とも連携しながら、市街化調整区域のバランスの取れた土地利用ということを進めなければならぬと思います。

ちなみに、僕は以前、議会報告で書いたんですけども、菊陽が中心になって、空港周辺自治体4か町村、そして広域連合の2市2町、この要になる、そういうまちづくりをしてもらいたい。私は、これを8の字構想とって、丸が2つの真ん中に菊陽があると。そして、この自治体全て人口を足しますと22万人強です。22万人というと、昔でいうと特例市、今の制度でいうなら中核市で、合併を促進するものではありませんが、それだけ大きな人口のある中での共通の様々な運営ができるというのは大変大きな効果が、政令市の隣にある地域としては効果があるろうと思います。

本町は、やはり副都心化、熊本市が政令市で、さらに政令市も特別自治体とかなんとかといって、政令市が独立じゃないですけど、そういう研究をされてますね。だから、そうなると思の拠点をどこに置くかって、八代ではなくて菊陽町となるように、こういう特区で未来に向けた、本町だけではなくて地域全体、熊本全体に波及するようなぜひ特区構想を、ま、検討ということで、当面は土地利用に対する岩盤規制を取るといってございまして、あらゆる企業の誘致。私は、想定したのは、企業誘致もありますし、昨日那須議員が大空港構想を言われましたけども、空港周辺の開発ですね。流通の拠点にする。また、産業の集積という話もありました。あとは、インバウンドを想定して、コロナ後の。メディカルツーリズムなどで外国の方が日本で医療を受ける。そういった特区ですとか、今申し上げました県版のシリコンバレー、住環境や、今、基本施策の13を申し上げましたけど、こういうような熊本の副都心化、産業集積地域ということでひとつ検討いただいて、これは全国にもインパクトあると思いますし、菊陽町がさらなる発展をする、そして菊陽町だけではなくて県全体に大きな影響を及ぼすと思いますので、検討されるということですから答弁要りませんけども、ぜひお願いをしたいと思います。特区については、また今後やっていきます。よろしくお願いいたします。

最後でございます。第5期の総合計画の検証についてということで、昨年質問をいたしまして答弁をいただいております。町長は、このように外部の評価もしっかりやっていきたいと。方針的にはそういう考えで取り組んでいるという答弁でございました。ただ、ちょっと課長と話したら、これは今後の第6期の話じゃないかという御指摘でした。ただ、私は、読み返して自分の思いでおると、第5期の検証の話としてお話をしたんだということで、再度課長にも申し上げました。要は、町民アンケートを取ってということでもございましたけども、去年の一般質問でもお見せしました。百数十ページにわたる、庁舎内で全ての項目について評価されております。これが何で今回ないのかなと。外部の評価というのはされたのか。もし終わってるのであるならば、1年たっております。なぜ議会への報告がないのか。これについてお尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 御質問にお答えします。

令和3年3月議会の答弁では、第5期総合計画検証について、庁内での検証に加え、外部に当たる審議会での検証を行っております。検証に当たっては内部と外部の2つの評価が必要との方針で取り組んでいると申し上げております。

第6期総合計画では、新たに基本施策ごとに成果指標を設けており、令和3年度が計画の初年度となることから、来年度以降、具体的な検証を進めてまいります。第6期総合計画の検証の進め方としては、指標を用いた内部の検証を外部に当たる審議会に評価していただくこととしております。

先ほど言われました後期計画の検討関係の資料につきましては、お渡しできるように準備したいと考えております。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） 5期の話しをされてると思ったら6期の話しされとったんですね。今後、外部も入れてということですよ。はい。

じゃ、まず5期の話からします。資料ができてるのであれば、分厚いんですよ。

（総合政策課長吉本雅和君「はい」の声あり）

ペーパーレスでICTも進んでおりますので、データで結構です。同僚議員にも申し上げますけども、前回、議長時代にもこれお渡ししまして、検証されておられません。できるなら、今度タブレットが配付されて、この資料を渡されたら、委員長を中心に各担当所管事務については一度検証を行っていただきたいと。これは御提案でございます。

それから、第6期については、すいません、今ちょっと5期のことの、毎年される。どうい、う、すいません、もう一回お願いします。

（総合政策課長吉本雅和君「検証を毎年する」の声あり）

はい、6期の。すいません、そこをもう一回。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 議員から御提案がありました毎年の検証実施につきましては、先ほどお答えしましたとおり、次年度以降、内部と外部の2つの評価を行っていくこととしております。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） 昨年、またプリントアウトしてきましたけども、富山県の朝日町の評価ですね。とてもよくできてます。中間と最終としながら、毎年2回、新聞社ですとか、議会からは議長、副議長含めて、そういった方々を外部を入れて検証されていると。今回は定量的に数値目標も掲げてらっしゃるし、以前に比べてそれが変わってきてると思います。それと、先ほど質問しました町政への影響はって、総合計画というふうに書きましたけども、特にこれから5年間、10年間というのは大きく変わってくると思いますので、それらも含めて、さっき人口も言いましたけど、上方修正を含めて計画を高めていく。そういうことができれば、より総合計画の実効性というのはよくなるのかなと思います。その際はぜひ外部の中に議会代表で、議長、副議長が出るのか分かりませんが、ぜひ議会にも情報共有いただきながら、私どもも計画に沿って進むように努力をしてみたいと思います。

今日は、TSMCの話と、それと関連するような形で町の今後の形ということで、総合計画の進め方について質問をいたしました。町長は任期はあと半年ほど、我々は1年でございます。今、前向きな答弁もありましたけども、町がさらに進むために、この責任は、今この菊陽町の政治をあずかっている我々にとっては大変な責任がある。長い菊陽町の歴史においてもそういう時期だと思いますので、どうか一緒に本町がさらに進みますように協力をしていきたいと思っておりますので、どうぞ皆さんもよろしくお願ひいたします。何か立候補表明みたいですけど、そうじゃございません。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君の一般質問を終わります。

ここで昼食休憩といたします。

午後は1時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時3分

再開 午後1時0分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） こんにちは。日本共産党の小林久美子です。

町民の皆さんを代表して一般質問を行います。執行部には明確な答弁をお願いします。

皆さんも御一緒だと思いますけど、ロシアのウクライナ侵攻によりまして、毎日、朝起きると停戦になっていないかというふうな気持ちになるのではないかというふうに思っています。本当に一日でも早い停戦をしてほしいというのが率直な思いです。ロシアは、一方的に独立承認したウクライナの東部地域にロシア軍を侵入させるとともに、ウクライナ各地の軍事施設、キエフなどへの攻撃を始めました。プーチン政権のウクライナへの侵略は、主権の尊重、領土の保全、武力行使の禁止を義務づけた国連憲章、国際法に違反します。ロシアが核保有国であることを誇り、攻撃されれば核兵器で応えると言っているのは絶対に許されません。日本政府がやるべきことは、憲法9条を守り、戦争被爆国として核兵器禁止条約に参加し、核廃絶を世界に働きかけることだと私は思います。町も非核都市宣言をしていますので、何らかの対応をお願いしたいと先に述べておきます。

今日は、教育関係について何点か質問します。

第1に、町立小学校の学級編制についてとじています。現行、文科省の小学校学級編制上限は1年が35名、2年以上が40名のところを、熊本県の基準では1年生、2年生は35名となっています。町内の学級別人数はどうなっているのでしょうか。昨年5月時点の学級別人数の資料なども見せていただきましたけれども、まずその点について質問をしたいと思います。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（平木元宏君） 失礼いたします。御質問にお答えします。

議員がおっしゃるとおり、現在、熊本県では、小学校1、2年生は1学級35人、3年生から6年生は1学級40人が基準となっております。町内の6つの小学校における今年度の通常学級の学級別人数は、40人が基準とされている3年生以上の全62学級のうち35人を超えているのは、菊陽中部小学校の5年3組が36人、武蔵ヶ丘小学校の5年1組が36人、武蔵ヶ丘北小学校の3年1組が38人、同3年2組が39人となっております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 町内の小学校低学年の状況では、武蔵ヶ丘北小学校の3年生だけが、質問通告では1組が38名、2組が39名としていますが、これは今年の5月1日の人数でして、1組が39名、2組が38名に変更をお願いします。小学校3年生以下だと、武蔵ヶ丘北小の1組と2組が35名を超えているということになりまして、先ほどの中部小とかは5年生ということでしたので、そういう状況です。特に、今回この問題を取り上げたのは、さらに特別支援学級の児童さん方と一緒に授業を受けると、実情として1組が39名プラス7名で46名、2組が38名プラス支援学級の児童さんが入ると、4名入りまして42名ということで、音楽とか体育、理科、総合の授業が行われているというふうにお聞きしていますが、コロナ禍の中で四十数名を超えるというのは非常に厳しい、密になるということで、どのように対応されているのかお聞きします。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（平木元宏君） 失礼いたします。先ほどの答弁の数、5月1日現在で通告がございましたので、1組が38人、2組が39人とお答えをしましたが、その後、転出入がございまして、議員御指摘のとおり、現在は1組が39人、2組が38人となっておりますので、ここからの答弁に関しましてはその数でお答えをさせていただきます。

それでは、御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、現在、武蔵ヶ丘北小学校の3年生は1組が39人、2組が38人と国の基準は満たしているものの、特別支援学級に3年生が11人在籍しており、特別支援学級在籍の児童が教科によって通常学級の教室と一緒に交流授業を受ける場合は、1教室の児童数が40人を超えることもございます。そこで、9月の定例校長会議におきまして、コロナの感染予防の観点から、3年生以上の1教室の児童数については交流授業の際も6列掛け7人の42人を超えないように配慮するとともに、必要に応じて多目的教室等の活用についても検討することという指導を行っております。その後、武蔵ヶ丘北小学校では、特別支援学級に在籍する児童の個別の時間割を見直し、交流学級での児童数が少なくなるよう工夫すると同時に、特に3年1組は教科によって教室を移動し、広いスペースを持つ多目的教室で授業を行うようにしております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） ありがとうございます。多いという人数で、今のところは42名を超えないような指導をしてるということだったんですけども、保護者の方からお聞きしますと、人数が多いために、コロナの感染症の対策も必要なのかかわらず、密の状態になるということ。それから、先生も平時よりも業務が増えていますので、かなり先生の目が行き届かないことも、先生の負担が大きいのではないかというふうにお聞きしました。それから、人数に見合った設備が整ってないということで、棚数も人数分がなかったり、あと手洗い場は、先ほ

ど確認しましたが、教室内にあるということで、手洗いとか歯磨きとか、特に最近注意してるといふことでもありますし、そういう設備の問題もあって、改善を何とかしてほしいといふふうに思ってたようです。

それで、教育長とか検討していただいて、特別支援学級の児童さんを別にするように、今お話があったように、42名以上にならないように指導があったということなんですけど、保護者のほうとしては、特別支援学級の子どもさんを排除というか、分けるということはありませんかといふふうに思ってたんですけど、それに見合った設備があればやってくれるということで相談を受けました。それで、私は思うのですが、今は3年生以上は40人というのは法的な範囲では学級編制でいいんですけど、特別支援学級の子どもさんを含めて、例えば40人以内にするとか、そういうことは考えられないのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（平木元宏君） 失礼いたします。特別支援学級在籍の子どもさんの交流授業の件につきましては先ほど答弁したとおりでございますけれども、誤解のないように補足をさせていただきます。

特別支援学級に在籍しているお子さんは、個別の時間割ということで特別支援学級で時間割を作成しております。個々の障害の状況等に応じて時間割を変えております。ですので、交流授業を受けるときに特別支援学級に在籍しているお子さんの個別の時間割を多少調整することで、一遍に多数の子どもがその教室に入るのは防ぐことができます。そういう意味でございますので、決して特別支援学級のお子さんを通常学級のほうには入れないよといふことではございません。数をできるだけ減らせるように個別の時間割を調整するよといふことでございますので、誤解のないようにお願いをしたいと思います。

それから、議員から御指摘のありました教室の中の手洗い場、流し台につきましても、武蔵ヶ丘北小学校の3年生の教室も流しが教室内にあるといふふうに確認をしております。今後、できるだけ早い時期に、来年度は4年生に上がりますけれども、当該学年が使います教室の流しの改修工事については検討を始めていきたいといふふうに思っております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 特別支援学級の子どもさんの件はよく分かりました。

それで、武蔵ヶ丘北小の3年生の保護者の方の思いは、今の3年生の方は2年生のときは3クラスだったので、コロナであってもある程度余裕があったのではないかといふふうに思います。それで、今の3年生の方は4月からになりますと、35人の枠がないので、結局また2クラスになります。ただ、現2年生は4月からになりますと3クラスの編制になるよといふふうに思いますので、今の3年生の保護者の方は、2年生のときは3クラスでした。そして、3年生は2クラス。4年生になっても、コロナの終息がなかなか見えない中で、またやはり2クラスでずっ



とっていく。今度、下から上がってくる2年生は3年生になったときは3クラスというよう  
なことで、対象外なのが非常に残念という思いを持たれています。今、特別支援学級の児童さ  
んを排除することではないということで説明があったんですけども、ちょうどはざまにある  
学年の方、そして教室も、たまたま教室内に手洗い場所とかもあって狭いということもあり、  
コロナが終息してないということもある中で、何とかその問題を対応してほしいということが  
ありますので、私は、すぐ教室を増やすとか、そういうのができないということもありますの  
で、支援員の方の配置を新たにできないかというふうに思いますが、この点についてはどうで  
しょうか。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（平木元宏君） 御質問にお答えします。

武蔵ヶ丘北小学校の現3年生は、来年度76人の予定と確認しております。したがって、  
1、2組ともに38人の学級編制となる予定でございます。そこで、武蔵ヶ丘北小の来年度の4  
年生につきましては、個に応じた指導の徹底及び新型コロナウイルス感染拡大防止のために、  
来年度は教育支援員の配置については特に充実させるなど適切な対応を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 来年度は38人ずつということで4月から予定されてるということで、  
教育支援員の配置を検討するというので、ぜひ支援員を増やしていただきたいと思いま

す。今、コロナの問題ではサポートするための、学校にサポート員といいますか、サポートする  
方が入ってるんですけど、3時までとか、そういうので、結局その後、クラス担任の先生とか  
いろんな業務があるので、そういうこともぜひ、もちろん教育委員会としてはお分かりだと思  
うんですけど、そういう対応もぜひしてほしいなというふうに思っています。

特に、支援員の問題では少し、武蔵ヶ丘北小のクラスのことだけではないんですけど、オン  
ライン化の中でICTの支援員とか、そういうのを増やしてほしいという要望なんかも出され  
ていましたので、今後検討していただきたいというふうに思います。

そしたら、2番目の少人数学級についてに移ります。

熊本市では、国の上限より前倒しで、今年の4月から35人学級が小学5年生まで実現する  
ということが報道されています。菊陽町は、学校の先生は県の費用で配置されてるので、熊本市  
と同じようにはできないのではないかと思います、町で少人数について検討できないかと。  
このことをお聞きします。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（平木元宏君） 失礼いたします。御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、熊本市では国の上限より前倒しで、今年の4月から小学5年生まで  
35人学級が実現されます。御存じのとおり、熊本市は政令指定都市となっており、学級編制及  
びそれに伴う教職員の配置数も熊本市独自で判断することが可能でございます。しかしなが

ら、本町も含めた熊本市以外の市町村で前倒しの35人学級編制を行う場合は、事前に県教育委員会へ特別な理由を付して申請を行い、承認を得なければなりません。

町内6小学校の児童数を見ますと、35人を大きく上回っているのは武蔵ヶ丘北小学校の現3年生だけでございますが、先ほども申し上げましたとおり、菊陽中部小学校や武蔵ヶ丘小学校にも35人を上回ってる学級がございます。独自の学級編制となると、町で複数の職員を採用することとなり、人材確保が非常に困難な状況になることが予想されます。県の基準によって、令和7年度には6年生まで全ての学年が35人学級となることから、前倒しでの35人学級編制の申請は行わず、武蔵ヶ丘北小学校の現3年生につきましては、先ほども申したとおり、教育支援員の配置や教室の配置、さらには手洗い場の改修等、適切な対応を行うことで個別に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 前倒しの35人というのはなかなか難しいということで、これは3番目の教育環境整備の今後の令和7年度までの状況にも関係してくるかと思っておりますので、そこでまた触れたいというふうに思います。

菊陽町は、皆さんも御存じのように、全国的には小学校の統廃合とかいろいろある中で、人口が増えて大変喜ばしいことなんですけれども、それに伴っていろいろな整備を今努力をされています。3番目の教育環境整備についてに移りますが、町長の施政方針では、令和4年度、菊陽北小の給食室の新築、武蔵ヶ丘北小の校舎の増築、また給食室の新築設計業務、菊陽中学校の常設校舎建設を実施するという説明でした。その規模と内容はどうかというふうにしていますが、令和4年度の一般会計の説明書の中でそれぞれのどの程度お金がかかるのかというのは示されているんですけれども、まず令和4年度はどういう内容で取り組むのかについてお尋ねをします。

○議長（上田茂政君） 施設整備課長。

○施設整備課長（荒牧栄治君） 御質問にお答えします。

まずは菊陽北小学校についてでございますが、菊陽北小学校の給食室は近年の児童数の増加により手狭になってきており、今後さらに児童数は増加することから、現状の給食室では給食の提供が不可能となるため、学校衛生管理基準に基づいた給食室を新築するものでございます。規模と内容につきましては、平家建てにて延べ床面積約410平方メートル、1,200食対応の給食室を計画しており、現在、設計中でございます。

続きまして、武蔵ヶ丘北小学校についてお答えします。

近年、校区内の宅地化が進んだことに伴い、児童数は緩やかに増加していくと予測しておりますが、令和4年度には3年生が、令和7年度には全学年が35人学級となり、全ての学年の普通学級が3学級となることから、普通教室2教室の不足が見込まれております。また、武蔵ヶ丘北小学校は昭和60年度に開校、築36年が経過し、老朽化が著しく、大規模改修工事の実施時

期とも重なっていることから、大規模改修工事を施工する際に必要となる教室の使用計画も見込んだ上で校舎の規模を決める必要があると考えております。規模と内容につきましては、おおむね6教室分の校舎増築、800食対応の給食室を考えており、来年度の詳細設計で検討してまいります。

また、小学校の全学年が35人学級となる令和7年度に35人学級による教室不足が見込まれておりますのは武蔵ヶ丘北小学校のみでありまして、他の小学校はございません。

続きまして、菊陽中学校についてお答えします。

菊陽中学校は、来年度には1教室が不足し、令和9年度までにはさらに3教室が不足することが見込まれており、この状況に対応するため、本年度、4教室分の仮設校舎の整備を行っております。令和10年度以降も生徒数の増加は続くと予測しており、1学年が10学級となることも予測されているため、その規模に応じた常設校舎を検討する必要があると考えております。しかしながら、菊陽中学校は学校敷地にあまり余裕がなく、校舎増築のスペースに限りもあるため、隣接する公共用地の土地利用計画も含めた中で配置計画などを検討し、基本計画を策定してまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 今、答弁をいただきましたけれども、菊陽北小は1,200食で給食室の整備を行うということと、あと学童クラブも北小はありましたよね。それと、武蔵ヶ丘北小のほうはそしたら6教室増やすということと、武蔵ヶ丘北のほうも給食の整備も行うということで、あと菊陽中が4教室仮設で賄うという、やっていくということだと思いますが、次の2番のお答えもいただいたんじゃないかと思うんですけど、令和7年には小学全学年の上限が35人となるが、それに向けてはどの程度の教室の確保などが必要となるのかとしてますが、今の答弁にありましたように、結局これは武蔵ヶ丘北小だけが6教室不足して、菊陽中が不足して、ほかの小学校は充足してるというふうに受けていいんでしょうか。

○議長（上田茂政君） 施設整備課長。

○施設整備課長（荒牧栄治君） 35人学級によります教室不足が今現在見込まれているのは武蔵ヶ丘北小学校のみでございまして、武蔵ヶ丘北小学校の教室不足については、現状では普通教室として2教室が不足するというようなところで見込みをしております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 確認ですけど、これは文教の委員会とかで検討をよくされるんだと思いますけど、すいません、今、文教じゃないので。結局、北小の6教室が令和7年度の、小学生の場合は武蔵ヶ丘北小の6教室だけが不足ということではよろしいんですか。

○議長（上田茂政君） 施設整備課長。

○施設整備課長（荒牧栄治君） すいません、言い方が悪かったかもしれません。武蔵ヶ丘北小学

校につきましては大規模改修工事のほうの計画も一緒にしていきます。そういう中で、教室を改修するとき、どうしても改修工事するときその教室分を確保しなきゃなりませんもんですから、そういう中で一緒に増築校舎の教室を考えていきたいと。そういう中で、おおむね6教室を考えてますというところでございます。実際足りない教室分と、大規模改修工事を進めていく中で必要な教室分ですね。例えば、職員室ば改修するとき、職員室をそっちに持っていかないかんという中で、室数も考えた中で増築校舎を考えていきたいというところでのおおむね6教室でございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） それでは、令和7年度には小学校学年の上限が35人となるんですけど、町全体の小学校全体では教室というのは今の状態でやれるのか、それとももう少し必要になるのかについてお聞きします。

○議長（上田茂政君） 施設整備課長。

○施設整備課長（荒牧栄治君） 令和7年度現在では、先ほどから言っております武蔵ヶ丘北小学校のみが教室が足りないような状況になりますんで、そこに応じて、来年度で校舎の増築の設計と給食室の新築の設計のほうを行います。状況を見ながらになると思いますけども、次年度の令和5年度では校舎の増築に入っていければなというふうに今現在考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） それでは、順番としては4番になっていますが、先に、今のと関係がありますので、4番についてお尋ねをします。

令和7年度の35人学級に向けては、武蔵ヶ丘北小だけの設計、令和4年度で設計して令和5年度で実施していくということですけども、TSMCの進出で人口が増えるのではないかと、ほかの同僚の議員の質問であっていましたが、その分は令和7年度の教室との関係ではどのように今考えておられるのかをお尋ねします。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（平木元宏君） 御質問にお答えします。

この件につきましては、午前中の甲斐議員からの一般質問に対してお答えしましたとおり、現段階では、果たして何人の学齢期の子どもが本町に居住するのか、また何人の保護者が公立学校への就学を希望されるのかについての情報が全く入っておりません。去る2月4日にオンラインで開催された熊本県教育委員会並びに関係市町村教育委員会合同の半導体産業集積に係る第1回熊本県教育行政連絡会議においても、具体的に議論には至ってないところでございます。今後、教育委員会としましては、町の半導体産業企業誘致推進本部並びにプロジェクトチームの取組の中で迅速な情報収集を図り、取組の方向性を明確にしていく必要があるというふうに考えております。具体的な教室数につきましては、施設整備課長のほうでお答えします。

(16番小林久美子君「もういいですよ」の声あり)

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 結局、TSMCの進出に伴っての人口についてはどれだけ来るのかまだ全く分からないので、その情報を得た上で今後具体的に検討するということにならざるを得ないということで理解をしました。

そしたら、教育環境整備の3番で、今、学校の教員不足が深刻になっている状況で、とても教育委員会としても御苦労されているというふうに思いますが、今の先生の状態や教員確保について、どのように対応されているのかということをお尋ねしたいと思います。

町の単費で51名でしたかね、支援員の方も配置して、私も以前からそのことはお聞きしていましたけども、本当に前よりも支援員の先生というのは非常に増えておられるなという印象を持っていますが、学校の先生たちの働く、教員不足というところの今考えておられることをお尋ねしたいと思います。

○議長（上田茂政君） 教育長。

○教育長（上川幸俊君） じゃ、私のほうからお答えをいたします。

御質問にもございましたように、これは新聞等でそれぞれ報道されておりますが、現在、全国的に教員不足が教育現場においての深刻な課題となっております。教員不足の要因としましては、これは文部科学省の調査でございますが、教員採用選考考査受考者の減少、教員志望者そのものの減少と、それに伴う臨時的任用教員希望者の減少。これは、その年に希望したけれども採用がかなわなかった方々が臨時的任用教員として採用される場合が多うございますので、その臨時的任用教員希望者の減少と。さらには、これも大きな課題ですが、特別支援学校の生徒数及び特別支援学級の生徒数が急激な増加を見せておりますので、そこに教員定数が不足するような状況が起きているということでございます。教員定数が増えて、人が不足するということが起きているということでございます。

熊本県でも教員不足は深刻な状況でございます。任命権者でございます県の教育委員会では教員不足の解消に向けまして、定年退職者の再任用の推進、これ意外と再任用の希望者が少ないということもあるんですけども、再任用の推進。それから、学校における働き方改革の推進。さらには、教職を目指す大学生への広報活動と。これは、教職の魅力を伝えながら教員志望を増やしていくという取組などがございます。これらの取組を熊本県も一生懸命今取り組んでおられるところですが、残念ながら次年度においてもなお厳しい状況は変わらないというふうなことでございます。菊陽町の教員配置についても影響があるものというふうに思っております。

ただ、菊陽町において教員不足が生じないように、臨時的任用教員の人材の発掘に積極的に私どもも取り組んでいるところです。本来は任命権者である県のほうが採用されるわけですけども、うちで探した臨時的任用の先生はうちで採用することができますので、菊陽町の教育委員会でも懸命に人材の発掘を行っているということで、任命権者であります熊本県の教育委

員会にしっかりと協力をしていくということで今進めております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） ありがとうございます。いろんな教員不足、私が多分、高校とか卒業する頃というのは、県の採用というのは先生の成り手が多くてなかなか試験に通らないというのをずっと聞いてたような気がするんですけど、今は随分変わって成り手不足ということですが、その成り手不足の一つに労働強化というのがあるのではないかとということだと思うんですけども、学校の先生たちの例えば残業とかはどんなふう把握されてて、どういう状況なのかというのがもし分かれば、教えていただきたいと思います。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（平木元宏君） 御質問にお答えします。

まず、勤務時間の把握につきましては、ミライムというパソコンをもちまして、担当それぞれが入力をして、出退勤の管理を管理職のほうが行うようにしております。なお、月末にはその月の超過勤務時間の報告を教育委員会に上げるようになっておりますので、私どもは前の月の超過勤務時間がどうであったかということ委員会として把握をしております。

現状を申し上げますと、国のほうからは超過勤務時間は45時間を超えないよという指導を受けておりますが、小学校のほうはおおむね45時間を超える職員はおりません。中学校のほうは、まだ部活動のほうは社会体育に移行しておりませんので、部活動関連の業務もあって、小学校と比べますと80時間を超えるという職員も何名かおります。そのたびに、学校長を通じまして当該職員への指導、それから健康面が心配でございますので、医師面談の推薦、医師面談を受けてみないかというような奨励も含めまして、管理職からきちっと指導をしてもらえるように委員会として学校にお願いをしているところでございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 私の今日の一般質問は以上なんですけれども、一番最初の武蔵ヶ丘北小のほうはいろいろ対応していただけるという答弁を得ましたので、保護者の方の期待に沿ってぜひ対応をお願いしたいというふうに思います。

それから、教員不足や、ソフト面はまだまだいろいろ今からやっつけていかれるんだと思いますが、全体として非常に児童・生徒の数が増えているので、本当に教員の確保とか大変だなというふうに思っています。

それから、今日は触れませんでしたけど、この前教育長のほうから教えていただいて、特別支援学級の子どもさんが全体で280名ということで、この数も、私も議員長いですけども、以前はそんなに多くなかったので、あつという間というのは表現がよくないですけども、本当に私たちの想像を超えて増えておられるなというふうに思っています。特別支援学級に行かれてなくても、境界型といいますか、そこまで必要じゃないけども、クラスになかなかじめ

なかったり、落ち着かない子どもさんとか、そういうことも保護者の方は抱えておられて、学校の先生に本当に行き届いた教育をもっと、保護者の方ももちろん協力されるんですけど、そういう思いも聞いていますので、今日は触れていませんが、そういうところに丁寧な対応ができるように今後も取り上げていきたいというふうに思います。

これで私の質問は終わります。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さんの一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後 1 時40分

再開 午後 1 時50分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 皆さんこんにちは。議席番号11番坂本秀則です。

私は、町民の声、要望を町政に届けるかけ橋になるをモットーに議員活動を行っております。今回も、その活動で私に寄せられた声、要望を基に、質問事項に従って質問席で質問いたします。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） まずは、質問事項1、町振興と発展について。

(1)第三原水工業団地整備を早急に計画し、着工できないかについてですが、第二原水工業団地にTSMCの進出が決まって以降、第二原水工業団地周辺の畑及び山林を購入また転売目的で、現地調査並びに購入交渉で不動産関係やディベロッパーの方々が地元に残っています。地元区長さんからも相談を受けております。私も実際に見かけました。現実、TSMC進出に伴い、子会社、関連企業や流通に必要な用地等、多くの土地が必要になります。第二原水工業団地周辺地域の乱開発を防ぐ上でも、低炭素化社会を築く上でも、第三原水工業団地の設置を早急に計画し、着工すべきだと考えます。昨日の答弁では、今後の経済状況を踏まえ、しっかりと検討していくとの答えでありましたが、今後の設置に向けた調査内容や検討の結果はいつ出るのか等を含め、もう少し掘り下げて具体的な答弁を求めます。

○議長（上田茂政君） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君） それでは、今、御質問いただいた件についてお答えさせていただきます。

先ほど、議員にも触れていただいたんですが、複数の議員皆様からの御質問への御答弁のとおり、新たな工業団地も含めて企業誘致のための用地確保の必要性は認識しております。新たな工業団地も含めて企業誘致の用地確保については、第二原水工業団地の近隣地も含めて、今後の経済状況や企業の投資意欲などを注視した上で、その手法、併せて箇所や規模について検

討してまいります。

それと、昨日も答弁のほうで少し触れさせていただきましたが、特別会計のほうで調査費のほうを計上させていただいております。ただ、現時点では、その調査費に関して、新しい工業団地のために使うのか、それとも民有地等を活用した遊休地の調査等に使うのかというのは確定しておりませんので、今御質問いただいたような調査のめどというのは現時点では立ってないというようなお答えになるかなと思います。

以上となります。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 午前中の答弁では、関連企業等、IT関係か半導体関係の企業を積極的に誘致していくという答えだったのですが、どういう調査をするかまだ分からないということですが、来年度は何もしない。それとも、どういうことをやるとか、具体的に説明をお願いします。

○議長（上田茂政君） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君） 今いただいた御質問についてお答えさせていただきます。

先ほどと重なる部分はあるんですが、来年度の予算で調査費のほうを計上してるということになっております。午前中答弁させていただいた関連企業に関しては、甲斐議員の答弁の際にもお話しさせていただいたように、情報収集していくというようなお話をさせていただいたかなと思います。具体的に関連企業が出てくるということがはっきりしておる状況ではありませんので、どういった規模で進出の予定があるかとかというところ辺の情報は集めていく必要があるかと思っております。

議員が御質問いただいたように、来年度どうしていくのかということなんですが、そういうことも情報収集を踏まえながら、新規工業団地として規模や箇所というのを選定のために必要な調査等に使っていくことも考えられますので、そういった調査を行うこともあり得まして、そういった調査を行えましたら、その箇所や規模を特定しながら具体的な用地とか整備内容について詰めていくということになるかなというふうに思ってます。現時点では予算を調査費としてまだ上げてる状態ですので、具体的な作業に入ってからスケジュールなんかは御説明できるかなというふうに思っております。

以上となります。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 実際、先ほども言ったとおり、不動産関連とかディベロッパーの方々が多数、土地を見に来たり調査したりしてるんですが、町長どうですか、工業団地設置については。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今、担当課長が申しあげましたように、確かに今、坂本議員が言われたように、いろんな方が土地を探してされとるという話も聞きますけども、とにかくまずは、JA



SMのほうもいよいよ4月頃から建物のほうの工事も始まっていくということで、それにいろいろ協力しながらやっていく対応も必要でありますけども、一方では新たな工業団地、そちらのほうの対応も必要ということで、さっき議員さんの中からも体制はどうするんだということもありましたけども、その辺も十分考えながら予算等も組ませていただいておりますので、その中でできるだけ早く努めていきたいというふうに考えております。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 他市町村に遅れないように、こっちが先手を打つような思いで計画を立てて実行していただきたいと思います。

次に移ります。

(2)の質問ですが、今現在、工場本体建設に向けて造成工事が急ピッチで行われております。造成工事は朝7時頃から重機が動き出し、我が家にも重機の動く音が聞こえてきます。4月からは工場本体工事が24時間体制で始まるそうですが、今後はくい打ちやコンクリート打設工事、大量の工事資材や製造機械等の搬入、4,000人とも言われる工事関係者の移動が予想されます。造成工事では発生しなかった騒音、振動、交通渋滞が起こると考えますが、町としての対応は十分か質問します。

○議長（上田茂政君） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君） それでは、いただきました御質問についてお答えいたします。

御質問にあった騒音、振動に関しては、それぞれ騒音規制法、振動規制法に基づき、法律の定める範囲において適切に対応されると考えております。しかしながら、騒音や振動に関して法律の想定しない個人的な感覚もありますので、法律で定められた内容を前提としつつ、周辺地域などから何らかの要望、確認依頼等があり、その状況をしっかり把握した上で、町からJASMや工事施工者に対して必要があると判断すれば、適切に働きかけることも考えてまいります。

次に、工事関係の車両による渋滞の懸念ですが、既にJASMや工事関係事業者には通勤時の配慮を申し入れており、その重要性は理解いただいております。実際に、現在の工事においても、通勤、退勤の時間帯は可能な限り工事関係車両の通行や道路関係の作業を避けており、関係者の理解により、その影響は最小限に抑えられてると考えております。万が一、工場建築工事開始後など渋滞への影響が確認できた場合は、JASM及び工事施工者に適切な対応を求めてまいりたいと考えております。

以上となります。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 騒音とか交通渋滞とか、その辺はそれで対応していただきたいと思いますが、一番懸念するのが、工事関係者または資材搬入等の車両の生活道路への進入ですね。様々なところから、日本中また外国からも来るかもしれませんが、普通の大きな道、4車線の道とか県道大津植木線とかを利用されるなら分かるけど、我々住宅地の前の町道とかに入って

くる車両もあると思うんですが、その点の規制というか、進入しないような指導、その点はいかがですか。

○議長（上田茂政君） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君） 今いただきました御質問についてお答えいたします。

今、議員がおっしゃっていただいたような生活道路に対する工事車両の進入に関しては、先ほど申し上げたとおり、現在も造成工事を行っている事業者のほうにはお伝えしております。今後、建築の工事に関しましても、生活道路への進入がないように町としては申入れを行っていきたいと思いますし、万が一そのようなことがあれば、御連絡いただければ、我々のほうでまた正式に申入れをしていきたいというふうに考えております。

以上となります。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） よろしくお願ひします。

次に移ります。

(3)の質問ですが、昨日の通勤バスの増便への答弁では、利用者が1日500人、朝8便、夕方8便、バス2台で運行で、今後1,500人ぐらまで利用者が増加するとのことでした。将来にわたり、北小学校の通学路を通して南方大人足線から工業団地に向かう通勤バスで、1日当たり1,500人の通勤通学者を運ぶのは大変無理があると考えます。そこで、町は交通渋滞緩和のためにも、大量輸送と定時運行ができる鉄路またはモノレールやレールバス、BRTなどをはじめとする新交通システム等での通勤通学者の公共交通手段を設置できないか。原水駅からだけじゃなくて、最短ルートでのルート、原水駅東側からの乗換駅を含め、設置できないか質問いたします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 御質問にお答えします。

鉄道や新たな交通システムの導入には多額の費用と長い期間を有しますので、町の事業として取り組むことは現実的ではないと考えております。現在、セミコン方面には、本町と県、合志市、セミコンテクノパーク協議会で構成するセミコン交通対策協議会が運営主体となり、セミコン通勤バスの運行を熊本電気鉄道株式会社に委託し、朝夕の通勤時間に8便ずつ運行しています。本町としましては、今後もセミコン通勤バスの輸送力強化を軸として、JRとセミコン通勤バスの利用促進を図っていくこととしております。

なお、菊陽空港線の延伸に伴い、現在の転回所が使用できなくなることが予想されることから、輸送力強化も見据えた上で、原水駅北側に雨よけ用の屋根や照明施設などを備えた新たな転回広場の整備を計画しております。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 通勤バスに当たっては、私が当選後、平成19年の初めての一般質問で運行を提案し、現在に至っていると認識しておりますが、ここは通学路も通るんですよね。それ

で、昨日の答弁では1,500人ぐらい今後利用するんじゃないかということでした。せめて代替えの鉄道ないし新交通システムを検討する価値はあると思いますが、いかがですか。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 先ほども申し上げましたように、鉄道や新たな交通システムの導入には多額の費用と長い時間を要しますので、町の事業として取り組むことは難しいと考えております。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） じゃ、多額の費用はどのくらいかかる。それ検討されたんですか。分かる。鉄道だったら幾ら、レールバスだったら幾ら。それ根拠あっておっしゃってるんですかね。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 検討はしてはおりませんが、空港アクセスのほうに鉄道を引くためには500億円ぐらいかかるということでもありますので、町が取り組む事業ではないと思っております。

そして、とにかく菊陽空港線の延伸を早くつなぐことによって、今度はJRの高架でいきますので、今のJASMEが立地するところからでも、車で行っても空港までは約10分ちょっとぐらいで行くんじゃないかと私は思っておりますけども、新たな道路も1本造るということで、そちらのほうを早く整備して、上のほうの大津植木線と西合志大津線が4車線化、こちらのほうを急ぐべきだというふうに考えております。それができると、さらにもう一つ、下原堀川線ですね、今、鉄砲小路のところまで止まってとる。これも上のほうへ延ばすと、さらに南北の道路ができるということになりますので、そういうところを早く実現できるように取り組むのが今の一番大事なことじゃないかというふうに考えております。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 500億円と言われましたが、それより安価でできる方法もあると思いませんか。この案に対して、担当の土木部長、どう思われますか。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長兼都市計画課長（井芹 渡君） 私のほうからお答えいたします。

うちの土木部としましては、当面の一番の課題は交通渋滞であります。それに関しましては、先ほどから町長も申し上げましたように、菊陽空港線の完了を急ぎたい。それと、総合政策課長が申し上げましたセミコン通勤バスの転回広場の整備を急ぎたい。この2本をまずは急いで頑張っていきたいというふうに考えております。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 通勤バスでどうにもならないときには、ぜひ導入のほうよろしくお願います。

それでは、次に移ります。

続きまして、質問事項2、農業の振興と発展について。

(1) 農業共済の収入保険制度加入者へ町から助成をするべきではないかについて質問しますが、農業共済の収入保険制度について、制度の内容及び加入状況等を熊日新聞の記事を引用して皆さんにお知らせします。

収入保険制度は、国がTPP対策の一環で2017年、農業災害補償法を農業保険法に改称して創設。19年に運用を始めた。国が農家と掛金を折半し、資金面で支える。既存の農業共済は、支払いが自然災害や病虫害被害に限られる。一方、収入保険は、価格下落や生産者のけが、病気などあらゆる要因に対応するのが特徴だ。特定の品目や産地に限定した影響緩和対策、ならし対策や野菜価格安定制度と異なり、幅広くカバーする。21年分の県内の加入者数は2,123経営体で、20年の1,378経営体から大幅に増えた。それでも、大半が青色申告をしている認定農業者数約1万6,000人の2割にとどまる。加入が進まない理由は、一つは農家が高いと感じる掛金の額だ。基準収入1,000万円と補償割合と支払い率を共に90%と設定した場合、積立ての負担がある1年目は掛金が約33万5,000円となる。農家の負担を軽減するため、掛金の一部を助成する自治体もある。県は、コロナ禍の特例として、22年分の新規加入者に対し、掛け捨て分の3分の1、上限6万円を助成する。緊急支援制度を新設、水俣市と芦北、津奈木、氷川、苓北、玉東。さらに、これ高森も今加わってます、高森町はさらに独自の補助を上乗せする。それと、全国を見てみますと、県で8県ですね。と、ほかに198市町村、延べ206の地方自治体で実施されてますね。

以上が熊日新聞の記事を引用した説明になりますが、今後、農業経営は、国際情勢の急激な変化による燃油や肥料、資材、飼料の高騰や気候変動による農作物の悪影響と、不安要素が募るばかりです。その不安要素を少しでも補ってくれるのが、今までなかった画期的なこの収入保険であります。菊陽町の豊かな農地を守るためにも、町の美しい田園風景を未来につなげるためにも、加入者を増やし、農業経営を安定させる必要があります。そのことを踏まえた上で、前向きな答弁をお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） 御質問にお答えさせていただきます。

先ほど、議員から説明がありましたが、いま一度、概要について御説明申し上げます。

収入保険制度は、自然災害や市場における価格低下だけではなく、取引先の倒産、盗難、運搬中の事故、けがや病気で収穫ができなかった場合など、農業者の経営努力では避けられない要因により収入が減少した場合に補償する制度であります。過去5年間の平均収入を基準収入とし、基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を上限として補償されるものでございます。近年、異常気象による災害が頻発し、天候不順による農作物の品質低下が懸念される上、不安定な社会情勢を背景とした原油価格の高騰のあおりを受け、農業用資材の高騰など経営環境は著しく悪化し、収入保険制度の重要性は増してきております。制度の普及と

加入の推進を今後加速していきたいというふうに考えてるところでございます。

保険金、掛金の50%を国が負担することとなっております。また熊本県では独自の施策としまして、6万円を上限として保険料の16.7%を負担しており、加入者にとっては大変有利な制度であると認識しております。また、このほか、議員おっしゃいましたように、一部の自治体でこれに上乗せ支援を行っているというのが確認できております。

この保険制度を普及させるため、菊池地域では、熊本県、県北広域本部、菊池の市町、そして菊池地域農業協同組合及び熊本県農業共済組合菊池支所で構成する熊本県収入保険推進協議会菊池地域協議会を組織しまして、農業者に対し、同制度の普及と加入促進に向けた活動を行っているところでございます。収入保険掛金への支援につきましては今のところ考えておりませんが、加入率は依然として低い状況であります。菊池地域協議会を中心に、さらなる普及と加入促進に向けた取組を強化するとともに、同協議会を構成する関係市町と連携し、経営の安定化に向けた施策について検討してまいりたいというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 今、協議会の中でいろんな施策を話し合うということですが、これ一番いいシステムなんですよ。そこで、菊陽町が先頭に立って、ほかの市町村を、あんたんともやるばいと。部長が農業を愛してることは重々知っております。先頭に立って、ほかのところも引き入れて、県の3分の1の補助は引き続き来年度もあるんですよ。それにまた上乗せして、せめて半額になるようにリーダーシップを取っていただけませんか。部長、いかがですか。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） ありがとうございます。農業は本当に宝でございますので、今後も振興して維持発展させていかなければならないというふうには強く思っているところでございます。しかしながら、しかしながらという言葉はちょっと表現なんでしょうけども、菊池地域協議会、これを構成します2の市と2の町でございますけども、これは同一課題を共有しております。加入促進に向けた取組を歩調を合わせて今現在行っているところでございまして、支援策を含む経営安定化に向けた施策については意見交換を行い、この制度も含めたところで協議を、意見交換をしていきたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） ということは、協議会の中に提案するということですね。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） これは他の自治体も実施している案件でございまして、恐らく菊陽町が提案しなくても他の市町から、こういった意見、どう考えてるんだという意見交換のものは出てくるとお思いますので、今回協議がある際には意見交換の中でお出ししたいとい

うふうに思っております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 今のは前向きな答弁と捉えてよろしいですね。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） もちろん、こういった制度は重要だというふうに認識しております。ただ、同じ地域の中で同じ歩調を合わせていくというのが一番重要であり、共同体として、共同体といいますかね、1つの共済組合の同一組織でございますんですから、そういったところは歩調を合わせていきたいというふうに考えてるところでございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 次へ移ります。

令和4年度の施政方針の中で、中心経営体への農地の集積、集約化を推進するとあるが、具体的にどのような施策をしていくのか。中心経営体の選考基準を併せて質問します。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） 御質問にお答えします。

まず、中心経営体とは、人・農地プランにおいて地域農業の中心となる経営体で、今後の地域を支えていく農業者として地域が認めたものと定義されております。国の施策としましては、農業をリタイアしようとする農業者が農地を農地バンクに委ねられた場合、経営転換協力金を交付するという事業が実施されておまして、農地バンクに登録された農地はその後、当該地域の中心経営体へ集積されるという仕組みが構築されています。これらの事業を円滑に進めるため、地域の話合いを基本に、5年後、10年後の地域を担う中心経営体へ農地を集積、集約するための問題点を整理しまして具体策を講じることとされておりますが、近年、御承知のとおりコロナの影響もございまして、話合いの場を設けることができていない状況でございます。このことで、町としましては、農業者の年齢、後継者の有無や農地などに関するアンケート調査を実施し、これを地図化し、5年後、10年後の農地状況を把握する作業を今現在行っているところでございます。

また、農地の集積を促す施策としまして、農地集積専門員を配置するとともに、町単独事業の菊陽町担い手農業集積推進費交付事業を実施しております。令和3年度の交付実績額は557万3,000円、交付対象者は借手が105名、貸手が80名となっております。これら事業の効果としまして、令和3年度末の農地集積率は66.9%と、熊本県全体の集積率49.8%を大きく上回っております。今後は、アンケートデータを基に、農業委員会や関係団体と連携しまして、地域の話合いを基本としまして農地集積、集約を促進してまいりたいというふうに考えております。

また、議員の御質問にありました、どのように中心経営体は選ばれてるんだ、選定されてるんだという御質問でございますけれども、この部分につきましては、熊本県、JA菊池や土地改

良区等の代表者で構成する菊陽町人・農地プラン検討委員会におきまして経営状況を審査の上で、中心経営体と位置づける農業者を認定しております。現状では、認定農業者、認定新規就農者や認定農業者へ誘導すべき農業者というふうなところで位置づけております。ちなみに、認定農業者数、全体で209名というふうになっております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 認定農家数が209名ですが、中心経営体となるところは今認定数がどのくらいいらっしゃる。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） 中心経営体は今209と申し上げました。この内訳としまして、認定農業者数が147でございます。それと、認定新規就農者、新しく就農された県が認定する農業者なんですけど、これが13名。基本構想水準達成者として、以前は認定農業者でられました。で、再設定がまだできていない、完了されてない方。あるいは、新しく基準を満たして認定農業者に薦めたいという方々が49名ということで、合計209名の方が中心経営体として今選定されております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 認定農業者だったら中心経営体ということですか。ちょっと分からないんですが、中心経営体ですよという認定証というのはないわけですよね。だけん、知らず知らずのうちに中心経営体になってるということですかね。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） すいません。そのすみ分けというのが、本人様にはっきりという部分で通知を出すわけではございませんので、そこが本人さんにとってどうかということはあると思います。ただ、ここは、地域の中で選ばれた人間という位置づけはきちっと持っております。その中での、認定農業者もそうです。新規就農者もそうでございますんですね。あとは、先ほど申しましたように、本来であるならば地域の話合いを基に、この方に中心経営体となって農地を預けたいんだという話合いが基本でございます。これらの方々が中心経営体という位置づけになるんですけども、こういったコロナの中の状況でございますので、今現在においては町で構成しとる組織の中で認定をして選定をしたというところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 質問の要旨に戻りますが、中心経営体へ農地の集積、集約化を推進する。これ施政方針でおっしゃったんですよね、町長が。今の答弁では、仮に私も中心経営体になってるということで、全然自覚ないわけですよね。その辺の周知というか、どうする。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） 先ほど申しましたように、個別に、例えばあなたは中心経営体ですよという通知はいたしてないというふうに認識しております。そういったところがあって、各農家の方々の意識を向上させるためにも、今後、こういった部分で中心経営体ですよというふうなところでお知らせをしたいということです。ただ、基本的に、申し上げますけど、中心経営体というのはあくまでも地域の方が話し合いによって、あなたに頼むばいというふうな制度でございますので、そういったところはきちっと今後、集落の話し合いを基本にそういったところで周知して、地域の方々も承知していただきたいというふうに思っているところです。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 集落での話し合い、これは自発的に集落が行うのか。行政主導で、話し合いをなさいと。また、認定に当たっては地域が認めるともおっしゃいましたが、集落での話し合いという場は自発的なのか、行政主導で行うのか、その点いかがですか。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） 集落に限られたことではございません。例えば、白水台地、これは今事業を行っておりますけども、こういったところは白水単体で、6の集落がございまして、これが1つになって進めていこうという形をつくっております。原水でいくならば、例えば1つの集落ではなくても複数の集落でも構わないと。ただ、今の段階では1つの集落が1つの塊としてありますので、一番初めの出だしとしましては、行政が主導で話し合いの場を設けて推進していきたいというふうに考えております。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 今はコロナ禍でできないということですが、どの時点で行政主導で行うのか。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） 令和4年度、来年度には、コロナ禍の状況を見ながら皆様方に御協力を呼びかけて、説明会あるいは話し合いをする場を設けさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 分かりました。じゃ、(3)に移ります。

最近、後継者のいない高齢農業経営者の離農が急激に増えてきていると感じます。今後、中心経営体への農地集積は今までにない、使わせていただきますよ、中心経営体と。今までにない面積を補っていかねばなりません。農業経営者、特に担い手農家に対しては国、県からも様々な支援がありますが、条件も厳しく、なかなか利用しにくいのが現状です。中心経営体になる農業経営者は町の宝だと思います。その宝を育成するためにも、国や県の支援以外を補



う町独自の支援施策を設けることはできないか質問いたします。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） 御質問にお答えします。

本町の農業におきましては、基幹作物のニンジンをはじめ様々な農畜産物が生産されておりますが、省力化及び効率化を図るため、農作業用機械は作業ごとに各種導入され、大型化が急速に進んでおります。一経営体当たりの経営面積は拡大傾向にあります。

地域を担う中心経営体への国の施策としまして、担い手確保・経営強化支援事業や経営体育成支援事業など様々な事業メニューが用意されています。今年度におきましても、農業法人が計画するニンジンの集出荷施設及びニンジン選果機の導入計画が担い手確保・経営強化支援事業の採択を受け、本議会に補正予算を計上し、議決をいただいたところでございます。本町としましては、相談業務を強化し、国及び県事業を周知するとともに、同事業の活用を促していきたいと考えております。

また、国及び県事業では対応できない取組等への対応が必要と認識しておりますので、広く意見を聞きながら支援策を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 今言われた農業施設の新設の経営体の方が利用される国の支援は、ポイント制の支援だと思います。これがなかなか使いづらいですね。法人化するか、助成経営者するか、それで加算してポイントを稼がなければいけません。答弁にもあったように、国、県の支援から漏れるところをしていくということによろしいんですか。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） 基本的には、やはり国、県の事業、非常に金額も大きいし、補助額も大きいわけですね。これに乗っかるような経営体、経営計画をきちっと整理して誘導していきたいというのが基本的なところでございます。しかしながら、国、県事業でカバーできない部分というのが非常に多くございます。また、これをどういった形でやるか、どういった方向で位置づけるかというのは、本当に皆様方の意見を聞きながら、事業展開をする、しないも含めたところできちっと整理して検討していく必要があるというふうに認識してるところでございます。ただ、必要だということは十分認識しております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 最後、町長、菊陽町の農業経営、また中心経営体となる経営体について、育成について、何か一言ありましたらよろしくお願いします。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいま経済部長、それから坂本議員、しっかりやり取りやっていただきましたけども、そういう体制の中でやっていきたいと思っております。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 今後も町民の声、要望を町政に届けるかけ橋となり、町の振興、発展に寄与できるよう議員活動を行ってまいります。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問は終わります。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後2時30分

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

令和4年3月10日（木）再開

（ 第 5 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (5日目)

(令和4年第1回菊陽町議会3月定例会)

令和4年3月10日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |             |     |           |
|-----|-------------|-----|-----------|
| 1番  | 廣 瀬 英 二 君   | 3番  | 大久保 輝 君   |
| 4番  | 阪 本 俊 浩 君   | 5番  | 西 本 友 春 君 |
| 6番  | 那 須 眞 理 子 君 | 7番  | 佐々木 理美子 君 |
| 8番  | 中 岡 敏 博 君   | 9番  | 北 山 正 樹 君 |
| 10番 | 布 田 悟 君     | 11番 | 坂 本 秀 則 君 |
| 12番 | 渡 邊 裕 之 君   | 13番 | 佐 藤 竜 巳 君 |
| 14番 | 甲 斐 榮 治 君   | 15番 | 岩 下 和 高 君 |
| 16番 | 小 林 久 美 子 君 | 17番 | 福 島 知 雄 君 |
| 18番 | 上 田 茂 政 君   |     |           |

3. 欠席議員

2番 矢 野 厚 子 君

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 東 桂一郎 君

書 記 吉 本 香 奈 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                    |           |                    |           |
|--------------------|-----------|--------------------|-----------|
| 町 長                | 後 藤 三 雄 君 | 副 町 長              | 吉 野 邦 宏 君 |
| 教 育 長              | 上 川 幸 俊 君 | 教 育 部 長            | 平 木 元 宏 君 |
| 総 務 部 長            | 板 楠 健 次 君 | 福祉生活部長兼<br>福 祉 課 長 | 矢 野 信 哉 君 |
| 健康保険部長兼<br>健康・保険課長 | 古 賀 直 之 君 | 経済部長兼農政課長          | 山 川 和 徳 君 |
| 土木部長兼<br>都市計画課長    | 井 芹 渡 君   | 総 務 課 長            | 矢 野 博 則 君 |
| 総合政策課長             | 吉 本 雅 和 君 | 財 政 課 長            | 澤 田 一 臣 君 |
| 介護保険課長             | 渡 辺 博 和 君 | 商工振興課長             | 今 村 太 郎 君 |
| 建 設 課 長            | 矢 野 和 幸 君 | 施設整備課長             | 荒 牧 栄 治 君 |

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（上田茂政君） これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（上田茂政君） 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

北山正樹君。

○9番（北山正樹君） おはようございます。

一般質問をさせていただきます。

その前に、連日同僚議員が触れているロシアのウクライナへの軍事侵攻で、数多くの、すみません、思ってしまうと、胸が詰まってしまって申し訳ないです。先日、いろいろと映像でも流れておりますが、道端で亡くなった方が放置されている中で人々が逃げ惑ってるとか、昨日は丸6歳の子どもが脱水で死亡しとると、こんな非道なことがこの21世紀で起こるのかと、これを最大限の気持ちを込めて非難し、一刻も早くロシアはウクライナから撤兵し、そして被害に遭われた方々、ウクライナの国民の皆さんが一日も早く平穏な日常を取り戻すことを祈らずにはおられません。強大な軍事力を持てば、あるいは戦争という形を取れば人を殺しても構わないと、そのようなことが今この同じ時間で行われているということに対してとても怒りを覚えます。核をもちらつかせ、強大な力を持てば何でもできるんだと、そのようなプーチンの考えには全く同意することもできません。かつて、チャップリンは自分の映画で、1人を殺せば殺人者だけでも多数を殺せば英雄だというようなことを「殺人狂時代」という中で、そこにそのせりふを吐かせている。スターリンは、かつて、1人の死は悲劇であるが、万人の死は統計つまり数字でしかないと、そのようなことを述べて、プーチンはそのスターリンの生まれ変わりかと、そのようなことを感じさせる今回の出来事には強く強く非難の気持ちを述べさせていただきますと、そのように思います。大変失礼をいたしました。

それでは、私も仕事に戻って一般質問のほうに入りたいと思います。よろしく願いいたします。

まず、1番目です。高齢者が生き生きと健やかに暮らせる日々に、eスポーツという、言ってみればゲームですけども、それを取り入れる考えを問うということで、(1)として認知症、運動機能等の改善を目的にeスポーツの導入を図るべきではないかということで、担当の方の答弁をお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 介護保険課長。

○介護保険課長（渡辺博和君） 御質問にお答えします。

本町における高齢者数は、令和3年12月末現在、65歳以上が9,042人、75歳以上が4,175人となっておりますが、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7年には65歳以上が1万147人、75歳以上が5,594人になると見込まれています。このような中で、高齢者の介護、認知

症予防などを目的としたeスポーツに取り組む自治体も出てきております。

現在、本町では理学療法士等による体操やストレッチ、脳トレ等をはじめとした介護予防教室やノルディックスティックを使用した健康ウォーキング、ふれあいサロン等では地域の集会所等に集まり、自主的に介護予防に取り組むなど、予防効果の高い事業を積極的に実施しております。今後は、既存事業に加え、先進自治体の事業効果等についての調査を行うなど、御提案いただきましたeスポーツの導入についても検討を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） ありがとうございます。

今年のお正月に、僕が民放のテレビを、6時台だったと思いますけども、ぼうっと眺めているときに、TKUだったと思いますが、「70歳超と小学生、「ぷよぷよ」対決 eスポーツが生む健康と交流」というようなタイトルだったと思います、その、ネットで出すとこんなものが出てきましたけれども、いろいろと調べてみたら、熊本県では美里町さんが一番早かったような気がします。美里町に状況を聞きに伺ったんですけれども、いろいろと効果があるというようなお話でした。今、介護保険課長のほうから、高齢者はどんどんと増えていくと。これは先日、後藤町長の施政方針の中でも触れられておられましたので、2025年問題、あと3年余りですけども、団塊の世代が全て後期高齢者のほうに入るということで、介護とかあとは健康保険とか、寝たきりとかそういったものはあまり好ましくありませんので、やはりお年寄りが自立、自分の考えで活動できるということは喫緊の課題だと僕は思っておりますので。それで、eスポーツというのは調べれば調べるほどお年寄りのためになるんだと、そのような感じがしてまいりました。それでこの質問をしたわけですけども、積極的に検討していただくということは大変ありがたいことだと思いますので。

その次に、美里町が力を込めているのは高齢者だけではなくて世代間交流、つまりお孫さんたちとお年寄りの方々が一緒に会話ができるという社会をつくっていこうという、そういう発想があったようです。その世代間交流も大事なことだと思います。お年寄りの方がどんどんお年を取って行って、今の60代も10年後には70代になるわけですので、そういう方々が地域の中であるいは家族の中で若い世代と一緒に生活をしていける社会といいますか、そういうものをつくるためには世代間交流というのは避けて通れないと思うんですけども、世代間交流についてはどのように考えていらっしゃるのか、お願いいたします。

○議長（上田茂政君） 介護保険課長。

○介護保険課長（渡辺博和君） 御質問にお答えします。

御提案いただきました高齢者と若年層との世代間交流は重要と考えておりますので、現在実施している事業に加え、eスポーツを利用した世代間交流についても検討を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） ありがとうございます。

「超高齢社会の「イマ」を追う！ニッポンの介護学」という、これもネット上で出てくるものですが、eスポーツとの認知症予防の関係性というところの記事があって、そこにはこのように書いてあります。東北大学が行った研究では、ビデオゲームの脳トレゲームを使った認知トレーニングが高齢者の実行機能、つまり行動ができるというやつですけど、実行機能と処理速度を向上させることが明らかにされていますというような記述があります。美里町で聞いたときも、頭で考えて体を動かすというのは人の生活の中で出てきますが、それを測るTMT指数というのがありますが、運動機能ということですけど、それをやってみると、eスポーツをやる前とやった後では明らかにその数値が改善されているということがありますので、将来の認知症の予防というものには大変大きな役割を果たすものだと考えております。

前向きに捉えるとおっしゃっていただけてますので、これ以上くどくどと言ってもしょうがないかなという感じがしますが、もう一つ、美里町ではゲームソフトを、既存のゲームを使うだけではなくて、その町内の小・中学生のプログラミングが得意な子どもたちが美里町のお年寄りに合わせたプログラムを、専門の業者さんが横について指導してということが当然ありますけども、やってるんです。ですから、このプログラミング教育というのは、今菊陽町の小・中学校でもGIGAスクールという関係でタブレットは支給されてて、プログラミング教育も先日教育長のほうも一般質問で同僚議員に答えられておりますので、一生懸命されてると思うんですけども、そこは教科という枠を超えて、プログラミングが得意な子どもたちにはいろんな課題を与えてさらに取り組むということについて、その可能性があるか、現状でもいいですけども、プログラミング教育について学校現場でどのようにされてるのかお尋ねしたいと思います。お願いします。

○議長（上田茂政君） 教育長。

○教育長（上川幸俊君） お答えいたします。

学校におけるプログラミング教育というのは、コンピューターに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力、これを養うことが目的でございます。そのことを通して、子どもたちの身の回りにありますパソコンであるとか、あるいは家電であるとか、これはゲームソフトもそうですけれども、それがプログラムによって動いているということを子どもたちは学んでいくこととなります。そのようなプログラミング教育を通して、子どもたちがプログラムへの興味関心を強く持って、そしてそれを将来の進路に結びつけていく子どもが育っていくということは、これはキャリア教育の観点からも意義あることだというふうに思ってます。

また、先ほどからございました世代間交流についてでございますが、世代間交流につきましては、これまで地域学校協働活動という取組の中で、高齢者の方が竹馬だとかあるいは竹とんぼだとか、そういった昔遊び、あるいはしめ縄づくりといったような生活の中の伝統文化、こういうものを子どもたちに伝えていく活動を主に行っておりました。おっしゃるように、これ

までの活動に加えて、今度は子どもたちが得意とする、そういう分野で世代間交流を図っていくということも、これは地域学校協働活動、子どもたちの体験活動としては有意義なことだというふうに思いますので、進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） プログラミングは、今後技術系ではなく文系の全ての子どもが学ぶというふうに位置づけられてきてますので、実は僕も技術系の一人なんですけれども、プログラミングというのは技術の分野と思われてるところがあるんです。でも、僕は、プログラムに一番大事なのは何をするのかというものを決める想像力が豊かな人、つまり絵を描くであるとか小説を書くであるとかという、その何をするのかという構成力、想像力、そういうものがないと実はプログラムが組めないんです。確かに、真っすぐ行け、右に左に曲がれとかなんとかというのはできるんですけれども、それを超えていって実際に何かを作ろうと思ったときには、一体何を作ろうかということのを頭の中で作り上げていくというものを実際にアルゴリズムを組んでいくということになりますので、僕はこれは若いときから、前からもソフトウェアエンジニアというのは若いときからやらないと使い物にならないというのは我々の世界だったんです。プログラミングはそういう関係に一致しますので、菊陽町の小・中学校の子どもたちの中には、例えば走らせれば速い子もいるし、色を使わせればきれいな色を使う人もいるし、うまい絵を描く人もいるし、話せば雄弁に物を話す人もいるということで、個人はいろいろいるんです。野球やサッカーが得意とかという子どもたちもいるでしょうから、ですから子どもたちに場を与えるというのは大変大事なことだと思いますので、課外授業の一つとして興味を持つ子どもたちにはそういうことをどんどんと進めていけるという、そういう体制づくりもつくっていただければ、これは菊陽町の子どもたちにとっての個性を生かすということにもつながると思いますし、日本の中でもプログラムに秀でた人材がこの菊陽町から出るということは大変望ましいことでもあろうと思いますので、その辺の課外授業として取り組むということについてのお考えがあるかどうかお尋ねをしたいなと思います。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（平木元宏君） 御質問にお答えします。

ただいまの御質問に対しましては、先ほど教育長の答弁の中にも地域学校協働活動という言葉が出てきたかと思いますが、現在様々な取組を、地域学校協働活動の中でコーディネーターを中心に地域のいろんな方々のお力をお借りして取組を進めております。今、課外授業ということでお話がありましたが、プログラミング教育につきましても、秀でた人材、興味を持っている子どもたちをさらに育成していくために、この地域学校協働活動を生かしながら取り組んでいきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） ありがとうございます。



じゃ、最後ですけど、美里町のことと合志市です、現場のことを紹介して終わりたいと思いますが、事業費です、美里町は企業版ふるさと納税制度というのを使っていて、先ほど言ったTMTの数値であるとか、eスポーツを取り入れて高齢者の方にどのような効果があつてどうのこうのというのは、その寄附された企業さんのほうにその成果をデータとしてお渡しをするということで、実は企業さんから事業費を出してもらってて一般会計からは一円も出してないと、そういうやり方です。講師費は、スポーツ庁から補助金をもらって、これもスポーツ庁の補助金でもって今は運営しているというようなことがあります。また、先ほど介護保険課長からふれあいサロンであるとか健康体操とか、僕はそれは今後も続けていっていただきたいなと思いますけども、それにプラスしてeスポーツを取り入れていっていただきたいなと思うもう一つは、これは合志市もそうですけど、美里町もそうですけれども、このeスポーツを取り入れた後に欠席者がいなくなったと言ってるんです、全員参加すると。その機械の前に何番、何番、何番と、言ってみれば行列みたいに順番待ちの状態だと。楽しんでお年寄りの集いに参加されているというのが見られるということは、もう一つのソフト的な面が達成できていらっしゃるのかなということを感じて、その2つの市町の説明を聞いておりました。ぜひ参考にいただければと思います。

さて、じゃあ2番目の職員数と業務の関係を問うということで、1番、先日の菊陽町職員の条例改正で20人の枠を取った形です。これは枠ですので、実際には各担当課で人が足りないというふうに僕は思ってるんですけども、どのように配置していくのか、その計画等についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（矢野博則君） おはようございます。

御質問にお答えいたします。

まず、正規職員の状況について申し上げます。

本町では、町制施行以来続く人口増加に伴う業務量の増加や複雑化、多様化する住民ニーズに迅速かつ的確に 대응するため、正規職員を増員するなど、効率的かつ効果的な職員体制の構築を図ってきたところです。職員数は、本年度4月は239人、10月採用職員を含めると現在241人で、平成23年度からの10年間で28人の増員となっております。また、令和4年度は採用者の増加等により、さらに増員を予定しております。加えて、今定例会において可決いただきました定数条例の改正により、職員定数は250人から270人に増員させていただいております。引き続き、今後も予想される人口増加に伴う業務量の増加、複雑化、多様化、高度化する行政需要に適切に対応するとともに、新型コロナウイルス感染症対応やTSMCの進出決定に伴う道路事業や下水道事業、渋滞対策等にもしっかりと対応できるよう、効率的かつ効果的な職員体制の構築に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 菊陽町は人口4万3,000人余りということですが、町の役場の業務としては、僕は膨張し続けているように見えてるんです。TSMCの進出に伴って様々な、下水道もありますし道路もありますし、いろんなものもあります、今後は転任されている方々の町民課というようなどころでのやり取りとか、外国人の場合の登録であるとか、日本というのはこういう社会ですよとかこういうふうな行政システムですよということをそういう方々に丁寧に説明して理解していただくとか、それから商工振興課的にいうと第二原水は売り切れたということですので、今度は第三原水という、要するに新たな工業団地をどうするのか。そうでなくても今日の熊日新聞では菊池市に、ICを作るときに必ずレジスタという薬品を使うんですけど、そういった企業が入るといところで、どんどんと企業が菊陽町を中心としたところに入ってくる。菊陽町も、当然ですけどそういう問合せ等々入ってくると思うんです。当然、そういう方々については、今後は教育の問題であるとか福祉の問題であるとか、あるいは外国語をどうしていくのかということ等、計画的にどんどん増やしていかないと本当に間に合わないと思います。先ほどの総務課長の御説明でいくと、計画的に増やしてきたというのは分かるんですけども、ここ10年間の菊陽町の人口と職員数ということで行くと、増え方が足りないかなという感じが、僕としては見えます。

総務省のホームページにある住民数と事業所数というんですか、何かの、いろいろカテゴリー分けをされて、菊陽町はV-2というか5-2の段に分けられていて、そこでは97団体あるんですけど、菊陽町は人口に比べて職員数が少ないといところの、順番でいうと上から17番目で結構少ないんです。ですから、ただですら人口に対して職員数が少ない上に様々な業務が今度どんどん入ってくる、熊本空港線の延伸による道路建設があるでしょ、そういうところの土地の買収交渉であるとか、役場の都合でスムーズにできない事業というのも今後いっぱい増えてきそうですので、増やしていきますというふうに、先ほど手当てをしていきますというふうにお答えされてるので余計なことを言うつもりはないんですけども、長期的に休職をされている職員さんもいらっしゃいますので、労務管理というのはもう少し大事にして、少し多めにといいますか、役場の職員さんの本当の仕事というのは、僕は考えることだと思ってるんです。だから、仕事に追われてしまって明日何をするのかという、考えることがないと、結局後手後手になってしまいますので。ですから、僕がサラリーマンのときに自分の仕事の10%余りは明日のことを考えろとよく上司に言われたもんです。だから、そういうふうなことをやって、仕事に追われない状態をつくっていただきたいなど、そういうふうに思っています。

2番目の早期退職者も結構いるというのは、僕は残念かなと思っています。これに対する見解をお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（矢野博則君） 御質問にお答えいたします。

早期の退職者については、個人の事情でやむを得ず退職していく者、転職により退職していく者など理由は様々でございます。御質問の退職者に対する対策、方針については、退職者に

よる欠員が生じないよう後補充を行っているところです。4月採用の年度採用の職員で補充ができない場合は、年度途中で10月採用等で補充し、できるだけ欠員が生じないよう対応しているところです。また、早期退職者を出さないためには職場環境の充実が大事であると考えております。職員は組織の一員であるとともに、欠かすことができない大切な財産と捉え、心身とも健康で仕事ができるよう良好な職場環境づくりに取り組む必要があります。具体的には、時間外勤務の縮減、休暇を取得しやすい環境整備、メンタルヘルス対策などでございますが、組織全体で計画的に進めていくことが大事であると考えております。

本町は、業務量が増える中でも行政サービスの低下にならないよう各業務に取り組んでいるところであります。引き続き、各部署の現状と課題を把握し、業務量の平準化が図られ、先ほど申しました職場環境の充実にも配慮しながら効率的かつ効果的な職員体制の構築に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 仕事は人がしますので、ですから働く方々はお給料のためだけに働いてるわけではなくて、自分の仕事が菊陽町のためになるというか、心的なモチベーションのようなものがないと長く勤まらないというのは傾向としてはあると思うんです。職業選択の自由は誰にもありますので、それは別なところに行きたいというのを抑えることは、もうそれは難しいんですけれども、完全な、今課長が言われたように、夜中通ると結構電気が本庁役場の中でついてるといふことがあるのと、各課を回っていろんな話をしていたときに、ゆっくりと話す時間が各職員さんにないなという印象を受けるのは、仕事に追われてるのかなというふうに感ずるところがあります。一生懸命仕事をして、なかなか追われっ放しで次に進めないといひますか、自分の考えてることが生かされないと思うとほかに行こうかなというふうに感ずる人も出てこないとも限らないというところがありますので、早期退職者ということについてはいろいろ人それぞれ様々ですので、慎重にといひますか、大事に対応していただいて。

もう一つ感ずるのは、菊陽町は正職員の方に対する会計年度の職員さんが非常に多いのも特徴です。ですから、正職の方々の足りない部分を会計年度の職員さんが埋めてるといふのは、何かちょっと違うのかなという印象があるんです。会計年度の職員というものは、業務量というものはある程度時間とともに多少増減しますので、そのときに短期的に埋めていくといひますか、そういった考え方じゃないかと思うんですけれども、いろんな自治体の職員と会計年度の比率を見ると、菊陽町はその比率が少し高いのかなという感じがします。ですから、大事な仕事を正規職員に任せるといふか、会計職員は役に立たないとかそんなことを言ってるつもりじゃなくて、労務管理なんです。どのぐらいの仕事量があつて、その仕事量を行っていくためには何人の人数が必要だといふ、そのところができてないと、穴埋めを会計年度で埋めようといふような発想になつてるとすれば、僕の見方が違うのかもしれないけど、そうだと、この比率というものは無視できないものがあるかなと、そのように考えます。会計年度職員が多い

ということについては、どのような判断をされてますか、通告はしてませんがお願いします。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（矢野博則君） それでは、御質問にお答えいたします。

会計年度任用職員数でございますけれども、本年度4月現在で261人で、平成23年度からの10年間で111人の減員となっております。これは、令和元年度の町立保育所の民営化により会計年度任用職員の保育士が減少したことが原因でございます。会計年度任用職員の採用は、産休、育休に伴う欠員補充のほか、各部署において正規職員が行う業務量の状況を見て、行政サービスの低下にならないよう、会計年度任用職員で対応できる業務についてはその採用により対応を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） いただいた資料にも、令和3年度で正職員の方が239人、会計年度の方が261人で、20名ぐらい多い。この比率そのものが直接何かの問題があるということではなくて、正職の皆さん方の仕事が過重になって苦しいということを僕としては感ずるものですから、20人で、僕は個人としては20人で少ないと思ってたんです、あの枠は。先日の条例変更のときには各課から積み上げた人数をそのまま条例変更で提案しましたということでしたけども、僕は50人ぐらい足りないんじゃないかなと思ってましたので、そういうことを踏まえて適正な仕事、それから職員の健康管理というところを両方見て、労務管理ということがありますが、適正な職員の体制を取っていただくようお願いしたいと思います。

3番の、要するに教育係ですけれども、新しい人が入ってくると、それを現場の人が仕事を教えていくと、結局今持ってる仕事量といいますか能力を新人教育に振り分けていかないといけないんです。これはどこの社会も同じですよ。ですから、企業はそういったことで現場の労力が、対応力が落ちてしまうのを避けるために教育係というのを別に持って一生懸命やりますね。ですから、僕は菊陽町職員のOBさんとかOGさんとかいらっしゃると思うんです。そういう方々はもう町の職務ということについてはよく知ってらっしゃると思うので、そういう方々に新規職員の教育係として入ってもらおうということで、現場の仕事量の能力を落とさず新規職員の方々の適正な教育という、両立を図っていくという方法を思い描いていたんですが、そういう方法はないかどうか、お願いをいたします。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（矢野博則君） 新規職員については、採用前の事前研修や新規採用職員を対象とした県町村会主催の研修への参加や、配属された部署ごとにおいては各業務の専門的な研修等にも積極的に参加するなど、公務員としての自覚、接遇や仕事の進め方など基本的な知識やスキルの習得に加えて、専門的な知識も習得できるよう育成に取り組んでいるところでございます。

御質問の教育係については、新規採用職員の初年度において、同じ部署に所属する先輩職員が指導員となり、年間を通じて職場内外で全般的に指導、助言を行う指導員制度を取り入れ、

職員育成に取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 今のお答えだと、僕が危惧するとおりのことを今後も続けるという方向のようなんですけども、内容によっては仕事は多岐にわたっていったり深さがあったりとか、それを理解するまでに相当時間がかかったりする、先輩の職員は一方では自分の仕事をしながら新人教育ということにも時間を割かないといけないと、その人には余計な仕事がまたどんどん重なってしまうような気がします。そうすると、さっきの1番、2番、特にこんなに大変だったらというような声になってしまわないかなというふうに感ずるんです。それは従来のやり方だと僕は思っていて、その担当課の職員が新人さんを教育するというのは、一番簡単なやり方だと僕も思ってるんです、知ってるから教えてあげなさいということで済むから。でも、それをやると総合力としてはその分マイナスになりますし、過重がその人にどんとのしかかってくると、そういうことになりますので、これは根本的に考える必要があると思います。その辺については、後藤町長か副町長か、何かもう少し別な方法というのは考えないもんですか、考えをお尋ねします。

○議長（上田茂政君） 副町長。

○副町長（吉野邦宏君） 職員の教育についてでございますけれども、新たな方法ということではございませんけれども、仕事をやっていく上でチームワークというのは非常に大切だなというふうに思っております。新しい職員が参りまして、先輩と一緒に仕事をやりながら、そのときは先輩職員として教育時間を割くかもしれませんけれども、一緒に仕事あるいは教育することによっていろんなチームが出来上がって、そのことによって効率性が上がっていくということは多分にあると思いますし、我々少し古い人間ですけども、そういう、やることによっていろんな部署での効率性ですか、例えば違う課に行ったときの協力体制がどのようにできていくとか、そういうような面での非常によいプラス面もあったというふうに思っております。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） それはメリットあると思います。ただ、マイナスというか総合力的には下がるということだけは御理解いただきたいと思います。できれば、効率的な教育係というものの在り方というのを今後も検討していただければと思います。今日は、これは提案というところで取っていただければと思います。

じゃ、時間もありますので、3番の道路渋滞の解消策についてというところです。

(1)番と(2)番は、いずれも県道です。県道は町が事業主体ではありませんので、何かあったら県のほうに要請をすると、お願いをすることになります。

まず、1番の県道大津植木線、それから大津西合志線の4車線の実現の可能性というのは県のほうにも言われてると思いますが、県のほうはどのような反応であったか、そこをお尋ねします。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） 御質問にお答えします。

県道大津植木線、県道大津西合志線の4車線化については、地域の交通安全対策、渋滞緩和、経済道路として極めて重要であり、4車線化に向けた早急な整備が必要であると考えており、毎年の県への道路改良の要望に加えて熊本県町村会を通して県へ要望を行っており、さらに2月3日には熊本県と本町、合志市、大津町の3市町による意見交換会が行われ、本町からは地域の交通渋滞緩和のため県道大津植木線、県道大津西合志線の4車線化に向けた整備の必要性などについて県に意見を申し上げたところであります。町としましては、県道大津植木線、県道大津西合志線の4車線化に向けた早急な整備がぜひとも必要であると考えておりますので、粘り強く県に要望してまいります。議会の皆様の御理解と御協力をよろしく願います。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 要望は出されたということですよ、問題はその要望で向こうがどう答えるかということなんです。2月でしたか、菊池南部総合交通研究会というところで、たしか非公開で何か会議をされたということなので、中身は言えないかもしれませんが、僕が考えてるのは幹線道路というのはこの町だけではなかなかうまくいきませんので、熊本市、合志市、そして菊陽町、大津町という、幹線道路にそれぞれ行ったり来たりする住民を抱えている自治体というのが連携して取り組まないとなかなかこの問題は進まないだろうと思います。

2番のほうも関係しますので、2番のほうの県道熊本大津線です。これは、先日の住民懇談会でも西部地区のほうから尚綱大学のゴルフの練習場がありますね、あそこのS字カーブのところは常に混むというようなことを言っておられます。あそこも、あれは県道ですから拡幅というのは僕はなかなか難しいかなという地区なんです。これについてはどのように今後対応されていくか、お願いいたします。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） 御質問にお答えします。

県道熊本大津線については、現在熊本市や大津町へ抜ける主要なアクセス手段として利用しておりますが、通勤時など朝夕の渋滞が慢性化している状態であります。そのことにより、接続する町道や合志市道にまで影響を及ぼしております。また、地域住民からは改善を求める要望も出されているところであります。この県道熊本大津線の通行者の安全・安心を確保するためには、道路改良を行う必要があります。県に対しまして毎年、道路改良事業の要望を行っているところであります。県としては、沿線に建物等が立ち並んでいる路線についての拡幅は難しい状況にありますが、一部の危険箇所の解消に向けて検討されているところであります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 道路はずうっと同じように通れないと、部分部分を直しても、その先でも

って止まればそこで止まってしまいますんで、なかなかそこは難しいので、県道、1番目の大津植木線、大津西合志線、向こうのほうなども4車線化というと、4車線化はされるかもしれないし、この熊本大津線のほうも何とかすると言っても物理的にはなかなか難しいし、相当の金額もかかりますし時間もかかるでしょ。TSMCが、もう2年後には来て操業を始める、そうすると最大1,700人余りの方々を雇われて、そういう方々もひょっとするとこの道を通って通勤される可能性も出てくるわけです。そうすると、今何をするのかということにスポットを当てないといけないと、県のほうもいろんなところから要望が来てるでしょうから、それを一々聞いて一々やれるというほど県のほうの財力もそんなにあるわけじゃない。

これは僕の提案なんですけれども、1番目のほうの大津植木線、大津西合志線のほうの4車線化、4車線化になればいいんですけれども、なるめどが立つところまではパーク・アンド・ライドというようなものを大規模に、熊本市、合志市、菊陽町、大津町、こういう近隣で造って、僕は考えとしては、4車線にするお金があるじゃないですか、金額、相当お金がかかると思いますから、それを県がやったとしてそれを基金化するんです。そのお金でもって、パーク・アンド・ライドをどっかで、植木町、あの辺に大きな駐車場を造ってそこからもうバスを走らせる、そしてバス事業者に対しての、それは朝夕でしかバスを動かさないとバスの稼働率も悪かったりするでしょ、経営的に合わないなんて話が出てきますよね、当然。でも、そういうところにはその基金のほうから補助金を出すというような形にして、できるだけ車の台数を減らすと。特に、熊本大津線、あちらのほうは部分部分で、確かに熊本県は何かするかもしれませんが、全体としての交通渋滞は僕は減らないと。ですから、通り抜ける車をできるだけ減らすということについての方策を近隣自治体と一緒に考える。町道というのは、私たちが町の中だけで使う道路。それに対して、幹線道路というのはほかの人たちも使うわけですから、だからこの菊陽町だけ、あるいは熊本県が考えてくださいじゃなくて、近隣自治体と一緒に、こういうやり方がありますけど県はどうでしょうかということをやらないといけないと思ってるんですけれども、その基金化というのは僕の提案と思って聞いていただければいいかなと思います。道路に対する政策の考え方を、幹線道路と町内の道路ということに分けて考えてみるというのは僕の提案の主体です。幹線道路の渋滞というのは、近隣自治体も同様に責任を負うということを主張していただければ大変ありがたいなと思います。

これが住民懇談会のときに配ってらっしゃった資料です。ここに、28ページですけれども、地図が載ってて、高速道路のほうから南花立、それから武蔵ヶ丘のほうに点々として矢印がついている道路、①というので説明されてます。この地域の熊本大津線の渋滞を緩和するということで、この道路予定でしょうけど、このことについてどのように位置づけてどういうふうに対応して今後やっていくのか、これが熊本大津線の渋滞解消にどのぐらいつながるものなのかどうか、これについてどう判断されているのか、お願いいたします。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） 御質問にお答えします。

町としましては、町立武蔵ヶ丘小学校南側付近から花立区の九州自動車道側道付近までの区間、延長約1.2キロメートルの西部地区道路の新設については、整備することにより歩行者及び自転車の安全通行の円滑化を目的とした、地域住民が安心して使えるような生活道路として整備を計画していく考えを持っております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） それができる、この西部地区の皆さん方が言っていた、熊本大津線が渋滞して自分の生活に大変支障があるというのは解決されるんですね。ですから、県道ですから県のほうに依頼するのは当然なんですけれども、これは町道でしょうから、これは町のほうでもできる、町道ですよ、町のほうで整備できるので、この辺を整備することを前倒しして、地域住民の生活の改善に努めていっていただきたいと、そのように思ってます。

3番の、本町は通過点になってるといのは、先ほどの説明でしたつもりでございまして、この辺については連携が必要で、そうですね、ほかの自治体との連携が必要であると思っております。そのことについてどういうふうに判断されるか、お答えをお願いします。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長兼都市計画課長（井芹 渡君） 私のほうからお答えいたします。

先ほどから北山議員のほうから御質問、御意見される中で、やはり広域的に行わなければならない、これは当然のことだと思います。それと、おっしゃいましたハード面だけではなくてソフト面、パーク・アンド・ライドで、先日私が廣瀬議員のほうにお答えしたとき、サイクル・アンド・ライド、この辺も検討をしていかなければならないということで考えております。それから、議員がおっしゃいました幹線道路と生活道路のすみ分け、これも大事なことだろうというふうに考えております。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 道路の解消というのは、近隣自治体と一緒にやっていただかないとなかなか解決しませんので、ぜひ交渉をよろしくお願ひしたいなと思ひます。

4番の用地買収やほかの自治体との交渉を担当する専門の課、ですからほかの自治体と話し合う、今のものとか、それから熊本空港線の延伸に伴ってとか、用地買収とかというのはいろいろ今後絡んでくると思ひます。用地買収というのは相手がありますので、単純にこういう理論でやります、こういう方法ですと言うたつて、相手が納得するしないの問題が必ず出てきますので、それは用地買収とかあつて交渉、渉外、そういうことができる人とできない人がやっぱりいますので、担当課で分かれてるんじゃないかと専門の課というものがあつたほうが専門的にやれるんじゃないかと思ひます。この辺の課を増設する考えはございせんか。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（矢野博則君） 御質問にお答えいたします。



職員体制については、所管する各課等から状況や課題、職員の現状をしっかりと聴取しながら効率的かつ効果的な職員体制となるよう努めているところでございます。今後、T S M Cの進出決定に伴う道路事業や渋滞対策等にもしっかりと対応する必要があると捉えており、所管する各課等と密な情報共有を図り、適切に対応してまいります。

御質問の専門の課の創設については、その対応の中で必要との判断に至った場合は速やかに対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） ぜひ、必要な場合はという条件がついてますが、前向きにこれも検討していただきたいと思います。

では、道路については終わって、4番のJ Rの新駅についてに移ります。

先日、後藤町長がJ R九州のほうに出向いて新駅建設の要望をされました。それは報道されてるとおり、説明されてるとおりです。これにより、J Rが、あっ、分かりました、やりますと言ったときに町の対応はどうするんですかということが質問の趣旨です。もう時間が時間です、ごめんなさい、1、2、3です、このことについて昨日の会議でも大方は聞きましたが、そこまで、1、2、3、併せて回答のほうをお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） それでは、1、2、3、順番に御回答させていただきます。

これまでの御質問で答弁してきましたように、平成11年からJ Rへ要望し続けておりました新駅設置について、近年の周辺地域の市街化状況の変化に加え、T S M Cの進出という大きな変化を捉えて、2月24日にJ R九州に改めて要望書を提出しました。新駅設置の実現に向けての具体的な協議がようやく始まったところです。今後、新駅の機能や場所などに関する構想イメージを速やかに作成し、出来上がった構想を基に、J R九州が現地確認などを実施した上で新駅設置に係る概算費用の算出を行う予定です。あわせて、J R九州による利用者見込みの推計やそのほか経費の見込みなどを基に、将来の収支見込みについてJ R九州と町とで検討し、協議していく予定です。

なお、新駅は請願駅でありますので、建設費用は町が負担するものと認識しております。

2番目の開通後の予想利用者の見積りを示せという御質問ですが、先ほどの御質問でお答えしましたように、利用者見込みについては今後J R九州が専門的な手法で推計することから、現時点で明確な数値を示すことはできませんが、新駅の設置が実現すれば、子どもたちの通学や通勤など町内外の住民の利便性が向上するだけでなく、駅と一体的に周辺整備を行うなど、駅を中心とするまちづくりを進めることができ、今後の地域経済の発展に大きく貢献するものと考えております。

3番目の人口増、交通渋滞の解消の根拠を示せの御質問ですが、本町では生活機能と生産機能を併せ持つ生活都市を目標に掲げ取り組んでおり、町の将来の発展を見据え、新駅を起点と

した駅を中心とするまちづくりによる町のにぎわいづくりや地域経済の発展につながるよう、T S M C 進出以前から J R へ要望を続けている町の主要施策であります。現在、新駅の設置予定場所の南側は菊陽第二区画整理事業により高層マンションや大型商業施設などの立地が相次ぎ、周辺の人口は直近の20年間で倍以上に増加しており、今後も周辺地域の人口増加が考えられます。また、北側は図書館、杉並木公園、総合交流ターミナル「さんふれあ」などの公共施設が集積し、交流人口が多いエリアです。さらに、現在総合体育館も建設中です。新駅が実現すれば、通学、通勤、ショッピング、公共施設の利用など、町内外の住民の生活及び交通の利便性が向上し、定住人口や交流人口が増加するなど、町のにぎわいづくりや地域経済の発展につなげることができるものと考えております。ほかにも、総合計画をはじめ、町の主要な計画に掲げている原水駅北側から新駅の設置を想定している図書館付近東側一帯の市街地整備構想の実現性も大きく前進することにつながることを期待されます。なお、交通の利便性が向上することで周辺地域の渋滞緩和にもつながると考えております。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 建設費とかランニングコストと書いてありますが、結局 J R としては列車を止めて動かすというのにも経費、それまでは通過するところをそこに一旦止まったりするわけだし、その駅の管理も J R が、造ったとすればやるわけでしょうから、そうすると、J R としては利益が出なければ、当然ですけれども町に負担を求めてくるだろうと、そういうふうには思っています。今、地域交通関係でバスに対して菊陽町は補助金を出していますよね、そういう形で J R にも補助金を出すんだと思います。これは、2番目の利用者数がどのぐらいになるかということにも関係してきますので、そこで利用者数を増やすのであれば、先日の議員連絡会といたしますか、そこで頂いたこの資料を見て、このまちづくりをするのが最初だと僕は思うんです。菊陽町は、このマスタープランで見ても、市街化区域というのは菊陽町全町に対して15.7%しかない。ですから、菊陽町がこれから発展していくのであれば、農業は駄目だと言ってるわけじゃなくて、農地用の中で市街化調整区域の中にいろいろと点在しているところがあるんですけれども、大規模にこういうふうに関係していくということを考えていくのであれば、市街化調整区域から市街化区域に転換をしないといけないじゃないですか。だから、そのところをまず優先してこういうまちづくりをすれば、J R は当然ですけど、自分のお客さんが増えるわけですから、そうしたら喜んで入ってくると思います。僕は、まずこの建設費とかランニングコストとかということがしっかりとないと、なかなか判断するという材料がそろわないなという感じがします。

4番の、請願で建設された場合、町の責任範囲ということですから、思うように利用者が、少なくなった、町の負担は変えられないでやめたと言えるのかどうか、もう時間がないんですけど、そこだけお答えできればお願いします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 御質問にお答えします。

先ほども少し申しましたが、請願駅については駅舎の整備などを自治体が費用負担することが一般的となっております。ただ、新駅の設置につきましては、JR九州と協議を始めたばかりであり、町の負担や責任の範囲などは、含めてこれから進めていくJR九州との具体的な協議の中で整理されていくものと考えております。

(9番北山正樹君「終わります」の声あり)

○議長(上田茂政君) 北山正樹君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時0分

再開 午前11時10分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(上田茂政君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

大久保輝君。

○3番(大久保輝君) 皆様おはようございます。大久保輝、一般質問を行います。

その前に、昨日から、本日も、北山議員もおっしゃられましたけども、今世界が大変なことになっております。ロシアがウクライナへ軍事侵略し、ウクライナの主権と領土を侵害していることは断じて認められることではありません。そして、日本はそのロシアと国境を隣接する国であります。ロシア以外にも、日本近郊には日本人を拉致し、我が国の領海にミサイルを発射し続けている国、我が国の領海、領空を侵犯し続けている国、我が国の領土を奪い返還の意思のない国に囲まれている中、自衛隊や海上保安庁の方々が国を守っておられます。憲法9条により、日本が他国より侵略されないなどということはないというふうに私は考えております。また、憲法9条ではなく、日米同盟があることで日本は軍事侵略されていないというのが現状だと思っております。しかし、我が国は自国の力で主権と領土を守らなければならないということを、今回のロシアのウクライナ侵略を見て考え始めた方もいらっしゃると思います。一刻も早い憲法改正の国民的議論を始めなければならないというふうに考えております。

さて、本日の質問は2項目、新型コロナウイルス感染症とワクチンについて、第6期総合計画、令和4年度施政方針についてです。

2020年1月16日に日本国内で新型コロナウイルスの感染が確認され、それから2年以上が経過しました。また、ワクチンの接種が開始され、約1年が経過しております。この間に様々なデータが蓄積されたというふうに思います。そのデータの下に、私なりにいろいろ考えてまいりましたが、新型コロナウイルス感染症というものを私は極端に恐れる必要はないというふうに思っております。これまで、昨日、インターネットで厚生労働省のホームページを見ましたけれども、3月9日0時時点で2万5,273人の方が新型コロナウイルス感染症で亡くなっておられるということでありますので、当然感染にある程度気をつけておく必要はあります。

それでは、日本でどのような病気で年間何人の方が亡くなっているのかというのを調べてま

いますと、悪性新生物いわゆるがんが令和2年で37万8,356人です。これは、年々がんの死亡者数というのは日本では増えているというふうになっております。1日平均1,000人以上です。もう新型コロナウイルスとは比較にならないほど多くの方が亡くなられておられます。がんの中でも、一つの例として挙げさせていただきますと、気管、気管支及び肺のがんでは、同じく令和2年で7万5,581人です。1日平均200人以上の方が亡くなられています。肺がん等の全てが喫煙と関係しているわけではないでしょうが、原因の大きなウエートを占めていると言われています。それは、私が中学校か高校の頃、何かそういったのをいっぱい勉強させられたというか、聞いた記憶がありますけども、しかしながらたばこの販売を中止する、あるいは中止を検討するといった話は、私は今まで一度も聞いたことはありません。そして、マスコミは毎日のこういったがんの発症確認数や死亡者数などを放映しているということを見たことはありません。もちろん、行政からの報告も同じであります。私は、新型コロナウイルス感染症のみ、いまだにこれほど大きく報道されていることに違和感を持っております。なぜなのか、これは9月定例会でも申し上げましたが、新型コロナウイルス感染症が指定感染症2類以上の扱いとなっているからであり、これを5類、つまりインフルエンザと同じような扱いにすれば医療逼迫はなくなりますし、そもそも今の状況は医療逼迫ではなくこの2類以上であることによる医療偏在であるというふうに思っております。そして、5類へと変更をすれば、このコロナ禍というものは収束していくのではないかとというふうに私は考えております。私は、新型コロナウイルス感染症のワクチンに関しては昨年9月の一般質問でも取り上げさせていただきましたが、今回も特にワクチンについての質問をさせていただきます。これは、新たに5歳から11歳までの小児ワクチン接種が開始されるということで、町長は施政方針においてこれを推進していくとのことでしたので、私はこれを推進する必要があるのかということに関して質問をさせていただきたいと思っております。また、令和4年度施政方針について、第6期総合計画について、今後の町長のまちづくりについてお尋ねいたします。質問は質問者席にて行います。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） では、1番目の質問です。

新型コロナウイルスワクチンの目的とは何かという質問です。

日本では、ファイザー社のワクチンが昨年2月14日に、武田／モデルナ社とアストラゼネカ社製も5月21日に特例で薬事承認され、接種が始まりました。接種開始から約1年が経過し、このワクチンについても様々なデータが蓄積されてきていると思っておりますので、このことについてはまた後ほど述べさせていただきます。

私、周りの方と様々な日常会話の中でワクチンの話題というものは結構多くございます。それこそ接種するのかもしれないのかといった話をすることもありますし、私は接種していませんという話を先ほど休憩室でしましたら結構皆さん驚かれておりましたけども、接種する方に、中には私もこういった質問をさせていただきます、なぜ接種するのかを尋ねると、その答えはおおむね次のようなこととなります、大体3つです。まずは、コロナにかかりたくないからと

いう方。しかし、接種してもコロナにはかかります。あと、家族や職場の方につつしたくないといった方もいらっしゃる。しかし、そもそも、先ほど申し上げましたとおり、接種してもかかるわけですから、かかれば当然うつす可能性もあります。周りが接種するから、しなければならぬ雰囲気がある、この声私が一番多いんじゃないかというふうに私は思っております。私が聞くお話としては、このようなところが多いわけですが、接種しても感染するという点に関しては、このところ、もう2回接種した方も感染していらっしゃる方が増えてきておりますので、接種すれば感染しないという誤解は少しずつなくなっているように思っております。周りにうつしたくないという声、これは私は社会の同調圧力というものからそう思うのだらうと考えます。なぜそうなったのか、それは去年のワクチン接種が始まった頃から、国などが親孝行のためのワクチン、思いやりワクチンといった様々なテレビコマーシャルなどで広めた、社会のため、周りのために接種すべきというスローガンではないでしょうか。それこそ、日本で一つの薬が厚生労働省に承認されるまでには様々な過程を経た後、治験で3年から7年、そして審査と承認に1年の時間がかかるというふうに聞いております。今回は、新型コロナウイルス感染症が確認されて約1年という短期間で特例承認された薬であり、まだまだ分からないリスクも存在しているはずですが、接種することで考えられるリスクと得られるベネフィットは、個人個人の考えで判断すべきだと思います。しかし、社会のため、周りのためにベネフィットがあるから個人のリスクは覚悟するべきといった論調に今なってるんじゃないかというふうに思いますし、これ自体が私はどうかというふうに思っているところがあります。社会のため、周りのためというスローガンも、残念ながら集団免疫の獲得は困難であるということは、もうこれは結論が出ております。

そこで、今述べたようなことを前提に考えていただきまして、町として新型コロナウイルスワクチンの目的は何かということについてを聞きたいと思っております。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 質問にお答えいたします。

日本で接種が行われている新型コロナワクチンは、新型コロナウイルス感染症の発症を予防する高い効果があり、死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、結果として感染症の蔓延防止を図ることを目的にワクチン接種が全国の市区町村で実施されております。これは、国の見解であり、町の見解でもあります。これによりまして、国は予防接種法の改正を行い、臨時接種とみなして、国の指導の指示の下、県の協力により市町村において予防接種を実施するというふうな位置づけをされておりますので、町としましては、この指示に従い、接種のほうを進めているというふうな認識にあります。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保輝君） 高い予防効果というところでおっしゃいましたが、私、9月の定例会でも申し上げておりますけれども、例えばファイザーに関して言うと、95%の発症予防効果があるというふうにしたしか部長は答弁されたというふうに思います。しかし、その95%、何の数字を

基に95%になってるのかということについて、私御説明させていただきましたが、ワクチンを接種した方、そしてプラセボ、ダミーです、これは打った方との比較なんですけども、どちらも発症自体は1%を切っているという数字でありました。そういった説明を少しさせていただきました。なので、私はそれほど高い予防効果があるのかということ是非常に疑問に思っておりますし、厚生労働省もそもそもこのワクチンの効果については高い予防効果が期待されるというふうに書かれておまして、確実に予防できるというようなことは、たしか書いてなかったんじゃないかというふうに思うんです。それとあと、重症化ということもおっしゃられましたでしょうか。重症化については、私、重症化しないという、先ほど言いました、接種が始まって1年ぐらいたってますけども、重症化を予防できているというデータ自体、私は見たことがないんですけども、そういったところがあるならば示してほしいと思いますけども、ございますでしょうか。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 質問にお答えいたします。

データとしては持っておりません。今申し上げましたのは、ワクチン接種することによって接種をしないよりも死亡者や重症者の発生を抑えることができるというふうなことで、今認識しております。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） 部長はそういう認識でいらっしゃるということですけども、私はその根拠となるデータを私自身も見つけ切れなかったもので、この御質問をさせていただきました。ある程度の効果はあるのかもしれないんですけども、果たして、この後も副作用の件等お話をさせていただきますけども、そのリスクとベネフィットがどうなんだということについてはもう少し考えていきたいなというふうに私は思います。

ワクチンの接種の目的自体が、部長おっしゃったように、感染症の発症を予防し、最終的に命は守るということが目的であるかというふうに思いますけども、何か最近、ワクチンの接種が命を守るということの手段であったはずなんですけども、接種することそのものが目的になっているような社会的な雰囲気があるんじゃないかなというふうに思っておりますので、私、このような質問をさせていただいております。

2番目の質問に移らせていただきます。

新型コロナウイルスワクチンについて、私、昨年9月も定例議会の一般質問でお尋ねさせていただきましたが、改めてこのワクチンの副反応についての状況というものをお尋ねしたいと思います。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 質問にお答えいたします。

国内の副反応疑い事例につきましては、2月18日に開催された国のワクチン分科会副反応検討部会の報告によりますと、医療従事者を含む一般接種、令和3年2月17日から本年1月23日

までの集計で、ファイザー社製、武田／モデルナ社製ワクチンを合わせた推定接種回約 2 億 305 万回接種のうち、医療機関からの副反応疑いとして約 3 万 1,000 件、割合にして 0.01% 報告され、ほとんどの事例で回復したことが判明しているとされており。うち死亡報告された事例数は、ファイザーワクチンが 1,382 件、これは 100 万回接種当たり 8.1 件となっております。また、モデルナワクチンが 67 件、100 万回当たり 2.1 件報告されています。死亡例のうち、3 回目接種後の事例はファイザーが 2 件、モデルナが 1 件となっております。また、現時点においては、個々の死亡事例について新型コロナワクチンとの因果関係があると結果づけることができた事例は認められないとされています。

次に、本町においては昨年 8 月から 12 歳以上の接種も実施しておりますが、ワクチン接種後における副反応の報告は 3 月 4 日時点の接種済 7 万 4,337 回のうち 1、2 回目接種後に 3 件の健康被害救済制度の申請がっております。症状としては、発熱や心筋炎等の健康被害が報告されておりますが、いずれも入院治療後、回復をされているというふうな状況にあります。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3 番（大久保 輝君） 分科会のところについて、私も厚生労働省のホームページで調べておりますけども、副反応については申し出てる方、そして申し出てない方も結構いらっしゃるんじゃないかというふうに私は思っております。ちょっと具合が悪いぐらいだと、皆さんもうちょっと寝て回復したら出ていくというようなところもあるでしょうから、なんで、副反応についてどこまでの数なのかというの、これは正確ではないんじゃないかなと私自身は思っております。

また、ワクチン接種後の死亡者数は、この分科会、2 月 4 日までのところで私は数字を調べてきておりますけども、1,474 件の死亡報告が上がっているというところです。ただし、これは今部長もおっしゃったとおり、この死亡報告事例は全て情報不足等によりワクチンと死亡との因果関係が評価できないがほとんどです。または、このワクチンと死亡との因果関係が認められないというものが少しあるかというふうに思います。それにしても、これだけの死亡報告があっても、それこそワクチン接種会場で突然死したという場合も含めて、厚生労働省は一人としてワクチンとの因果関係を認めていないということに私は違和感を持っております。ワクチン接種後に体調が悪くなる方は多くいらっしゃいます。これはよくお聞きします。それは副反応であると、これは全て認めていらっしゃるわけです。副反応としてこういう数字が上がりましたよということですから、認めてらっしゃる。しかし、ワクチン接種後の死亡は全て、たまたまそのタイミングで亡くなったということになるんでしょうかということが、私は非常に疑問に思うわけです。厚生労働省が認めてない以上、ワクチン接種が原因で亡くなったというような報道は、当然これはされることはないんじゃないかというふうに思っております。昨年 9 月定例会でも、何度も申し上げますが、触れました。ここです、この席は町長、健康保険部長との距離がちょっとあるなというふうに思っておりますので、前回お示ししましたものを議長の許可をいただいてパネルにして作ってきました。

○議長（上田茂政君） 許可は出してはありますんで、許可します、パネルは。

○3番（大久保 輝君） ありがとうございます。

これ、後ろも議員の方に見れるように両面にしていますんで。

これ、去年の9月の定例会で申し上げたときの数値と同じ資料であるんですけども、よく分かりにくかったんじゃないかなというふうに思いますんで、見やすく作ってまいりました。

議長、ありがとうございます。

これ、接種した後で何日後に死亡したのかということを示しています。1,087件の死亡までの期間で書いてありますけども、当日65名の方が亡くなられています。翌日が201名、その翌日が128名、その翌日が102名、その翌日が71名、55名、45、44、32、ずっとだんだんと右肩下がりになっていくという数字になっています。これが、たまたま接種後に皆さん亡くなったということであれば、これはある程度フラットにならなければいけないはずなんです。でも、これを見ると、これは明らかに接種直後に死亡者が非常に多いということになっています。しかしながら、先ほどから申し上げているとおり、部長がおっしゃったとおり、厚生労働省は一人もこの死亡というものをワクチンの接種との因果関係は評価できないということでされています。私は、この図を見て、これが死亡として評価されていないということは納得いかないかなというふうに思いますし、私の家族が仮にワクチン接種後に死亡したら、これは絶対納得できないというふうに思います。そして、私の知人も御家族がワクチン接種から数日後に亡くなりました。大変落ち込まれると同時に、強い憤りを感じておられました。

今、お見せしたこのグラフを見て、感想とかもしありましたら、町長あるいは健康保険部長、どちらでも結構ですけども、もし何かおっしゃることがありましたら、なければ何もなくて結構です。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 今の数値、今回質問いただいた後に昨年の議事録をもう一回読み返ささせていただきました。確かに、直後に死亡者数がぐんと上がって、それから右肩下がりということ、大久保議員がおっしゃったことは確認しております。個人的には、今議員がおっしゃるようなことは、なるほどなというふうには感じます。ただ、この死亡例の報告につきましては、推測ですけれども、健康被害救済制度の申請があつてのではないかなというふうに推察します。この救済制度は、厚生労働省が専門家の方々に審議をお願いして、現在議員がおっしゃるようにならぬ因果関係は認められていないというふうな結果になっておりますけれども、町としましては厚生労働省がそういうふうな判断をしたということがありますので、町がこれに対してということとは言えないのかなというふうな見解でございます。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） もうおっしゃるとおり、その辺のお気持ちはよく分かります。

それで、新型コロナウイルスワクチンは短期間の治験で特例承認されたワクチンであります。通常の治験が、先ほども申し上げましたけども、相当長い期間をなぜ要しているのか、そ



れは副作用などを慎重に見極め、また副作用が数年後に出てくるというようなこともあり得る、だからそれを見極めるために長い治験期間があるんじゃないかというふうに私は考えております。それこそ、これから何十年と生きていくであろう子どもたち、あるいはこれから子どもを生み育てる世代に対するワクチン接種というものについては、私は慎重に考えなければならないのではないかというふうに思っております。

それでは、この前の2つの項目を踏まえて、5歳から11歳の新型コロナウイルスワクチン接種が開始されるが、接種の推進をする必要があるのかということについてお尋ねをいたします。

まず、町長は本定例会初日の施政方針で、冒頭にも申し上げましたが、小児用ワクチン接種の推進を図るとおっしゃられました。私は、これについては子どもたちがリスクとベネフィットをしっかりと検討した上で接種したいというふうに思うのであれば、それはよいかというふうに思いますけども、なかなか子どもにこの判断基準というのは、考えるのは難しいんじゃないかというふうに思います。ですので、その親御さんが判断するということになるかというふうに思いますけども、これはきちんと検討できない方々の小児用ワクチン接種を推進すべきでないというふうに思っております。ちなみに、小児用のワクチンの接種については、これは国の努力義務というのはたしか適用されてないというふうに思います。

新型コロナウイルス感染症による死亡者数は、先ほど申し上げたとおりですけども、この2万5,273人という数字は新型コロナウイルス感染症が発生してからの2年間以上の累計であります。中には、PCR検査が陽性であったため、新型コロナウイルスによる死亡と判定された方もいらっしゃるというふうに私は思っております。そして、これは2月1日時点までの数値ということになりますけども、これも厚生労働省のデータから年代別死亡者数を見ていきます。10代未満ゼロ人、10代が4人です。この4人の方のうち、3人はもともと重度の基礎疾患があった方だというふうに聞いておりますし、あとお一人も、これは事故で亡くなった方がPCR検査で陽性だったからコロナによる死亡というふうにカウントされてるというふうに聞いております。どこまでか、私もこれはしっかりと調べ切れませんでしたので真偽のほどは分かりませんが、そのように聞いております。先ほどもワクチンの副反応についてお尋ねしましたが、ワクチン接種後の10代の死亡事例報告数は5人です。こうやって比べてみると、若い世代に新型コロナウイルスワクチンの接種の必要性があるのか、私は疑問に思っております。

こちらについて、9月定例会でも子どものワクチン接種について私はお尋ねしておりますけども、町としては、本人の同意があり、保護者が同伴し、同意しているので、確実に希望されている方が受けていると考えているというような答弁だったというふうに思います。しかしながら、そもそも保護者の方々も果たしてこのワクチンの接種のベネフィットとリスクをどれだけ判断する情報をお持ちかというところに私は少し疑問があるわけなんです。私は、9月定例会や今定例会の質問に臨むに当たって、厚生労働省のホームページなんかを私なりにかなりの時間をかけて調べました。それこそ様々なデータが膨大にあり、そこから必要な情報を取捨

選択するだけでも大変な作業です。そして、知りたいデータがないのか、私が見つけれないのか分かりませんが、全て満足いくものではありません。子育てにお仕事に忙しい世代の方々が、そういった情報をしっかりと取得し、判断するに至る方がどれだけいらっしゃるのかなどいうことを、私は非常に疑問に思ってるわけです。なかなか難しいと思います。そして、行政から接種券が家庭に届けば、行政から書類が来るわけですから、何となく安心感があるんじゃないかというふうに思うわけなんです。そう考える方が普通じゃないかと、私は思います。ですので、私は対象年齢になったお子さんがいらっしゃる御家庭に一律に接種券を配るようなことはせずに、接種したいと思っいらっしゃる方が町広報やホームページから希望されるというふうにしたほうがよいのではないかと、そう申し上げるつもりでしたけども、もう全部配ってあるんですよ。なんですね。また、全国の自治体の中にはこのように接種券の配布はせずに、希望する方は言ってきてくださいよという体制を取っているところもあります。

また、中には首長自ら様々なデータを基にワクチンのリスクについてしっかりと発信されている自治体もあります。町としても配布された中には厚生労働省が作成した5歳から11歳のお子様と保護者の方へという冊子とあとワクチンの説明書、こちらについて同封はされているかというふうに思いますけども、果たしてこの冊子だけでどれだけ今私が述べたようなリスクについて分かるかということに関しては疑問に思っております。先ほど申し上げました、ほかの自治体では、もっと数値、データを基にワクチン接種のリスクということについても詳しく発信しているところもあります。小児用ワクチン、推進するだけではなくて、慎重な判断を促すような取組ができないものかと、もう発送はしていらっしゃるんですけども、改めてできないかということについてお尋ねをさせていただきます。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 質問にお答えいたします。

もう既に3月4日の日に接種券のほうは対象者約3,500人に対して送付をさせていただいております。議員がおっしゃいましたように、厚生労働省が示しております5歳から11歳のワクチンのチラシ等を入れまして、これで接種者御本人、それから保護者の方の同意を得て、接種を希望される方はお願いしますというふうな御案内をさせていただいております。

今、御紹介いただきました、自治体によっては厚労省と別に独自の案内等をされているというふうなことでございましたが、本町においては、そこのところは現在まではもちろんしておりません。これはもう既に送ってしまったものでありますので、そういった御意見もいただきましたので、今後少し検討しながらホームページ等で、今後また対象者になる方もいらっしゃると思いますので、そこは検討していきたいというふうに思います。

今、町として小児接種に対する考え方としましては、厚労省それから専門家の御意見等では、基礎疾患をお持ちの子どもさんについては、これはワクチンの接種をしたほうが重症化になるおそれがあるのでいいのではないかと、いうふうなことは言われております。町としましてはその考えであります。町長の施政方針でも申し上げました小児ワクチンを推進するという意

味は、努力義務は課されておられませんので、町としてワクチン接種を受けたい方々がきちんとできるように、その実施を提供していくということでワクチンの接種を推進するという意味でございますので、あくまでも町が皆さんにワクチン接種はやっていくことが当然ですよというふうなお話ではないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） 大変なかなかお答えしにくいところだったというふうに思いますけども、ありがとうございます。

しかしながら、今、部長がおっしゃった、強く推進してきたわけではないんだというようなおっしゃり方だったというふうに思いますけども、先ほど申し上げましたように、行政から書類が届くだけで、町民からすると打たなくちゃいけないのかなど、先ほども言いました、周りのためにみたいな空気がありますから、そこら辺はどうしても推進していくことになるんじゃないかというふうに思いますんで、いろいろと検討を少しはしていただくということでおっしゃいましたので、これからはリスクについては発信していただければなというふうに思います。

これで新型コロナウイルス感染症とワクチンについての項目を終わらせていただきます。

2番目の質問です。

第6期総合計画及び令和4年度施政方針についての質問をさせていただきます。

ポストコロナを見据えた事業展開とは具体的にどのようなことかというところです。

私は、施政方針で町長がポストコロナというふうにおっしゃったんで、正直初め何のことだろうというふうに思ってしまったんで調べてみたんですけども、コロナ禍が終息した後のことという意味なんです、いいですよ。それこそ私は、冒頭にも申し上げましたけども、コロナ禍の収束は新型コロナウイルス感染症を指定感染症5類にしていれば終息すると考えておりますので、まずはこういった声をしっかりと上げていきたいというふうに思っております。それはそれとして、コロナ禍終息後の事業展開、令和4年度当初予算にも様々盛り込まれているだろうというふうに思います。主要なところを御説明いただきたいと思います。

○議長（上田茂政君） 総務部長。

○総務部長（板楠健次君） お答えをいたします。

ポストコロナを見据えた事業の展開とは、新型コロナウイルス感染症の拡大により人々の価値観や行動様式に転換が起き、それが社会に定着しようとするポストコロナにおいて、これまで実施していた事業を新型コロナウイルス感染症対策などを踏まえた内容に変更し実施することや新型コロナウイルス感染症の影響を受ける町民や事業者の支援を継続して行っていくというものでございます。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により自粛されてきた地域のイベントや伝統行事などについて、感染症対策を講じた上での活動の再開など、地域コミュニティの活性化に向けた取組を支援することとしているところでございます。

今、具体的な事業ということでございますけれども、4年度の事業としましてポストコロナを見据えた事業を幾つか上げてみますけれども、例えば議会ICT導入推進事業、こちらもポストコロナというふうに、それから保育環境改善等事業ということで、市立保育所の感染症拡大防止対策の用品購入の補助、それから行政手続のオンライン化として、子育て、介護関係の申請手続のオンライン化に取り組むということにしております。それと、先ほど少し申しましたが、地域行事再開支援事業の補助金の制度、こちらもポストコロナを見据えた事業ということで令和4年度は取り組むというふうにしております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） 一番最後に申し上げられました地域行事再開支援事業はまた後ほど詳しくお尋ねしたいというふうに思いますけれども、様々な施策があるかというふうに思いますが、早急にコロナ禍が終息し、そして事業が確実に進められていくことを期待したいというふうに思います。

その中で、基本施策の23、商業の振興についてお尋ねしたいと思います。

商業振興について施政方針に当然入っておりますけれども、施政方針、持ってきておりますけれども、施政方針のその2つ前の21、農業の振興と比べると、別に文字数が問題というわけではないんですけども、農業の振興は2ページ使っているんです。商業の振興については半ページと、何と4分の1なんです、文字数が。これはちょっと寂しいかなというふうに思うわけでございます。

そして、それに追い打ちをかけるかのごとく、昨日は、町の農商工業の施策をつかさどる経済部長が農業は宝だと発言されたことで、商工業者である私は大変な嫉妬の渦でございます。

そして、コロナ禍において、飲食業や観光業への影響がクローズアップされているわけですが、そのほかの中小・小規模事業者ももう2年もこのような状況です。業種にもよりますが、かなりの事業者に影響が出てるのではないかというふうに思います。

例えばで自分自身のことを申し上げるとするのはちょっと恐縮ではございますが、私も小規模な会社の経営者をさせていただいておりますけれども、ビジネスの基本は人と会うことで始まります。様々な出会いの中で新たな仕事の発掘をしていかなければならないというふうに思っております。あまり影響がないように思われているような業種かもしれませんが、見えないうちで大きな影響を受けている、そういった業種の方も結構いらっしゃるんじゃないかと思っております。そういったあまり影響がなさそうな業種の方にもぜひ目を向けていただきたく、施策を今も様々していただいていると思いますけれども、ポストコロナを見据えた事業ということで、さらなる取組があればお願いしたいと思いますけれども、ここは、経済部長、いかがでしょうか。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） 昨日は、農業関係の質問の中で、農業は宝、もちろん商工

業が町を引っ張る本当に大きな力になっておりますので、そういった点からすれば、商工業の発展、農業の発展、バランスのいい展開が一番かというふうに思っております。

農業につきましては、食のみならず、環境、水環境も含めて、非常に世界規模の中で重要なポイントを占めているということで考えております。1つは、1つの経営体が非常に小さくて、商工業と比べたら非常に弱い面があるんじゃないかなというふうなところも感じるころではございます。商工業の発展につきましては、コロナ対策によりまして、12の事業ですか、一生懸命やらせていただきました。いつまでコロナが続くのかというのが非常に不安でございます。ただ、国、県におきましてもコロナ対策事業をきちっとを対応しております。町におきましてもこういった部分で考えられる方策を講じながら一生懸命対応させていただきたいと思っておりますので、その点御理解をよろしくお願ひしたい、また皆様方の御協力をよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） ありがとうございますと言っちゃいけないと言われてますけど、ありがとうございます。商工業も大切でありますので、どうぞ様々な施策を今後ともよろしくお願ひいたします。

2番の質問です。

工業の振興について、新たな企業の誘致についても体制を整えて進めていくとしているが、具体的にどのような取組かということ質問項目として上げさせていただいておりますけども、これももう昨日までの2日間でかなりの質問とそれに対する答弁をお聞きしまして、今後どのように進めていくのかということについては私もおおむね理解させていただいたかというふうに思っております。答弁用意されてますか。じゃあお願ひします。

○議長（上田茂政君） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君） それでは、御質問いただきましたので、お答えさせていただきます。

第6期総合計画において、本町の工業の振興では企業誘致を重視しております。また、町長の施政方針で、新たな企業誘致についても体制を整えると申し上げさせていただいたところで、町としては、第二原水工業団地におけるJASMの工場建設を支援していくことを最重要案件の一つと考えております。あわせて、今後の半導体関連企業をはじめ、町の発展に不可欠な企業誘致を進めるためには、第二原水工業団地の工場建設と並行して、新たな工業団地の検討や既存誘致企業の増設等への対応が必要となってまいります。企業誘致担当部署に必要な人員を配置することで町の体制を整え、この機会を逃さないようしっかり対応していくことを考えております。

以上となります。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） 重複した質問でしっかりとお答えいただきましてありがとうございます。

それでは、3番のほうの質問に移らせていただきます。

T SMC工場進出により、人口の見通しをどう考えるか、また校区別の人口見通しはというところでございます。

T SMC工場進出から、関連企業の誘致やあるいは熊本県全体の活性化にもつながるかというふうに思います。その中で、これも昨日、おとといのお話の中で、菊陽町の人口はさらに増加していくだろうというところでのお話もお聞きしているところであります。その中で、第6期総合計画での将来人口の見通しは、令和12年で4万7,561人、令和12年度の目標を4万8,000人と設定というふうになっております。

しかし、昨日、おとといもお話あっておりますように、T SMCの進出などによって、また関連企業の進出も当然考えられます。人口の見通し、目標人口も変わってくるのではないかとというふうに思います。それこそ昨日も話題となっておりましたけども、5万人を超えて菊陽町が単独で市となることも考えられるのではないかとというふうに思いますし、またそれを当然目指していかれるというような、昨日、町長のお話だったかというふうに思います。今後の人口の見通しをどのように考えていらっしゃるのか、またもしよろしければ、校区別の人口も見通しがもし分かればというところで構いませんけど、お願いいたします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 御質問にお答えします。

これまでの御質問において商工振興課より、セミコン及び原水工業団地の状況から、企業立地直後は従業員のうち15%から20%の方が、その後には30%まで町内居住率が上昇していることと御説明しております。このたびのT SMC工場では約1,700人の雇用が見込まれておりますので、そのうちの約15%から約30%の従業員の方とその御家族が本町に住まわれるのではないかと推測しております。なお、校区別の人口につきましては、見通すことは難しいと考えております。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） 校区別ということまでになるとなかなか難しいのかなと思いましたが、それでは4番目の質問に移ります。

人口の増加に伴い、学校の新設について検討する必要があるのではないかとこのところでは。

それこそ、学校教育とその運営について、昨日、おとといの一般質問の中で不登校の増加であつたりとか教員不足などといった深刻な問題をお聞きし、本当に大変だなというふうに改めて思いました。

その中で、人口増、児童・生徒数の増加に対して、今、敷地の拡張であつたり増改築で教室の確保にも取り組んでいらっしゃるのだというふうに思います。さらには、今後少人数学級

について、またこれも編成して考えていかなければならないということかと思えます。今定例会前に、町長は新駅の設置への具体的な行動をされまして、そして新駅から原水駅周辺にかけての区画整理事業も視野に入れているということであったかというふうに思います。そうすると、先ほども申し上げました、当然菊陽市というものを、菊陽市という名称になるかどうか分かりませんが、菊陽市というところを視野に入れたまちづくりになるのではないかと思います。その中で私は学校の新設も必要となってくるのではないかというふうに思いました。

お隣の合志市では、今年の春に小中一貫校が設立されて、周辺地域の人気はさらに高まっているというふうにお聞きしております。それこそ想定以上の状況ではないかというふうに思います。菊陽町においても、今後それぞれ早急にということではないかというふうに思いますけれども、実際に計画をしたとしたらできるまで数年の時間がかかるかというふうに思いますので、学校の新設については検討はしていくべきかと思えますけれども、こちらについて町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 総合計画の主要施策の一つに、都市的土地利用の主な施策として、J R原水駅周辺の市街地整備とそれからJ R新駅の設置及び周辺の市街地整備を位置づけております。令和4年度の施政方針におきましても、今後予想される新たな人口増加の受皿として原水駅周辺の市街地整備の事業化実現に向けて進めていく旨を示したところでありまして、今後それらの事業の進捗状況やその他の民間開発などの動向を踏まえ、人口分布の状況やそれから児童・生徒数の推移を注視していく必要があると考えております。その状況に応じまして、既存学校での増築とそれから新設学校の設置について、この比較検討を行う必要があるというふうに考えておるところであります。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） 比較しながら検討されていかれるということで、なかなかこれはお金もかかるところでありますけれども、教育は未来の子どもたちへの投資であるというふうに考えますので、ぜひよい環境で学べるように御検討いただきたいというふうに思います。

それでは、5番目の質問に移らせていただきます。

光の森駅前横断歩道橋について、今回施政方針では交通安全確保のためとなっているが、以前は渋滞緩和のためとの説明であったかと思う。渋滞緩和についての効果はどの程度か、また事業費はというところです。

私、これは申し訳ありませんが少し勘違いしております、光の森駅前横断歩道橋は渋滞の緩和のために事業を行うということではないんですね。というようなことだったと思いますけれども、どうなのでしょう。これについては、町長が12月の定例会の行政報告でこういう発言をされています。光の森駅前横断歩道は、車両の交通量が多く、横断者も多いことから、歩行者の安全を確保しつつ渋滞の緩和も期待できる最も効果的な対策であり、早急に整備が必要であると考えていると。私はこれを聞いて光の森の駅前横断歩道橋は渋滞緩和対策なんだと思

ってしまってたんですけども、それこそそんなに渋滞解消しなければならないような交通量だったかなというふうだったんですけど。ただ同じく、これは通告出した後に議事録をいただいたんです。12月定例議会の議事録を確認しましたら、一般会計補正予算の質問に対して、建設課長の説明では、歩行者の安全確保のためということで答弁をされていらっしゃいました。

なので、ここで質問に戻りますけども、この事業の全体の費用が幾らかかるのかをお示しいただきたい。また、一部渋滞緩和ということも町長おっしゃいましたけども、交通量と費用対効果というところが気になりましたので、もし分かればお示しいただきたいと思います。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） それでは、御質問にお答えします。

光の森地区は、急激な人口増加により朝夕の時間帯を中心に交通量が多く、県道住吉熊本線などの幹線道路の渋滞を避けるため多くの通り抜け車両等が光の森駅前の道路に流入しており、駅周辺の交通量が増加している状況であり、地元から光の森駅前交差点の改善を求める強い要望がっております。その要望を受け、登下校中の子どもたちが安心して安全に通学できるよう、光の森駅前交差点を菊陽町交通安全プログラムの要対策箇所として位置づけ、通行者の安全・安心を確保しつつ渋滞の緩和も期待できる最も効果的な対策として横断歩道橋の整備を行うものであります。

御質問の渋滞緩和の効果については、横断歩道を整備することにより歩行者と車両の立体交差を行うことで、渋滞の原因となる交差点内で車両の円滑な通行が図られることにより渋滞緩和につながると考えています。さらには、横断歩道橋をゆめタウン光の森立体駐車場連絡通路と接続することにより光の森駅から一体的な歩行者動線を形成することができるようになることから、利用者の利便性の向上と安全性を確保することが期待できます。

また、事業費については、防災・安全社会資本整備交付金の通学路等の生活空間における危険箇所の交通安全対策事業について、国の支援を受けながら実施しております。

なお、今後のスケジュールについては、令和4年度に横断歩道橋の基礎工事及び本体工事に着手し、事業完了を令和4年度末、令和5年3月末の予定としております。

それから、全体事業費の件でございますけれども、概算で全体の事業費は約3億7,000万円でございます。

費用対効果という点でございますけれども、光の森駅前の駅前北口交差点、こちらのほうで平成29年1月1日から令和3年9月30日の間に交通事故が14件発生しております。車対人が7件、出会い頭が5件、追突が1件、車対自転車車が1件の14件。そのような中で地元からの安全性を求める声があったことにより緊急合同点検を実施し、菊陽町交通安全プログラムの要対策箇所として位置づけられたことから、光の森駅前横断歩道橋の整備を行うものであります。

横断歩道橋の整備の効果については、先ほどもお答えしましたとおり、歩行者と車両の立体交差を行うことで通行者の安全・安心を確保しつつ、人々の大事な命を守ることになりませんが、交通渋滞の緩和も期待できる最も効果がある対策であると考えております。



以上でございます。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） あまり時間がないんですけど、14件の交通事故、すいません、もう一度、何年間の間でというところだけ教えてください。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） 平成29年1月1日から令和3年9月30日まで。

（3番大久保 輝君「何年間ですか、それ」の声あり）

約5年間。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） ありがとうございます。

事故の程度というのがどれぐらいなのかというところまで分かりませんが、そしてこれが多いのか少ないのかというのが私にははっきりと分かりませんが、全体の事業費が約3億7,000万円というところなんです。地域からの強い要望があったということで、これは12月定例会で副町長も同じようなことをおっしゃっておられましたが、逆に、私、地域の方から、それこそ3億7,000万円、その金額まで御存じないですけども、地域の方も、多額の税金を使って、イズミさんが一番利便性がよくなるんじゃないかというふうにおっしゃる方も中にはいらっしゃるわけです。その件については、同じく12月定例会で建設課長のほうがイズミさんとその辺についてお話しされてるということでありましたので、今その件について回答できるならお願いします。

○議長（上田茂政君） 副町長。

○副町長（吉野邦宏君） イズミさんとの話の件について私のほうから答弁させていただきますけれども、12月も申しましたように、町でまち・ひと・しごと総合戦略をつくってございまして、この総合戦略が8月に菊陽町の地域再生整備計画として総務省に認められております。そのことによりまして企業版のふるさと納税制度の対象になっておりますので、イズミ本社のほうに参りましてそのことを説明いたしております。今後御協議いただくものというふうに思っております。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） まだ協議中というところですかね。その協議が進んでいくことによってそういった御意見の方も納得されるんじゃないかというふうにも思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

最後の質問です。

地域行事再開支援事業補助金による区・自治会活動の支援とは具体的にどのようなことか。

あまり具体的に御説明いただくと時間がないと思いますので、端的にお願いします。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（矢野博則君） 御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、区・自治会では例年行われている行事が思うように実施できない状況にあります。各区・自治会ではこの状況が約2年間続いていることから、地域づくりの意識や地域の連帯感の維持が課題となっております。このことから、再開される地域の行事を通してコロナ以前の日常を取り戻すことができるよう、新たに地域行事再開支援事業補助金を創設し、区・自治会活動を支援するものです。

補助の対象とするものは、熊本県で初めて新型コロナウイルス感染症が発生した令和2年2月を基準の月とし、令和2年1月以前に行われていた行事を対象としております。また、行事の例としては、各地域の夏祭り、体育祭、文化祭、餅つき大会、どんどやなど、地域のコミュニティー活動を想定しております。

なお、補助金の額は、補助対象経費の2分の1に当たる額とし、補助金の限度額を20万円とする予定でございます。期間は令和4年度と令和5年度を予定しております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） ありがとうございます。

どんなにデジタル化が進んでも、リアルに人と人とのつながりがなければ社会は成り立たないというふうに思います。早くこのコロナ禍が終息し、この補助金が活用されて地域が活性化されることを願います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君の一般質問を終わります。

ここで昼食休憩とします。

午後は1時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時10分

再開 午後1時0分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

布田悟君。

○10番（布田 悟君） 3日間にわたりました一般質問も私が最後です。長くはないと思いますが、どうか我慢して、最後と思ってお聞きいただきたいと思います。また、執行部に対しても、最後でありますので、どうかよろしく願いいたします。

今回11名の一般質問者の中で、ほとんどの方が今回のロシアによるウクライナ侵略につきましては、その憤りをここで述べられております。ゼレンスキー大統領という、国を守る、自分は逃げないという意志を持った強いリーダーがウクライナを今引っ張っているという状況に、日本も含め、NATO諸国、そして全世界の国が注視しているわけであります。

ロシアのプーチン大統領といいますと、見てのとおり、狂気じみた風貌もあります。柔道の

有段者ということであったようでありますけれど、何が柔道の有段者かと。柔道というものは、これは心そして体が一体となり、人のことも考える、他人のことも考える一番重要な精神を養う日本の武道の中の一つでもあります。そのような柔道を習った、修めたということは決して今後話題にはならないと思いますし、そういう精神に基づいて日本もロシアということに対処してきたと思いますけど、恥ずかしい次第であります。また、中国の習近平によります新疆ウイグル自治区の人民に対するジェノサイド、大量殺りくに至るかもしれない人権を無視した政策、これも許されるものではありません。この2件につきましては、最終日になると思いますけれど、決議案、意見書案という形で、議会の皆さん方の意見を代表するような形になると思いますけれど、提案させていただきます。

もう少し付け加えたいと思います。

これは、日本の今回のロシアのウクライナ侵略についての対応、態度であります。ドイツがまずヘルメットを5,000個、どういうヘルメットか分かりません、ヘルメット5,000個をウクライナに供給するということを言いました。その後、ドイツ国内の批判もあったんですけど、方針転換いたしまして、携帯用の対戦車砲とそれから地对空ミサイル、これも携帯用です、これを提供するという方向に方針転換しました。それを受けてではないんですけど、日本国政府はまず防弾チョッキを送ると。防弾チョッキを送ったとしても、これはウクライナの国民の方、人民の方が着けるのはそれでいいかもしれませんが、ウクライナの国を守る、国民を守る兵士、軍隊にとってはあんまり役に立たないというものでありまして、そこにはドイツを後ればせながら見習って、軍隊が使えるような武器、そのようなものを提供するというふうな、法律改正を緊急にしてもらえればこれはできるわけです、そのようなことも望みたいと思っております。周回遅れのドイツに周回遅れの支援、防弾チョッキを送るというの、もう運んでますから、その後は武器を提供するという自衛隊法の改正、それに関する法律の改正というのをやっていただきたいと思います。

本日は、3項目上げております。市街化調整区域の開発規制、それから空港アクセス鉄道等の新設、それから教育問題について3点上げておりますけれど、何せ11番目ということで、大体内容が偏った質問が出ておましてそれに対する答弁もされておりますので、もうこのところは簡単に要点だけでもいいと思われる、答弁される執行部においてはそのようにされても結構でありますので、どうかよろしく願いいたします。

以下、質問席にて質問をさせていただきます。

○議長（上田茂政君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） 質問事項に沿っていきますけれど、まず市街化調整区域の開発規制ということでありますけれど、TSMCが進出する、工事もあって、具体的な稼働に向けての整備も行われているわけでありますけれど、原水地区のセミコンテクノパーク、原水工業団地、あのあたりが、優良農地もありますけれど、貴重な里山風景を残す一帯でもあります。

今回のTSMC、JASMの進出ということに伴いまして、ほかの議員さんも質問されてお

りましたけど、投機目的だろうと思われるような土地買収の案件といたしますか、増えているようでもあります。山林というのは農業委員会の許可がなく売買取引ができるわけでありませうけれど、それに対する何らかの町独自の規制を設けないと、これはもう流れのまま、なすがままにしておけば山林は何に使われるか分からない状態で売買がされてしまう。買主、これはどういう買主が来るか分かりません。市街化調整区域ということで建築規制はありますけれど、不法投棄もされるかもしれませんし太陽光発電所になる可能性もあります。そういった優良な里山、きれいな昔から残っている里山風景を残すためにも町独自の規制を設けてもらいたいと思います。この点、何らかの方法はあると思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） 御質問にお答えします。

土地利用計画法では、土地の投機的取引及び地価の高騰が国民生活に及ぼす弊害を除去するとともに、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため土地取引の規制に関する措置が定められており、一定以上の面積の土地を取得する場合には届出が必要とされ、本町の場合は一般的な土地取引規制に区分され、事後届出制となっております。この措置は、土地取引の段階におきまして土地の利用目的などについて審査することで、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、都市計画法等の関係法令に関わる許認可との整合など、不都合があった場合に助言、勧告を行い、その早期是正を促す仕組みでありまして、土地の売買規制につながるものではないと認識しております。

一方、土地の利用規制では、先般、自衛隊基地周辺や国境、離島など、安全保障上重要な土地の利用を規制する法律、重要土地等調査法が成立し、本年9月1日に施行される予定であります。国の安全保障上重要な土地に限って土地の利用の制限が可能となるものであります、一般的な土地の制限につながるものではありません。

無秩序な投機的取引を抑制する機能の必要性は感じつつも、現行法でそのような行為を規制することは困難というふうに考えております。また、町でもそういったところの規制は非常に厳しい、困難であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） こういう質問は、過去の一般質問においても何回も出ていたと思いません。市街化調整区域と市街化区域の線引きがあるということで、なかなか地方自治体としては規制をすることができないということになっていくわけでありませう。これを何とかするというのが、私は、これは政策提言にもなるかもしれませんし、その自治体の首長の手腕でもあると思いません。その上位にある法律改正というのが伴うわけでありませうので、最終的には国会議員を通じたところでの法改正ということになるのかもしれませんが、菊陽町に限らず、里山風景が破壊されていくという事例が日本国中多々出ております。

また、これは、外国人の土地取引においても若干ではありますけれど規制をしていくという

ことで、買主名あたりまではたしか届出なければならないというふうになったと思いますけれど、菊陽町におけるような里山風景の維持ということにつきましても、法律改正しかないということでは、これはこの後も続く問題でありますので、許されないというふうに思います。

岩盤規制の突破という、これは、渡邊議員の国家戦略特区ということを経後菊陽町も考えたかどうかという質問の中に、執行部からの答弁の中にも岩盤規制を突破するような取組がされないとこれは無理だという質問、答弁もここで交わされていたようであります。私は岩盤規制の突破ということを経この場で聞くとは思いませんでした。これはやる気があるなど、質問する議員もそれだけ意気込みがあるわけでありませうけれども、執行部側も、それだけ今回のT S M Cの進出に伴ういろんな規制の解除に向けての執行部の行動というのは、まさしく岩盤規制の突破にあると思います。

そこで、2番に入りますけれど、太陽光発電所、これも菊陽町においてもそんなに大規模ではないですけれど里山にも開発されております。畑にもこれできます、農地にも、一種、二種農地ありますけれど、できます。外輪山の天津側のほうに行きますと、こっちからも見えるように、太陽光発電所だらけであります。菊池市におきましても、隈府から菊池水源に行く、あれは国道ですか、国道沿いにもう迫りくるように太陽光パネルが設置してあります。あれが地震とか台風で道路に落ちてくる、民家にもまた当たるといふようなことになれば人災にもなりますので、その規制も菊池市では考えているようでありませうけれど、菊陽町におきましても、これは景観の問題もありますけれど、太陽光発電基地になればその辺の樹木は伐採されますし、大雨のときなんかは水を受け止める樹木がありませんので、そのまま土砂となって流れてくるという心配もあります。

このような太陽光発電の設置につきましても、これも景観維持や災害防止のためでありますけれど、この規制を考える必要があると思ひませうけれど、これについては何か町としての案とか何かありますでしょうか。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） 御質問にお答えします。

太陽光発電をはじめとする林地開発につきましてもは、森林法に基づく一定規模、これは1万平米以上あります、以上を開発する場合、県知事の許可が必要とされています。近年、太陽光発電施設での災害が増加しており、2018年の西日本豪雨では11件の土砂災害が発生し、周辺地域へ被害をもたらしております。

国では、このような状況を踏まえ、令和3年6月に森林法第5条に規定する森林計画の変更計画が閣議決定され、この計画に沿って熊本県でも変更計画が策定されました。今回の変更では、林地開発行為の許可基準の適正な運用を行うなど、留意事項が追加されております。

また、林地開発における基準の厳格化を図るため、熊本県林地開発許可制度実施要項が全面改正されています。今回の改正では、開発等に伴う防災施設の先行設置を義務づけし、これらの防災施設は許可権者である県が確認検査を行い、この確認検査が完了しなければ本体工事に

着手できない旨、地域住民への説明義務、さらには林地開発行為は災害発生の危険度が高いことから、年1回の梅雨前点検に加え、台風期前の施工状況報告の追加と県による防災点検を明文化しております。また、景観維持のため、太陽光パネルフレーム等について景観なじみ色彩に配慮するなど、こういったところがうたわれております。今回の改正により、災害防止に対応できるものと町としては認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） 県の規制というのもあるということでありまして、国の規制というものもできつつありますけれど、これは売る側の意識の問題もだと思いますので、私は、地権者の方々、私もじいさんから引き継いだ、原水あたりに、TSMCあたりに引っかかるようなところじゃないんですけど、山があります。そういう乱開発をすとか、何の目的に使うかわからないような買主に対しては売らなというような意識を持っていただくことがまずは第一番だと思います。確かに地価はTSMC進出効果で少しは上がっているようでありまして、まだまだ買いたたかれるというような状況じゃないかと思っておりますので、不用意に売らない、その手には乗らないという意識が必要じゃないかと思っております。まずは地権者の意識の問題。

そして、これはどうしても太陽光発電を目的等に売却された場合、行政側として何らかの課税措置をするということができないかと。私もただ言うだけじゃいけませんので、何か取れる税金はないかなと思って調べたところ、地方自治体が税金を新設、変更しようとするときに、総務大臣の同意を得てから法定外目的税という名称でできるというふうになっております。法定外目的税ですから、これは、法律に基づいたいろんな人や物に対する課税というのが日本の税制でありますけれど、その法定の外にある目的税ということでありまして、これも報道で話題になったと思っておりますけれど、太陽光発電をする場合に、法定外目的税ということで敷地の面積の1平米当たり幾らという課税をすると、これはどこだったですか、1平米当たり50円を課税するという法定外目的税、太陽光パネルを設置するために、そういうような基地を設けたという場合の課税でありますけれど、このような課税もできると思っておりますけれど、この点も含めまして何か町として案があれば。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） まずもって、菊池市では条例を制定されて規制されております。これは1,000平米以上という部分で規制をされております。こういった場合、本町と菊池との差でございますけれども、まずは面積や地形が異なるということで、設置件数も、菊池市は1,000平米以上の施設が46件今現在設置されております。そのうち、いわゆるメガソーラーといわれる1,000キロワット以上、これが10件程度ございます。菊陽町の場合には、今1,000平米以上が13件でございます。メガソーラーが熊本県の土地に1件と原水に1件、2件のメガソーラーが設置されております。こういった部分で、また菊陽町は面積的にもそんなに広くはございませんで、今後設置できるような部分も限られているということで、菊池市同じような条

例につきましましては今のところ考えてはいないというところでございます。

それともう一点、これは岡山県の美作市だったと思います。私もネットで調べてみました。全国で初めての試みということで、2021年12月21日に事業用太陽光パネル税として可決されております。議員おっしゃられましたとおり、法定外目的税の設置につきましましては総務大臣の同意が必要ということで、今総務省において検討されていらっしゃるということです。

事業内容につきましましては、検討内容に時間がかかるだろうということで、早くても2023年からだという見方があるということです。おっしゃられたとおり、これらは設置面積ではなくてパネルの面積に1平米当たり50円を5年間課税するという内容のものでございます。年間1億円、5年間で5億円を見込むというふうな情報でございます。設置の理由としましては、御承知のとおり、東日本大震災を契機とした太陽光発電の普及、カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けて、今後も豊かな自然が壊滅されて太陽光発電に替わっていくという可能性があるということで危惧されていらっしゃいます。そういった中で、防災対策をはじめ、生活環境対策、自然環境対策のための施策として使用する経費として充てたいというようなところで考え方を持っていらっしゃると思います。

国の動きとしましては、当該税の負担が再生可能エネルギーの推進にとってどう影響しているのか、あるいはエネルギー政策との整合性、エネルギー政策のほか、国税、地方税との二重税にならないとか、そういった部分の調整が必要ということでございます。

本町の場合につきましましては、現在総務省で調査が行われておりますので、これを注視していきたいというように考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） 今、部長からの答弁にもありましたように、岡山県の美作市、太陽光パネル税ということで、私言いましたの間違ってまして、パネル1平米当たり50円ということを実作市は課税しているということでありまして、菊陽町もぜひ太陽光パネルを、あれが大体20年くらい耐用年数があるんですかね。あれがもう使えないと、パネルを所有している業者のもう発電はしないということになったときの撤去等の問題もあります。あれは埋立ごみになるんですか、非常にごみ処理には手間もかかるし金もかかる代物らしいんですけど、そういったことも考えて、ぜひ菊陽町も太陽光パネル税を導入していただきますよう要望いたしまして、次に行きます。

空港アクセス鉄道、これも議会でこの問題が取り上げられましてから毎回出てきております。ここに至りまして、3駅が、三里木、原水、大津、大津がまたカムバックしてきたわけです。いろんな案が錯綜しておりますけれど、菊陽町としては、これは県の事業だからどうにもならないとか、こちらからあまりに先んじて手を打つ必要もないんじゃないだろうかとか、そういう答弁がずっと続いておりますけど、私は何らかの、特に町長は何らかの腹案というのを持っておられると思うんです。これを、町長、これは個人的な意見でもいいです。どう考えて

おられるのか、必要とするのか、もうこがんとは要らんとか、そのところ、必要ならどのルートを優先されるとか、これは当たり前かもしれませんが、この点をお聞きします。町長からお願いします。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この件についてはほかの議員の方からも質問があつておるところでありますけども、これは、もう昨日もありましたけども、もともとは三里木駅からということ、3つの駅から専門的な委員さん方で構成されるところでも、そこでもいろいろ検討された上での三里木駅からのが一番、運動公園のところ、中間駅を造つてすれば、運動公園を利用する方も、それから菊陽町のほうにあります免許センター、さらには周辺にいろんな開発もされるということで、そこで当然進んでいくものと思つておりましたけども、T S M Cの話が出てきたということで、また3つの案について検討した上で今年中に結論、どこがいいかというのはいろんなところを比較検討しながら出すということでもありますので、これは県議会の中でも複数の議員さん方が質問されておりますが、県のほうでは3つの案を今年度中に十分検討した上で出すとしてありますので、そのどういう3つの案が出てくるのかというのを、まずはそこら辺を十分見たいと思つておりますけども、いろんなところから見ても、三里木駅からのほうが一番、例えば熊本市のほうから利用される場合は一番近くて、それがまたいろんなところを考えて三里木からの案というのが決定されとつた。案はです。ただ、いろんな事情があつてそこが事業化までできなかつたということがあつて、できなかつたんじゃなくて事業化をまた見直すところぐらいまでできとるわけでありまして、今年中には出るということでもありますので、今の時点で原水案も出ておりますので、どこがいい、ここがいいというのは今の時点では言えないなというふうに考えております。

○議長（上田茂政君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） 私も町長の考えと当然ですけど一緒であります。大津案、原水案というのは、これはT S M Cが出てきて、第二、セミコンテクノパークへもこの軌道を、北のほうまで延伸したらどうだろうかというのを蒲島さんが、自民党、どっちが先か分かりませんが、考えたんでしょう。もう一回振出しに戻りなさいと、戻ろうよと言つたのかもしれませんが。

ただ、今議会の質問の中でも坂本秀則議員の質問にもありました、それに対する答弁、原水駅からバスを今運行していると、その整備を町はやっていくということで、利便性も良くするために乗降のための環境の整備、これもやっていくということで、バスで代替できるんじゃないだろうかというふうな答弁もありました。

私もまずすべきことは、特に原水周辺が一番被害を受けているんですけど、影響を受けているんですけど、セミコンテクノパークへの通勤のための自動車の流れが地域住民のふだんの生活を脅かしている。そして、そこを登下校する子どもたちの交通の安全も脅かしているということでもありますので、まずはこれはるる質問出て答弁もいっぱい出ておりますけれど、道路の



整備、これはもうされるということです。それと、乗り物については、今はバスでもセミコンテクノには、それをうまく整備すれば、それで一般の自動車は減らせるんじゃないだろうかということ。私もそれを充実してもらえれば、企業の協力も必要でありますけれど、いたずらにJRの延長というような問題は、これはもう土俵に上がらないと思います。

ですから、原水案も、原水経由で空港に行く案もありましたけれど、これも前熊本市長の幸山政史さんが蒲島さんに対抗して出した案ですけど、BRT、空港熊本線、今、延伸計画ができてます。あの道路を利用してBRTバスを走らせると、予算は20億円を切っていたと思います。そういう案も出ております。これも、坂本秀則議員もこういう案はどうだろうかということをおっしゃいました。そういったほかの手段での、これは空港方面に行く公共交通機関というのがあります。そういった意味で原水もどうかと、あまり私が決めつけると原水地区の人たちも、布田、何ば言ようるかというふうにとられるかもしれませんので、やっぱり三里木案のほうがいいんじゃないか、菊陽町のためにも県のためにも熊本市のためにも三里木案がいいんじゃないのかと。本末転倒していると、第二、セミコンテクノへの延伸はです。

そして、片やもう一つ、大津が出てきました。大津はJRが、採算の点はあんまり関係ないと思いますけど、今、大津まで電化されておりますので、それを伸ばして、レールを伸ばして空港まで行くということで、工事の簡易性とか経費の問題もあるし、ひいては乗換えなしで熊本駅方面へつなげるのは利用者も多いだろうということで、JRはこの案を第一としているわけでありまして、JRはそれでいいんでしょうけど、これもこの中で、甲斐議員の質問の中にも出ておりましたけれど、空港で降りた人ががらがらごろごろ引っ張ってまた乗って、空港ライナーもあるわけですが、10年先にできたとして、10年先の話ですけど、利用するだろうかということでもあります。

そこからは、熊本市としての道路の整備、それから公共交通機関の整備も恐らく10年後にはされていると思います。今の大西市長が、熊本市の中心部から東バイパス、それと空港に向けての2つの道路を新設するというところで計画がもうできているようでありまして、このような公共交通機関、道路の整備がされる。それと、今、健軍の自衛隊の前の新しい市民病院のところまで、健軍まで行っている市電を延伸させる、これももう具体的になっていくと思います。今度はそこからまた何かを考えれば空港までつなげるわけです。ですから、主に熊本市に帰られる、熊本市から空港に行かれる人たちにとっては、何もわざわざ遠回りしてJRを利用する必要性は低いんじゃないだろうかと思っております。

○議長（上田茂政君） 布田議員に申し上げます。

本来の質問に行ってください。

○10番（布田 悟君） 戻ります。

大津は、3月定例議会で田代議員が質問されました。私行ってきましたが、田代議員はもちろん大津の方ですし、自民党も離党されましたので、持論を展開されるわけです。総論的には、JRの延伸は、そう賛成ではないけど大津からだったらメリットがあると言われてました。

これは、南阿蘇鉄道が大津に乗り入れるということと駅も阿蘇大津空港駅というふうに何か変えられるとか、それから菊池市隈府に向けての観光客の需要も望まれると、そういうなことも言っておられました。大津もそのように考えているわけでありまして、これは田代議員が持論を展開されているわけでありまして、また陣取り合戦のようなことが始まっておりまして、菊陽町は先ほど町長が述べられましたように、菊陽のスタンスで、運動公園とか免許センターとか白水台地の開発とか、その辺の問題と絡んできますので、菊陽としては三里木ルートを中心にしっかり主導権を持って取り組んでいただきたいということを要望しておきます。

2番に行きます。

議長、このまま行きます。

空港周辺の市町村が大空港構想との絡みで、こういった公共交通機関の整備というのを一緒になって取り組んだらどうだろうかと思いますけれど、菊陽町がこの問題においては中心的な立場だと思います。この辺のところを見据えたところでどのように考えておられるかをお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 御質問にお答えします。

県の空港構想、ネクストステージにつきましては、構想策定から5年が経過し構想期間の半ばに差しかったことから、令和3年12月に知事が見直しに着手すると表明されました。見直しに当たっては、空港周辺地域の交通ネットワークを強化する視点から、公共交通の利便性向上や交通渋滞の緩和を図るために、空港アクセス鉄道の検討をはじめ、道路やバス路線網の整備などが新たに盛り込まれる予定です。議員お考えの空港周辺地域や菊池市、合志市、阿蘇市と連携した公共交通機関の整備につきましては、複数の圏域をまたぐ広域的な取組であることから、県が中心となって対応していくものと考えます。

○議長（上田茂政君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） これも県が案を出して対応していくということが中心にはなろうかと思っています。

しかしながら、私が考えてるのは、TSMC、出てきますけれど、空港から菊陽、そして光の森もあります、それで旧西合志、北部方面、そちらへの公共交通機関がないということでもありますから、これは大空港構想の一環として捉えて、その辺のところを菊陽町としては中心になって周辺市町村と何か考える機会を設けたらどうかと思いますけれど、これはどうでしょうか。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） これにつきましても、もう5年経過して、県は大きな課題としてコロナ禍の対策もやっておられますけれども、県南のほうの水害の起きた件の復旧・復興ということで、非常にそちらのほうにも取り組んでおられることで、大空港構想のほうも今のところ動きがそんなに見えておりませんので、そういう状況を見ながら、昨日うちのほうからも前回出

したものにまたTSMCを含めたところだというので、そういうものを取りまとめて県に申し上げていきたいというふうに思っておりますけども。公共交通といいますか、道路関係の渋滞関係のほうでは、今、合志、それから大津町、菊陽町と、その意見が入っておられるということでもありますので、そういう中でも、大空港構想についても当然連携を取っていくようなものについては、特に空港の北側からの利用になりますので、その辺は十分連携を取って取り組んでいくべきだということで、また県の構想がどう動いていくかも見ながら、また関係市町、これは空港周辺ということであれば益城町も西原村も入ってくると思いますが、もともと議会のほうでもそういう取組をされていた経緯がありますので、またそちらのほうも議会のほうも一緒になって大きな空港周辺の中での大空港構想につながっていくと思っておりますので、しっかりとその辺は連携を取って取り組んでいくべきだというふうに考えております。

○議長（上田茂政君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） 中九州横断道路も竹田市までは来ておりますし、熊本大震災の結果として、外輪山に車帰大津間のトンネルもできております。加速されたということでもあります、中九州道路の完成に向けて。これも菊池市と合志市、菊陽町も絡むかもしれませんが、特に菊陽、合志の境界地域あたりを通るようでありますけれど、中九州横断道路の開通というものも見据えた上での今回の空港を含めた旧菊池郡市、それから空港周辺の交通体系の問題のプランというものをぜひ主導的に、中心的に上げて取り組んでいてもらいたいと要望いたします。

3番目に入ります。

質の高い教育についてということで、1、2番とはちょっと何か、物から人へというような感じの質問になりますけれど、これが一番大切なんです。人間、一生の中で幼少期の教育を家庭、地域ももちろんであります、家庭、そして学校、ここがどのように取り組むかということで、その人の一生というのは本人にとってもある程度満たされたものになるんじゃないだろうかと思われまして、世間に迷惑をかけることが少ないだろうというような人生を送れるものと私は思います。そのような教育を、地方自治体の場合は、義務教育においては文部科学省からのいろんな指示とか施策があるということで、上位のほうからのそういった縛りがあるからなかなか独自の教育というのはできないと、何かもどかしいところがあるんですけど、そのように私も考えられます。しかしながら、それをどうにかして地方自治体から、これも独自のプログラムといいますか、人間づくり形成に独自のプログラムができないだろうかなという思いでこれを上げております。

まず、はしりとして、SDGs目標4ということで、何かにつけてSDGsが出てきますけれど、質の高い教育というのをみんなにというのを上げております。これは、昔でいう発展途上国というんですか、アフリカとか東南アジアのまだまだ今から社会的にも国家的にも発展をしなくちゃいけない地域での教育の遅れをある水準まで持つていくというスローガンだと思いますけど、この質の高い教育、これを普通の教育に私は当てはめていいんじゃないだろうかと

思っておりますけれど、この点はいかがでしょうか。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（平木元宏君） 御質問にお答えします。

持続可能な開発目標、いわゆるSDGsには、地球上で起こっている社会問題や環境問題に対し17の目標が掲げられており、その4として質の高い教育をみんなにが設定されております。

この目標4では、ジェンダーや貧富の差に関係なく、全ての人が平等に質の高い教育機会を得られる世の中を実現させることを目指しており、そのことは現在熊本県教育委員会が目標としている誰一人取り残さない学びの保障にもつながるものだと捉えております。

町内の小・中学校にも、発達障害や貧困問題等により様々な困難を抱えている子どもがおります。そこで、菊陽町教育委員会では、本年度の取組の重点の一つに教育支援の充実を掲げ、相談体制の強化、家庭教育支援の充実、特別支援教育の推進に取り組んでおります。また、子どもたちが未来社会を生きるために必要な資質、能力を身につけることができるよう、学力の充実とともに、豊かでたくましい心と体の育成を図るよう取り組んでおるところでございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） 国連が挙げているのは、全世界的な規模での目標ということで発展途上にある国に合わせてあると思うんですが、菊陽町においても熊本県がそういった教育委員会の指導目標を持つてるということはよく分かりました。

SDGsの目標4の質の高い教育というのは、私が当初申し上げましたような、家庭教育における、これは親の責任もありますけれど、そして学校における人を大切にする、自分の命を大切にする、利他の心を持つというような人間形成にも役立つと思いますので、十分この精神を取り入れて、菊陽町における義務教育にも教育委員会として先生方と共に当たっていただきたいと思います。

2番目、教育勅語といいますと、これはアメリカによって日本の教育制度が、さきの大戦の終戦のときに教育勅語的な、教育勅語に内容があるような教育というのは、これはもう日本人の目をまた覚まさせると、要するにアメリカがああいう原子爆弾を投下してせっかくおとなしくさせた、国としてはもう立ち上がれないようにさせた日本がこの教育勅語というのが復活することでまた目を覚まして大国になる、もともと日本人というのが、これはもう世界をリードする人種でありますから、そういう目を覚まさせるんじゃないだろうかという懸念があつて教育勅語というのを持ち出さないようにしているわけでありましてけれど、読んでいただけた方が多いと思いますけど、教育勅語の内容というのが、これこそ先ほど教育部長がおっしゃったような教育目標、質の高い教育というものを織り込んでおります。ぜひ、家族愛が大事だと、利他の心の醸成に役立ちますと、ひいては国を思う心、これは私、愛国心と書いております、こ

これは、愛国心が一番ええんですけど、国を思う心、愛国心を持つ人間になるというそういう教育に寄与すると思いますけれど、この点を菊陽町の義務教育におかれて何らかの形で導入していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（上田茂政君） 教育長。

○教育長（上川幸俊君） 御質問にお答えをいたします。

平成18年に公布施行されました現行のいわゆる改正教育基本法では、教育の目標として5つの目標をうたっております。その中で、幅広い知識と教養を身につけ、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うことという表現で道徳心を培うということが明記されたところでございます。さらに、伝統と文化を尊重し、それらを育ててきた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことということも示されております。

また、これは、2020年から小学校から順次実施しております、それまでは教科外の授業として実施しておりました道徳の時間を、新学習指導要領の中で特別の教科、道徳ということで新設をいたしております。ここには、年間35単位、年間の35単位という、これは1週間の時間割に1時間程度になりますが、この時間割の中で授業をしているということでございます。その中には、学習内容項目がきちんと示されております。これは学年によって19項目から22項目示されておりますが、例えば希望と勇気、親切や思いやり、感謝の心、友情と信頼、それから家族愛、命の尊さなどといった項目でございます。人としてよりよく生きる上で大切なものは何か、自分はどのように生きるべきかなどについて、児童・生徒が自ら考えを深め、そして自らの生き方を育てていくということがこの中で求められています。

菊陽町では、菊陽中学校が、特別の教科、道徳が導入されました直後の令和元年から本年度まで3年間にわたって文部科学省の道徳教育研究指定校として、考え、議論する道徳科授業の創造ということをテーマに研究を深め、そして本年度県下にその成果を発信しております。今後も町内全ての小・中学校におきまして、教育基本法や学習指導要領に基づいた道徳教育の充実に努めてまいりたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） 改正教育基本法に基づく教育をされているということでありまして、3番、4番も含めまして、教育勅語にあるような、教育勅語というのを私は教育の現場で、私立の学校なら出してもいいんですけど、そこところが公立の場合は難しいのかもしれないんですけど、教育勅語ということ、この文言を持ち出した改正教育基本法に基づく学校教育というのは、これはできますでしょうか。

例えば、私が教師ということで、日本にかつてあった教育勅語という内容はとてもいいんだと、夫婦愛、家族愛、それから友人との仲間づくりとか、国を思う心はこうだということ、今の道徳教育の中でこれができるかどうか、教育勅語という言葉を出して。

○議長（上田茂政君） 教育長。

○教育長（上川幸俊君） 道徳教育の中では、確かに議員おっしゃるように、今、ICT教育だとかグローバル化社会に向けて、これは未来社会を生きる子どもたちですからその力を十分につけていくということも必要ですし、それと同時に不易の部分をきちんと子どもたちに伝えていく、それがよりよく生きるための情操教育だろうというふうに思っております。十分に現行の教育基本法あるいは学習指導要領の中にその思いは述べられております。ですから、それに基づいた教育をしていくということでございます。教育勅語につきましては、これは中学校や高校の歴史の中の資料として学ぶことはございます。

○議長（上田茂政君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） 3番、4番も含めてですけど、これも私過去に申し上げましたけど、町独自に学科以外、スポーツ振興とか、スポーツをしっかりと子どもたちにも進めるということで、これも人間形成につながるんじゃないだろうかと思っておりますけど、こういったものを改めてまた取り入れるということはできませんでしょうか、菊陽町独自の。過去に聞いたかもしれませんけど。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（平木元宏君） 御質問にお答えします。

スポーツ振興につきましては、令和元年度から小学校の部活動が社会体育に移行したことに伴い、本町では、現在4年生から6年生までの362人がNPO法人クラブきくようが実施しておりますジュニアきくスポに加入し、幅広くスポーツ活動を行っております。また、中学校では、約7割の生徒が部活動に加入しております。夢に向かって努力すること、自分の役割の理解、仲間と協力すること、いい意味での先輩後輩の人間関係、リーダーシップ、礼儀正しさ、思いやり、感謝の心等々を学んでおります。部活動を通じて身につけたことは、将来の子どもたちの社会的あるいは職業的自立にきつとつながっていくものと確信しております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） 今日は、今から目まぐるしく変わっていくであろう菊陽町を含めました菊池郡市、熊本市、空港を含めました地域の開発等につきまして、非常にこれは町長をはじめ執行部の皆様方は苦慮されるし頭を悩ませる問題だと思いますけど、その辺のところを十分また考えて取り組んでいただきたいというのもあります。その中で、見捨ててはいけない、忘れてはいけないのが、もともとからある地域住民の安心した安全な生活の維持であります。それから、そこに生活して学ぶ子どもたちが、菊陽がこのように発展しているけど、自分たちのこと、学校のこと、家庭のこと、地域のことを忘れない政策を打って、ちゃんと自分たちも安全な環境の中で勉強もできる、生活もできるということを感じ取っていただけるというような教育施策を打っていただきたいということで質問等をいたしました。これで終わります。

○議長（上田茂政君） 布田悟の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後2時0分

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

## 各 常 任 委 員 会

総務常任委員会

文教厚生常任委員会

産業建設常任委員会

令和4年3月11日（金）

（ 第 6 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会



# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

## 各 常 任 委 員 会

総務常任委員会

文教厚生常任委員会

産業建設常任委員会

令和4年3月14日（月）

（ 第 7 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

## 各 常 任 委 員 会

### 文 教 厚 生 常 任 委 員 会

令和4年3月15日（火）

（ 第 8 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

令和4年3月17日（木）再開

（ 第 9 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（6日目）

（令和4年第1回菊陽町議会3月定例会）

令和4年3月17日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 委員長報告（付託案件）・質疑・討論・表決

日程第2 発議第1号 地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書（案）

日程第3 発議第2号 中華人民共和国による人権侵害問題の解決に向けて必要な措置を講ずることを求める意見書（案）

日程第4 発議第3号 ロシアのウクライナ侵略に対する決議（案）

日程第5 発議第4号 県道4車線化等をめぐる佐藤竜巳議員の行為に関する調査特別委員会設置に関する決議

日程第6 議員派遣について

日程第7 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について

日程第8 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

追加日程

日程第1 議案第24号 菊陽町部設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 同意第1号 菊陽町教育委員会教育長の任命について

日程第3 発議第5号 菊陽町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 廣 瀬 英 二 君

2番 矢 野 厚 子 君

3番 大久保 輝 君

4番 阪 本 俊 浩 君

5番 西 本 友 春 君

6番 那 須 眞 理 子 君

7番 佐々木 理美子 君

8番 中 岡 敏 博 君

9番 北 山 正 樹 君

10番 布 田 悟 君

11番 坂 本 秀 則 君

12番 渡 邊 裕 之 君

13番 佐 藤 竜 巳 君

14番 甲 斐 榮 治 君

15番 岩 下 和 高 君

16番 小 林 久 美 子 君

17番 福 島 知 雄 君

18番 上 田 茂 政 君

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 東 桂一郎 君

書 記 吉 本 香 奈 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後 藤 三 雄 君  
 教 育 長 上 川 幸 俊 君  
 総 務 部 長 板 楠 健 次 君  
 健康保険部長兼  
 健康・保険課長  
 土木部長兼  
 都市計画課長  
 総 務 課 長 古 賀 直 之 君  
 矢 野 博 則 君  
 小 泉 秀 和 君

副 町 長 吉 野 邦 宏 君  
 教 育 部 長 平 木 元 宏 君  
 福祉生活部長兼  
 福祉課長 矢 野 信 哉 君  
 経済部長兼農政課長  
 会計管理者兼  
 会計課長 山 川 和 徳 君  
 財 政 課 長 川 上 一 弘 君  
 澤 田 一 臣 君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（上田茂政君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第1 委員長報告（付託案件）・質疑・討論・表決**

○議長（上田茂政君） 日程第1、委員長報告を行います。

各委員会に付託しました案件につきまして、審議の経過と結果を各委員長に報告を求めます。

順序は、文教厚生常任委員会、総務常任委員会、産業建設常任委員会の順とします。

なお、議案第13号令和4年度菊陽町一般会計予算については各委員会に関連しますので、各委員長の報告後に質疑、討論、採決を行います。

初めに、文教厚生常任委員長坂本秀則君。

○文教厚生常任委員長（坂本秀則君） こんにちは。

文教厚生常任委員長報告をいたします。

文教厚生常任委員会に付託された案件の審議の経過と結果を報告いたします。

文教厚生常任委員会に付託された付議事項は、議案第13号令和4年度菊陽町一般会計予算についてのうち、文教厚生常任委員会に属する事項について、議案第16号令和4年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について、議案第17号令和4年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第18号令和4年度菊陽町介護保険特別会計予算について、以上4議案が付託されました。

3月11日、14日、15日の3日間にわたり各担当部課長等から詳細な説明を受け、質疑応答を行った後、慎重に審議を行いました。

各議員におかれましては、要点筆記した資料が配付されておりますので、主なものを報告させていただきます。

まずは、教育部です。

図書館。

令和4年度は本はどれくらい購入するのか。予算は900万円、5,000冊くらいの本を購入予定です。

ホール管理用備品のワイヤレスマイクの金額は高い気がするが。附帯設備工事を含めた金額になります。ワイヤレスマイク12本のほか、ピンマイクや司会台、演台用等の専用マイク、同時に10回線程度使用するための受信機が3台などが含まれています。平成15年の開館当時からある設備の更新です。

これで図書館を終わります。

続きまして、学務課。

定住外国人促進事業は現在何人の児童・生徒が対象となっているのか。5人の児童・生徒が対象となっています。

次のページです。要保護、準要保護の人数は令和2年度と比べて増えているのか、また就学援助認定の基準は何か。令和2年度と令和3年度の2月末認定を比べると、小学校、中学校ともに微増しています。また、就学援助認定の基準は、まず所得要件で判定を行い、所得要件に満たない場合は税の減免等の有無により判定しています。

次のページに移ります。特別支援学級は学級や心の支援が必要な児童・生徒の対応はどうなっているのか。小学校は36学級、中学校は12学級、通常学級に入れない児童・生徒には管理職を含めて対応しています。

以上が学務課になります。

続きまして、施設整備課です。

総合体育館新築工事監理委託料はパーセントにすると何%か。来年度分は契約額の約12%です。

総合体育館のスポーツ備品を選定する際には、各種目協会などに相談して決めているのか。たたき台となる案は町で考え、その案を基に専門知識を持った各種目協会などに相談の上で決定したいと考えています。

次のページです。菊陽西小学校の仮設校舎リースとあるが、状況は。令和元年度から4教室分の仮設校舎をリースしており、生徒数は今後落ち着く傾向のため、来年度取り壊します。

次のページに移ります。菊陽北小学校給食室新築工事の厨房備品購入とあるが、現在使っているものはどうなるのか。給食室新築によりウエット式からドライ式に替わるため、今までのウエット式対応のものは使えません。比較的新しいものはほかのウエット式の学校に照会し、使えるものは使っていただこうと考えています。

以上が施設整備課です。

続きまして、生涯学習課・中央公民館に移ります。

文化財ボランティアガイドの会の会員は何名か。24名です。

夏祭りの開催についてはいつ頃判断するのか。令和3年度と同様に新年度に入ってから夏祭り実行委員会で判断を行う予定です。

次のページに移ります。熊本県民体育祭準備委員会負担金はどのような部分に予算の執行をするのか、またその中に人件費も含まれているのか。負担金は、主に令和5年に行われる菊池・山鹿県体の準備として、準備室の設置や資料作成費用、開催地への研修等のための予算となります。各市町から派遣された職員の人件費は含まれていません。

次のページに移ります。中央公民館のトイレの改修に設計監理費と工事費合わせて約2,500万円の予算を計上しているが、あと10年、20年使用するという事なのか。町の公共施設等管理計画によりますと、公共施設は60年で建て替えを検討するとあり、また長寿命化した場合、最長80年使用することとあります。公民館は築50年を迎えます。震災後の外壁工事を

うなど大規模な改修工事を行っております。令和2年度には劣化調査を行いまして、早急に建て替えが必要な劣化具合ではありませんでしたので、当面は改修しながら使っていく予定です。

以上が生涯学習課・中央公民館の説明になります。

続きまして、福祉生活部に移ります。

まずは、町民課。

マイナンバーカード取得促進事業委託料は、企業を回ることでマイナンバーカードの取得率が上がることが目的か。国は令和4年度末に国民の100%がマイナンバーカードを取得することを目標としていますので、取得率アップへの対応です。

マイナンバーカードの取得について、町としての目標はあるのか。第6期総合計画の中の基本施策、情報化推進の成果指標において、国の目標に従い100%を目標にしています。令和4年2月末現在で42.16%の取得率です。

次のページです。コンビニ交付の利用率はどうなっているか。利用率については、コンビニ交付開始当初は窓口での交付を含めた全体証明書件数の2%程度でしたが、最近は10%を超えるようになり、徐々に増えています。交付件数については令和2年度は1年間で347件、令和3年度は令和4年2月末までの11か月で364件となっています。

以上が町民課です。

続きまして、光の森町民センターに移ります。

光の森町民センター施設使用料について、コロナで影響を受けたと思うが、稼働率は最大値で見ているのか。コロナが落ち着いた状況を見込んで新年度予算を計上しています。

次のページです。借り上げ料のAEDについて、ランニングコストがいいのはリースと購入どっちなのか。リースも購入もさほど変わりません。契約については5年間の長期継続契約になります。

太陽光発電設備補修業務委託の内容はどうなっているか。ソーラーパネルの稼働状況、メンテナンス、清掃等を中川電設に委託しています。

シルバー人材センターの清掃について、月30万円ぐらいかかっているようだが、内容はどうなっているのか。シルバー人材センターの清掃については、平日、祝日、土曜日については隔週（日曜日及び年末年始は休日）となっており、1日5名以内で清掃作業を行っています。

続きまして、福祉課に移ります。

社会福祉費国庫補助金は毎年1,500万円程度歳入が見込めるのか、また老人福祉センター、福祉支援センター管理費の工事費に屋根改修工事とあるが、屋根以外に改修する箇所はあるのか。社会福祉費国庫補助金についてですが、こちらは厚生労働省の生活困窮者等自立相談支援事業等補助金の重層的支援体制整備事業移行準備事業に関わるもので、現在は生活困窮に関わる相談体制構築を主たる事業とするものですが、令和5年度には生活困窮、子育て、介護、障がいに関わる補助金を一括して交付金として受けることとなります。また、老人福祉センター



屋根、外壁等改修工事ですが、屋根材の改修、外壁の補修、また足場をかけて改修することから、2階にありますシルバー人材センターが一時的に1階へと移動する関係で、内部の改修も一部行います。

次のページです。扶助費にある日常生活用具給付費と補装具費は、継続的に用具等を給付することを目的として計上されているのか、新規給付分として計上されているのか。日常生活用具については人工肛門や人工膀胱といった、いわゆるストーマのある方が装着するストーマ用具や、排せつ管理能力のない方が装着する紙おむつなど、日常的に使用する用具を給付するという意味では、継続的な給付となります。補装具については、車椅子や補聴器といった恒久的に体の一部となる装具を給付しますので、日常のかつ継続的に給付が伴うものではありませんが、ストーマや紙おむつと違って耐用年数があります。原則、耐用年数での再給付は行いませんが、必要に応じて修理が伴い、年度によって決算額が変動しやすい事業となります。

以上が福祉課になります。

続きまして、子育て支援課です。

町が近い将来、不交付団体になった場合、町立保育園の運営費を一般財源で負担することの是非が問題になると思われるが、社会福祉協議会による公設民営を改めて検討する考えはあるか。町立保育園については、当面は民営化を行う考えはないというのが町の立場です。ただし、将来にわたって民営化の議論を行うことを否定するものではありませんので、財政状況など、その時々状況に応じ民営化の議論を行うことはあり得ると思います。その議論の際には、社会福祉協議会による公設民営も選択肢になると考えています。

私立保育所等特別保育事業補助金の等には、何か意味があって等となっているのか。私立保育園のほか小規模保育園などほかの施設も対象になっています。

次のページに移ります。子ども医療費が18歳まで対象が拡大されることで、独り親家庭等医療費助成については、その支援対象の範囲はどのようになるのか。支援対象の範囲は、そのほとんどが独り親である保護者になります。

以上が子育て支援課になります。

これで福祉生活部の説明を終わります。

続きまして、健康保険部です。

まずは介護保険課です。

養護老人ホーム短期入所委託料は、ショートステイのことを言っているのか。諸事情で在宅での生活が難しい高齢者を一時的に施設に入所させるものです。

第二保育園の除草作業委託料について、10万円はどのような用途なのか、また9月議会で高齢者支援を行う施設として活用することだったが、進展はあったのか。第二保育園の雑草対策として、園庭等の除草作業を6月と9月の年2回予定しています。高齢者支援施設として活用するためには、介護保険事業計画に記載する必要があり、現在の計画が令和3年度から5年度までの第8期計画になりますので、次の令和6年度から始まる第9期計画に記載する予定

としています。ただし、正式決定までにはニーズ調査やその他手続が必要となりますので、数年を要すると思われます。

次のページです。老人会の会員減少対策について一般質問をしたところだが、令和3年度と令和4年度で変わったことはあるか。老人クラブ連合会事務局と社会福祉協議会、介護保険課で協議を行い、会員減少に歯止めをかけるために、町として支援できることについて検討を進めているところです。また、予算的には各地区老人会の補助金について、1団体当たり3万円だったところを令和4年度から5万円に増額しています。

通所型サービスC、訪問型サービスCは新規事業なのか。通所型サービスCは以前から行っている事業です。訪問型サービスCは新規事業になります。通所型を好まない方もいらっしゃいますので、そうした方を対象に訪問し、短期集中的に介護予防の取組を進めていくものです。

以上が介護保険課です。

続きまして、健康・保険課に移ります。

12月の説明では、3回目追加接種の国からのワクチン供給割合が、ファイザー社製6割、武田モデルナ社製4割との説明を受けたが、現在予約受付ではその割合はどうなっているか。3回目のワクチン供給については、ファイザーが約6割、モデルナが約4割とされております。ただし、ファイザーワクチンが先に供給されていまして、高齢者施設入所者等の接種にファイザーワクチンを使用しております。現在の予約に対する割合は、モデルナが6割、ファイザーが4割程度で実施しています。

国保被保険者数の推移はどのようになっているか、また今後の見込みは。被保険者数は毎年減少傾向にあり、本年2月末の被保険者数は7,062人となっております。また、現在国保の被保険者は団塊の世代年齢の方が多く、毎年後期高齢者医療に移行する方が増えており、国保の被保険者数減少の大きな要因と考えております。

次のページに移ります。後期高齢者の被保険者数の推移はどうなっているのか。本年1月末が4,178人となっております。これまで毎年約100人程度増加していましたが、今年度は約200人の増加となっており、今後も年200人増加を見込んでおります。

以上が健康保険部です。

以上が審査の主な経過です。

なお、付託された4議案については採決を行いました。

議案第13号令和4年度菊陽町一般会計予算についてのうち、文教厚生常任委員会に属する事項については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第16号令和4年度菊陽町国民健康保険特別会計予算については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第17号令和4年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第18号令和4年度菊陽町介護保険特別会計予算については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

これで文教厚生常任委員会に付託された案件について、審査の経過と結果の報告を終わります。

なお、質疑については自席から答弁させていただきます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 文教厚生常任委員長の報告を終わります。

これから各案件ごとに質疑、討論、採決を行います。

初めに、議案第16号令和4年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第16号令和4年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号令和4年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 後期高齢者医療予算について反対します。

後期高齢者の保険料については、令和4年、5年で1人当たりの保険料は前回より4,549円増の6万6,219円となります。高齢者にとっては年金の引下げ、最近の物価の上昇で生活が厳しくなっている中での保険料の値上げは大打撃です。さらに、令和4年10月から医療費窓口負担が1割から2割に倍増することもあり、以上を反対の理由とします。

○議長（上田茂政君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第17号令和4年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号令和4年度菊陽町介護保険特別会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第18号令和4年度菊陽町介護保険特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、総務常任委員長佐々木理美子さん。

○総務常任委員長（佐々木理美子君） 皆さんおはようございます。

今定例会で総務常任委員会に付託されました案件についての委員会の報告をいたします。

3月11日、14日の2日間で慎重に審議いたしました。

最初に、付託案件についてです。

議案第13号令和4年度菊陽町一般会計予算のうち、総務常任委員会に属する事項について、議案第14号令和4年度菊陽町土地取得特別会計予算について、総務常任委員会で審議された主なものを報告いたします。

要点筆記されたものがありますので、そのほかのものを見ていただければと思っております。

東部町民センターです。

新しく設置された防犯カメラについて質問がありました。死角になる場所に設置され、安全対策強化がなされました。警備業務委託料14万円です。

人権教育・啓発課です。

団体活動助成金の精算報告について質問がありました。領収書、出納簿、通帳を確認している。それに応じて返還してもらうこともありますとのことでした。

第二土地区画整理事業清算金567万4,000円について質問がありました。これは人権教育・啓発課が管理している共同作業場の区画整理の換地処分の清算金を町が支払う予算です。

財政課財政係です。

歳入の地方消費税交付金、法人事業税交付金、地方特例交付金について算出法などについて質問がありました。議事録に記載してありますので読んでいただければと思います。

財政課管財係。

役場庁舎改修基本計画策定業務委託料383万3,000円について質問がありました。人口増や職員数増などの町の情勢が変化しているため、将来を見据えた計画を作成する予定であるとのことでした。

土地取得特別会計です。

令和4年度菊陽町土地取得特別会計予算総額は、歳入歳出それぞれ1億8,395万6,000円です。

土地開発基金残高の質問がありました。現在1億1,648万3,000円とのことでした。

議会です。

タブレットの納品予定について質問がありました。4月28日までには納品予定とのことでした。

税務課です。

滞納整理指導員についての質問がありました。滞納整理指導員は国税庁OBの方で、滞納額が高額になっている事案や時効が接近している事案などについて、滞納者への対応や事務処理方法に指導されています。

ほか固定資産税の減についての質問がありました。

会計課です。

コンビニ収納の状況について質問がありました。税金の納付方法としては、口座振替、窓口収納、令和2年度からコンビニでの納付が始まりました。令和3年1月時点でコンビニ納付は4万1,281件となっており、増加の傾向だということでした。

公金収納業務委託料についての質問もありました。これは役場での公金業務を肥後銀行に委託しています。役場で収納した公金の取扱いについての質問には、支店に持ち帰り、町の歳計現金として処理をしているとのことでした。

総合政策課企画政策係です。

ふるさと納税の歳入額の増について質問がありました。新型コロナウイルスの影響で在宅時間が多くなり、ふるさと納税の利用者が増えている。これは2年度の決算のときに答弁していただいたものですが、それから総合政策課の職員の方々の努力で委託業者を訪問し、返礼品を2

倍にしたこと、サイトのPRなどで納付金が増になったことがあります。令和3年度の予算は5,000万円でしたが、本年度は7,500万の予算です。ちなみに、2月現在で7,725万円の実績だということです。

ほかに人材育成基金運用事業助成金、結婚チャレンジ補助金について質疑がありました。

総合政策課地域振興係です。

乗合タクシーの利用者の状況などについて質問がありました。乗合タクシーの利用者は若干増えている。タクシーの運賃改定を踏まえ、金額を積算しているとのことでした。

ほかに菊陽町移住支援事業補助金、地方バス運行等特別対策補助金の実績について質疑がありました。

危機管理防災課です。

消防団報酬について説明がありました。

議会でも説明がありましたが、消防団の報酬については、令和3年度は総額1,000万円でしたが、4年度は1,583万円と大幅に見直されています。出動報酬についても1件2,200円の費用弁償でしたが、出動時間によって報酬が支払われるようになりました。

地区の消防積載車に毎年5台ずつドライブレコーダーが整備されています。

防犯カメラ設置事業分の防犯カメラの設置場所の選定について質問がありました。補助事業実施者の大津地区防犯協会にお願いしています。予定台数は10台です。令和2年度は7台、3年度は8台の実績でした。

現在、危機管理防災課では危機管理監を採用しています。本年度新しく防災専門員を採用する予定です。内閣府認定の地域防災のマネージャーの資格を有する人材を予定しています。

三里木町民センターです。

三里木町民センターは建設されて30年が過ぎ、様々なところの修繕が必要になっています。本年度は照明器具、雨どいなど191万円が計上されています。

選挙管理委員会です。

参議院通常選挙、熊本県議会議員一般選挙、町長選挙、町議会議員一般選挙に使われる費用について説明がありました。

総務課に入ります。

総務法制係です。

わがまちづくり支援事業補助金は、区、まちづくり団体への新規事業の後押しのため、予定事業の2分の1の補助を行う補助金です。

地域行事再開支援事業補助金について質問がありました。コロナ禍で実行できなかった地区の地域づくりの行事再開に対して、上限を20万円とし30地区想定で補助するものです。

人事秘書係です。

産業医の委託を予定しています。職員のストレスチェックは行っていますが、心配される職員の面談、2か月に1度は来庁し、職場巡視や職員の面談を行うとのことでした。

付託されました案件、議案第13号令和4年度菊陽町一般会計予算のうち、総務常任委員会に属する事項については、賛成多数で可決すべきものと決しました。

議案第14号令和4年度菊陽町土地取得特別会計予算については、賛成多数で可決すべきものと決しました。

これで総務常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果の報告を終わります。

質疑については自席で答弁をいたします。

○議長（上田茂政君） 総務常任委員長の報告を終わります。

議案第14号令和4年度菊陽町土地取得特別会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第14号令和4年度菊陽町土地取得特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員長西本友春君。

○産業建設常任委員長（西本友春君） 皆さんおはようございます。

産業建設常任委員会に付託されました案件は3点でございます。

3月11日、14日、2日間の審議をさせていただきました。その審議の経過を報告をいたします。

まず、都市計画課。

お手元に議事録があると思いますので、そこを見ながらよろしく申し上げます。

土地区画整理事業調査は、事業化が進むにつれて補助対象が増えていきます。原水駅周辺の調査は基盤整備していない農地を令和3年度から令和4年度にかけて行い、対象地域は原水駅前から新駅のところまでと考えており、目的としては住宅プラス商用地と考えています。また、開発が25ヘクタールを超える場合は、必ず環境評価を行わなくてはならないので、評価の業務委託料を計上しているとのことです。

環境生活課。

ごみ袋の委託先は福岡で中国の下請で作成しております。国内だと1.5倍の費用がかかるとのことで、現在の世界情勢では、石油、小麦粉等の価格上昇を考えると、単価の高い国内生産や自給自足のための農業政策の変更など、私たちも生活の不便性を覚悟しなくてはならない時代が来たと感じました。

蜂の巣の駆除は空き家などで緊急を要する場合に業者に委託しているとのことです。

下水道課。

J A S Mの築造工事は令和3年度約16億4,000万円、令和4年度約10億8,000万円で、令和5年8月完了予定で、もともと補助がなく、町負担だったものを2分の1の国の補助を獲得したものである。

オオキンケイギク抜根は花の咲く時期に行っているが、花の咲く前に抜根しても貯水池のために周辺からの雨水に種が混ざってくるので、根本的対策とはなっていない現状があるとのことです。

建設課。

光の森駅横断歩道橋は幅が2.5メートル、長さ57メートル、直線で駐輪場の前に下りるもので、ゆめタウン光の森立体駐車場の2階へも直接行けるとのことで、屋根もつけるということです。総額3億7,000万円で令和3年から4年度で完成する予定です。

下戸橋橋梁補修は、腐食が進んでいるので塗装の塗り替えと防護柵の取替えを行うとともに、橋をつなぐ部分の補修と道路の舗装を行うものであります。

農政課。

「さんふれあ」の横にある急速充電器は、受託管理会社が耐用年数が切れると管理はできないとのことで、本体を取り替えるものであります。

特産品製造では、「ごろっと！！にんじんカレー」4,650個を作成予定で、今後は味も2種類ぐらい作成できるか検討していきたいとのことでした。

商工振興課。

町紹介映像は初めての事業で、青年部と打合せを行い、3か月更新を目指したい。方法としてはホームページやYouTubeで紹介を行うとのことです。

販路拡大は町、商工会、町内企業で構成しており、販路拡大の際の補助金として使用しております。

工業団地調査等業務委託料は、新工業団地の検討や民間企業の投資があった場合に調査するための予算です。

農業委員会には質問はございませんでしたが、毎年夏に農地パトロールとして耕作放棄地等の調査を行っており、耕作放棄地に対しては所有者に対し通知を行い、耕作及び他人に貸すかの確認を行っているとのことでした。

以上が審査の報告です。

本委員会に付託された案件は、議案第13号令和4年度菊陽町一般会計予算のうち、産業建設



常任委員会に属する事項については、賛成多数で可決するものと決しました。

議案第15号令和4年度菊陽町工業団地造成事業特別会計予算については、賛成多数で可決するものと決しました。

議案第19号令和4年度菊陽町下水道事業会計予算については、賛成多数で可決するものと決しました。

なお、質疑は自席にて行わせていただきます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 産業建設常任委員長の報告を終わります。

以上で各委員長の報告を終わりましたので、これから議案第13号令和4年度菊陽町一般会計予算についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 令和4年度一般会計予算に反対討論を行います。

反対の第1の理由は、同和団体助成金の381万円の歳出の予算計上です。令和2年度、3年度は先ほど委員長からの報告にあったように、コロナの影響で活動も半分以下ということでしたが、例年どおりの予算となっています。

私は以前から指摘をしていますが、両方の団体とも10名程度の利用しかなく、任意の運動団体への支出は問題であり、反対です。

2つ目は、マイナンバーカードの問題です。マイナンバーカードについては、国民健康保険証にも利用できるとしていますが、個人情報のリスクが高まること、個人情報の漏えいなども懸念され反対です。

第3に、この間コロナ禍の下で看護師や介護士、保育士などのエッセンシャルワーカーの労働や待遇改善の問題が大きく取り上げられるようになりました。しかし、今回の議会で質問をさせていただきましたが、公立保育所の保育士さんの賃上げ、賃金の値上げはしないという答弁でした。この中でとても労働強化になっている職種については支援が必要だと考えます。

また、町長の公約だった子ども医療費助成18歳までの拡大など、評価する部分はありますが、以上3点が反対の理由です。

以上です。

○議長（上田茂政君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第13号令和4年度菊陽町一般会計予算について、委員長の報告は可決であります。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第13号は各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号令和4年度菊陽町工業団地造成事業特別会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第15号令和4年度菊陽町工業団地造成事業特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号令和4年度菊陽町下水道事業会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第19号令和4年度菊陽町下水道事業会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 発議第1号 地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書  
(案)

○議長(上田茂政君) 日程第2、発議第1号地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書(案)についてを議題とします。

この議案は、西本友春君外3名の議員から提出されました。

提出者を代表して、西本友春君、趣旨の説明を求めます。

○5番(西本友春君) 発議第1号地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書(案)について、上記の議案を別紙のとおり菊陽町会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

提案理由、少子・高齢化や人口減少の進展により、あらゆる現場で人手不足や後継者不足が叫ばれる中で、新しい地域社会の構築は地方自治体にとって喫緊の課題となっている。また、今後は新型コロナウイルス感染症などの感染症の蔓延を防ぐ上で、人と人との直接的な接触を低減させることが必要となり、働き方や教育、医療や福祉といった日常生活の現場の変容が求められています。

誰一人取り残さないデジタル社会の実現を目指して、地域の課題解決に資するデジタル化を適切かつ迅速に推進し、全ての住民がその恩恵を享受できる社会を構築する時代が到来いたしました。

そこで、政府に対して、子どもたちの学びの継続、医療への適時適切なアクセス、新しい分散型社会の構築、持続可能な地域の医療と介護、地域住民の安全で安心な移動など、特に地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進について特段の取組を求めるもので、詳細については以降のページに記しておりますので、各議員の賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長(上田茂政君) 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(上田茂政君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(上田茂政君) 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。  
しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時58分

再開 午前11時7分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 発議第2号 中華人民共和国による人権侵害問題の解決に向けて必要な措置を講ず  
ることを求める意見書（案）

○議長（上田茂政君） 日程第3、発議第2号中華人民共和国による人権侵害問題の解決に向けて  
必要な措置を講ずることを求める意見書（案）についてを議題とします。

この議案は、布田悟君外4名の議員から提出されました。

提出者を代表して、布田悟君、趣旨の説明を求めます。

○10番（布田 悟君） 発議第2号中華人民共和国による人権侵害問題の解決に向けて必要な措  
置を講ずることを求める意見書（案）、上記の議案を別紙のとおり菊陽町議会会議規則第14条  
第1項及び第2項の規定により提出する。

提案理由、新疆ウイグル自治区で大規模な恣意的拘留や人権弾圧が中国当局によって行われ  
ていることを国際社会は深く憂慮しているが、日本国政府は人権状況について懸念を持って注  
視しているという趣旨の発言にとどまっている。人種や宗教などの違いで人間を差別し、その  
人権をじゅうりんする中国政府による人権侵害問題に対しては、様々な手法を用いて厳重に抗  
議する必要がある。

意見書案については次ページに記載のとおりでありますので、議員諸氏の賛同をお願いいた  
します。

○議長（上田茂政君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 発議第3号 ロシアのウクライナ侵略に対する決議（案）

○議長（上田茂政君） 日程第4、発議第3号ロシアのウクライナ侵略に対する決議（案）についてを議題とします。

この議案は、布田悟君外4名の議員から提出されました。

提出者を代表して、布田悟君、趣旨の説明をお願いします。

○10番（布田 悟君） 発議第3号ロシアのウクライナ侵略に対する決議（案）、上記の議案を別紙のとおり菊陽町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

提案理由、ロシアに対しウクライナへの侵略、軍事行動を直ちに中止するよう求めるとともに、政府に対してはウクライナに対する軍事物資の支援及びウクライナ難民の積極的受入れを求め、現地在留邦人の安全確保に努めるとともに、国際社会と緊密に連携しつつ、毅然たる態度でロシアに対し制裁措置の徹底及び強化を図り、即時無条件でのロシア軍の撤退を求めるよう要請するためであります。

決議案につきましては、次ページの記載のとおりあります。

もし意見、質問がありますなら、自席でお受けいたします。

○議長（上田茂政君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 発議第3号で、今国会、国連総会や安全保障理事会、国際原子力機関などが国連憲章を踏みにじるロシアの侵略を厳しく非難し、戦闘停止や平和解決を要求、経済制裁の世界的動きもかつてなく高まっています。私はこの決議案には賛成です。

ただ、今提出者の方が提案理由の中で、ウクライナに対する軍事物資の支援及びというところがあるんですけども、私は難民も250万とも300万とも言われる難民危機が指摘される中で、日本にふさわしい支援はこの軍事物資の支援ではなく、食料や医療など非軍事の人道支援こそ必要だと考えますが、その点はいかがでしょう。

○議長（上田茂政君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） 軍事物資といいますと、これはまさしく相手方からの攻撃を守る、自分の命を守る、それから国を守る、そのための軍事物資がいろいろあるかと思いますが、今回提案理由に述べておりますのは、皆様方はテレビ報道等での映像を御覧になっております。まさしく一般市民が、なすがままの攻撃を受けて倒れ死んでいくという状況が繰り返されております。もちろん、軍隊、軍人に対してもその軍事物資ということで守る、自分を守る、相手の攻撃から守る、そのための軍事物資は必要だと思います。日本国政府も防弾チョッキ等の支

援というのを打ち出しておりますので、まずはディフェンスの立場からの軍事物資というふう  
に認識していただければいいかと思います。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑ありませんか。

渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） 小林議員からの御指摘はよく分かります。提案の布田議員が、これは政  
府に対して求めたという言葉を書いておられます。しかし、決議は政府に対しての意見書では  
なくて、あくまでも菊陽町議会として、このウクライナ侵略に対する抗議でありますので、そ  
こは小林議員も御理解いただいて、またこの決議文を読んでいただきますと、そういった文言  
は出ておりません。ですから、これは提案者の政府に対する強い思いと決議文は別として御理  
解いただきたいと、賛成者として御意見を申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 発議第4号 県道4車線化等をめぐる佐藤竜巳議員の行為に関する調査特別委員会 設置に関する決議

○議長（上田茂政君） 日程第5、発議第4号県道4車線化等をめぐる佐藤竜巳議員の行為に関す  
る調査特別委員会設置に関する決議についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、佐藤竜巳君の退場を求めます。

〔13番 佐藤竜巳君 退場〕

○議長（上田茂政君） この議案は、北山正樹君外4名の議員から提出されました。

提出者を代表して、北山正樹君、趣旨の説明を求めます。

○9番（北山正樹君） 皆さんこんにちは。

発議第4号県道4車線化等をめぐる佐藤竜巳議員の行為に関する調査特別委員会の設置につ  
いてを提案をいたします。

提案理由を述べる前に、これは議会運営委員会で協議を重ねて、議会運営委員会で発議をす  
べきという結論に達したために、委員長である私が代表して提案をするものです。

そして、この議会運営委員会での問題についての検討をしたということを若干説明をさせていただきたいと思いますが、一部の議員にはポリシー紙に記載されているために発議をするということについての是非を言われる方が若干いらっしゃいますので、誤解がないように改めて申し述べたいと思います。

議会運営委員会では様々な案件に対して我々が集まって討議をしております。その中で2月10日にポリシー紙が佐藤議員に関する記事を書いた、その以前に我々議会運営委員会の中では佐藤竜巳議員の行いについて何度か話し合いをしていた経緯がございます。今回はその経緯の流れに沿って、議会運営委員会では佐藤竜巳議員の行為について改めて調査をすべき、そのように結論に達したために発議をするものでございます。

早速提案理由のほうに入ります。その前にごめんなさい。失礼しました。表題から行かないといけません。県道4車線化等をめぐる佐藤竜巳議員の行為に関する調査特別委員会の設置について、上記の議案を別紙のとおり菊陽町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出をします。

提案理由、台湾T S M C社の進出に伴い、県道大津植木線、県道大津西合志線は従来に加え、ますます混雑が予想されます。このため菊陽町、合志市、大津町は菊池南部総合交通研究会を立ち上げ、熊本県に県道の4車線化を要望しているところであり、議会も一体となって取り組むべき事案です。

にもかかわらず、このたび佐藤竜巳議員は公共工事の受託業者を伴い、町の方針とは異なる行動を行ったことが明らかになりました。この大切なときに議員一人一人の行動が疑われる一切の行動は厳に慎まなければならないのは当然であります。よって、佐藤竜巳議員の行動の真相を明らかにし、議会及び本町の信頼の確保のために調査特別委員会の設置を提案するものです。

別紙に、この委員会の内容のことが記載されておりますので、この内容の下にぜひ皆様方に検討していただき、賛同していただきますようよろしくお願いいたします。

質問がありましたら、自席のほうからお答えをいたします。

以上です。

○議長（上田茂政君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

岩下和高君。

○15番（岩下和高君） それでは、提案理由の中でちょっと質疑をいたします。

町の方針とは異なる行動を行ったことが明らかになったと示されておりますが、これは明らかになったということはどういうことなんですか。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） それでは、お答えします。

菊陽町の県道に対する方針は先ほど提案理由で述べたとおりです。これは合志市、本町、そして大津町との合同で意思決定をして県のほうに申し入れた、これが町の方針です。それに対して佐藤竜巳議員が、公共事業者を伴って、2人の県会議員のほうをお邪魔をして、そのときにはJTから東側ですね、熊本植木大津線だけのことを要望したということで、これは町の方針とは損なうということで、これは言ってみれば共同で提案をしている合志市に対して非常に失礼に当たります。この4車線化というのは関連の市町村と一体になって行動すべき事案でありますので、合志市から疑われ、あるいは抵抗に遭うようなことがあつては、この県道の4車線化に障害が起きる、そういう行為は厳に慎まなければならないということの1点でありまして、この件については先日同僚議員2名と、私を入れて3名で中村県議会議員を訪れてお話を伺いました。そのときに中村議員のほうから同様の説明があり、その結果、困ったことをしてくれと、これで私が県道4車線化について仕事をすれば、委託業者候補から依頼を受けて仕事をしているかのように見られると、大変迷惑だ、この議案に対しては、自分は手をつけることができない、そのような趣旨のことも言われました。

これは、町が進めている県道4車線化に対して今後、県の事業ですので、県のほうにいろいろと依頼をし、要望し、あるいは菊陽町選出の中村議員にもいろいろとお働きをいただくべきところではございますが、中村議員のほうは、疑われるんだつたらできないと、これは菊陽町にとって大変遺憾なことであると、そのことが明らかになったということでございます。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

岩下和高君。

○15番（岩下和高君） 今の説明では、県議さんのところに行って、業者さんに行って話をしたという説明に聞こえましたけど、それが何か法に触れるとか、私は個人の議員の活動の一環だというようにしか今の説明では思われませんが、何かそれが法に触れるとか、そういうものがありますでしょうか。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 法に触れたら、それは警察の分野ですよ。ですから、私たち議会というのは政治的な姿勢ということについての判断だと思いますので、法律に触れたら、それは警察のほうでやっていただきたいと、そのように思っています。

先ほどちょっと状況について、抜けたのかもしれませんが、必要がなかったと思って言わなかったんですが、こういうことです。中村県議のところ佐藤議員と受託業者が一緒に行った、そのときに佐藤議員から、その県道4車線の一部、そこの拡幅、4車線化ということをととうと述べられた、そのときに中村議員のほうから、この県道の渋滞はよく知っている、それについては町のほうの意見も出ていることも知っている、議員のみんなも渋滞緩和のために4車線化を希望しているというのは私も知っているし、みんなも同じ意見でしょうと、だからこれは佐藤議員の仕事ではないですよ。私たち県会議員のほうにこの要望があれば、議長、菊陽町議会を束ねた議長名で私のところ、つまり中村県議のところですけど、私



のところ、もしくは県議会議長宛てに要望書を提出する、それが趣旨ではないかと、そのようなことを申し上げ、そこの横にお座りになっていた受託業者の方に、あなた何しにここに来たのと、そのように申し上げたら、いや私は仕事をもらいに来ましたということをはっきりと言われたと、そのことで先ほどのようないきさつになりました。これは、仕事をあっせんして佐藤議員がその業者を連れていったと、そういう疑いが濃厚でございますので、そのことの真相を明らかにする必要がある、そう思って調査特別委員会を提案しているところであります。

以上です。

○議長（上田茂政君） 岩下和高君。

○15番（岩下和高君） 今の説明でよく分かりました。それならば、そこまで分かっているらっしゃるのであれば、検察に告発されるのがいいかと思えますけど、その点はいかがでしょう。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 私が警察に告発したほうがいいということですか。

（15番岩下和高君「そういうように議運の皆さんで判断されたなら警察のほうに私たちは……」の声あり）

○議長（上田茂政君） 岩下議員、後で言ってください。

○9番（北山正樹君） 警察に告発するかしないかということの前に議会のほうで調査をして、事の真相を明らかにして、その明らかになった真相の下に議会が次の方向を考える、これがベストではないかと、そう思って調査特別委員会の設置を提案しているところです。

○議長（上田茂政君） 岩下和高君。

○15番（岩下和高君） それであれば、最終的な特別委員会を設置しましたと、最終的に黒か白かというのを特別委員会で答申を出すということなんでしょうか、そこをお尋ねします。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 調査特別委員会ですので、調査して、その結果を報告する。

以上です。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） 今、岩下議員がお尋ねになった部分は僕も思っていて、今北山委員長から県議とのやり取りも含めて詳細に説明されました。私も佐藤議員からこのことについては事実だというふうにお聞きしております。すなわち、今提案理由で、今北山議員がおっしゃったことは、既にもう答えが出ているんですね。今、最後に岩下議員が多分お尋ねになりたかったことは、これだけ明らかなもので一体何を調査して、もう本人も認めていらっしゃる、県議もそういうふう発言されて、例えば佐藤議員がそういうことを言ってないというなら分かりますよ。ただ、そういうふうにおっしゃっている中で、一体その調査委員会の中で調べて調査して報告するということですが、今もう全ておっしゃったことですが、これ以上何を調査されるのか、お尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 表題にあるとおり、県道4車線化等をめぐるですので、それにまつわってほかに出ていること、出していないことあるかと思しますので、それを含めて調査検討していく、そういうことになると思います。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） であれば、ちゃんと提案理由に入れないと、法律、行政で等と入れますと何でも入るといふようなことがございます。ほかにこの疑義、嫌疑以外に、もし佐藤議員が何か請託なりあっせん疑いがあるといふようなことがあるならば、きちっと提案理由を書くこと、それから目的にもそれを記載しないと、これは成立しないと思われませんが、それはいかがでしょうか。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 分かっていること、分かってないこといっぱいありますので、それを調査して結論を出すのが調査委員会ですので、僕はそれで正しいと思っています。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

布田悟君。

○10番（布田 悟君） 私もこの発議ですね、調査特別委員会を設置するという発議ですけど、これも発議の意義がないと私は思います。なぜか、今提出者を代表して北山委員長が述べられましたけど、町の方針とは異なる行動を行ったことが明らかになったと、これも議会運営委員会でこれが我々ほかの議員が知ることとなった記事がありました。それ以前から議運としても調査して、このような町の方針と異なる行動を行ったということが明らかになったということでありまして、2月28日だったと思いますけど、議員連絡会で、そのときはこの内容とは違う大津菊陽水道企業団の入札工事に関する説明の中で、佐藤議員に対して質問を議運のメンバーの中では行われました。そういうこともあったようですけど、私たちとしては、議運の皆さん以外に、この提案理由にあるようなものがぽっと出てきたわけですよ。ぽっと出てきたと。自分たちはもう議運の中でこれは検討していると、新たに佐藤竜巳議員の行動の真相を明らかにしなければならぬということですけど、そこまで裏づけを取っておられる、先ほど菊陽から出ている県会議員のところにも行ったということをおっしゃいました。それだけ取っておられるならば、何を今さら調査特別委員会をつくる必要はないわけでありまして。ですから、この調査特別委員会設置というのは私は必要ないというふうに思います。

○議長（上田茂政君） 質疑ですよ、討論ではありませんから。

○10番（布田 悟君） そうですね。と思いますので、その点いかがでしょうか。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 意義があるかないかという話であれば、意義があるというふうに思っております。今、明るみになっているところ、なっていないところもありますので、そのことについて佐藤竜巳議員、議員ですので、議員として町の業務に反するような行為を行うというのは、やっぱり遺憾だと思いますので、そのときのいきさつであるとか細かい事情というか、そうい

ったことをやはり委員会のほうできちっと調べて、予断なくそのことに対して評価をすべき、そのように考えております。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑ありませんか。

渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） 今、北山議員がおっしゃった明らかになっているところ、なってないところというのは分かります。問題は4車線化ですね。4車線化をめぐる議員の行動ということがうたわれております。今、明らかになってないところというのにお尋ねをいたしますが、先ほど布田議員は、水道企業団の件とかゴルフの件とかというところで、僕らは全協で佐藤さんに問題があるということでこういうものをつくるという説明を受けました。しかし、今回提出されたものは、この4車線化の問題だけということで、今発議者の明らかになってないというのは、この4車線化に伴うものだけなのか、そのほかのものも含むのか、もし4車線化のことであればこの提案理由の説明でもよかろうかと思えますけども、もしそれとほかに佐藤議員がこういうことをした、ああいうことをしたというのであれば、それはしっかりと提案理由にうたうべきではないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 事実をずっと書き並べていくということは、できるだけ避けたいと僕自身としてはそう思っていました。佐藤議員のやはり名誉に関することでもありますので、したがってこの辺のところは今後の調査ということになるんですが、この4車線化等をめぐるということで、その県道の拡幅について佐藤議員が行った行為というのは、やはり議員としては問題がある行為だったと、僕自身としては思っています。

そのあとの行為について、あれもある、これもある、それもあるというのを全部調べて委員会設置を提案するというのは、僕は趣旨が違うと思いますので、問題行為があるということで今後の委員会にその調査の方針を委ねていきたい、そういう思いで委員会設置を提案しているところであります。

○議長（上田茂政君） これから討論を行います。

討論はありませんか。

布田悟君。

○10番（布田 悟君） 先ほどもちょっと質疑の中で述べましたけど、私は本発議案に対して反対の立場から討論いたします。

先ほども述べたとおりでありますけれど、佐藤議員本人に対しては議会運営委員会でも検討、調査もされたということでありましたので、殊さら特別委員会という名目で8人の議員により構成をする委員会をつくる必要はないということで、反対であります。

○議長（上田茂政君） ほかに討論はありませんか。

甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 私は、発議第4号に対して賛成の立場で討論をしたいと思っております。

分かっているから、もうそれ以上のことをする必要はないんじゃないかという御意見が今出てきましたけども、分からんじゃありませんが、ただそれはその人が分かっているだけであって、議会全体としての共通理解になっているということではない。私はやっぱりこういう問題に対しては、議会としてきちんとした機関にかけて、ちゃんとした結論を出すべきであるという立場であります。

佐藤議員についても、彼もいろんなところでいろんな弁明をしてるでしょうけれども、それは個人的なものであって、あくまでもやっぱり公の場できちんとした機関にかけて、佐藤議員に対しても弁明の機会を保障するという意味がこの特別委員会にあるというふうに私は考えています。

それで、今菊陽町というのは空港アクセス鉄道計画、それからTSMCの工場進出などで、町のみならず熊本県の発展の鍵を握る拠点地域として非常に大切な時期を迎えております。これはもう議員皆さん御存じのとおりです。全国からさえ注目を受けておると思います。

これから打ち出されてくる様々の施策をめぐって、正確な判断に基づく慎重かつ精緻な行政の運営が求められるのは今後だと思えます。特に、企業や国などによる1兆円を超える資本の投下がなされることを考えれば、施策の実行に当たる当事者たちには行動の清廉さが求められ、利権に絡む、あるいは公正、公平を欠くと疑われるような行為については厳に慎まなければならないと考えます。

今般、佐藤竜巳議員については、県道の4車線化をめぐって複数の県議会議員に公共工事の受託業者を伴って面会するなどの不適切な行為が明らかとなりました。これは私もただ人から聞いてそう言っているわけではなくて、県議本人に私も確かめて、先ほど北山議員がおっしゃったような事実を確かめております。だけど、まだ全体的な状況としては、根拠不明な見解も含めて様々の取り沙汰がこれに対してはされております。

月刊ポリシー紙によっても同議員をめぐる幾つかの疑念が第302号及び第303号で指摘をされております。この月刊ポリシー紙の記事の一般的な信憑性については議論のあるところではあると私も思いますが、302号と303号においてインタビューを基にして記事化されている部分については、看過し難いものがあると考えます。

居所と氏名を明確にして、つまり責任の所在は明確にされておると考えますし、インタビューに基づいてこの記事化されている以上は、ポリシー紙の第302号及び第303号の記事の該当部分についてはきちんと議会として調査をして、議会として事実を把握するべきだと考えております。

特に、同紙が実際にインタビューした人物は、熊本県議会議員、菊陽町長、菊陽町総務課長、菊陽町議会議長など県政界や本町行政に関わる枢要な人物が含まれております。町や議会の名誉のためにも、この記事の真偽のほどは明らかにされるべきだというふうに考えます。

本事件を放置すれば、菊陽町議会自体の不作為が糾弾されるかもしれません。沈黙を守って、いずれ時間がたってその忘却作用に任せるということも政治的にはできるかもしれません

が、それでは先ほどの大事業を前に町行政や議会への疑惑は温存されたままになります。不確定のうわさが取り沙汰されて、今後の事業展開の足かせともなりかねません。

議会の3大機能の一つは大事な機能であります、調査権であります。議会が姿勢を正さずして、行政執行のチェックはあり得ないと考えます。議会はチェック活動の一環として果たすべき責務を淡々と果たすべきだというふうに思います。それが今回の調査委員会の設置の意義であると考えます。

最後に、重ねて申し上げますが、この立ち上げ以降の外部に対する対応については、議員とか、あるいはその関係者の個人的な対応は避けて、あくまでも議会が事実を確定したことに基づいた対応をしてほしいというふうに私は考えております。議会は本件に対して、個人の感想ではなくて機関にかけた統一見解を持つべきであるというふうに主張します。

政治倫理条例第2条第2項には、議員は政治倫理に違反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、その疑惑を解明し責任を明らかにしなければならないとあります。私たちは佐藤議員には公的場所で弁明する機会を保障しなければいけないと思いますし、また佐藤議員はその場で自分の行為についてどうであったかを明確にする義務があるというふうに考えます。

以上のことで、この特別委員会の設置については賛成をいたしたいと思います。

以上です。

○議長（上田茂政君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、発議第4号県道4車線化等をめぐる佐藤竜巳議員の行為に関する調査特別委員会設置に関する決議は可決されました。

佐藤竜巳君の入場を許可します。

〔13番 佐藤竜巳君 入場〕

○議長（上田茂政君） 佐藤竜巳君に告知します。

調査特別委員会は設置することに決定しました。

これから委員会名簿を配付します。

〔名簿配付〕

○議長（上田茂政君） 特別委員の選任を行います。

お諮りします。

特別委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、議席に配付しました名簿のとおりお示ししたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、特別委員は、議席に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

これから委員会条例第8条第2項によって特別委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。決定しましたら議長まで報告をお願いします。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時49分

再開 午前11時58分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、報告します。

委員長に甲斐榮治君、副委員長に西本友春君が選任されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議員派遣について

○議長（上田茂政君） 日程第6、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

4月から6月にかけて議員派遣が生じたとき、議員派遣する場合において、諸事情により期間や派遣場所、派遣議員等の変更が生じる場合は、その変更にあたっては議長に一任をいただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について

○議長（上田茂政君） 日程第7、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、議席に配付しました特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（上田茂政君） 日程第8、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、議席に配付しました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項、議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本会議に当初提案されました案件は全部終了しました。

お諮りします。

町長から追加議案が2件提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第2として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。以上2件を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第2として議題にすることに決定しました。

町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 議員の皆様には、2月28日から本日までの18日間にわたり、提案いたしました全ての付議事件につきまして慎重に御審議の上、承認等いただき、厚くお礼申し上げます。

大変お疲れのことと存じますが、急を要する案件が生じたので、追加議案として御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、提案理由を申し上げます。

議案第24号は、菊陽町部設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

現在、土木部の所管である環境、公害に関する事務を健康保険部の事務とし、環境生活課を土木部から健康保険部に移管する組織の改編を行うものであります。あわせて、「健康保険部」の名称を「保険衛生部」に改正するものでございます。

同意第1号は、菊陽町教育委員会教育長の任命についてであります。

上川幸俊教育長の任期が令和4年3月31日をもって満了しますが、次期教育長についても引き続き上川幸俊様を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

上川様は、人格が高潔で、教育行政に対する熱意はもとより、長年の教職、教育行政の経験及び教育長としての経験を生かされ、さらに充実した菊陽町教育行政の推進を期待するところであります。菊陽町の教育長として適任と考えておりますので、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上、議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に御説明いたしますので、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上田茂政君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 議案第24号 菊陽町部設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田茂政君） 追加日程第1、議案第24号菊陽町部設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

総務部長、説明を求めます。

○総務部長（板楠健次君） それでは、議案第24号菊陽町部設置条例の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきます。

まず、提案理由でございます。

内部組織の改編に伴い、条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

組織の改編の理由としましては、現在土木部の所管としております環境生活課は、その事務の内容が環境衛生、環境美化、地下水、狂犬病予防などの衛生に関連する事項であり、また予算も健康保険部と同じ款の4衛生費でございます。加えて、組織全体のバランス等も考慮し、環境生活課を現在の健康保険部の所管とするものでございます。

それでは、条例の改正内容について御説明を申し上げます。

議案を3枚めくっていただけますでしょうか。参考資料の新旧対照表の1ページをお開き願います。

まず、部の名称でございますが、現行の第1条の下線部「健康保険部」を改正後は「保険衛生部」に改めるものでございます。

同じように、第2条も同様で、現行の「健康保険部」を改正後は「保険衛生部」に改めるものでございます。

1枚めくっていただきまして、左側の現行の土木部の分掌事務の第8号の「環境に関する事項」及び第9号の「公害に関する事項」を削り、改正後は、保険衛生部の分掌事務に第6号「環境に関する事項」、第7号「公害に関する事項」を加えるものでございます。

最後に、2枚目にお戻りいただきたいと思っております。

附則で、この条例は令和4年4月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。



これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第24号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 追加日程第2 同意第1号 菊陽町教育委員会教育長の任命について

○議長（上田茂政君） 追加日程第2、同意第1号菊陽町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

上川教育長の退場を求めます。

〔教育長 上川幸俊君 退席〕

○議長（上田茂政君） 総務部長、説明を求めます。

○総務部長（板楠健次君） それでは、同意第1号菊陽町教育委員会教育長の任命についてを説明いたします。

本年3月31日をもって上川幸俊教育長の任期が満了いたします。次期教育長につきましても引き続き上川幸俊様を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めますのでございます。

上川幸俊様の住所、生年月日は記載のとおりでございます。

上川様は、昭和54年4月から熊本県立阿蘇農業高等学校教諭を皮切りに、高等学校の校長等を歴任され、平成24年4月からは熊本県教育庁高校教育課長など4年間の教育行政を経験され、総括審議員兼教育指導局長を最後に、平成28年3月に退職されておられます。定年退職後は、学校法人熊本学園大学学長参与を経まして、平成29年4月から菊陽町教育委員会教育長に就任され、現在に至っております。

上川様は、人格が高潔で、教育行政に対する熱意はもとより、長年の教職、教育行政の経験及び教育長としての経験を生かされ、さらに充実した菊陽町教育行政の推進が期待されます。菊陽町の教育長として適任でありますので、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

同意第1号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

上川教育長の入場を許可します。

〔教育長 上川幸俊君 入場〕

○議長（上田茂政君） ただいま同意第1号で同意しました上川幸俊君が議場においでですので、同意したことをお知らせします。

お諮りします。

議員から追加議案が1件提出されております。これを日程に追加し、追加日程第3として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。以上1件を日程に追加し、追加日程第3として議題にすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 追加日程第3 発議第5号 菊陽町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田茂政君） 追加日程第3、発議第5号菊陽町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

この議案は、西本友春君外4名の議員から提出されました。

提出者を代表して、西本友春君、趣旨の説明をお願いします。

○5番（西本友春君） 皆さんこんにちは。

発議第5号菊陽町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び菊陽町議会会議規則第14条第2項の規定により提案をいたします。

提案理由、令和4年度における組織の改編で文教厚生常任委員会の所管を改める必要があるため、また新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症の蔓延または大規模な災害等の発生等により委員会の開会場所への参集が困難であると認める場合に、オンラインを活用した委員会を開会できるよう改正するものでございます。

3ページ、参考資料、先ほど承認されました条例のところで、「福祉生活部及び健康保険

部」が改正後「福祉生活部及び保険衛生部」と変更になります。

あと13条の2が新規に追加をされて、オンライン会議を開催することができるような条例となっております。

2ページほど戻っていただきまして、菊陽町議会委員会条例の一部を改正する条例は、附則としまして、この条例は令和4年4月1日から施行するものであります。

以上で私の発議理由と内容を説明させていただきます。関係議員の皆様の賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

最後にお諮りします。

本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、そのほかの整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで令和4年第1回菊陽町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午後0時15分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため  
ここに署名します。

令和 年 月 日

菊陽町議会議長 上 田 茂 政

菊陽町議会議員 大久保 輝

菊陽町議会議員 阪 本 俊 浩

菊陽町議会会議録  
令和4年第1回3月定例会

令和4年3月発行

発行人 菊陽町議会議長 上田茂政  
編集人 菊陽町議会事務局長 東 桂一郎  
印刷 株式会社 きょうせい九州支社  
電話 (092) 831-0700 (代表)



菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800  
電話(代)(096) 232-2111  
議会事務局TEL(096) 232-4919